第65回

事 務 年 報

平成27年度

国 税 庁

はしがき

国税庁におきましては、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行の適正かつ円滑な実現に向けて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)をはじめ様々な納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、悪質な納税者には厳正な姿勢で臨むなど適正・公平な課税・徴収に努めております。

このような税務行政の推進に当たりましては、納税者の皆様の税務行政に 対する理解と信頼が不可欠であり、国税庁としては当庁の各種施策やその事 績などについて、ホームページや報道発表等を通じてお知らせしてまいりま した。

この「事務年報」もこうした取組の一環として、納税者の皆様に税務行政の現状をお知らせするという目的から、毎事務年度(7月~翌年6月)、国税庁の事務運営の状況や各種計数を、主として税目別に整理して取りまとめているものです。税務行政に対する御理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

平成 28 年 12 月

国税庁長官 迫 田 英典

目 次

第1部	総 記
第1章	〒 平成 27 事務年度(平成 27.7.1~平成 28.6.30)の主要事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	平成 28 年熊本地震への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	国際課税への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	酒類表示基準の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	社会保障・税番号(マイナンバー)制度への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	国税電子申告・納税システム (e-Tax) の普及及び定着に向けた取組 5
第2章	· 租税収入状況····································
第1	節 経済概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
1	国内総生産· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2	個人消費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3	住宅投資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4	設備投資及び鉱工業生産・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
5	国際収支・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
6	7 - 7 · · · · · · · · · · · · · · · · ·
7	物価動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2	節 租税収入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1	平成 27 年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	主要税目別収入状況(平成27年度一般会計分)
3	平成 27 年度国税収入直接税割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
第2部	税務行政の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1章	f 申告、調査及び指導の状況・・・・・・・・・11
第1	節 各税共通・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
1	資料情報事務····· 11
2	電子商取引への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第2	
1	
2	1, 1 = 1, 11
3	調査及び指導等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・13
4	寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認事務・・・・・・・・・・・・・16
第3	************
1	
2	*****
3	, , , , , , , , , , , , , , , , ,
第4	節 法人税

1	概要	18
2	申告の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
3	調査及び指導の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
4	税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組	23
5	適格退職年金契約に係る届出の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第5		
1	概要	
2	申告の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
3	調査及び指導の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
4	財産評価事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
第6		
1	概要· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	25
2	申告の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	調査及び指導の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第7		
第8		
1	概要· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	26
2	課税の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	調査及び指導の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	関税割当に関する事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
5	酒類の公正な取引環境の整備に関する事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
6	免許に関する事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
7	酒類の表示等に関する事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
8	清酒製造業及び単式蒸留しょうちゅう製造業の安定に関する事務	29
9	酒類業者の経営改善等に関する事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
10	酒類に係る資源の有効な利用の確保等に関する事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
11	社会的要請への対応に関する事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
12	輸出環境の整備に関する事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
13	酒類業の健全な発達に向けた技術的事項に関する事務	30
14	酒類の分析及び鑑定に関する事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
15	独立行政法人酒類総合研究所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
第9	節 消費税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
1	概要	31
2	申告・届出の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
3	調査の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
第 10) 節 その他の諸税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
1	揮発油税及び地方揮発油税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32

	2	印紙税·····	33
	3	たばこ税及びたばこ特別税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	4	石油ガス税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	5	航空機燃料税·····	35
	6	自動車重量税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	7	電源開発促進税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	8	石油石炭税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
第2	章	犯則の取締り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
第	1 飲	i 直接税······	37
	1	查察制度	37
	2	国税査察官の職務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	3	関係省庁との連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	4	査察事務の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	5	脱税の手段・方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
第	2 節	i 間接税·····	39
	1	犯則取締制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	2	通告処分制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	3	関係省庁との連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	4	犯則取締りの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
第3	章	債権管理事務及び徴収事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
第	1 飲	i 債権管理事務·····	41
	1	概要· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	41
	2	事務処理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
第	2 飲	i 徴収事務·····	43
	1	概要· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	43
	2	滞納の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	3	滞納整理事務の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
第4	章	国際税務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	1	概要· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	46
	2	外国税務当局との相互協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	3	国際的な情報交換・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	4	国際会議への参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	5	技術協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
第5	章	広報·····	48
第	1 節	i 広報広聴事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	1	概要· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	48
	2	納税意識の向上に関する事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48

3	税に関する知識の普及と向上に関する事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
4	広聴に関する事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
5	報道に関する事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
6	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
第2領	前 刊行物等·····	50
第6章	税務相談等及び苦情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
第1領	前 税務相談等·····	55
1	概要· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	55
2	税務相談等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
第2領	節 苦情· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	55
第7章	情報公開・個人情報保護及び実績の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
第1領	節 情報公開······	56
1	概要· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	56
2	施行状況·····	56
第2頁	前 個人情報保護·····	57
1	概要· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2	施行状況·····	57
第3領	節 実績の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
1	概要· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	58
2	平成 27 事務年度国税庁実績評価実施計画	58
3	平成 26 事務年度国税庁実績評価書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
第8章	税務協力体制·····	59
第1領	節 関係民間団体·····	59
1	日本税理士会連合会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
2	日本税務協会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
3	全国青色申告会総連合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
4	全国法人会総連合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
5	酒類業組合等	61
6	全国間税会総連合会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
7	全国納税貯蓄組合連合会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
8	納税協会連合会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
第2領	ő 表彰·····	67
1	叙勲及び褒章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
2	納税表彰	67
3	感謝状の贈呈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
第9章	権利救済·····	68
第1領	節 不服申立て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68

1	概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	68
2	再調査の請求(旧:異議申立て)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		68
3	審査請求· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		68
第2頁	布 訴訟·····		70
1	課税関係訴訟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. .	70
2	徴収関係訴訟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. .	73
第 10 章	税理士制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. .	75
1	概要	. .	75
2	税理士の登録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		75
3	書面添付制度の普及に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. .	76
4	税理士業務の適正な運営の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		76
第3部 移		. .	77
第1章	組織及び管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		79
第1領	節 機構及び定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		79
1	機構· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		79
2	定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		80
第2頁	6 任用及び採用試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		81
1	任用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		81
2	採用試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	81
第3頁	6 給与及び福利厚生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		82
1	給与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		82
2	福利厚生······		82
3	公務員宿舎·····	• •	83
第4頁	節 国税庁特定事業主行動計画······	• •	83
1	概要		83
2	具体的な両立支援に対する主な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		83
第5質	布 規律······	• •	84
1	服務	• •	84
2	監察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		84
第6頁	節 事務の管理・企画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		84
1	事務処理の情報システム化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• •	84
2	電子申告等の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	85
3	事務の監察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		85
4	提案制度·····		86
第7頁	節 会計·····		86
1	予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	86
2	営繕·····	••	88

第2章	特別の機関等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
第1節	節 国税不服審判所·····	89
1	概要·····	89
2	審査請求の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
3	審査請求の処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
4	国税不服審判所長を行政庁とする訴訟・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
第21	節 税務大学校·····	90
1	概要·····	90
2	長期研修· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	91
3	短期研修· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	94
4	通信研修·····	94
5	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
第3節	節 国税審議会· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	95
1	概要·····	95
2	所掌事務· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	95
3	委員· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	95
4	国税審議会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
5	税理士試験	96
第4節	節 土地評価審議会·····	96
1	概要·····	96
2	審議の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96

[付録]

1	,	用語の	解説······	97
2	1	付表・・		11
į	第	1表	平成 27 年度租税及び印紙収入決算額調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
į	第	2表	申告所得税の課税状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
į	第	3表	譲渡所得の課税状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
į	第	4表	青色申告の承認申請状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115
į	第	5表	小企業者に対する記帳指導の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115
į	第	6表	源泉徴収義務者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
į	第	7表	源泉所得税の課税状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」	16
į	第	8表	法人数の状況・・・・・・・ 1	17
į	第	9表	資本階級別普通法人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	117
į	第	10 表	法人税の申告状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
į	第	11 表	法人税実地調査の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」	118
į	第	12 表	相続財産の種類別価額表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」	19
1	第	13 表	相続税の課税状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 」	19
į	第	14 表	平成 28 年分都道府県庁所在都市の最高路線価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
1	第	15 表	土地の評価に係る標準地数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」	21
1	第	16 表	贈与税の課税状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」	121
į	第	17表	酒税の課税状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」	122
1	第	18 表	酒類の生産状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	123
1	第	19 表	酒類の製造及び販売業の免許場数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」	124
1	第	20 表	揮発油税及び地方揮発油税の課税状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	125
1	第	21 表	現金納付による印紙税の課税状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・」	126
1	第	22 表	たばこ税の課税状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	127
ļ	第	23 表	石油ガス税の課税状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	28
1	第	24 表	航空機燃料税の課税状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」	128
ļ	第	25 表	自動車重量税の課税状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」	29
į	第	26 表	電源開発促進税の課税状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」	29
į	第	27 表	石油石炭税の課税状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	30
ļ	第	28 表	査察事件の処理事績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	31
ļ	第	29 表	間接国税犯則事件の処理事績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」	31
į	第	30 表	物納(物納の撤回)の処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」	132
1	第	31 表	延納の処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	132
į	第	32 表	平成 27 年度徴収決定等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	133
į	第	33 表	平成 27 年度還付金等の支払決定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	133
1	第	34 表	平成 27 年度税目別徴収決定等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	134

	第 35 表	振替納税利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	135
	第 36 表	滞納の発生及び整理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	136
	第 37 表	相互協議事案発生件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	137
	第 38 表	納税者支援調整官の派遣先税務署等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	138
	第 39 表	電話相談センターにおける税務相談の受理件数及びタックスアンサーの利用件数・・	138
	第 40 表	叙勲及び褒章の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	139
	第 41 表	納税表彰の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	139
	第 42 表	国税の調査取締功労者に対する感謝状贈呈の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	139
	第 43 表	異議申立ての処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	140
	第 44 表	審査請求の処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	140
	第 45 表	訴訟事件の終結状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	141
	第 46 表	国税庁職員定員表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142
	第 47 表	提案受理件数及び国税庁入賞件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142
	第 48 表	平成 27 年度予算の事項別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	143
	第 49 表	徴税費及びその使途別構成のすう勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144
	第 50 表	国税に関する不服申立制度及び訴訟の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	145
3	参考資	\$ \	147
	国税庁の	事務の実施基準及び準則に関する訓令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	149
	国税庁の	使命· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	151
	税務運営	方針(昭和 51 年 4 月 1 日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	152
	平成 27 年	度税制改正の大綱の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	169
	平成 27 事	·務年度国税庁関係主要日誌·····	172

本文中の計図表目次

表 1	平成27事務年度の主な法定資料の監査事績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
表 2	個人課税部門(所得税・消費税担当)の調査等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
表 3	寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認申請の処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
表 4	給与所得の組織区分別源泉徴収義務者の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
表 5	源泉所得税の調査状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
表 6	法人数の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
表 7	法人税の申告状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
表 8	法人税の調査状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
表 9	消費税の課税事業者(選択)届出書等の提出件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
表10	消費税の課税件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
表11	消費税の課税額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
表12	消費税の調査等状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
表13	新規発生滞納の税目別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
表14	整理済滞納の税目別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
表15	滞納整理中のものの税目別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
表16	開示請求件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
表17	開示決定等の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
表18	開示請求件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
表19	開示決定等の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
表20	全国青色申告会総連合の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
表21	酒類に関する公正競争規約等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
表22	全国間税会総連合会の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
表23	全国納税貯蓄組合連合会の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
表24	納税協会連合会と納税協会の組織関係図(例示)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
表25	異議申立事案の税目別申立て及び処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
表26	異議申立事案の税目別・態様別処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
表27	課税関係訴訟の発生・終結・係属の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
表28	税理士登録者数等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
表29	税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合(所得税・相続税・法人税)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
表30	機構改正主要事項一覧表	80
表31	級別定数(税務職)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
表32	e-Taxの利用状況·····	
表33	予算の執行状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
表34	徴税コスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
表35	審査請求の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90

表36	審査請求の処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
表37	税務大学校の研修人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94

第 1 部

総説

第1章 平成27事務年度(平成 27.7.1~平成28.6.30)の主要事項

1 平成28年熊本地震への対応

(1) 国税の申告・納付等の期限の延長 平成28年熊本地震発生直後の平成28年 4月21日に、熊本県の国税に関する申 告・納付等の期限を延長(地域指定)す る旨公表した(4月22日告示)。

(2) 被災地への支援

平成28年4月22日から6月30日まで、 熊本国税局及び熊本県下7税務署におい て、11の市町村に対して延べ約800名の職 員を派遣し、り災証明書の発行業務等の 支援を行った。

(3) 避難者の受入れ

平成28年4月16日から5月8日まで、 税務大学校熊本研修所において、延べ約 2,800名(1日当たり最大約220名)の避 難者の受入れを行った。

(4) 酒類業関連

イ 免許手続等の特例

被災した酒類製造場等に係る免許等 の手続や被災酒類に係る酒税相当額の 還付手続等について弾力的な取扱いを 定め、酒類業者に対して周知した。

ロ 中小企業施策の効果的活用に向けた 支援等

中小酒類業者が活用可能な各種中小 企業施策(被災中小企業・小規模事業 者対策等)に関する情報提供をきめ細 かく実施するとともに、各種中小企業 施策の活用に関する相談に対し、関係 行政機関と協調して対応した。

2 国際課税への取組

BEPSプロジェクトへの対応
 BEPS (税源浸食と利益移転) プロジェ

クトは、近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動の実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、経済協力開発機構(OECD)において平成24年に立ち上げられた。

BEPSプロジェクトには、OECD加盟国の みならず、OECD非加盟のG20メンバー8か 国も参加し、15の行動について議論を行った結果、平成27年10月に最終報告書が 公表され、同年11月にG20サミットに報告 された。

最終報告書では、国際課税ルール全体を見直すことにより、多国籍企業による 国際的租税回避に対処し、各国政府・多 国籍企業の透明性を高めるための、様々 な勧告がなされており、国税庁は、勧告 内容の円滑な実現に向けて次の施策に取 り組んだ。

- ① 行動1に関連して、平成27年度税制 改正において、国内外の事業者間の競争 条件の不均衡を是正する観点から、平成 27年10月以降、国外の事業者が国境を越 えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等 の電子商取引に消費税を課すこととされ たことから、この制度の円滑な実施のた め、関係省庁と連携し、国外事業者が加 入する経済団体等へ改正内容の周知依頼 を行うとともに、これらの団体や在京大 使館を対象とした説明会への講師派遣等 を行った。
- ② 行動 5 に関連して、相互協議を伴わない事前確認のような企業と税務当局間の事前合意について関係国に自発的に情報を提供することとされたことから、既

存の情報交換の枠組みを用いて相互 協議を伴わない事前確認に関する情 報交換を実施した。

- ③ 行動13に関連して、平成28年度税制改正において、移転価格税制に係る文書化制度の整備が行われたことから、この制度の円滑な実施のため、適用基準や執行方針の明確化を図りつつ、積極的な制度周知・広報を行った。
- ④ 行動14に関連して、相互協議の効果的・効率的な実施のための「ミニマムスタンダード」や「ベストプラクティス」の策定に係る議論及び各国の履行状況をモニタリングするための枠組みに係る議論に参加し、多国間での協調に取り組んだ。
- (2) 共通報告基準 (CRS) による金融口座 情報の自動的交換への対応

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、 平成26年にOECDにおいて、非居住者の 金融口座情報を税務当局間で自動的に 交換するための国際基準である「共通 報告基準 (CRS: Common Reporting Standard)」が公表された。

今後、①各国の税務当局はこの基準に基づき、自国に所在する金融機関等から非居住者が保有する金融口座情報(氏名・住所、個人番号・法人番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等)の報告を受け、②租税条約等の情報交換規定に基づきその非居住者の居住地国の税務当局との間でその情報を提供し合うこととなる。

我が国では、平成30年4月30日まで に国内に所在する金融機関から初回の 報告、同年9月30日までに初回の外国の 税務当局への情報提供を開始するととも に、諸外国からもその国の金融機関等に 保有されている日本居住者の金融口座情 報の提供が開始されることから、この自 動的情報交換の円滑な実施に向け、OECD における作業を含む各国の税務当局との 連携強化、システム開発準備、制度の広 報・周知等を実施した。

3 酒類表示基準の策定

国産ぶどうのみを原料とした「日本ワイン」の国際的な認知の向上や消費者にとって分かりやすい表示などの観点から、平成27年10月30日に「果実酒等の製法品質表示基準」を制定した。

また、日本産酒類のブランド価値向上などに有効な地理的表示(GI: Geographical Indication)の活用促進を図る観点から、平成27年10月30日に「酒類の地理的表示に関する表示基準」の改正を行った。さらに、この改正後の制度に基づいて、平成27年12月25日に国レベルの地理的表示として「日本酒」を指定した。

4 社会保障・税番号制度(マイナンバー) 制度への対応

(1) 概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の施行に伴い、平成27年10月からマイナンバー(個人番号)及び法人番号の通知が行われ、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野での利用が開始された。国税庁はマイナンバー及び法人番号の利活用機関であるとともに、法人番号の付番機関となっている。

(2) 番号法の施行に向けた対応

マイナンバー制度導入後の税務署等に おける事務処理が円滑かつ適切に実施さ れるよう、全職員を対象にマイナンバー 制度の概要及び各事務系統別の事務処理 に関する職員研修を実施した。

また、マイナンバー制度に関する納税者からの問合せや相談に適切に対応するため、平成27年10月以降、税務署にマイナンバー制度に関する相談窓口を設置するなど、相談体制を整備した。

(3) マイナンバー制度に係る周知・広報への対応

納税者のマイナンバー制度に対する理解度を深め、マイナンバー制度の円滑な導入・定着が図られるよう、前事務年度に引き続き、関係民間団体等のニーズ等に応じた説明会を積極的に開催するとともに、国税庁ホームページの特設サイトの内容を充実させるなど、効果的な周知・広報に努めた。

(4) マイナンバー及び法人番号の利活用 機関としての取組

国税庁では、マイナンバー制度の導入 を契機として、納税者利便の向上や行政 事務の効率化の観点から、マイナンバー 及び法人番号の利活用方策の検討を進め ており、これらの施策の実現に向けた検 討や必要なシステム改修等を行った。

(5) 法人番号付番機関としての取組

平成27年10月以降、法人番号の指定、 通知及びインターネット上に開設した 「国税庁法人番号公表サイト」での法人 等の基本3情報(商号又は名称、本店又 は主たる事務所の所在地、法人番号)の 公表を実施しているほか、法人番号が社 会的なインフラとして幅広い分野で利活 用されるよう、行政機関や関係民間団体 に対する制度説明及び利活用の働きかけ を行っている。

また、国税庁を国連が定める規則及び 国際標準規格に基づき組織(企業)コードを発番する機関として登録した。これ により、法人番号を国際的にも唯一無二 性を確保した識別コードとして、

- ① 企業間取引(電子商取引)における 企業コードとしての利用
- ② 電子タグなどの自動認識メディア (非接触技術を用いたICチップ)の識 別子の中で活用される企業コードとし ての利用

が可能となっている。

(6) 税制改正への対応

平成28年度の税制改正において、一部の税務関係書類についてはマイナンバーの記載を要しないこととする改正が行われたことから、対象となる税務関係書類を具体的に示した国税庁告示(国税通則法施行規則第15条第1項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件(国税庁告示第7号))を、平成28年3月31日付で公布した。

5 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の 普及及び定着に向けた取組

国税電子申告・納税システム (e-Tax) については、平成26年9月に決定された「財務省改善取組計画」(以下「改善取組計画」という。)に基づき、その普及及び定着を国税庁における当面の最重要課題の一つと位置付け、各種施策に取り組んだ。

具体的には、関係民間団体と連携しつつ納税者への個別勧奨、税理士に対する代理送信の協力要請及びマイナンバーカード取得者等に対して、市区町村と連携し、e-Tax

の利用についての周知・広報を行った。

また、平成28年4月以降、e-Taxで申告等 を行う際に別途書面で提出する必要がある 出資関係図や登記事項証明書などの添付書 類について、書面による提出に代えてイメ ージデータによる提出を可能とするととも に、法人税申告の財務諸表等について、税 務・会計ソフトが持つデータを送信できる ようにe-Taxで受付可能なデータ形式に変換 するプログラムを税務・会計ソフト開発業 者へ提供したほか、平成28年5月以降、e-Taxの受付日について、法人税申告等の提出 が多い、5月、8月及び11月の最後の土曜 日及び日曜日も受け付けるよう拡大し、地 方税ポータルシステム (eLTAX) と共通化す るなど、利便性向上に向けたシステム改善 を実施した。

改善取組計画では、e-Taxの利用者満足度 や利用率などが評価指標として掲げられて おり、平成27年度実績値の多くが前年度を 上回り、順調にe-Taxの普及及び定着が図ら れている。

第2章 租税収入状况

第1節 経済概況

我が国の平成 27 年度の経済動向については 「平成 28 年度の経済見通しと経済財政運営の 基本的態度(平成 28 年 1 月 22 日閣議決定)」 において、「大胆な金融政策、機動的な財政政 策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする 経済財政政策の推進により、雇用・所得環境 が改善し、原油価格の低下等により交易条件 が改善する中で、緩やかな回復基調が続いて いる。ただし、年度前半には中国を始めとす る新興国経済の景気減速の影響等もあり、輸 出が弱含み、個人消費及び民間設備投資の回 復に遅れがみられた。

政府は、『希望を生み出す強い経済』、『夢をつむぐ子育で支援』、『安心につながる社会保障』の実現に向け、平成27年11月26日に『一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策』(以下『緊急対策』という。)を取りまとめた。雇用・所得環境が改善する中、緊急対策等の効果もあって、景気は緩やかな回復に向かうことが見込まれる。」とされている。

なお、平成 27 年度における主要経済指標は 以下のとおりである。

1 国内総生産

平成 27 年度の実質国内総生産は、実額で 529.2 兆円 (平成 26 年度 524.8 兆円)、成長 率は 0.8%増 (平成 26 年度 0.9%減) となっ た。

名目国内総生産は、実額で500.5 兆円(平成26年度489.6兆円)、成長率は2.2%増(平成26年度1.5%増)となった。

2 個人消費

平成 27 年度の実質民間最終消費支出は、 実額で 306.5 兆円 (平成 26 年度 307.2 兆円)、 前年度比 0.2%減(平成 26 年度同 2.9%減) となった。

3 住宅投資

平成27年度の新築住宅着工件数は92.1万戸(平成26年度88.0万戸)で前年度比4.6%増(平成26年度同10.8%減)となった。

実質民間住宅投資は、実額で 13.5 兆円 (平成 26 年度 13.1 兆円)、前年度比 2.4% 増(平成 26 年度同 11.7%減)となった。

4 設備投資及び鉱工業生産

平成 27 年度の実質民間企業設備投資は、 実額で72.2 兆円 (平成 26 年度 70.7 兆円)、 前年度比2.1%増 (平成 26 年度同 0.1%増) となった。

鉱工業生産指数は97.4 (平成26年度98.4) となり、前年度比1.0%減(平成26年度同 0.5%減)となった。

5 国際収支

平成 27 年度の輸出は、通関額 (円ベース)で、実額で 74.1 兆円 (平成 26 年度 74.7 兆円)、前年度比 0.7%減 (平成 26 年度同5.4%増)となり、輸入は実額で 75.2 兆円 (平成 26 年度 83.8 兆円)、前年度比 10.3%減 (平成 26 年度同 1.0%減)となった。

この結果、平成 27 年度の貿易収支(国際 収支ベース) は 0.5 兆円の黒字(平成 26 年 度 6.6 兆円の赤字)、経常収支は 18.0 兆円の 黒字(平成 26 年度 8.7 兆円の黒字) となった。

6 労働力需要

平成27年度の有効求人倍率は1.23倍(平成26年度1.11倍)と0.12ポイント上昇し、 完全失業率は3.3%(平成26年度3.5%)と 0.2ポイント低下した。

7 物価動向

平成 27 年度の国内企業物価指数は 101.8 (平成 26 年度 105.2) となり、前年度比 3.2%減(平成 26 年度同 2.7%増)となった。 消費者物価指数(除く生鮮食品)は100.0 (平成26年度100.0)となり、前年度比で横 ばい(平成26年度同2.8%増)となった。

第2節 租税収入状況

1 平成27年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況

平成27年度一般会計「租税及び印紙収入」 (以下「一般会計分税収」という。)の決算 額は、56兆2,854億円であり、予算額(補正 後予算額。以下同じ。)56兆4,240億円に対 して1,386億円(0.2%)の減収となり、前 年度の決算額53兆9,707億円に対して2兆 3,147億円(4.3%)の増収となった。

なお、源泉所得税及び申告所得税の一般 会計分税収に占める割合(決算額ベース) は31.6%と前年度の31.1%を上回り、法人 税の一般会計分税収に占める割合は19.2% と前年度の20.4%を下回った。

2 主要税目別収入状況(平成27年度一般会計分)

(1) 源泉所得税

源泉所得税の決算額は、14兆7,732億円 であり、予算額に対して672億円 (0.5%) の増収、前年度決算額に対して7,464億円 (5.3%) の増収となった。

(2) 申告所得税

申告所得税の決算額は、3兆340億円で あり、予算額に対して1,500億円(5.2%) の増収、前年度決算額に対して2,705億円 (9.8%)の増収となった。

(3) 法人税

法人税の決算額は10兆8,274億円であり、 予算額に対して9,136億円 (7.8%)の減収、前年度決算額に対して2,042億円 (1.9%)の減収となった。

(4) 相続税

相続税の決算額は、1兆9,684億円であり、予算額に対して2,074億円(11.8%)の増収、前年度決算額に対して856億円(4.5%)の増収となった。

(5) 消費税

消費税の決算額は、17兆4,263億円であり、予算額に対して3,143億円(1.8%)の増収、前年度決算額に対して1兆3,973億円(8.7%)の増収となった。

(6) 酒税

酒税の決算額は、1兆3,380億円であり、 予算額に対して300億円(2.3%)の増収、 前年度決算額に対して104億円(0.8%) の増収となった。

(7) 揮発油税

揮発油税の決算額は、2兆4,646億円であり、予算額に対して14億円(0.1%)の減収、前年度決算額に対して218億円(0.9%)の減収となった。

3 平成27年度国税収入直接税割合

直接税(源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税及び地価税並びに地方法人税、地方法人特別税、復興特別所得税及び復興特別法人税)の特別会計分を含む税収総計に占める割合(決算額ベース)は56.0%と前年度の56.8%を下回った。

なお、平成20年度から平成25年度までの直接税の内訳に「地方法人特別税」を含めた割合は、平成20年度が57.7%、平成21年度が52.9%、平成22年度が56.3%、平成23年度が57.2%、平成24年度が58.7%、平成25年度が60.8%である。

第 2 部

税務行政の現況

第1章 申告、調査及び指導の状況

第1節 各税共通

1 資料情報事務

資料情報は、申告額の適否の検討、無申告者の把握及び税務調査と税務指導の展開に直接役立つほか、納税者に適正な申告を促す機能を果たしており、税務の運営にとって必要不可欠である。社会の国際化・高度情報化の進展に伴い、不正取引、不正経理等の不正の手口も巧妙化しているところであり、このような環境の下で資料情報の果たす役割は極めて高い。

(1) 法定資料の提出状況等

法定資料は、所得税法で43種類、相続税法で5種類、租税特別措置法で8種類、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(以下「国外送金等調書提出法」という。)で4種類、合計60種類(未施行のものを含む。)の資料について提出が義務付けられている(平成28年6月30日現在)。

これら法定資料については、提出義務者の把握に努めるとともに、提出義務者に対して提出義務の周知や資料の作成方法等の指導を積極的に行った。

また、法定資料のうち、平成26年1月から施行された国外財産調書制度及び平成28年1月から施行された財産債務調書制度については、制度の概要などの周知・広報に努めるとともに、未提出者等に対して督促を行うなどの対応を行った。

なお、平成27事務年度の法定資料の提出状況は、所得税法による法定資料2億4,192万枚、相続税法による法定資料133万枚、租税特別措置法による法定資料

8,556万枚、国外送金等調書提出法による 法定資料652万枚であり、合計 3 億3,533 万枚(対前事務年度比104.5%)であった。 また、法定監査を行った結果、「不動産 等の譲受けの対価の支払調書」において 非違が多く把握されている。

(2) 法定外資料の収集状況

法定外資料の収集は、各税事務の重点施策、地域の特性、経済情勢の変化等を踏まえ、国税局・税務署の実情に即した調査及び指導等に有効なものを中心に重点的に行うこととし、平成27事務年度における法定外資料の収集枚数は、1億3,010万枚(対前事務年度比133.9%)となっている。

(3) 資料情報の入力及び分類・送交付

資料情報の入力及び分類・送交付事務 については、全国13か所の資料センター において、集中的に処理を行い、効率的 な実施に努めた。平成27事務年度は、こ れらの資料センターにおいて3,100万枚 (対前事務年度比84.4%)の資料情報を 処理した。

(4) 資料情報事務の機械化

資料情報の名寄せをシステムで行い、 資料情報の的確な管理及び多角的な活用 を図っている。平成27事務年度において も、資料情報のe-Tax及び光ディスク等の 電子データによる提出・収集を更に推進 するなど、システムを活用した資料情報 事務の円滑な運用に努めた。

資料の種類	監査件数	非違のあった	非違割合
具件V/性規	(A)	件数(B)	(B) / (A)
	件	件	%
不動産の使用料等の支払調書	4, 367	1, 101	25. 2
不動産等の譲受けの対価の支払調書	4, 502	3, 538	78. 6
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の 支払調書	1,891	623	32. 9
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	5, 524	1, 497	27. 1
給与所得の源泉徴収票	5, 687	1,022	18. 0

2 電子商取引への取組

電子商取引への取組については、各国税局・沖縄国税事務所に設置している電子商取引専門調査チームを中心として、電子商取引事業者に関する情報収集や取引の実態解明のほか、必要があると認められる場合には税務調査を行うなど、課税の適正化に取り組んでいる。

第2節 申告所得税

1 概要

1月から12月までの1年の間に一定額以上の所得を得ている個人は、給与所得の年末調整等によって納税が完結している場合を除き、確定申告書を提出して所得税を納税する義務がある。

課税の対象となる所得は、非課税とされる所得を除く全ての所得であるが、それぞれ発生する態様によって、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、維所得の各種の所得に区分される。

これらの所得は、損益通算や損失の繰越 控除、各種の所得控除の計算手続を経て課 税所得金額となり、平成27年分は、原則と して5%から45%までの超過累進税率が適 用される。 このようにして算出された税額から各種 税額控除及び源泉徴収税額を差し引いて、 申告納税額が計算される。

2 確定申告の状況

(1) 確定申告の状況

平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出人員は、申告納税額のある者632万人、還付申告をした者1,247万人、その他の者273万人の計2,151万人であり、前年分に比べ12万人(0.6%)増加している。

(2) 納税人員等

平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告をした納税人員(申告納税額のある者)は、632万人であり、前年分に比べ、20万人(3.3%)増加している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は2.3%増加、農業所得者は29.6%増加、その他所得者は2.9%増加している。

また、還付申告をした者は1,247万人であり、前年分に比べ2万人(0.2%)減少している。

なお、譲渡所得に係る有所得人員(所得金額のある者)は、78万人(対前年比102.7%)であり、このうち、平成15年分から申告分離課税に一本化された株式等の譲渡者は、46万人(対前年比100.2%)

である。

(注)所得者の区分は、まず全体を「事業所得者」及び「その他所得者」に区分し、事業所得者については、更に区分して、「営業等所得者」及び「農業所得者」とする場合がある。なお、所得者の区分に当たっては、その有する所得のうち最も大きい所得の種類により区分している。

平成27年分所得税及び復興特別所得税

の確定申告をした納税人員の所得金額は、

(3) 所得金額

39兆3,729億円(納税者1人当たり623万円)であり、前年分に比べ、2兆2,674億円(6.1%)増加している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は3.4%増加し、農業所得者は43.3%増加し、その他所得者は6.1%増加している。また、所得金額のうち、譲渡所得金額は6兆8,001億円(対前年比117.4%)であり、1人当たりの譲渡所得金額は869万円(対前年比114.2%)である。このうち、株式等の譲渡に係る譲渡所得金額は2兆7,405億円(対前年比125.9%)である。

(4) 申告納税額

平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告による申告納税額は、2兆9,701億円(納税人員1人当たり47万円)であり、前年分に比べ、2,614億円(9.6%)増加している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は6.1%増加、農業所得者は71.6%増加、その他所得者は9.8%増加している。

り、1人当たりの譲渡所得金額は、593万

円 (対前年比125.6%) である。

なお、申告所得税の納税額全体に占め る割合は、それぞれ、営業等所得者 19.4%、農業所得者1.5%、その他所得者 79.1%となっている。

3 調査及び指導等の状況

(1) 調査等の体制

調査は、申告所得税、消費税及び源泉 所得税の三税同時調査を基本に、限られ た事務量で最も効率的な事務運営を行う ため、納税者の階層別の分布状況や業 種・業態等を加味しつつ、高額・悪質な 不正が想定されるなど調査の必要性の高 い者を対象に実施した。

また、経済社会の国際化、高度情報化、 広域化に的確に対応するため、全所得者 を通じて社会的に注目される事案(業種)、 新たな事業展開を図っている事案、ボー ダレス化、高度情報化に伴う事案に積極 的に取り組むとともに、資料情報の収集、 調査事例の集積及び調査手法の開発に努 めた。

添付書類が未提出の者や、比較的容易に非違事項の是正等ができる者に対して行う簡易な接触については、来署を求め 実施するなど、効率的な運営に努めた。

(2) 調査等の状況

イ 事業所得者・その他所得者

平成27事務年度の実地調査等については、高額・悪質重点の運営を推進するとともに、申告所得税、消費税及び源泉所得税の三税同時調査の実効性を高めるため、調査対象の的確な選定、効果的かつ効率的な調査等の実施に配意した。

調査等の結果は、次のとおりである。

(4) 調査等件数

調査等の件数は、65万431件であ る。このうち実地調査を行ったもの は6万6,016件であり、簡易な接触 を行ったものは58万4,415件である。

(1) 調查等事績

調査等を行ったもののうち、申告 漏れ等の何らかの非違があった件数 は、39万5,688件である。このうち 実地調査によるものが5万4,673件 であり、簡易な接触によるものが34 万1,015件である。

申告漏れ所得金額(調査等全年分) は8,785億円であり、このうち実地 調査によるものが5,243億円、簡易 な接触によるものが3,542億円であ る。

追徴税額(加算税を含む。以下同 じ。)は1,075億円であり、このうち 実地調査によるものが798億円、簡 易な接触によるものが277億円であ る。

これを調査等件数で除した1件当たりの申告漏れ所得金額は135万円 (実地調査によるもの794万円、簡易な接触によるもの61万円)、1件 当たりの追徴税額は17万円(実地調査によるもの121万円、簡易な接触によるもの121万円、簡易な接触によるもの5万円)である。

(注)消費税については、第1章第 9節を参照。

表 2 個人課税部門(所得税・消費税担当)の調査等の状況

ヨ) の調査寺の状况						
項目		\	区分	実地調査	簡易な接触	調査等合計
調了	監等	牛数	件	66, 016	584, 415	650, 431
	告漏の非		件	54, 673	341, 015	395, 688
	告 漏得 金		億円	5, 243	3, 542	8, 785
\rh	本	税	億円	680	270	949
追徴税額	遺 徴 加算税		億円	118	7	125
領	Ħ	+	億円	798	277	1,074
		告漏 所得 額	万円	794	61	135
1件当たり	追	本税	万円	103	5	15
h	追徴税額	加算税	万円	18	0.1	2
		計	万円	121	5	17

(注) 1 平成27年7月から平成28年6月までの実績である。 2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と 一致しないことがある。

口 譲渡所得者

所得税のうち譲渡所得者の調査等件数は26,811件(前年29,999件)である。このうち申告漏れ所得のあった件数は19,941件(前年21,146件)であり、申告漏れ所得金額は1,548億円(前年1,500億円)である。

また、調査対象者1件当たりの申告 漏れ所得金額は578万円(前年500万円) である。

(3) 申告相談及び指導の状況

イ 確定申告期

申告納税制度が円滑に機能するよう に、平成10年分から全国的に納税者自 身に申告書を作成していただく「自書 申告」の推進に取り組んできた。

平成27年分の確定申告においては、 適切な申告相談体制の構築を図り、自 宅等からのICTを利用した申告の推進を 図るとともに、内部事務を円滑かつ効 率的に実施することに努めた。また、 各種施策の実施に当たっては、各国税 局・沖縄国税事務所においては、優れ た取組を行っている事例を積極的に税 務署に情報提供することとし、各税務 署においては、従前の方法にとらわれ ることなく、優れた取組事例を参考と して、自署の実情に合った、より効果 的・効率的な施策となるよう配意した。

- (イ) ICTを利用した申告の推進を図るための施策として、既に自宅等からe-Taxを継続利用している者以外の者に対しては、納税者利便の向上の観点、将来の自宅等からのe-Tax利用への移行の観点及び相談事務量の削減の観点から、確定申告書等作成コーナーを利用した書面申告に重点を置いて広報を実施したところである。
- (ロ) 「申告相談が平日だけの対応では 困る、閉庁日にも対応してほしい」 という納税者からの声を受けて、平 成15年分の確定申告期から、確定申 告期間中の日曜日に2回、確定申告 の相談などを実施している。

平成27年分の確定申告期においては、平成28年2月21日と2月28日に、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場などにおいて申告相談を行った。また、「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する質問について、確定申告期間中の

日曜日に、ヘルプデスクでの相談を 行った。

- (ハ) 駅や街の中心部など便利な場所に どなたでも利用することのできる広 域センターを設置し納税者利便の向 上に努めた。
- (二) 年金受給者や医療費控除の適用を 受ける者などからの相談については、 地方公共団体や税理士会等の協力を 得て申告相談の円滑な実施に努めた。
- (ホ) 譲渡所得の納税者は、税法になじ みの薄い者が多いことから、税理士 会、証券業界等の協力を得て、各種 広報、説明会等を通じて適正申告の 確保に努めた。
- ロ 青色申告者の育成及び指導の充実 申告納税制度の定着のためには、記 帳に基づき自主的に申告できる納税者 の増大が前提となるので、前年度に引 き続き関係民間団体等の協力を得なが ら次のように青色申告の勧奨と青色申 告者の指導に努めた。
- (イ) 青色申告の勧奨は、関係民間団体 等の協力を得て、あらゆる機会を通 じて行った。

この結果、青色申告者総数は、620 万人となり、前年に比べて約18万人 (3.0%) 増加している。

青色申告の中心となる事業所得者 の青色普及割合(所得税の申告納税 額のある納税者に対する割合)をみ ると、60%となっている。

(n) 青色申告者に対する指導は、主と して関係民間団体等の協力を得なが ら開催する各種の説明会や記帳指導 を通じて積極的に行い、青色申告特 別控除制度の説明を行うなど質の向 上に努めた。

なお、関係民間団体等が実施した記帳指導人員は、約50万人である。

ハ 白色申告者に対する記帳指導等

白色申告者に対しても関係民間団体 等の協力を得ながら、各種広報・説明 会等を通じて、記帳制度の周知のほか、 記帳方法、決算方法の指導に努めた。

また、平成23年度の税制改正により、 平成26年1月以降、記帳・帳簿等の保 存制度の対象者が全ての個人事業者等 に拡大されたことから、地方公共団体 や関係民間団体等との連携・協調を図 りつつ、改正内容の幅広い広報・周知 や指導に努めた。

4 寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認事務

(1) 承認の趣旨

公益法人等に対して、譲渡所得の基因となる財産の寄附があった場合には、時価により譲渡があったものとして譲渡所得が課税されることになっているが、その財産の寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについては、その譲渡所得は非課税とされる。

(2) 非課税承認申請の処理状況

平成27事務年度における非課税承認申 請の処理状況は、次のとおりである。

表3 寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認 申請の処理状況

区分	件 数		
	件		
学校法人	36		
財団法人	107		
社会福祉法人	100		
医療法人	0		
宗教法人	36		
その他の法人	69		
合 計	348		

第3節 源泉所得税

1 概要

(1) 源泉徴収制度においては、源泉徴収に 係る所得税及び復興特別所得税を徴収し て国に納付する義務のある者を「源泉徴 収義務者」といい、源泉徴収の対象とさ れている所得の支払者は、それが会社や 協同組合、学校、官公庁であっても、ま た、個人や人格のない社団・財団であっ ても、全て源泉徴収義務者となる。

なお、源泉徴収の対象とされている所 得は、おおむね次のとおりである。

支 払 を 受ける者	源泉徴収の対象とされている所得
居住者	利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、 公的年金等、報酬・料金等、定期積金の給付 補てん金等、特定口座内保管上場株式等の譲 渡所得等
内国法人	利子所得、配当所得、定期積金の給付補てん 金等、特定の報酬・料金等
非居住者 外国法人	国内源泉所得(特定のものに限る。)

(2) 源泉徴収義務者は、所定の税率により 所得税及び復興特別所得税を源泉徴収し

た上、原則として、その源泉徴収の対象 となる所得を支払った日の翌月10日まで に「納付書(所得税徴収高計算書)」を添 えて納付することとなっている。

なお、給与の支払を受ける者が常時10 人未満である源泉徴収義務者については、 所轄税務署長の承認を受けることにより、 源泉徴収をした所得税を7月10日と翌年 1月20日にまとめて納付することができ るいわゆる「納期の特例」の制度が設け られている。

2 課税の状況

(1) 源泉徴収義務者数

イ 平成27事務年度末(平成28年6月30日)現在における給与所得の源泉徴収義務者数は、354万122件であり、前事務年度に比べて、2,776件(0.1%)減少している。

これを組織区分別にみると、本店法 人は0.6%、公益法人等は0.1%それぞ れ増加しており、支店法人は0.2%、官 公庁は2.0%、個人は1.5%それぞれ減 少している。 ロ 給与所得以外の所得の源泉徴収義務 者数をみると、前事務年度に比べて、 配当所得は2.4%、報酬・料金等所得は 0.5%、特定口座内保管上場株式等の譲 渡所得等は3.2%、非居住者等所得は 9.0%それぞれ増加しており、利子所得 等は0.2%減少している。

(2) 源泉所得税の徴収税額

平成27事務年度における源泉所得税の 徴収税額は17兆9,532億円(本税額17兆 9,417億円、加算税額115億円)であり、 前事務年度(16兆6,969億円)に比べて、 1兆2,563億円(7.5%)増加している。

本税額の内容を所得種類別に比べてみると、給与所得は3,537億円(3.6%)、退職所得は80億円(3.6%)、配当所得は6,788億円(17.2%)、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等は1,398億円(32.1%)、報酬・料金等所得は225億円(1.9%)、非居住者等所得は1,110億円(20.7%) それぞれ増加しており、利子所得等は590億円(12.9%)減少している。

表 4

給与所得の組織区分別源泉徴収義務者の内訳

区分	本店法人	支店法人	官公庁	公益法人等	個人	# <u></u>
件数	件	件	件	件	件	件
	2,328,093	28,411	11,403	116, 959	1,055,256	3,540,122

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

源泉徴収の対象となる所得は、利子、配当、給与、退職手当、報酬・料金など 広範囲にわたっているばかりでなく、そ の内容も多様化していることから、一部 には適正に源泉徴収義務を履行していな い源泉徴収義務者もみられるところである。

このため、源泉所得税事務の運営に当 たっては、源泉徴収義務者とのあらゆる 接触の機会を捉えて、この制度に関する 指導を行い、これにより優良な源泉徴収 義務者の育成に努め、また、適正に源泉 徴収義務を履行していない者に対しては、 法人税等の調査の際に、併せて源泉所得 税の調査を実施する同時調査を基本とし て調査を実施する体制を採っている。

以上の基本的体制の下で、平成27事務 年度においては、次の点に重点を置いた 施策を実施した。

イ 納付指導

納付指導については、前事務年度に 引き続き未納税額の多寡等に応じて重 点的かつ効率的に実施することとした。

特に、多額の未納税額を有する納付 遅延者に対しては反復継続して納付指 導を行うとともに、前年以前分の未納 税額がある納付遅延者に対しては、未 納が長期間滞留することのないよう、 その早期処理を図った。

口 源泉実地調査

法人税等の納税義務がないため同時 調査の対象とならない法人等に対して、 源泉所得税の観点から調査を実施する 源泉実地調査は、源泉国際課税など真 に源泉所得税固有の問題を解明する必 要があると認められる者を調査対象者 として厳選し、深度ある調査の実施に 努めた。

(2) 調査の状況

イ 調査件数

平成27事務年度に調査を行った件数 は、11万3千件である。

ロ調査の事績

調査を行った11万3千件のうち、課 税漏れ等の非違があったものは3万4 千件で、調査による追徴税額は435億円 となっている。

表 5 源泉所得税の調査状況

区分	調査	対前事務年 度 比	
	千件	%	
調査件数	113	97. 0	
非違件数	34	100. 5	
	億円		
追徴税額	435	166.8	

第4節 法人税

1 概要

法人税の納税義務者は、株式会社、協同組合のように、法人格を有する者(公共法人を除く。)及び人格のない社団等であり、法人税はこれらの納税義務者の所得に対して課税される。

納税義務者及び課税所得の範囲は、次のとおりである。

	(納税義務者)	(課税所得の範囲)
	(普通法人	全ての所得
内		(清算所得を除く。)
国	協同組合等	全ての所得
法		(清算所得を除く。)
人	公益法人等	収益事業に係る所得
	人格のない社団等	収益事業に係る所得
9	外 国 法 人	国内に源泉がある所得

- (注) 1 法人税法では、人格のない社団等 を法人とみなしている。
 - 2 企業グループが連結納税の承認を 受けた場合には、その親法人を納税 義務者として、連結所得に対して法 人税が課税される。
 - 3 これらの法人は、原則としてその 法人が採用している事業年度を課税 計算の基礎とし、各事業年度の終了

後2か月以内に、確定した決算に基づくその事業年度の所得の金額、税額等を記載した確定申告書を所轄税務署長に提出し、納税することになっている。

4 平成22年10月1日前に解散した法人については、清算所得に対して法人税が課税される。

2 申告の状況

(1) 法人数

平成27事務年度末現在の法人数は、304 万8,074件であり、10年前(平成17事務年 度末)の297万7,336件と比べて70,738件 増加しており、前事務年度(301万9,425 件)に比べて、0.9%増加している。

なお、平成27事務年度末の青色申告法 人数は269万1,770件で、全法人数の 88.3%を占めている。

表 6

法人数の内訳

区分	普通法人	協同組合等	公益法人等	人格のない社団等	外国法人	=
法人数	件	件	件	件	件	件
127 (3)	2, 927, 903	43, 865	53, 057	17, 333	5, 916	3, 048, 074

- (注) 1 平成28年6月30日現在の法人数である。
 - 2 清算中の法人は除く。

(2) 申告件数等

平成27年4月から平成28年3月末までに事業年度が終了し、平成28年7月末までに法人から提出された確定申告書の件数は282万4,554件で、その申告割合は90.5%である。また、そのうち黒字申告(有所得申告)をしたものの割合は32.1%で、前年度の30.6%に比べて1.5ポイント増加している。

(注) 平成27年度に提出された連結確定 申告書の提出件数は1,607件である。

(3) 申告所得金額

平成27年度に黒字申告をした法人の所 得金額は61兆5,361億円で、前年度の58兆 4,433億円に比べて3兆928億円(5.3%) 増加している。

これを黒字申告1件当たりの所得金額 でみると、6,785万円で、前年度(6,826 万円)に比べて0.6%減少している。 また、赤字申告をした法人の欠損金額は 13兆7,118億円で、前年度の14兆4,553億 円に比べて7,435億円(5.1%)減少して いる。

これを赤字申告 1 件当たりの欠損金額 でみると、715万円で、前年度(746万円) に比べて4.1%減少している。

(4) 申告税額

平成27年度における申告税額は、11兆 3,844億円で、前年度11兆1,694億円に比 べて2,150億円 (1.9%) 増加している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

法人税及び消費税の調査並びに指導に 関する事務については、原則として、資 本金1億円以上の大法人と外国法人を国 税局の調査部が所管し、それ以外の中小 法人については税務署が所管している。

表 7 法人税の申告状況

区分	年度等	税 務 署 所 管 法 人	調 査 部所管法人	合 計
所管法人数	26 27	千件 2,989 3,017	千件 31 31	千件 3,019 3,048
申 告 割 合	26 27	% 90. 1 90. 5	% 95. 7 96. 2	% 90. 1 90. 5
黒字申告割合	26 27	% 30. 3 31. 8	% 66. 3 67. 0	% 30. 6 32. 1
申告所得金額	26 27	億円 166, 153 179, 872	億円 418, 280 435, 488	億円 584, 433 615, 361
黒字申告1件 当たり所得金額	26 27	千円 19,757 20,180	千円 2,745,160 2,797,510	千円 68,259 67,853
赤字申告1件 当たり欠損金額	26 27	千円 4,476 4,415	千円 750, 643 689, 358	千円 7,458 7,150

調査に当たっては、大口・悪質な不正 計算が想定される法人など調査必要度の 高い法人を重点的に調査し、適正・公平 な課税の実現に努めるとともに調査効果 の波及と持続に配意して、調査と指導の 一体的運営に努め、全体の申告水準の向 上を図っている。

連結グループに対する調査についても、 単体法人への調査と同様に調査必要度の 高いグループから実施し、調査に当たっ ては、親法人所轄部署と子法人所轄部署 間の緊密な連絡、協調の下、一体的な調 査に努めている。

また、消費税については、平成3年7 月以降、広報、相談、指導を基本とした 施策に調査を加えた執行方針に移行し、 法人税との同時調査を行うことで、納税 者の利便と調査事務の効率的な運営を図 りつつ、適正・公平な課税の実現に努め ている。

イ 大法人

大法人は、全法人の1%にすぎない

が、申告所得金額は全法人の約3分の 2を占めるなど、その社会的、経済的 な影響力は極めて大きく、全納税者の 納税道義に多大な影響を及ぼすもので ある。

また、税務を取り巻く環境が変化する中にあって、とりわけ大法人においては、経済取引の複雑化・国際化の中で、組織形態・事業形態が大きく変動しているところである。

このため、国税局の調査部では、経済・社会情勢の変動下における企業動向を注視しつつ、所管法人の業況等の把握や有効な資料情報の収集・活用に努め、調査必要度に応じた調査事案の的確な選定を行うとともに、調査展開に応じた的確な事案の進行管理により、一層効果的・効率的な事務運営の実施に努めることとしている。

このような方針の下、平成27事務年 度においては、特に次の点に重点を置 いた施策を実施した。

(イ) 連結法人の管理・調査の充実

増加する連結法人に的確に対応するため、子法人が複数局にまたがる大規模連結グループについて、調査計画を早期化することにより、子法人の調査事務量の確保や事前の情報収集による調査企画の充実を図るとともに、親法人所轄部署と子法人所轄部署が緊密に調査情報の交換を行うことにより、波及効果の高い調査の実施に努めた。

また、連結法人の更なる増加を見 据え、大規模連結グループの一体的 な管理・調査の試行を行った。

(n) 重点化を通じた深度ある調査の実施

調査必要度が高く、通常の調査日数・調査方法では問題点の把握・解明が困難な事案について、入念な準備調査により重点調査項目を明確化した上、これに応じた必要な調査事務量を投下することにより深度ある調査の実施に努めた。

特に、大口・悪質な不正計算や租税回避スキームの利用が想定される事案については、企画型調査として、事前に情報収集・分析を入念に行った上で事案組成し、適切な調査体制を編成の上、深度ある調査を実施した。

(ハ) 海外取引調査の適切な実施

海外取引調査については、企業の 国際化の進展に的確に対応するため、 アジア諸国の高い経済成長などグロ ーバルな経済情勢の変化に着目する とともに、海外取引調査担当者の更 なる活用を図ることなどにより、よ り一層の充実を図った。

調査の実施に当たっては、必要に 応じて租税条約等に基づく情報交換 を効果的に活用し、取引実態の解明 を行い、適正な課税の確保に努めた。

(二) 移転価格調査の充実等

移転価格税制の執行に当たっては、 企業活動の国際化の進展等に対応し、 適正・公平な課税を実現する観点から、法令解釈通達や事務運営指針の 整備・公表を通じて適用基準や執行 方針の明確化を図るとともに、問題 があると想定される取引等について は的確な調査を行うなどにより、そ の適正な執行に努めた。

また、移転価格税制における納税 者の予測可能性を高めるために事前 確認の仕組みを設けており、審査体 制を拡充・整備するとともに、事案 の内容に応じたメリハリのある審査 や適切な進捗管理により、審査の効 率化と迅速化に努めた。

さらに、平成28年度税制改正において、一定の多国籍企業グループに対し、「国別報告事項」(CbCレポート)及び「事業概況報告事項」(マスターファイル)の提供並びに「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類」(ローカルファイル)の作成又は取得及び保存が義務付けられることとなったことを受け、法令解釈通達や事務運営指針の改正を通じて適用基準や執行方針の明確化を図りつつ、パンフレットの作成・公表及び各種説明会の開催等を通じて積極的な制度周知・広報を行った。

(ホ) 調査審理の充実

調査における的確な事実認定とこれに基づく適切な法令の適用を行うために、審理担当部局が調査の早い段階から積極的に関与し、課税上の問題点の早期の把握や論点整理など、調査担当部門に対する支援を行った。

ロー中小法人

中小法人を所管する税務署の運営に 当たっては、的確な納税者管理に基づ き、大口・悪質重点の調査を基本とし つつ、効率的な調査・接触を適切に組 み合わせるなど、効果的・効率的な事 務運営を推進し、総体としての適正申 告の確保を図ることとしている。

特に調査の実施に当たっては、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人に重点を置いて深度ある調査を実施するとともに、法人の申告状況、資料情報等に照らし、幅広い観点から調査が必要と認められる者に対しても的確な調査を実施していくこととしている。

このような方針の下で平成27事務年 度においては、一層効果的な事務運営 に努めるとともに、特に、次のとおり 重点課題に取り組んだ。

(イ) 消費税調査の充実等

消費税については、事案が複雑・巧妙化している現状を踏まえ、 不正還付を含む不正計算や消費税固 有の非違の把握により一層配意した 選定・調査を実施した。

特に、還付申告については、不正 還付を未然に防止するため、還付原 因の確認が必要な場合には、確実に 還付処理を保留するとともに、必要 に応じて書面照会及び実地調査等に よる接触を実施した。

(p) 海外取引法人等に対する調査の充 実

中小法人の中でも海外取引を行う 法人や、海外に支店などを有する法 人が増加傾向にあるため、これらの 法人の実態を的確に把握するととも に、租税条約等に基づく情報交換制 度及び海外情報入手手段の積極的な 活用などによる調査の充実を図った。

(ハ) 無申告法人に対する取組

事業を行っているにもかかわらず 申告していない法人(稼働無申告法 人)については、マスコミ情報・インターネット情報・民間調査機関情報及び他部課(部門)と連携した資料情報の収集・蓄積を通じて事業実態の把握に努めるとともに、地方税当局との連絡・協調のより一層の推進や各署の実情に応じ専担者等を設置するなどの体制整備を図り、計画的な実態把握・調査を実施した。

(二) ICT調査の充実等

経済社会の高度情報化は、業務のICT化・ネットワーク化、電子商取引の拡大、帳簿書類の電子データ保存などの形で著しく進展しており、これらに対応するために、情報技術専門官等を中軸に、より高度なICT調査に取り組むほか、業種、業態等に応じた実態研究や調査手法の開発・蓄積を組織的に行うことにより、調査の充実を図った。

また、電子帳簿保存制度について は、その適正かつ円滑な執行に努め た。

(ホ) 組織力を生かした広域的調査の実施

多店舗を有し、巧妙悪質な不正計算を行っていると想定される法人やグループ内法人との取引を通じて不正計算を行っていると想定される法人等に対処するため、特別調査情報官を中心として、関係各部課(部門)、関係国税局・沖縄国税事務所及び税務署間の緊密な連携の下に、国税組織を挙げての効果的な調査を実施した。

(^) 公益法人等に対する調査の充実 公益法人等に対しては、各種資料 情報の収集に努め、納税義務等のある法人を的確に把握し、課税上問題があると認められる場合には実地調査を行うなど、その課税の適正化に努めた。

(2) 調査の状況

平成27事務年度中に実地調査をした件数は9万3,561件で、そのうち、所得を過少に申告していたため、又は無申告であったため更正・決定等を行った件数は6万9,078件となっている。

また、隠蔽又は仮装により故意に所得を脱漏していた、いわゆる不正申告件数は1万8,478件で、これは実地調査件数の19.7%に当たっている。

次に、更正・決定等により是正した申告漏れ所得金額は8,312億円で、前事務年度の8,232億円に比べて80億円(1.0%)増加している。このうち不正所得金額は2,374億円で、前事務年度の2,547億円に比べて174億円(6.8%)減少している。

表8 法人税の調査状況

区分	事務 年度	税 務 署 所管法人	調 査 部 所管法人	合 計
実施調査件数	26 27	千件 92 91	千件 3 3	千件 95 94
申告漏れ所 金額	26 27	億円 4,895 4,662	億円 3,337 3,650	億円 8,232 8,312
不正所得金額	26 27	億円 2,397 2,199	億円 150 175	億円 2,547 2,374

(3) 指導の状況

申告納税制度の下では、適正な申告と 納税を自主的に行う法人の育成が極めて 重要である。

このような観点から、問題法人を的確に調査対象とし、適切な調査によって誤

りを確実に是正する一方で、次のような 方法により個別又は集合指導を実施し、 納税意識の向上と税知識の普及を図り、 申告水準の維持・向上に努めた。

イ 個々の法人に対する指導

実地調査の結果、申告内容に誤りがあった法人に対しては、その調査の結果を踏まえ、国税局の調査部又は税務署の幹部職員等が法人の代表者等と個別に面接するなどにより、翌期以降再び同様の誤りを繰り返さないよう的確に指導し、今後の適正な申告の確保に努めた。

また、多数の中小法人を所管している税務署においては、①新設法人等に対する指導、②業種別、地域別等の集合指導、③法人からの質疑に対する回答、④改正税法等の説明会の開催などを積極的に実施した。

ロ 関係民間団体を通じた指導

税務署においては、法人会等の関係 民間団体との協調に努め、これらの団 体を通じて、多数の中小法人に対する 説明会等の集合指導を積極的に実施し た。

4 税務に関するコーポレートガバナンスの 充実に向けた取組

大法人の税務コンプライアンスの維持・ 向上のためには、組織の第一線まで税に関 する認識が高まるよう、トップマネジメン トの積極的な関与により、税務に関するコ ーポレートガバナンスを充実させていくこ とが効果的である。

こうした認識の下、この取組に関する説明会を実施するとともに、大法人のうち、 国税局調査部の特別国税調査官所掌法人の 調査の機会を利用して、税務に関するコー ポレートガバナンスの状況を確認した上で、 調査終了時にトップマネジメントと意見交 換を行うなど、その充実に向けた企業の自 発的な取組を促進しているところである。

なお、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好で調査必要度が低いと認められる法人については、一般に国税当局と見解の相違が生じやすい取引等の自主開示を受け、その適正処理の確認を条件に調査間隔を延長しているところである。

また、移転価格に関する問題の発生を防止することを目的とし、トップマネジメントの積極的な関与・指導の下、法人の自発的かつ適正な移転価格に関する対応を働きかけることを趣旨として、移転価格上の税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取組を実施しているところである。

加えて、所管法人全体の税務コンプライアンスを効果的・効率的に維持・向上していく観点から、国税局調査部の一般部門所掌法人に対して、「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する確認表を国税庁ホームページに掲載し、その活用を働きかけているところである。

5 適格退職年金契約に係る届出の受理

平成24年度税制改正において、平成24年4月1日以降も契約が継続する既存の適格 退職年金契約のうち、いわゆる閉鎖型で事 業主が倒産等により存在しないなどの事情 により他の企業年金制度への移行が困難な ものについて、適格退職年金契約に係る税 制上の優遇措置を継続する措置が講じられ た。これらの契約に係る届出の受理を行っ ている。

1 概要

相続税は、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した個人に対して、その取得した財産の価額(相続時精算課税に係る贈与については贈与時の価額)を基に課税される。納税義務者は、被相続人について相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に申告し、納税する。

なお、平成27年1月1日以後の相続等については、平成25年度税制改正により、基礎控除額の引下げ等が行われている。

2 申告の状況

平成27年中に相続開始のあった事案について申告をした相続人(相続税額のある者)の数は27万2,902人であり、前年(15万6,000人)に比べて74.9%増加している。これを被相続人の数でみると、10万3,043人であり、前年(5万6,239人)に比べて83.2%増加している。

次に、申告による課税価格は、14兆5,554 億円であり、前年(11兆4,766億円)に比べ て26.8%増加している。これを被相続人1 人当たりでみると1億4,126万円であり、前 年(2億407万円)に比べて6,281万円減少 している。

また、納付すべき税額は、1 兆8,116億円 であり、前年(1 兆3,908億円)に比べて 30.3%増加している。

これを被相続人 1 人当たりでみると、 1,758万円であり、前年(2,473万円)に比 べて715万円の減少となっている。

なお、相続税の課税財産(債務控除前) について種類別にその構成割合をみると、 土地38.0%、有価証券14.9%、現金、預貯 金等30.7%、その他の財産(生命保険金等、 家屋、事業用財産、家庭用財産、美術品等) 16.4%である。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査の状況

相続税の調査は、高額かつ多額の申告 漏れがあると認められるものを中心に、 預貯金、有価証券などの金融資産の把握 に重点を置いて行った。

平成27事務年度において実地調査を行った件数は1万1,935件(前年1万2,406件)である。

このうち、課税財産について申告漏れがあった件数は9,761件(前年10,151件)であり、これは実地調査を行った件数の82%(前年82%)に当たる。

また、実地調査による申告漏れ額は、 課税価格では3,004億円(前年3,296億円) であり、納付すべき税額では、503億円 (前年583億円)である。

(2) 申告の指導状況

相続は偶発的に発生するものであるため、相続税の納税者には、一般に税法等になじみが薄い者が多い。

このため、パンフレット等の配布や、 地方公共団体、税理士会等関係民間団体 の協力及び国税庁ホームページを通じた 広報活動を行い、相続税法等の周知に努 めるとともに、相続税の課税が見込まれ る者に対して、「相続税のあらまし」や 「相続税の申告のためのチェックシート」 などを送付して、申告の仕方、相続財産 の評価方法等について適切な指導を行い、 適正な申告と納税がなされるよう配意し た。

4 財産評価事務

財産評価事務は、相続税及び贈与税の課

税における土地等の評価額の基準となる土 地評価基準(路線価及び評価倍率)を定め る事務が主要なものとなっている。

路線価図及び評価倍率表については、毎年作成してインターネットで公開しており、 国税庁ホームページで閲覧できる。

また、全国の国税局・沖縄国税事務所及 び税務署でも、パソコンにより閲覧できる。 (参考)

宅地の評価は、市街地的形態を形成する 地域については路線価方式により、その他 の地域については倍率方式により行う。

路線価及び評価倍率は、毎年1月1日を 評価時点として、地価公示価格、売買実例 価額、不動産鑑定士等による鑑定評価額、 精通者意見価格等を基として算定した価格 の80%により評価している。

第6節 贈与税

1 概要

贈与税は、個人からの贈与により財産を 取得した個人に対し、その取得した財産の 価額を基に課税される。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と 「相続時精算課税」があり、一定の要件に 該当する場合に「相続時精算課税」を選択 することができる。

納税義務者は、贈与を受けた年の翌年2 月1日から3月15日までの間に申告し、納税する。

2 申告の状況

平成27年中に贈与を受けた者で贈与税の 申告書を提出した者は53万9千人であり、 前年(51万9千人)に比べて3.7%増加して いる。納付すべき税額は2,402億円であり、 前年(2,803億円)に比べて14.3%減少して いる。このうち、相続時精算課税に係る贈与税の申告書を提出した者は、4万9千人であり、前年(5万人)に比べて0.1%減少している。納付すべき税額は241億円であり、前年(218億円)に比べて10.2%増加している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査の状況

贈与税の調査は、無申告事案を中心に、 多額の申告漏れがあると認められるもの について実施した。

平成27事務年度において実地調査を行った件数は3,612件(前年3,949件)である。

このうち、課税財産について申告漏れ があった件数は3,350件(前年3,616件) である。

また、実地調査による申告漏れ額は、 課税価格では195億円(前年176億円)で あり、納付すべき税額では、41億円(前 年42億円)である。

(2) 申告の指導状況

贈与税の納税者は、一般に税法等にな じみの薄い者が多い。

このため、パンフレット等の配布や、 地方公共団体、税理士会等関係民間団体 の協力及び国税庁ホームページを通じた 広報活動を行い、納税者による自主的か つ適正な申告がなされるよう贈与税の周 知に努めるとともに、申告の仕方、贈与 財産の評価方法等について適切な指導を 行い、適正な申告と納税が行われるよう 配意した。

第7節 地価税

地価税は、土地に対する適正・公平な税

負担を確保しつつ、土地の保有コストを引き上げ、土地の資産としての有利性を縮減する観点から、土地の資産価値に応じて負担を求める国税として平成3年5月に創設(地価税法の公布は平成3年5月2日)され、平成4年1月1日から施行(地価税法第38条については、公布の日から施行)された。

地価税は、個人又は法人がその年の1月 1日午前零時(課税時期)において、基礎 控除額を超える土地等を保有する場合に課 税される。地価税の納税義務のある者は、 その年の10月1日から10月31日までの間に 申告し、同日までに税額の2分の1相当額 を、翌年3月31日までに残額を納付しなけ ればならない。

なお、平成10年以後の各年の課税時期に 係る地価税については、当分の間、課税さ れないこととなり、申告書の提出も必要な いこととなっている。

第8節 酒税

1 概要

酒税は、製造場から移出される酒類又は 保税地域から引き取られる酒類に対し課税 される。

酒類とは、アルコール分1度以上の飲料をいい、酒税法は、この酒類を製法、性状などにより、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の4種類に分類しており、さらに、原料、製造方法などにより、17品目に区分している。

酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量であり(従量税)、税率は酒類の分類及びアルコール分などに応じて異なる。

酒税の納税義務者は、酒類製造者又は酒類を保税地域から引き取る者である。

酒類製造者は、原則として、毎月その製造場から移出した酒類について翌月末日までにその所在地の所轄税務署長に申告書を提出するとともに、当該移出した日の属する月の末日から2か月以内に納税しなければならない。

また、酒類を保税地域から引き取る者は、 原則として、輸入酒類を保税地域から引き 取る時までに所轄税関長に申告書を提出し、 同時に納税しなければならない。

なお、酒税の保全を図る観点から、酒類の製造又は販売業を行おうとする者は、その製造場又は販売場ごとに、それぞれの所在地の所轄税務署長から免許を受けなければならない。

2 課税の状況

平成27年度の課税数量は、883万6,409キ ロリットル(うち輸入品に係る課税分64万 297キロリットル)であり、前年度に比べて 1.6%増加している。酒類ごとにみると、前 年度に比べて課税数量が増加した酒類は、 単式蒸留しょうちゅう48万5,539キロリット ル (1.8%増)、みりん10万7,956キロリット ル (3.7%増)、ビール276万4,195キロリッ トル (1.9%増)、果実酒37万8,979キロリッ トル (2.6%増)、ウイスキー14万2,154キロ リットル(17%増)、スピリッツ50万190キ ロリットル (12.6%増)、リキュール216万 5,698キロリットル (2%増) である。前年 度に比べて課税数量が減少した酒類は、清 酒55万4,029キロリットル(0.1%減)、合成 清酒3万4,147キロリットル(2.7%減)、連 続式蒸留しょうちゅう39万9,691キロリット ル(1.3%減)、甘味果実酒8,526キロリット ル (14.7%減)、ブランデー6,194キロリッ トル (1.2%減)、発泡酒76万7,184キロリットル (2%減)、その他の醸造酒52万309キロリットル (5.2%減)である。また、平成27年度の課税額は、1兆3,378億円(うち輸入品に係る課税分775億円)であり、前年度に比べて0.8%増加している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

酒税の調査及び指導事務は、記帳義務、 申告義務などの酒税法令に規定する秩序 の維持を図り、適正・公平な課税の実現 を図ることを目標として、効果的・効率 的な実施に努めている。

その実施体制は、国税局長・沖縄国税 事務所長が指定する大規模な酒類製造場 等は各国税局・沖縄国税事務所が、それ 以外の酒類製造場等は、広域運営体制の 下、各税務署の酒類指導官が担当してい る。

(2) 調査の状況

酒税調査は、調査必要度が高い酒類製造場等に対し、効果的・効率的に実施した。平成27事務年度においては、調査対象場数3,739場のうち1,200場に対して一般調査又は申告調査を行い、その結果、450場に1億2千7百万円の更正・決定等を行った。

(3) 指導の状況

酒類製造者に対しては、直接又は関係 団体を通じ、適正な納税申告と酒税法令 に定める諸事項を確実に遵守するよう指 導を行った。また、酒類販売業者に対し ては、集合方式による記帳指導を行った。

4 関税割当に関する事務

(1) 麦芽

ビール等用及びウイスキー用の主原料 には、国産大麦及び輸入大麦から製造さ れる麦芽並びに輸入麦芽が使用されている。

輸入麦芽については、関税割当制度が 採られており、農林水産省が割当官庁と なっているが、農林水産大臣が関税割当 証明書を発給するに当たっては、国税庁 長官が各企業に内示した数量を限度とす ることとされている。

平成27年度の割当数量は、ビール等用 501千トン、ウイスキー用46千トンである。

(2) とうもろこし

ウイスキー等用の原料には、とうもろ こしが使用されている。

輸入原料のとうもろこしについては、 関税割当制度が採られており、農林水産 省が割当官庁となっているが、割当数量 の決定及び各企業別の内示については、 麦芽と同様の方法で国税庁が行うことと されている。

なお、平成27年度の割当数量は41千トンである。

5 酒類の公正な取引環境の整備に関する事 務

酒類業の健全な発達のためには公正な取引環境の整備が重要であることから、平成18年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」(以下「指針」という。)を酒類業者へ周知・啓発し、公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するとともに、酒類の取引状況等実態調査(以下「取引実態調査」という。)を実施し、指針に則していない取引が認められた場合には、合理的な価格設定や公正な取引条件の設定等が行われるよう改善指導を行うほか、法令違反などが思慮される場合は公正取引委員会と連携を図るなど、公正な取引環境の整備が図られるよう

適切に対応した。

また、酒類業者に公正な取引の確保に向けた自主的な取組を促す観点から、平成28年2月に、平成26事務年度の取引実態調査において把握された指針に示された公正なルールに則していない取引の主な例を公表した。

6 免許に関する事務

酒類の製造及び販売業の免許事務については、累次の規制緩和策を着実に実施しているほか、制度の目的に沿って適正に運用し、免許付与手続の透明性・統一性の向上に努めている。

(1) 酒類製造免許

酒類製造免許は、製造しようとする酒類の品目別に取得する必要があり、人的要件や需給調整要件等の審査を経て免許を付与している。

平成27年度は251場に対して酒類製造免許を付与しており、平成28年3月末現在付与している酒類製造免許場数は12,858場である。

また、「構造改革特別区域法」及び「総合特別区域法」の規定により酒税法の特例措置の適用を受けて、特区内において特定農業者がその他の醸造酒(いわゆる「どぶろく」)や果実酒を製造するために製造免許を受けようとする場合は最低製造数量基準が適用されないため、小規模なその他の醸造酒や果実酒の製造が可能となっている。

平成27年度においては、このその他の 醸造酒の製造免許を12場に、果実酒の製 造免許を2場に対し付与した。この結果、 平成28年3月末現在特定農業者に付与し ているその他の醸造酒の製造免許場数は 183場、果実酒の製造免許場数は7場とな っている。

このほか、「構造改革特別区域法」及び 「総合特別区域法」では、地域の特産品 を原料として製造する果実酒やリキュー ルについても最低製造数量基準を引き下 げる酒税法の特例措置が設けられている。

平成27年度においては、この果実酒の 製造免許を4場、リキュールの製造免許 を2場に対し、それぞれ付与した。この 結果、平成28年3月末現在地域の特産品 を原料として製造する果実酒の製造免許 場数は14場、リキュールの製造免許場数 は28場となっている。

(2) 酒類販売業免許

酒類販売業免許は、酒類卸売業免許と 酒類小売業免許に区分され、人的要件等 の審査を経て免許を付与している。

平成27年度は、9,757場に対して酒類販売業免許を付与しており、このうち酒類卸売業免許は303場、酒類小売業免許は9,454場である。また、平成28年3月末現在付与している酒類販売業免許場数は191,296場であり、このうち酒類卸売業免許は11,652場、酒類小売業免許は179,644場である。

なお、酒類販売免許については、その 免許要件について累次の規制緩和を行っ ており、平成27年3月に、通信販売酒類 小売業免許の販売できる酒類の範囲を改 正した。

7 酒類の表示等に関する事務

消費者保護、未成年者の飲酒防止及び酒税の課税の適正を期するため、国税庁ホームページに「酒類の容器の表示のQ&A」を掲載するほか、酒類業者に対して、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に規定する酒類の表示義務、「清酒の製法品質

表示基準」、「未成年者の飲酒防止に関する 表示基準」、「酒類における有機の表示基準」 等を遵守するよう調査・指導等に努めた。

また、平成23年7月から全面施行された「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務が適正に履行されるよう調査・指導等に努めた。

さらに、「食品表示法」、「果実酒等の製法 品質表示基準」及び「酒類の地理的表示に 関する表示基準」といった新たな表示制度 の周知を行った。

8 清酒製造業及び単式蒸留しょうちゅう製 造業の安定に関する事務

「清酒製造業等の安定に関する特別措置 法」に基づく、日本酒造組合中央会の清酒 製造業に係る信用保証事業及び近代化事業 並びに単式蒸留しょうちゅう製造業に係る 近代化事業の平成28事業年度(平成28年4 月~平成29年3月)の事業計画、収支予算 及び資金計画について、平成28年3月31日 に認可した。

9 酒類業者の経営改善等に関する事務

酒類業の経営改善等に対しては、業界動 向を客観的に把握・分析して、その結果を 国税庁ホームページを活用して情報提供す るとともに、経営指導の専門家等を講師と した研修会を開催し、中小酒類業者におけ る経営革新等の取組事例の紹介や中小企業 に対する各種施策の説明を行い、経営改善 等に向けた自主的な取組を支援した。

10 酒類に係る資源の有効な利用の確保等に関する事務

酒類容器のリサイクルや酒類の製造において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が促進されるととも

に、関係法令が適切に遵守されるよう、引き続き周知・啓発に努めた。

また、国税庁ホームページの活用により、 酒類業界をはじめ広く国民に対して、リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・ リサイクル(再生利用)への意識の高揚を 図ることに努めた。

11 社会的要請への対応に関する事務

未成年者の飲酒防止等の社会的要請に応えるため、酒類小売業者に対して、酒類販売管理者の選任義務及び酒類の陳列場所における表示義務を遵守し、酒類販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう周知・啓発を行うとともに、選任義務や表示義務を遵守しない者については、必要に応じて酒類販売場に対する臨場調査を実施し改善指導を行うなど、その徹底を図った。

12 輸出環境の整備に関する事務

日本産酒類の輸出環境整備のため、酒類の専門的知識等の普及・啓発に努めるほか、国際会議やイベント等に職員を派遣して日本産酒類の魅力を海外に発信するなどの取組を行った。

また、海外における酒類の関税撤廃や貿易障壁となっている各国の輸入規制の撤廃、日本の地理的表示の海外での保護等について、関係府省や関係機関と連携しつつ、国際交渉等の場を通じて働きかけを行っている。

さらに、輸出環境整備の取組を効果的に行っていくために、関係府省等との意見交換を行うとともに、各国税局・沖縄国税事務所においても、関係府省の出先機関、地方自治体、JETROなどの関係機関等と輸出促進連絡会議を開催するなど、より一層の連携強化を図っている。

13 酒類業の健全な発達に向けた技術的事項

に関する事務

酒類の生産から消費まで全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、全国市販酒類調査、酒類の製造工程の改善等に関する技術指導・相談、酒類の安全性に係る成分の実態把握等、技術的事項に関する事務を実施している。

平成27事務年度においては、酒類の品質、安全性及び適正表示の確保のため、全国市販酒類調査において理化学分析、品質評価等を行い、その調査結果を国税庁ホームページに公表したほか、同調査の結果等を踏まえ、酒類製造者を対象とした製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施した(指導相談件数1,937件)。

また、国際会議等において取り上げられている酒類の安全性に係る成分についての実態把握・関連情報の提供や酒類等の放射性物質に係る調査(平成23年6月の分析開始以来の累積分析点数12,268点)を行った。

14 酒類の分析及び鑑定に関する事務

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に必要な分析及び鑑定を行い(分析点数167点)、その性状等を明らかにしたほか、酒類製造免許関連として、期限付製造免許者の製造した酒類の分析等を行った(品質審査点数493点)。

また、全国市販酒類調査においては、上述の品質等の確保及び課税に関する問題等の把握のため各種分析等を行う(分析点数2,815点)とともに、技術指導・相談の実施において必要な酒造用原料及び中間製品等に対する分析を行った(分析点数333点)。

15 独立行政法人酒類総合研究所との連携

独立行政法人酒類総合研究所は、財務省 所管の独立行政法人として平成13年4月に 発足し、国税庁と連携しつつ、酒税に関する任務のうち酒類に関する高度な分析及び鑑定、分析手法の開発や酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行っている。

また、国税庁と研究所は双方の効率的及び効果的な運営に資するため定期的に技術情報の交換の場を設けている。

第9節 消費税

1 概要

消費税は、所得・消費・資産にバランスのとれた税制の実現を目指した税制改革の一環として昭和63年12月に創設され、平成元年4月から適用された。

その後、平成3年5月には、議員立法により非課税範囲の拡大、簡易課税制度の見直し等所要の改正が行われ、同年10月より施行された。

また、平成6年秋の税制改革及び平成8年度税制改正により、消費税率は3%から4%(新たに創設された地方消費税と合わせた税率は5%)となるとともに、簡易課税制度、限界控除制度等の中小事業者に対する特例制度の見直しが図られ、平成9年4月1日から適用された。

平成15年度税制改正では、中小事業者に 対する特例措置(事業者免税点制度及び簡 易課税制度)等について抜本的な改革が行 われたほか、総額表示義務規定が創設され た。

更には、平成24年の社会保障と税の一体 改革により、消費税率を4%から6.3%(地 方消費税率と合わせた税率は8%)、6.3% から7.8%(地方消費税率と合わせた税率は 10%)に段階的に引き上げる消費税法の改 正が行われ、平成26年4月1日に6.3%に引き上げられた。

消費税の課税対象は、国内において事業 者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、 資産の貸付け及び役務の提供並びに保税地 域から引き取られる外国貨物である。

消費税の納税義務者は、事業者及び外国 貨物の引取者であり、事業者は課税期間 (個人事業者は暦年、法人は事業年度)の 末日の翌日から2月以内に(個人事業者に ついては翌年の3月31日までに)申告・納 付し、外国貨物の引取者は引取りの時(特 例申告を行う場合は、引取りの日の属する 月の翌月末日)までに消費税を申告・納付 する。

なお、原則として、基準期間の課税売上 高が1,000万円以下である事業者については 納税義務が免除される。

2 申告・届出の状況

(1) 届出状況

平成27年度末までに、下表のとおり318 万6千件(前年度約313万7千件)の課税 事業者届出書及び約10万4千件(前年度 約9万4千件)の課税事業者選択届出書 並びに約1万4千件(前年度約1万3千 件)の新設法人に該当する旨の届出書が 提出された。

表 9 消費税の課税事業者(選択)届出書等 の提出件数

(平成28年3月末日現在)

区 分	課税事業者届 出 書	課税事業者選択届出書	新 設 法 人 届 出 書	
個 人	千件 1,243	千件 29	千件 -	
法 人	1, 943	75	14	
計	3, 186	104	14	

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致 しないことがある(以下、表12まで同じ)。

(2) 課税状況

課税期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に終了したものの課税状況をみると、下表のように課税件数は、個人事業者116万4千件(前年度116万3千件)、法人197万3千件(前年度195万9千件)であった。

表10 消費税の課税件数

(平成28年10月末日現在)

区	分	納税分	納税分 還付分		合 計
個	人	外1,128 千件 1,128	外37	千件 37	外1,164 千件 1,164
法	人	外1,842 1,842	外131	131	外1,973 1,973
計		外2,970 2,970	外167	167	外3, 137 3, 137

- (注) 1 国・地方公共団体等については平成28年9月30日 までの申告分が含まれる。
 - 2 外書は地方消費税分である。

また、課税額(納税分)は、個人事業者5,908億円(前年度5,283億円)、法人14兆7,287億円(前年度12兆9,763億円)、合計15兆3,195億円(前年度13兆5,045億円)であった。

表11 消費税の課税額

(平成28年10月末日現在)

区分	納税分	還付分		
個人	外 1, 593 億円 5, 908	外 94 億円 350		
法人	外 39, 731 147, 287	外 9, 868 36, 443		
計	外 41, 324 153, 195	外 9, 962 36, 792		

- (注) 1 国・地方公共団体等については平成28年9月30日 までの申告分が含まれる。
 - 2 外書は地方消費税分である。

3 調査の状況

消費税については、所得税・法人税との 同時調査を行っており、平成27事務年度の 個人事業者に対する調査等件数は8万8千 件であり、法人に対する調査件数は9万件 である。

このうち何らかの非違があったものは、個人事業者が6万1千件で、その追徴税額は加算税を含め271億円であり、法人が5万2千件で、その追徴税額は加算税を含め565億円である。

表12 消費税の調査等状況

区 分	個 人	法 人	計
調査等件数	件	件	件
	88,073	90, 191	178, 264
申告漏れ等の 非 違 件 数	61, 123	52, 456	113, 579
追 徴 税 額	億円	億円	億円
(含・加算税)	271	565	836

(注) 追徴税額については、地方消費税を含む。

第10節 その他の諸税

1 揮発油税及び地方揮発油税

(1) 概要

揮発油税及び地方揮発油税(以下この 1において「揮発油税等」という。)の課 税物件は、揮発油である。

国産の揮発油の納税義務者は、その製造者であり、製造場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る揮発油の納税義務者は、その引取者であり、保税地域から引き取るときまでに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

揮発油税等の課税対象である揮発油の 関係場数は、平成27年度末現在で5,625場 (前年度末現在5,720場)である。この中 には、揮発油を未納税で移入したことに よって法律上の製造場となった蔵置場260 場及び石油化学工場310場が含まれている。

平成27年度の揮発油税等の課税標準数 量は5,070万キロリットル (前年度5,125 万キロリットル)、課税額は2兆7,231億円(前年度2兆7,527億円)であり、課税額のうち140億円(前年度358億円)は保税地域からの引取りに係るものである。

(3) 調査の状況

揮発油税等の調査対象場所には、揮発油の製造場のほか、特定石油化学製品の製造場、貯蔵場所及び使用場所並びに特定用途免税揮発油の使用場所等がある。

これらの場数は、平成27事務年度で 5,219場(前事務年度5,384場)である。

平成27事務年度においては、286場(前事務年度284場)に対して調査を実施した。調査の結果、14場(前事務年度19場)について更正又は決定(調査を実施した結果修正申告書又は期限後申告書の提出があったものを含む。以下この節において「更正・決定等」という。)を行っているが、その増差税額は1億1,400万円(前事務年度5,500万円)である。

(4) 揮発油類の分析

混和密造による揮発油税等の脱税事案の取締りに関し、国税局の鑑定官室において製油所等の揮発油の性状を資料収集するとともに、市販ガソリンを買い上げて分析し混和密造揮発油の解明を行っている。平成27事務年度に分析した揮発油類は、延べ3,784点である。

2 印紙税

(1) 概要

印紙税の課税物件は、各種の契約書、 手形、株券、金銭の受取書等の文書であ る

納税義務者は、文書の作成者であり、 納付は、原則として課税文書に収入印紙 を貼り付け、消印をする方法によるが、 このほか、現金で納付する方法もある。

(2) 課税の状況

印紙税は、原則として、課税文書に収入印紙を貼付け、消印をする方法により納付することとされており、税務署に対する申告、納付を要しない全く自主的な納付形態を採っている。

印紙税の納付形態としては、このほかに税務署に所定の手続をして現金で納付するいくつかの方法、例えば、税務署に課税文書を提示して税印を押してもらう方法や一定の書式表示をして申告納税する方法があるが、平成27年度のこの現金納付分の課税額は1,655億円(前年度1,674億円)であり、課税人員は17万1,715人(前年度16万7,452人)である。

(注) 平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」については、非課税の範囲が、受取金額3万円未満から5万円未満に拡大された。

(3) 調査及び指導の状況

印紙税は、自主的な納付の形態を採っており、収入印紙の貼付け又は消印をしなかった場合に、税の追徴に併せて行政的に制裁するという観点から、貼り付けをしなかった場合は不足税額の3倍相当額(印紙税を納付していないことについて自主的な申出があった場合は、不足税額の1.1倍)が、消印をしなかった場合は税相当額の過怠税が徴収されることになっている。

平成27事務年度においては、3,354場 (前事務年度3,472場) に対して調査等を 行い、その結果、3,008場(前事務年度 3,065場)において収入印紙の貼付け不足 等が発見され、その不足税額は20億4,675 万円(前事務年度27億7,400万円)であっ た。

また、そのうち申告納税の方法を採っている納税者についてみると、調査対象場数は、平成27事務年度において、19,637場(前事務年度19,700場)であるがこのうち687場(前事務年度682場)に対して調査を行い、その結果、83場(前事務年度122場)につき、9,700万円(前事務年度2,400万円)の更正・決定等を行った。

印紙税は、納税義務者が極めて広範に わたることから、PR文書の配付、説明会 の開催など諸種の方法による指導に重点 を置くとともに、日常の電話等による極 めて多数の照会に対して、的確な回答が できるよう体制を整えている。

3 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 概要

たばこ税及びたばこ特別税(以下この3において「たばこ税等」という。)の課税物件は、喫煙用の製造たばこ、かみ用の製造たばこ及びかぎ用の製造たばこである。

国産の製造たばこの納税義務者は、その製造者であり、製造場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る製造たばこの納税義務者は、 その引取者であり、保税地域から引き取 るときまでに申告し、納税する。

(注) たばこ特別税は一般会計における 債務の承継等に伴い必要な財源の確 保に係る特別措置に関する法律(平 成10年法律第137号)の規定に基づ き、平成10年12月1日から課税され ている。

(2) 課税の状況

平成27年度末の製造場数は307場(前年

度末307場)である。この中には、製造た ばこを未納税で移入したことによって法 律上の製造場となった蔵置場233場が含ま れている。

平成27年度のたばこ税等の課税標準数量は本数換算で1,847億7,437万本(前年度1,830億6,268万本)、課税額は1兆1,021億円(前年度1兆921億円)であり、課税額のうち4,594億円(前年度4,349億円)は保税地域からの引取りに係るものである。

(3) 調査の状況

たばこ税等の調査場所には、製造たばこの製造場のほか、法定製造場、手持品課税製造たばこ(税率の引上げ時に、流通過程にある差額課税対象製造たばこ)の貯蔵場所があり、これらの場数は、平成27事務年度で177場(前事務年度181場)であるが、このうち、18場(前事務年度21場)に対して調査を行った。

4 石油ガス税

(1) 概要

石油ガス税の課税物件は、自動車用の 石油ガス容器に充てんされている石油ガ スである。

納税義務者は、自動車用の石油ガス容器に石油ガスを充てんする者(石油ガス スタンド)であり、充てん場から移出した月の翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納税する。

(2) 課税の状況

平成27年度末の充てん場数は2,739場 (前年度末2,765場)であり、平成27年度 の課税標準数量は105万トン(前年度111 万トン)、課税額は185億円(前年度194億円)である。

(3) 調査の状況

平成27事務年度における調査対象場数は2,812場(前事務年度2,796場)であるが、このうち、314場(前事務年度308場)に対して調査を行い、その結果、74場(前事務年度87場)につき1,900万円(前事務年度1,300万円)の更正・決定等を行った。

5 航空機燃料税

(1) 概要

航空機燃料税の課税物件は、航空機燃料である。

納税義務者は、航空機の所有者等であり航空機燃料を航空機に積込みをした月の翌月末日までに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

納税地は、原則として、航空機燃料を 航空機へ積み込む場所とされているが、 国税庁長官の承認を受けたときは、その 承認を受けた場所(多くは納税義務者の 住所地を承認場所としている。)とするこ とができる。

平成27年度末現在、この承認を受けた 納税地数は562場(前年度末575場)、その 他の納税地数は1,227場(前年度末1,333 場)である。

平成27年度の航空機燃料税の課税標準数量は489万キロリットル(前年度502万キロリットル)で、課税額は761億円(前年度782億円)である。

(3) 調査の状況

平成27事務年度における調査対象場数は1,622場(前事務年度1,825場)であるが、このうち、36場(前事務年度49場)に対して調査を行い、その結果、15場(前事務年度23場)につき、4,700万円(前事務年度200万円)の更正・決定等を

行った。

6 自動車重量税

(1) 概要

自動車重量税の課税物件は、自動車検 査証の交付を受け、又は車両番号の指定 を受ける自動車である。

納税義務者は、自動車検査証の交付を 受ける者及び車両番号の指定を受ける者 であり、納付は、原則として所定の用紙 に自動車重量税印紙を貼り付けて、運輸 支局等又は軽自動車検査協会に提出する ことにより行う。

(2) 課税の状況

平成27年度における自動車重量税の課税額は、6,806億円(前年度6,589億円)である。

7 電源開発促進税

(1) 概要

電源開発促進税の課税物件は、一般送 配電事業者の販売電気である。

納税義務者は、一般送配電事業者であり、毎月分を翌月末日までに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

平成27年度末の納税義務者数は10社であり、平成27年度の課税標準たる販売電気の電力量は8,418億9,650万キロワット時(前年度8,583億499万キロワット時)、課税額は3,157億円(前年度3,219億円)である。

8 石油石炭税

(1) 概要

石油石炭税の課税物件は、原油、石油 製品及びガス状炭化水素並びに石炭であ る(石油製品については輸入に係るもの に限る。)。

国産の原油、ガス状炭化水素及び石炭

の納税義務者は、その採取者であり、採 取場から移出した月の翌月末日までに申 告し、納税する。

輸入に係る原油、石油製品及びガス状 炭化水素並びに石炭の納税義務者は、これらの引取者であり、保税地域から引き 取るときまで(国税庁長官の承認を受け た者は、引き取った月の翌月末日まで) に申告し、納税する。

(2) 課税の状況

国産の原油、ガス状炭化水素及び石炭に係る納税地は、原則として、これらの採取場であるが、国税庁長官の承認を受けた場合は、その承認を受けた場所である。

平成27年度末現在、この承認を受けた 納税地数は15場(前年度末16場)、その他 の納税地数は151場(前年度末155場)で ある。

平成27年度の石油石炭税の課税標準数量は原油が1億5,653万キロリットル、石油製品が1,322万キロリットル、ガス状炭化水素が9,390万トン、石炭が1億2,075万トン、課税額は合計7,149億円(前年度6,971億円)であり、課税額のうち7,062億円(前年度6,884億円)は保税地域からの引取りに係るものである。

(注) 平成24年10月1日から地球温暖化 対策のための石油石炭税の税率の特 例により特例税率が適用され、段階 的に税率の引上げが行われており、 平成26年4月1日から2回目の税率 の引上げが行われている。

(3) 調査の状況

平成27事務年度における調査対象場数は420場(前事務年度408場)であるが、 このうち、16場(前事務年度8場)に対 して調査を行い、その結果、10場(前事 務年度5場)につき、5,200万円(前事務 年度8億2,700万円)の更正・決定等を行った。

第2章 犯則の取締り

第1節 直接税

1 査察制度

我が国では、納税者が自ら正しい申告を 行って税金を納付する申告納税制度を採っ ており、この制度を円滑に運営していくた め税務調査を行っている。一般の税務調査 において、納税者の申告に誤りがあれば、 申告額を更正することとしているが、その 調査は原則として納税者の同意を得て行う、 いわゆる任意調査によっている。

しかし、不正の手段を使って故意に税を 免れた者には、正当な税を課すほかに、反 社会的な行為に対する責任を追及するため、 懲役や罰金を科すことが税法に定められて いる。このような場合には、任意調査だけ ではその実態が把握できないので、強制的 権限をもって犯罪捜査に準ずる方法で調査 し、その結果に基づいて検察官に告発し公 訴提起を求める査察制度がある。

査察制度の執行のため、具体的な手続を 定めた国税犯則取締法があり、その執行に は各国税局・沖縄国税事務所に配置された 国税査察官が当たっている。

2 国税査察官の職務

国税査察官は、各国税局・沖縄国税事務 所に約1,400人が配置されており、所得税、 法人税等の悪質な脱税の摘発という重要な 犯則取締事務に従事している。

国税査察官は、税務職員ではあるが、一般の税務職員が国税通則法に規定されている質問検査権に基づく調査を行うのに対し、国税犯則取締法に基づく特別の調査権限が与えられている。すなわち、国税査察官は、脱税の疑いがある納税者について、本人及

び取引先等の参考人に質問し、それらの者 が所持する帳簿・書類、物件等を検査し、 任意に提出された物件を領置することがで きる。また、裁判官が発付する許可状によ り住居、工場、事務所等を臨検、捜索し、 帳簿・書類や各種の物件を差し押さえる、 いわゆる強制調査を行う権限が与えられて いる。

査察調査の手順としては、脱税の疑いの ある者を発見すると、まず、脱税の規模や 手口などをより具体的に確認するための内 偵調査を行う。内偵調査の後、多額の脱税 が見込まれ、手口も悪質と認められるなど、 社会的非難に値する嫌疑者について、その 脱税の嫌疑事実を裁判官に説明し、許可状 の交付を受ける。その許可状に基づいて強 制調査に着手するが、着手に当たって各国 税局・沖縄国税事務所に配置されている国 税査察官は統率の取れた行動をとる。さら に、各国税局・沖縄国税事務所間で臨機に 応援する体制も確立されている。強制調査 の着手によって差し押さえられた帳簿・書 類などは、その後の綿密な調査も加わって 真実の所得の計算とその存在を立証するた めの証拠となる。

3 関係省庁との連絡

査察事件の適正な処理を図るため、法律 上の問題点及び事件の具体的処理について、 国税庁においては法務省及び最高検察庁と、 各国税局・沖縄国税事務所においては関係 高等検察庁及び地方検察庁と常に緊密な連 絡を取っている。

(1) 合同中央協議会

平成27年9月には、国税庁及び法務省 主催の下に各国税局・沖縄国税事務所の 幹部及び国税査察官並びに全国の各検察 庁の財政経済担当検察官が参加して合同 中央協議会が開催され、具体的事件を素材として協議、研修を行った。

(2) 合同地方協議会

平成27年11月には、熊本国税局及び福岡高等検察庁主催の下に大阪、広島、高松、福岡及び熊本の各国税局・沖縄国税事務所の国税査察官並びに福岡高等検察庁、同庁管下各地方検察庁の財政経済担当検察官が参加して、また、同年12月に、金沢国税局及び名古屋高等検察庁主催の下に札幌、仙台、関東信越、東京、金沢及び名古屋の各国税局の国税査察官並びに名古屋高等検察庁、同庁管下各地方検察庁の財政経済担当検察官が参加して、それぞれ合同地方協議会が開催され、具体的事件に即して協議、研修を行った。

4 査察事務の状況

平成27年度における査察事務の運営に当たっては、有効な資料情報の収集に向けた体制の整備や適切な調査体制の構築を図るなど、各国税局・沖縄国税事務所の実情に応じた効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、所得税、法人税及び消費税事案に取り組むほか、ネットワークビジネスと称して、新規会員を勧誘することで多額の手数料を得ていた、いわゆる「マルチ商法」など事業活動自体に違法又は不当な行為が含まれるとして、社会問題化した事案の積極的な立件・処理に取り組んだ。

また、経済取引等のICT化に的確に対応するため、査察部の専門部署による調査支援及びデジタルフォレンジック用機材を活用するとともに、関係機関と連携して電子機器等の電磁的記録の証拠保全及び解析に取り組んだ。

平成27年度の査察の概要についてみると、 査察着手件数は189件、処理件数は181件で このうち115件を告発しており、処理件数に 対する告発件数の割合は63.5%である。

告発分の総脱税額(加算税額を含む。)は 112億円であり、告発1件当たりの脱税額は 9,700万円となっている。

なお、脱税額が3億円以上のものは5件、 このうち5億円以上のものは1件である。

告発事件について税目別の件数・脱税額をみると、所得税に係る事件は25件で30億9,200万円、法人税に係る事件は69件で56億8,700万円、相続税に係る事件は5件で10億9,000万円、消費税に係る事件は12件で10億4,900万円、源泉所得税に係る事件は4件で2億8,600万円となっている。

また、告発の多かった業種は、建設業 (15者)、不動産業 (12者) となっている。

5 脱税の手段・方法等

- (1) 脱税の手段・方法としては、売上除外 や架空原価・経費を計上したものが多く 見受けられた。そのほか、
 - 複数の納税者に脱税を持ち掛け成功 報酬を得ることを業とする、いわゆる 脱税請負人に依頼して不正を行ってい たもの
 - 国際事案では、海外で保有する株式 の配当収入を除外したものや海外の法 人に対して架空の経費を計上したもの
 - 消費税事案では、輸出免税売上に対応する課税仕入の消費税が還付になることを奇貨として、輸出取引を装い、国内における架空の課税仕入とこれに見合う架空の輸出免税売上を計上する方法で不正に還付を受けていたもの、または、還付を受けようとしていたことから、消費税受還付未遂犯(平成23年度創設)を適用したもの
 - 多額の利益がありながら、故意に税

を免れようとして、法定申告期限まで に申告書を提出しなかったことから、 単純無申告ほ脱犯(平成23年度創設) を適用したもの

があった。

(2) 脱税によって得た不正資金の多くは、 現金、預貯金及び有価証券として留保されていたほか、絵画や高級車の購入、ギャンブルなどの遊興費、特殊関係人に対する資金援助などに充てられていた事例も見受けられた。

また、不正資金の一部が海外の預金口 座で留保されていた事例もあった。

- (3) 脱税によって得た不正資金等の隠匿場 所は様々であったが、
 - クローゼットに置かれたバックの中
 - トランクルームに保管された段ボー ル箱の中

に現金を隠していた事例があった。

第2節 間接税

1 犯則取締制度

間接税においても、そのほとんどについて申告納税制度を採用しているが、申告の内容は必ずしも全てが適正なものとはいえない状況にある。

このため、個別指導や団体指導、一般的PRに力を注ぐ一方、課税の公平を実現するため悪質な脱税に対しては犯則取締り等を通じて非違脱漏の発見に努め、厳正に是正措置を採っている。

間接税の分野では、課税対象が特定の物件や行為に限定され、しかも一般に経済的な転嫁が予定されており、そのほ脱による経済効果がその都度直ちに実現するため、非違脱漏への誘惑が強い。また、間接税の

は脱を行った悪質な企業が当該商品の価格 を引き下げて安売りを行う結果、正常な市 場を混乱に陥れ、正しい納税をしている企 業の経営を不当に圧迫することにもなる。

このような実情に即して犯則取締りも特に市場に与える影響の大きい大口・悪質な脱税者に重点を置いて効果的に実施している。

間接税の犯則取締りは、国税犯則取締法 に定める手続により行われ、国税通則法に 定める調査権限とは明確に区分されている。

2 通告処分制度

犯則事件の調査手続は、直接税と間接税との間にそれほど差異はないが、犯則事件の処分については両者の間に著しい差異がある。すなわち、直接税に関する犯則事件にあっては、収税官吏が調査によって犯則があると思料するときは、全て告発の手続を採ることとなっているが、間接税に関する犯則事件にあっては収税官吏から報告又は通報を受けた犯則事件について、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長が調査により犯則の心証を得た場合は、情状懲役の刑に処すべきものと認められるなど直ちに告発すべきものを除き、通告処分を行うこととされている。

通告処分とは、国税局長・沖縄国税事務 所長又は税務署長が罰金に相当する金額等 を納付すべきことを犯則者に通告する処分 をいい、これを履行するかどうかは犯則者 の任意である。そして、通告を受けた犯則 者がその内容である罰金相当額等財産上の 負担を任意に履行したときは、当該犯則事 件について訴えを提起することができない という手続である。

なお、この通告を履行しないときは、通 告不履行による告発の手続を採ることとな っている。

(注)消費税については、賦課課税方式が 適用される輸入取引に係るものに限り、 通告処分制度を採用している。

3 関係省庁との連絡

犯則事件の適正な処理を図るため、法令 上の問題点及び事案の具体的処理について、 国税庁においては、法務省及び最高検察庁 と国税局・沖縄国税事務所及び税務署にお いては、関係高等検察庁及び地方検察庁と 常に緊密な連絡を取っている。

4 犯則取締りの状況

犯則取締事務の運営に当たっては、基本 的には、真に社会的非難に値する大口・悪 質な脱税の摘発に重点を置くとともに、課 税部門との連携を強化し、課税の公平と申 告水準の向上に寄与することを目的として 効率的な事務運営の推進に努めることとし ている。

平成27年度における間接税の犯則事件の 検挙件数は39件であり、これを税目別にみ ると酒税が35件、揮発油税及び地方揮発油 税が4件となっている。

第3章 債権管理事務及び徴収事務

第1節 債権管理事務

1 概要

債権管理事務の主な内容は、納税申告書の提出等により定まった税金の納付状況を個別に管理する徴収決定・収納事務と、納め過ぎとなった税金を納税者に返還する還付金事務である。

徴収決定・収納事務は、納税者からの納税申告書の提出や税務署長が申告税額の更正等をしたことなどにより納付することとなった税金の額を「徴収決定済額」という区分により、また、これらの税金の納付された額を「収納済額」という区分により、納税者ごとに記録して管理するとともに、未納の納税者に対して督促状により納付を促すことを主な内容とする事務である。

税金は、原則として金銭により日本銀行 やその代理店となっている金融機関(銀行、 郵便局等)又は所轄税務署に納めることに なっているが、相続税・贈与税については、 納期限までに納付できない場合の延納があ り、相続税については、延納によっても金 銭納付が困難で、一定の要件を満たす場合 には、物納がある。また、税金の種類によ っては、印紙による納付が認められる。納 められた税金は、直ちに国の歳入となるの ではなく、いったん国税収納金整理資金に 受け入れられ、その中から還付金等を支払 った残額が歳入として一般会計等に組み入 れられることになっている。

また、国税の納付手段については、上記のほか、振替納税(昭和42年6月導入)、コンビニ納付(平成20年1月導入)、インターネットバンキング等による電子納税(平成

16年6月導入)、ダイレクト納付(平成21年 9月導入)といった多様な納付手段を導入 し、納税者利便性の向上を図るとともに、 収納に関する事務処理の効率化を図ってい る。

還付金事務は、納税者が税金を納め過ぎた場合、その超過部分の金額(還付金)を納税者に返還するための事務である。その返還に当たっては、納税者の指定により①金融機関(銀行、郵便局等)の預貯金口座へ振り込む方法、②郵便局等の窓口で受け取る方法により支払うこととしている。

徴収決定・収納事務及び還付金事務の平成27年度の運営に当たっては、租税債権・ 債務の正確な管理及び自主納付態勢の確立 を基本として、弾力的な事務運営を行うと ともに、常に事務の効率化を目指して、適 時、適切な措置を講じ、円滑な事務運営に 努めた。

2 事務処理の状況

(1) 徴収決定・収納

平成27年度における徴収決定等の状況は、次のとおりである。

イ 徴収決定の状況

平成27年度における徴収決定済額は、 総額64兆3,200億円で、これを前年度と 比較すると5兆2,823億円(8.9%)の 増加となっている(前年度は13.5%の 増加)。

ロ 収納済額の状況

イの徴収決定済額に対し収納した額は、総額62兆6,016億円で、収納割合は、97.3%(前年度96.9%)となっている。これを前年度と比較すると5兆3,654億円(9.4%)の増加となっている。

ハ 不納欠損額の状況

イの徴収決定済額に対し、滞納処分

の停止をした後、その停止が3年間継続したこと又はその国税が限定承認に係るものであることなどの理由に基づき、納税義務が消滅したことにより不納欠損額として処理したものは、総額1,280億円である。

これを前年度と比較すると50億円 (3.8%) 減少している。

ニ 翌年度へ繰り越す収納未済の状況

イの徴収決定済額のうち、平成27年 度中に収納済等とならなかったため翌 年度に繰り越して徴収することとなっ たものは、総額1兆5,904億円(うち滞 納処分の停止中のものは、1,364億円 (8.6%))である。

これを前年度と比較すると782億円 (4.7%)減少している。

(2) 各種納付手段の利用状況

イ 振替納税

平成27年度における振替納税の利用 状況は、申告所得税及び復興特別所得 税(第3期分)において58.8%(納税 人員597万人のうち利用人員351万人)、 個人事業者の消費税及び地方消費税 (確定申告分)において76.6%(納税 人員106万人のうち利用人員81万人)と なっている。

これを前年度の振替納税の利用状況 と比較すると、申告所得税及び復興特 別所得税では利用人員で10万人上回り、 利用率で0.3ポイント下回った。

また、消費税及び地方消費税では利用人員で1万人、利用率で0.2ポイントそれぞれ下回った。

ロ コンビニ納付

平成27年度におけるコンビニ納付の 利用件数は、160万件となっており、前 年度と比較すると8万件(5.4%)増加 している。

ハ 電子納税 (ダイレクト納付を含む)

平成27年度における電子納税の利用 件数は、241万件となっており、前年度 と比較すると38万件(18.6%)増加し ている。

(3) 還付金

平成27年度における還付金等の支払決 定済額は、総額で9兆9,830億円であり、 これを前年度の決算額と比較すると、総 額で2兆2,451億円(29.0%)の増加となった。

(4) 物納及び延納

イ 物納の処理状況

平成27年度中に相続税の物納申請 (前年度以前の物納申請に対する許可 未済を含む。)があったものは件数で 199件、金額で116億円であり、これに 対して申請取下げ等を除き、物納の許 可をしたものは件数で69件、金額で26 億円である。

なお、許可未済で翌年度へ繰り越し たものは件数で88件、金額で70億円で ある。

ロ 延納の処理状況

平成27年度中に相続税及び贈与税の延納申請(前年度以前の延納申請に対する許可未済を含む。)があったものは、件数で2,027件、金額で562億円であり、これに対して、申請取下げ等を除き、延納の許可をしたものは、件数で1,160件、金額で312億円である。

なお、翌年度へ繰り越した処理未済 は、件数で513件、金額で141億円であ る。

(5) 納税貯蓄組合との連携・協調

納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法に基づき設立された団体であり、現在では、 振替納税制度の利用拡大や消費税の期限 内納付に関する運動のほかに、各種の税 務広報、研修会の開催、租税教育の推進 (とりわけ中学生の「税についての作文」 の募集)等納税意識の向上を図るための 幅広い活動を行っている。

このような納税貯蓄組合の活動の維持、 充実が図られるよう、連携・協調に努め た。

特に中学生の「税についての作文」に ついては、平成20年度から全国納税貯蓄 組合連合会と国税庁が共催により実施し ている。

第2節 徴収事務

1 概要

納税義務が成立し、申告、更正・決定等の一定の手続により納付すべき税額の確定した国税が、その納期限までに納付されないときは督促を行い、なお納付されない場合には、滞納整理を行うことになる。

滞納整理の具体的な進め方については、 原則として、財産の調査に始まり、財産の 差押え、差押財産の換価、換価代金等の配 当に終わる一連の強制徴収手続を採ること になるが、財産調査の結果、納税者の事情 等により強制徴収手続を採ることが適当で ないと認められるときは、①国税の納税を 猶予する納税の猶予、②差押財産の換価を 猶予する換価の猶予、③滞納処分の執行を 停止する滞納処分の停止などの納税緩和措 置を講ずることになる。

2 滞納の状況

(1) 発生等の状況

平成27年度において新規に発生した滞納は、件数134万件、税額6,871億円であり、前年度に比べ、件数は2万件(1.3%)増加し、税額は958億円(16.2%)増加している。

さらに、新規発生滞納額6,871億円を税目別にみると、源泉所得税が382億円(全税目に占める構成割合は5.6%)、申告所得税が1,170億円(同17.0%)、法人税が634億円(同9.2%)、相続税が269億円(同3.9%)、消費税が4,396億円(同64.0%)で、この5税目で全体の99.7%を占めている。

なお、前年度からの繰越滞納に新規発生滞納を加えた要整理滞納は、件数466万件、税額1兆7,518億円であり、前年度に比べて、件数は26万件(5.3%)減少し、税額は190億円(1.1%)増加している。

表13 新規発生滞納の税目別内訳

		新規発生滞納		構成比		対前年度比		
	区分		件数	税額	件数	税額	件数	税額
			万件	億円	%	%	%	%
源身	良所得	导税	11	382	8.0	5.6	88. 3	92.6
申台	5所得	导税	55	1, 170	41. 1	17. 0	98. 9	103. 7
法	人	税	7	634	5. 3	9.2	105. 4	94. 1
相	続	税	2	269	1. 2	3.9	103.8	74. 3
消	費	税	57	4, 396	42. 6	64. 0	109. 0	133. 4
そ	の	他	2	20	1.8	0.3	65. 2	48.0
	計		134	6, 871	100. 0	100.0	101. 3	116. 2

⁽注) 1 地方消費税を除いた計数である。

(2) 整理の状況

平成27年度中に整理した滞納(整理済滞

² 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を基 に算出している。

納) は、件数160万件、税額7,744億円であり、前年度に比べて、件数は1万件(0.5%)減少し、税額は1,063億円(15.9%)増加している。

なお、要整理滞納に対する整理済滞納の 割合(整理割合)は、件数34.3%、税額 44.2%であり、前年度に比べて、件数は1.6 ポイント増加し、税額は5.6ポイント増加し ている。

表14 整理済滞納の税目別内訳

区 分		整理済滞納		構成比		対前年度比		
		77	件数	税額	件数	税額	件数	税額
			万件	億円	%	%	%	%
源泉原	听得	税	18	638	11.2	8. 2	94. 5	93. 6
申告原	听得	税	64	1,350	39.8	17. 4	94. 7	98.8
法	人	税	8	832	5. 1	10. 7	101. 3	100. 7
相系	売	税	2	367	1. 1	4. 7	96. 9	96. 1
消	費	税	66	4, 533	41.3	58. 5	107. 5	134. 1
その	カ	他	2	23	1.5	0.3	73.9	51.8
11111	H		160	7, 744	100.0	100. 0	99. 5	115. 9

- (注) 1 地方消費税を除いた計数である。
 - 2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。
 - 3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を 基に算出している。

(3) 滞納整理中のものの状況

平成27年度末における滞納整理中のものは、件数306万件、税額9,774億円であり、前年度に比べて、件数は25万件(7.7%)減少し、税額は872億円(8.2%)減少している。

なお、滞納整理中のもの9,774億円を税目 別にみると、源泉所得税が1,621億円(全税 目に占める構成割合は16.6%)、申告所得税 が2,902億円(同29.7%)、法人税が1,069億 円(同10.9%)、相続税が819億円(同 8.4%)、消費税が3,340億円(同34.2%)で、 この5税目で全体の99.8%を占めている。

表15 滞納整理中のものの税目別内訳

区分		滞納整理中		構成比		対前年度比	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額
		万件	億円	%	%	%	%
源泉所	得税	53	1,621	17. 4	16. 6	88. 2	86. 4
申告所	得税	120	2, 902	39. 3	29. 7	93. 5	94. 2
法 人	税	10	1,069	3. 4	10. 9	91. 0	84. 4
相続	税	2	819	0.5	8. 4	88. 7	89. 4
消費	税	118	3, 340	38. 7	34. 2	93. 1	96. 0
その	他	2	23	0.6	0. 2	103. 5	88. 3
計		306	9, 774	100.0	100.0	92. 3	91.8

- (注) 1 地方消費税を除いた計数である。
 - 2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値 と一致しない場合がある。
 - 3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を 基に算出している。

3 滞納整理事務の実施状況

(1) 平成27事務年度の取組

平成27事務年度の徴収事務の運営に当たっては、下記(2)に掲げる事項に留意し、適正な滞納整理事務の推進に取り組むとともに、下記(3)のとおり、効果的・効率的な事務運営を実施した。また、(4)から(6)に掲げる事務に的確に取り組んだ。

なお、滞納整理に当たっては、事実関係を 正確に把握した上で、法令等に定められた手 続を遵守して、差押え、公売等の滞納処分を 行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税 緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に 即しつつ、法令等に基づき適切な対応に努め た。

(2) 適正な滞納整理事務の推進

イ 大口・悪質事案に対する厳正かつ毅然

とした対応

大口・悪質事案については、適時の財産調査を行い、差押え、公売等の滞納処分を厳正・的確に実施するとともに、必要に応じて下記口により組織的な対応や法的手段も積極的に活用した。

なお、公売については、平成26年に改 正された公売手続に関する規定を活用す るなどして、効果的・効率的に公売事案 の処理促進を図った。

また、財産の隠蔽等の滞納処分免脱 罪に該当する行為を把握した場合には、 確実に告発を行うなど、厳正に対処し た。

ロ 処理困難事案に対する質的整理の実施

処理困難事案については、相当の事務量を投下又は高度な徴収技法を活用した質的整理を実施して計画的に整理促進を図り、必要に応じて広域運営、適時のプロジェクトチームの編成など、組織的に対応したほか、原告訴訟の提起や第二次納税義務の賦課などの法的手段を積極的に活用した。

ハ 消費税事案の滞納残高圧縮に向けた 確実な処理

消費税滞納については、新規発生時の早期着手を徹底するなど、消費税滞納を含む滞納事案の完結に向けて確実な処理を行い、消費税の滞納残高の圧縮に努めた。

ニ 審理の適切な実施

滞納整理における処分の適法性・妥 当性を確保するため、国税訟務官等を 含めた十分な審理態勢の下、的確な事 実認定、法令要件の充足性及び処分理 由の適正性についての審理を適切に実 施するなど、審理の充実を図った。

(3) 効果的・効率的な事務運営

徴収事務運営に当たっては、滞納事案 の進行管理や優先的に処理すべき事案の選 定及び事務監査の実施を通じた事務の適正 性の確保など、徴収システムを活用して、 PDCAサイクルの確立に向けて取り組んだ。

また、集中電話催告システムの機能を 効果的に活用して、効率的な運営に取り 組んだ。

(4) 猶予制度の的確な周知及び適切な実施

平成27年4月から施行された改正後の猶予制度については、その改正の趣旨を踏まえ、猶予の要件、手続等について、関係民間団体に協力を依頼するなどの方法により的確に周知を行った。

また、法令等に定める要件に該当する 場合には、換価の猶予等を適切に適用し、 その後の納付の履行監視等を実施した。

(5) 国際的な徴収回避への対応

国際的な徴収回避に的確に対応するため、資料情報の積極的な活用及び賦課部門等との連携・協調を図り、国外に財産を所有するなどの海外関連事案の的確な把握・管理に努めるとともに、租税条約等の要件に該当する場合には積極的に徴収共助を要請するなどにより国際的な徴収に取り組んだ。

(6) 年金保険料の的確な徴収

厚生労働大臣から委任される厚生年金 保険料等や国民年金保険料の徴収事務に ついて、委任制度が効果的に活用される よう厚生労働省及び日本年金機構と緊密 に連携するとともに、委任を受けた事案 については、ノウハウと専門性を生かし、 年金保険料の的確な徴収に努めた。

第4章 国際税務

1 概要

近年、我が国経済の国際化の進展に伴い、 納税者が国際取引を通じて脱税や租税回避 を図るケースが増加する傾向にある。

また、一方では、企業の海外進出の増加 に伴い、これらの進出企業と進出先の税務 当局との間で課税上の問題が発生するとい ったケースも増加してきている。

このような現状を踏まえ、外国税務当局 との租税条約等に基づく国際税務協力の推 進により、国際的脱税や租税回避の防止に 努めるとともに、相互協議等を通じて、国 際的な課税問題の解決に向けて積極的な活 動を続けている。

2 外国税務当局との相互協議

国際的な二重課税の排除等の観点から、相互協議を通じた国際的な課税問題の円滑な処理を図っている。平成27事務年度の相互協議事案発生件数は195件となっている。

3 国際的な情報交換

租税に関する情報交換の重要性について 世界的に認識が高まる中、我が国において も、新たな租税条約等の締結を進めるとと もに、我が国が過去に締結した租税条約等 の中で、情報交換規定が現在の国際基準を 満たしていないものについては、最新の内 容への改正が引き続き進められている。平 成27事務年度には、カタール及び台湾との 租税条約等が発効し、平成28年6月末現在、 発効済みの租税条約等は66(平成27年6月 末時点で64)、適用対象国・地域は97か国・ 地域(平成27年6月末時点で90)に増加し ている。

(注) 台湾については、公益財団法人交流協会(日本側) と亜東関係協会(台湾側)

との間の民間取決め及びその内容を日本 国内で実施するための法令によって、全 体として租税条約に相当する枠組みを構 築。

平成27事務年度には、これらの国々との間で要請に基づき約520件、自発的に約220件、自動的に約30万件の情報の交換を行った。

こうした情報交換の枠組みを活用し、事案 の内容に応じて、外国税務当局と会合を開催 するなど、効果的・効率的な情報交換の実施 に努めている。

4 国際会議への参加

外国税務当局との税務行政上の執行面での協力や経験の共有などを行うため、各種の国際会議に積極的に参画している。平成27事務年度においては、0ECD税務長官会議(メンバーは0ECD非加盟国を含む46か国・地域)、アジア税務長官会合(SGATAR;メンバーは、日本、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、韓国、マカオ、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム、モンゴル、カンボジアの17か国・地域)等に参加した。

5 技術協力

開発途上国の税務職員等を対象として、 我が国の税制及び税務行政に関する専門的 知識・技術を移転し、税制及び税務行政の 改善に資するとともに、我が国の税務行政 に対する理解者を育成すること等を目的と して、国際協力機構(JICA)の枠組み等の 下、技術協力を実施している。

(1) 職員派遣

税務当局のニーズを踏まえて開発途上 国で実施される研修に、職員を派遣して いる。平成27事務年度は、中国、フィリ ピン、ベトナム、ミャンマー及びモンゴ ルへ派遣した。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しており、平成27事務年度においては、インドネシア、カンボジア及びベトナムに職員が常駐した。

(2) 国際税務行政セミナー (ISTAX)

開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般についての講義等を行っている。

イ 一般コース

税務当局の中堅職員を対象としたコースであり、平成27事務年度においては16か国から16人が参加した。

ロ 上級コース

税務当局の本庁課長クラス以上の幹 部職員を対象にしており、平成27事務 年度においては9か国から9人が参加 した。

(3) 国別税務行政研修、カウンターパート 研修

特定の開発途上国の税務職員を対象と した研修であり、各国からの要望に沿っ た講義等を行っている。平成27事務年度 においては、インドネシア及びベトナム の税務職員を対象に行った。

(4) アジア国際課税研修

複数のアジア諸国(インドネシア、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、東ティモール、ベトナム及びラオス等)の税務職員を対象とした研修で、「国際課税」に関する講義等を行っている。平成27事務年度においては、7か国から11名が参加した。

(5) 国税庁実務研修

世界銀行等の奨学金制度を利用し、我

が国の大学院(修士課程)に留学している開発途上国の税務職員等を対象とした研修であり、各大学院の履修科目の一つとなっている。本研修では、日本の税制・税務行政全般に関する講義等を行っており、平成27事務年度中に行われた研修には、留学生15名が参加した。

第5章 広報

第1節 広報広聴事務

1 概要

広報広聴は、納税者及び小学生から社会 人になる手前までの若年層を含めた国民各 層(以下この章において「納税者等」とい う。)との重要なコミュニケーション手段の 一つであり、申告納税制度の下、国税庁の 使命である「納税者の自発的な納税義務の 履行を適正かつ円滑に実現する」ための納 税環境を整備することを目的として行うも のである。

このため、広報広聴事務の実施に当たっては、納税者等の視点に立って、国税庁の取組、申告・納税に関する法令解釈や税務手続等について、分かりやすく的確な周知・広報を行い、租税の役割、税務行政について、納税者等及び関係省庁からの幅広い協力及び参加の確保に努めたほか、納税者等の意見や要望等を聴取し事務の改善に努めた。

なお、各種広報広聴施策の実施に当たっては、その施策の具体的な目標及び主たる 訴求対象を明確にし、コスト意識を持ち、 費用対効果を十分に検証した上で、効果 的・効率的に実施した。

2 納税意識の向上に関する事務

(1) 納税意識の向上に向けた税の啓発活動 納税意識の向上に向けた税の啓発活動 については、租税の役割や適正かつ公平 な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の 取組について、納税者等に理解を深めて もらえるよう、年を通じて、以下の広報 広聴施策を実施した。

イ 国税庁が実施した広報広聴施策

- 国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp) による情報提供 (国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」の配信等)
- YouTube「国税庁動画チャンネル」やTwitter「@NTA_Japan」の活用
- ロ 各国税局・沖縄国税事務所及び税務署が実施した広報広聴施策
 - 講演会、説明会等
 - ・ 地元マスメディアを通じた広報

(2) 税を考える週間

納税意識の向上に向けた税の啓発活動 としての広報広聴施策は、年を通じて行 うほか、短期間に広報を集約することで、 職員の広報意識の醸成や関係民間団体等 との連携・協調を促進しつつ、広報施策 の訴求効果も高めることができることか ら、「税を考える週間」(以下「週間」と いう。)を中心に、集中した広報広聴施策 を実施した。

なお、平成 27 年度の週間においては、 テーマを「税の役割と税務署の仕事」と し、テーマに即した情報を提供するほか、 広く国民から国税庁の広報施策に対する 要望等を聴取した。

イ 国税庁が実施した広報広聴施策

- ・ 国税庁ホームページに掲載している国税庁の取組等について情報提供を行うページ(以下「取組紹介ページ」という。)の更新
- 取組紹介ページへの誘引を目的と したインターネット広告
- ロ 各国税局・沖縄国税事務所及び税務 署が実施した広報広聴施策
 - 講演会等の集中的な実施
 - ・ 地元マスメディアに対し週間の行

事等に関する情報を積極的に提供

・ 週間の行事等における地方公共団 体や関係民間団体等との連携・協調

(3) 租税教育

次代を担う児童・生徒等に対する租税 教育を充実するため、次のような施策を 実施した。

イ 租税教育推進協議会の運営等

租税教育の推進のための環境を整備し、租税教育の充実を図るため、国、地方税当局及び教育行政機関等を構成員とする租税教育推進協議会(以下「租推協」という。)を設立し各種事業を行っており、総務省、文部科学省及び国税庁を構成員とする租税教育推進関係省庁等協議会のほか、都道府県単位で47会、市区町村等単位で724会が設立されている(平成28年3月末現在)。

租推協では、租税教育推進施策として、①租税教室の開催、②租税教育用 副教材の作成・配付、③高校生の税の 作文募集、④学校教育関係者等を対象 とした研修会等の開催及び参加者の募 集等の事業を行っている。

ロ 児童・生徒に対する租税教室の開催 教育機関との連携により、児童・生 徒を対象とした社会科教育の一環とし て、税務署や関係民間団体等からの講 師派遣による租税教室を実施しており、 平成27年度は、全国の小・中・高等学 校等1万8,895校で実施した。

ハ 租税教育用副教材の作成・配付

学校教育における租税教育を充実するため、都道府県単位の租推協では、 小学生及び中学生を対象とした租税教育用副教材を作成し配付した。

また、国税庁ホームページの「税の

学習コーナー」において、税の仕組み などを分かりやすく解説した情報や租 税教育用ビデオ、ゲームを掲載してい る。

ニ 高校生の税の作文募集

学校教育における租税教育の充実を 目的として、昭和37年度以来全国の高 校生から税に関する作文の募集を行っ ており、平成27年度は、1,611校から19 万9,401編の応募があった。

ホ 学校教育関係者等を対象とした研修 会等の開催

国税局及び税務署においては、財政 や租税に関する理解を深め、社会科等 の授業に役立ててもらうことを目的に、 社会科担当教師等を中心に、租税や税 務行政等に関する情報を提供する研修 会などを地域の実情に即して実施して おり、平成27年度は2万7,725人の参加 があった。

3 税に関する知識の普及と向上に関する事務

(1) 確定申告期広報

平成27年分の確定申告期においては、 国税庁ホームページ内のコンテンツ「確 定申告書等作成コーナー」及びe-Taxの利 用拡大を図るための広報を実施した。ま た、所得税及び復興特別所得税、贈与税、 個人事業者の消費税及び地方消費税の申 告・納税期限の周知と閉庁日対応に関す る情報等の提供も併せて行った。

具体的に使用した媒体は、ポスター、 テレビCM、新聞広告、インターネット広 告等であり、それらを効果的に組み合わ せて広報を実施した。

(2) 各種媒体を活用した広報 イ ホームページによる情報提供 国税庁ホームページ(平成10年11月 開設)では、身近な税の情報や業務内 容、統計資料、報道発表資料のほか、 法令解釈通達等の情報を提供している。

また、国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」(平成17年8月開設)を配信し、税務手続に関する情報等を動画で分かりやすく解説するほか、国税庁の取組をドラマ仕立てで紹介する番組も配信している。

国税庁ホームページの運用に当たっては、利用者の視点に立ち、誰もが容易にアクセスできるよう、利便性及び高齢者、障害者等に配意したホームページ作成に努めた。

なお、平成27年度のアクセス数は、 1億7,757万件となっている。

ロ税の広報資料等の作成、配布

税法、記帳、税額の計算方法など実 務上必要な知識を平易な表現で広く国 民一般に提供し、自主的に正しい申告 と納税を行えるよう、「暮らしの税情報 (パンフレット、リーフレット)」を作 成し、配布した。

(3) 説明会、講演会等の開催

税務署等において、各種の説明会や講演会を開催して税知識の普及や納税意識の向上を図った。

4 広聴に関する事務

(1) 窓口等における意見・要望等の集約 納税者利便の向上や事務運営の改善に 資するため、広く国民各層から国税当局 の窓口やホームページ等に寄せられた意 見・要望等を集約し、関係部署に連絡し た。

(2) 国税モニターの運営国税モニター制度は、国税モニターを

通じて国税に関する納税者等の意見・要望等を収集し、事務運営の改善に役立てるなど、納税者利便の向上に資するとともに、国税に関する情報、資料等を提供することにより、税務行政に対する納税者等の理解の向上を図ることを目的としている。平成27年度は、全国80署で379人を国税モニターに委嘱し、税務行政に対する意見の提出、アンケートへの回答、国税局及び税務署主催行事への参加等を要請した。

5 報道に関する事務

国税庁においては、租税滞納状況など38 件の報道発表を行ったほか、55件の資料提 供を実施した。

また、国税局・沖縄国税事務所において も、それぞれ都道府県単位で路線価の公表 他、報道発表等を行った。

6 その他

国税庁では、情報公開窓口に閲覧窓口を 併設し、国税庁本庁における行政文書等の 閲覧サービスを行っており、閲覧文書目録 を備え付けるなど、閲覧を希望する者の利 用の便に供している。

第2節 刊行物等

国税庁では、納税意識の向上、税務に関する知識の普及や向上を図るために各種のパンフレット、リーフレット等の作成、監修等を行い一般納税者に提供している。

また、毎年実施している会社標本調査や民間給与実態統計調査、申告所得税標本調査などの結果を国税庁ホームページ等において公表している。

なお、平成27年度中に発行した各種の刊行

物等は、次のとおりである。

〔長官官房総務課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
第64回事務年報 平成26年度 (A4 176P)	平成27.12	ホームペー ジに公表	平成26事務年度における国税庁の事務運営の概 要を収録し、主に今後における税務行政の改善
			に資するために作成したもの

〔長官官房企画課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
国税庁統計年報書 平成25年度版	平成27.6	ホームペー	平成25年度における国税庁主管の各税の申告、
(A4 389P)		ジに公表	処理、納税及びこれらに関連する計数を収録し
			たもの
民間給与実態統計調査 平成26年分	平成27. 9	ホームペー	平成26年分の民間企業の給与等の実態を明らか
(A4 211P)		ジに公表	にしたもの
申告所得税標本調査 平成26年分	平成28. 2	ホームペー	平成26年分の申告所得税について、所得者区
(A4 90P)		ジに公表	分、種類別、階級別等に申告所得税納税者の実
			態を明らかにしたもの
会社標本調査 平成26年度分	平成28.3	ホームペー	平成26年度において、稼働中の内国普通法人に
(A4 170P)		ジに公表	ついて、資本金階級別、業種別に課税の実態を
			明らかにしたもの
国税庁レポート2015 (A4 61P)	平成27.7	4,360部	国税庁の取組について、納税者に分かりやすく
			説明したもの
National Tax Agency Report 2015	平成27. 9	965部	国税庁の取組について、英語で納税者に分かり
(A4 61P)			やすく説明したもの

〔長官官房広報広聴官〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
暮らしの税情報リーフレット			
①所得税のしくみ/②記帳や記 録保存・青色申告(A4 2P)	平成27.7	18万部	所得税の仕組みや記帳制度などについて説明し たもの
③消費税のしくみ (A4 2P)	平成27.7	17万部	消費税の仕組みについて説明したもの
④給与所得者と税/⑤家族と税 (A4 4P)	平成27.7	21万部	給与所得者の確定申告や配偶者にパート収入が ある場合などについて説明したもの
⑥退職金と税/⑦高齢者と税 (年金と税)(A4 2P)	平成27.7	24万部	退職金の支払を受けた場合や高齢者に対する税 制面での特例などについて説明したもの
⑧障害者と税(A4 2P)	平成27.7	12万部	障害者に対する税制面での特例などについて説 明したもの
⑨医療費を支払ったとき(A4 2P)	平成27.7	24万部	多額の医療費を支払った場合の税金の取扱いに ついて説明したもの
⑩保険と税(A4 2P)	平成27. 7	21万部	生命保険料、地震保険料を支払った場合や保険 金を受け取った場合の取扱いについて説明した もの
①寄附金を支払ったとき(A4 2P)	平成27.7	12万部	寄附金を支払った場合における税金の取扱いに ついて説明したもの
⑩災害等にあったとき (A4 2P)	平成27.7	12万部	住宅や家財などに損害を受けた場合の所得税の 軽減について説明したもの

	⑬株式・配当・利子と税	平成27.7	21万部	株を売却した場合の税や利子、配当の課税関係
	(A4 2P)			について説明したもの
	⑭マイホームを持ったとき ①	平成27.7	35万部	住宅ローン等で住宅を新築、購入などした場合
	(A4 4P)			の取扱いについて説明したもの
	⑮マイホームを持ったとき Ⅲ	平成27.7	27万部	住宅ローン等を利用しない場合の取扱いについ
	(A4 2P)			て説明したもの
	⑯土地や建物を売ったとき	平成27.7	35万部	土地や住宅を売却した場合の取扱いについて説
	(A4 2P)			明したもの
	⑰財産をもらったとき	平成27.7	41万部	贈与税について分かりやすく説明したもの
	(A4 4P)			
	⑱財産を相続したとき	平成27. 7	41万部	相続税について分かりやすく説明したもの
	(A4 4P)			
	⑩申告と納税(A4 2P)	平成27.7	15万部	申告と納付の期限や税金の納付と還付について
				説明したもの
	②確定申告書等作成コーナー	平成27. 7	16万部	確定申告書等作成コーナーや国税電子申告・納
	/e-Tax(国税電子申告・納税シ			税システム (e-Tax) について説明したもの
	ステム) (A4 2P)			
	②税に関する相談をするには/	平成27. 7	9 万部	税務相談、情報公開、異議申立て及び審査請求
	情報公開や個人情報の開示を請			について説明したもの
	求するには/②税務署の処分に			
	不服があるときは			
	(A4 2P)			
	②個人で事業を始めたとき/法	平成27. 7	13万部	個人で事業を始めたときや法人を設立したとき
	人を設立したとき/匈公売に参	. , , , .	,	に必要な届出及び公売の手続について説明した
	加するには			₽ 0
	(A4 2P)			
春	らしの税情報パンフレット	平成27.7	61万部	暮らしの税情報リーフレットをまとめたもの
(A	4 48P)			
私力	たちの税金(点字本 B5 150P)	平成27. 9	1,370部	目の不自由な方のために税に関する参考資料と
		. , , , .	,	して、税の種類や仕組みなどについて分かりや
				すく説明したもの
私力	たちの税金 (墨字本 A4 65P)	平成27. 9	1,370部	目の不自由な方(弱視)のために税に関する参
		. , , , .	,	考資料として、税の種類や仕組みなどについて
				分かりやすく説明したもの
私/	たちの税金 (DAISY図書 CD 2時	平成27. 9	630枚	目の不自由な方や点字が読めない方のために、
	5分)	1 /-/4=11	00012	税に関する参考資料として税の種類や仕組みな
				どについて分かりやすく説明したもの

〔課税部課税総括課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
平成27年分 給与所得の源泉徴収票	平成27. 9	490万部	法定調書のうち、多くの方が提出をしなければ
等の法定調書の作成と提出の手引			ならない6種類の法定調書の作成や提出方法に
(A4 32P)			ついてまとめたもの

〔課税部個人課税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
平成27年分 所得税の改正のあらま	平成27. 4	37万部	所得税に関する税制改正事項を解説したもの
し (A4 16P)			

青色申告者のための貸借対照表作成	平成27.10	22万部	青色申告者が、青色申告特別控除の適用を受け		
の手引き (A4 24P)			るために必要な貸借対照表の作成方法を説明し		
			たもの		
白色申告者の決算の手引き(一般	平成27.10	37万部	記帳制度による帳簿に基づいて、「収支内訳		
用)(農業所得用)(A4 28P)			書」を作成するための決算の仕方について説明		
			したもの		
帳簿の記帳のしかた(事業所得者用	平成28. 4	61万部	事業所得、農業所得及び不動産所得のある方の		
等)(A4 32P)			ための帳簿の記帳の仕方を説明したもの		

〔課税部法人課税課〕

		ı	
刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
平成27年度 法人税関係法令の改正	平成27.5	20万部	法人税に関する税制改正事項を解説したもの
の概要(A4 48P)			で、改正税法説明会の教材等として使用するも
			Ø.
平成27年版 法人税申告書・地方法	平成27.6	7万部	法人税の確定申告書等の作成に当たってその計
人税申告書の記載の手引 (A4 96P)			算方法、記載要領等を説明したもの
適用額明細書の記載の手引(単体法人	平成27.7	28万部	適用額明細書(単体法人用)の作成に当たってそ
用)(A4 105P)			の記載要領等を説明したもの
適用額明細書の記載の手引(連結法人	平成27. 9	ホームペー	適用額明細書(連結法人用)の作成に当たってそ
用)(A4 102P)		ジに公表	の記載要領等を説明したもの
平成28年版 源泉徴収のあらまし	平成27.11	31万部	源泉徴収に関する主要事項を解説したもので主
(A5 332P)			として大規模徴収義務者に配布するもの
平成27年分 年末調整のしかた (A4	平成27.10	552万部	平成27年分の年末調整の仕方について、改正
108P)			点、年末調整に当たっての注意点及び具体的な
			計算方法を説明するとともに、併せて年末調整
			関係の税額表等を掲載したもので、徴収義務者
			などに配布するもの
平成27年版 給与所得者と年末調整	平成27.10	166万部	配偶者控除、扶養控除、住宅借入金等特別控除
(A5 4P)			等について分かりやすく説明したもので給与所
			得者に配布するもの

〔課税部酒税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
酒のしおり(A4 128P)	平成28. 3	6,970部	酒税及び酒類産業行政に対する一般的な認識を 高めるため酒税等に関する基本的な資料を収録 したもの

〔課税部消費税室〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
平成27年分 消費税及び地方消費税の 確定申告の手引き 個人事業者用(一般用)(簡易課税用) (A4 32P・28P)	平成27.11	99万部	個人事業者の消費税の確定申告に当たってその 計算方法、留意事項等を説明したもの
2015 Consumption and Local Consumption Taxes Final Return Guide (General Form) (Simplified Tax Form) (For sole proprietors) (A4 32P•28P)	平成27.12	4万部	「平成 27 年分消費税及び地方消費税の確定申告の手引き(個人事業者用)」の英語翻訳版

法人用消費税及び地方消費税の申告書	平成27.10	71万部	法人の消費税及び地方消費税の確定申告書の作
(一般用)(簡易課税用)の書き方	平成28. 4	129万部	成に当たって、その計算方法、申告書及び添付
(A4 16P • 8P)			書類の記載方法等を説明したもの
消費税のあらまし (A4 68P)	平成28.6	71万部	消費税に関する基本的な仕組みや届出書等につ
			いて説明したもの
国・地方公共団体や公共・公益法人等	平成28.6	11万部	国・地方公共団体の特別会計等に係る消費税の
と消費税(A4 64P)			基本的な仕組みと手続について説明したもの
契約書や領収書と印紙税 (A4 4P)	平成28.5	40万部	印紙税が課税される文書やその税額などの基本
			的な事項をまとめたもの
印紙税の手引 (A4 36P)	平成27.9	14万部	印紙税の基本的な仕組みや課税される文書の範
(A4 40P)	平成28.5	18万部	囲等について分かりやすくまとめたもので、説
			明会の教材等として使用するもの
たばこ税の手持品課税の申告の手引	平成27. 11	40万部	紙巻たばこ3級品の段階的税率引上げに伴い、
(平成28年4月 手持品課税用)			一定のたばこの販売業者が行う手持品課税の概
			要等について説明したもの

〔徴収部管理運営課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
相続税・贈与税の延納の手引	平成28. 1	8,600部	相続税・贈与税を延納するに当たっての要件及
(A4 66P)			び手続の概要等について説明したもの
相続税の物納の手引(手続編)(整備	平成28. 1	各6,100部	相続税を物納するに当たっての要件及び手続の
編)(A4 68P・72P)			概要等について説明したもの

〔国税不服審判所〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要			
審判所ってどんなところ?~国税不	平成28. 1	2万2,000	国税不服審判所の概要、不服申立制度、不服			
服審判所の扱う審査請求のあらまし		部	立制度改正の概要及び審査請求手続について説			
∼ (A4 17P)			明したもの			

第6章 税務相談等及び苦情

第1節 税務相談等

1 概要

税務相談は、納税者が自ら正しい申告と 納税が行えるよう、税に関する情報を提供 したり、税務一般に関する質問に答えるも ので、納税者サービスの一環として行われ ている。

この税務相談について適切かつ効率的に 対応するため、各国税局及び沖縄国税事務 所に設置した電話相談センターに税務相談 官を集中的に配置して、税務署に寄せられ る税に関する一般相談に対し、原則として 税目別に対応を行っている。なお、東京、 名古屋、大阪の電話相談センターでは、外 国人のための英語による電話相談窓口を設 けている。

また、国税庁ホームページ及び携帯サイトでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」の設置により、情報提供を行っている。

2 税務相談等の状況

(1) 税務相談

平成27年度に電話相談センターで受理 した税務相談件数は536万件で、対前年度 比101.3%となっている。

税務相談件数及び構成割合を税目別に みると、所得税関係265万件(49.6%)、 資産税関係105万件(19.6%)、法人税関 係27万件(5.1%)、消費税関係17万件 (3.1%)となっている。

(2) タックスアンサー

平成27年度のタックスアンサーの利用 件数は6,994万件であり、対前年度比 95.9%となっている。

第2節 苦情

税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するためには、納税者から寄せられた苦情及び困りごとに対して適切に対応することが不可欠であるとの認識の下、納税者の視点に立って、迅速かつ的確な対応に努めている。

寄せられた苦情については関係部署と協議し、納税者サービスの向上等につなげている。また、申出がなされた日から原則として3日以内に処理するよう努めており、平成27年度における苦情の3日以内の処理件数割合はおよそ92.0%となっている。

なお、この苦情処理を専担する納税者支援 調整官が平成13年7月に設置され、平成27年 7月現在では、各国税局・沖縄国税事務所の ほか、主要税務署(51署)に派遣配置されて おり、税務一般に関する納税者からの苦情に 関する事務のうち、当該納税者が適正かつ円 滑に納税義務を履行するために必要な助言及 び教示並びに調整に関する事務を行っている。

第7章 情報公開・個人情報保護 及び実績の評価

第1節 情報公開

1 概要

行政機関の保有する情報の一層の公開を 図り、もって政府の有するその諸活動を国 民に説明する責務が全うされるようにする とともに、国民の的確な理解と批判の下に ある公正で民主的な行政の推進に資するこ とを目的として「行政機関の保有する情報 の公開に関する法律」(以下「情報公開法」 という。)が、平成13年4月1日から施行さ れている。

情報公開法に基づき、何人でも、行政機 関の長に対し、当該行政機関の保有する行 政文書の開示請求をすることができ、行政 機関の長は、開示請求があったときは、個 人に関する情報や事務の適正な遂行に支障 を及ぼすような情報などの不開示情報が含 まれている場合を除き、当該行政文書を開 示しなければならないとされている。

2 施行状況

(1) 開示請求の受付状況

平成27年度における国税庁の開示請求 件数は、3,790件であり、前年度に比べ、 154件(4.2%)増加している。

表16 開示請求件数

(単位:件)

	平成26年度	平成27年度	(対前年比)
国税庁	3, 636	3, 790	(104.2%)
全省庁	104, 939	*	*

(注)表中の※については、平成28年11月30日現在未公表。

(2) 開示決定等の内訳

平成27年度における国税庁の開示決定 等件数は、3,840件であり、そのうち、全 部開示と部分開示を合わせた件数の割合 は95.5%となっている。

表17

開示決定等の内訳

(単位:件)

									· · · · · · ·
			平成2	6年度		平成27年度			
			開示決定等件数				開示決定	定等件数	
			全部開示	部分開示	不開示		全部開示	部分開示	不開示
国税户	1	3, 592	503	2, 973	116	3, 840	569	3, 100	171
国代1.	'		(14.0%)	(82.8%)	(3.2%)		(14.8%)	(80.7%)	(4.5%)
全省月	<u></u>	97, 554	37, 532	57, 654	2, 358	* /	*/	*/	* /
王 1 年 1	J		(38.5%)	(59.1%)	(2.4%)	*	*	*	*

⁽注) 1 () 内は開示決定等件数に占める「全部開示」、「部分開示」及び「不開示」の割合であり、四捨五入の関係から、合計が 100にならない場合がある。

² 表中の※については、平成28年11月30日現在未公表。

第2節 個人情報保護

1 概要

行政機関において個人情報の利用が拡大 していることに鑑み、行政の適正かつ円滑 な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護 することを目的として「行政機関の保有す る個人情報の保護に関する法律」(以下「行 政機関個人情報保護法」という。)が、平成 17年4月1日から施行されている。

行政機関個人情報保護法は、行政機関に おける個人情報の取扱いに関する基本的事 項を定めており、国税庁としては、行政機 関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、納税者 に関する情報の管理を徹底する必要がある。

また、行政機関個人情報保護法に基づき、何人でも、行政機関の長に対し、当該行政 機関の保有する自己を本人とする保有個人 情報の開示請求をすることができ、行政機 関の長は、不開示情報が含まれている場合 を除き、当該保有個人情報を開示しなけれ ばならないとされており、開示請求に対し て的確に対応する必要がある。

2 施行状況

(1) 開示請求の受付状況

平成27年度における国税庁の開示請求 件数は、56,914件であり、前年度に比べ、 2,192件(3.7%)減少している。

表18 開示請求件数

(単位:件)

	/	平成26年度	平成27年度	(対前年比)
国税庁	:	59, 106	56, 914	(96.3%)
全省庁	:	96, 271	*	*

(注)表中の※については、平成28年11月30日現在未公表。

(2) 開示決定等の内訳

平成27年度における国税庁の開示決定 等件数は、55,978件であり、そのうち、 全部開示と部分開示を合わせた件数の割 合は98.9%となっている。

表19

開示決定等の内訳

(単位:件)

	平成26年度				平成27年度			
	開示決定等件数				開示決定等件数			
		全部開示	部分開示	不開示		全部開示	部分開示	不開示
国税庁	58, 631	9, 929	47, 966	736	55, 978	9, 962	45, 387	629
		(16.9%)	(81.8%)	(1.3%)		(17.8%)	(81.1%)	(1.1%)
全省庁	97, 112	39, 331	54, 312	3, 469	*	*	*	*
		(40.5%)	(55.9%)	(3.6%)				

⁽注) 1 () 内は開示決定等件数に占める「全部開示」、「部分開示」及び「不開示」の割合であり、四捨五入の関係から、合計が 100にならない場合がある。

² 表中の※については、平成28年11月30日現在未公表。

第3節 実績の評価

1 概要

平成10年6月に成立した「中央省庁等改革基本法」の第16条第6項第2号において、主として政策の実施に関する機能を担う庁(以下「実施庁」という。)については、その業務の効率化を図る観点等から、「府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること」とされている。

国税庁の実績の評価については、財務大臣が、国税庁が達成すべき目標を設定し、 その目標に対する実績を評価して公表する こととされている。

2 平成27事務年度国税庁実績評価実施計画

「平成27事務年度国税庁実績評価実施計画」(以下「実施計画」という。) については、平成27年6月に策定・公表された。

この実施計画では、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」、「酒類業の健全な発達の促進」、「税理士業務の適正な運営の確保」の3つの実績目標を設定し、このうち「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」については、その細目として「税務行政の適正な執行」、「納税者サービスの充実」、「適正な調査・徴収の実施等、納税者の権利救済」、「国際化への取組」という4つの目標を設定している。さらに、「納税者サービスの充実」、「適正な調査・徴収の実施等、納税者の権利救済」の下にそれぞれ3つの業績目標を設定している。

また、目標の達成度を測定するため69の 測定指標が設定されている。

3 平成26事務年度国税庁実績評価書

「平成26事務年度国税庁実績評価書」に ついては、平成27年11月に作成・公表され た。

なお、実績の評価に当たっては、評価の 客観性と質を高めるために、有識者の方々 からなる「財務省政策評価懇談会」(座長 吉野直行 慶應義塾大学名誉教授(平成28 年9月現在))において御意見をいただいて いる。

国税庁としては、この評価を今後の事務 運営に的確に反映することとしている。

第8章 税務協力体制

第1節 関係民間団体

関係民間団体は、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等を図るための啓発活動に取り組んでおり、税務行政の円滑な執行に寄与している。

国税庁としては、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するために関係民間団体との連携・協調を図ることとしている。

1 日本税理士会連合会

(1) 設立の目的

日本税理士会連合会は、昭和32年2月に設立された税理士法上の法人で、税理士の使命及び職責に鑑み、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的としている。

(2) 組織の状況

日本税理士会連合会は、各国税局・沖 縄国税事務所の管轄区域ごとに設立され ている全国15の税理士会(東京国税局に は三つの税理士会、名古屋国税局には二 つの税理士会がある。)で組織されている。 各税理士会は、下部組織として税務署 又は複数税務署単位ごとに支部を設置し ている。

なお、支部のほかに支部協議会等を県 等単位ごとに設置しているところもある。 平成28年3月31日現在における税理士 登録者数は75,643人である。

(3) 平成27年度の主な活動状況

平成26年改正税理士法の適正な運用に向けて、関係諸規則の整備が行われた。

具体的には、租税教育への取組として、 租税に関する教育その他知識の普及及び 啓発のための活動に関する規定が会則の 絶対的記載事項となったことを受けて会 則・規則等を整備し、各税理士会で統一 的に実施するため「租税教育等実施要領 モデル」を制定した。さらに、租税教育 用テキストや副読本の改訂、大学に対す る寄附講座の新規開設等を行った。

会則における研修義務化に伴い「研修 諸規則Q&A」を策定し、研修受講管理 システムの構築に向けた検討を進めたほ か、マルチメディア研修に「社会保障・ 税番号制度(実務編)」や「職業倫理」等、 時宜に適ったテーマを追加した。

改正税理士法関係以外では、社会保障・税番号(マイナンバー)制度について、税理士事務所等において適切に取り扱われるよう、研修会の実施、「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」の改訂、各税理士会における相談体制スキームの構築等を行った。

このほか、「税制改正に関する建議書の 提出」、「中小企業支援施策の推進」、「電 子申告・納税システムの利用促進」、「税 理士の綱紀保持、品位の向上及び職業倫 理の高揚への対応」、「熊本地震への対応」 等の活動を行った。

2 日本税務協会

(1) 設立の目的

日本税務協会は、政府の税務に関する 施策の浸透を図り、税務行政に対する協力を行うとともに、納税思想の普及向上 を図ることを目的として昭和19年4月に 設立された財団法人であり、平成25年4 月1日に一般財団法人へ移行した。

(2) 組織の状況

日本税務協会は、東京都に本部を置いている。

(3) 平成27年度の活動状況

税に関する図書の出版及び斡旋や日本 税務協会のホームページを通じて、税 制・税務行政に関する広報活動等を実施 した。

3 全国青色申告会総連合

(1) 設立の目的

全国青色申告会総連合は、全国の青色 申告会の指導、連絡を図り、青色申告を 基盤とした税務、経理及び経営の調査、 研究並びに指導を行うとともに、青色申 告者の公正な世論を結集して、その実現 に務め、もって申告納税制度の確立と小 規模企業の振興に寄与することを目的と して設立された。

なお、全国青色申告会総連合は、昭和 30年10月19日に任意団体として設立され、 平成25年5月1日に一般社団法人となっ た。

(2) 組織の状況

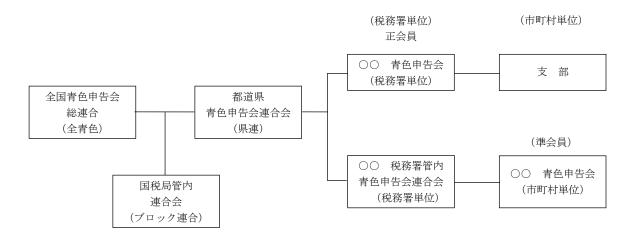
全国青色申告会総連合は、税務署単位 の正会員、市町村単位の準会員の各青色 申告会より構成されている。また会員は、 各都道県ごとに、連合会(県連)を組織 し、県連は、各国税局(大阪国税局を除 く。)・沖縄国税事務所の管轄区域ごとに、 連合会(ブロック連合会)を組織してお り、加入単位会数は約2,000会、その単位 会に加入している青色申告者数は約65万 人である。

(3) 平成27年度の活動状況

全国青色申告会総連合は、機関誌「ブルーリターン」の発行などにより会員に対する情報提供等を行うほか、消費税の指導体制の充実を図るとともにパソコン用会計ソフトの活用による複式簿記の普及推進に努めた。一方、単位青色申告会は、記帳指導、各種説明会などの指導事業などを行った。

表20

全国青色申告会総連合の組織



(注)単位会は1税務署1会を原則として各市町村に支部を置いているが、市町村別に単位会を組織して税務署管内連合会を 結成しているところもある。

4 全国法人会総連合

(1) 設立の目的

全国法人会総連合は、国税庁、国税 局・沖縄国税事務所及び税務署と連絡協 調のもとに、全国法人会総連合を中軸に、 全法人会が税務知識の普及に努めるとと もに、よき法人企業の団体としての活動 を通じて、適正な申告納税制度の確立と 納税意識の高揚を図り、もって税務行政 の円滑な執行に寄与し、これを通じて企 業経営と社会の健全な発展に貢献するこ とを目的として設立された。

なお、全国法人会総連合は、昭和50年 1月25日に財団法人として設立が許可され、平成23年4月1日に公益財団法人に 移行した。

これに伴い、全国法人会総連合は、我 が国各地で活動する法人会と連携し、税 知識の普及、納税意識の高揚に努め、税 制・税務に関する提言を行い、もって我 が国における適正・公平な申告納税制度 の維持・発展と税務行政の円滑な執行に 寄与すると共に、我が国各地における企 業活動の活性化と社会の健全な発展に貢 献することを目的とすることとなった。

(2) 組織の状況

平成28年6月末日現在で全国法人会総連合に加入している都道県単位の法人会連合会数は41会、各地区の単位法人会数は41会であり、これを加入法人数でみると、約79万法人である。

なお、平成4年12月に、全ての都道県 連合会及び単位法人会の社団化を達成し ているほか、平成26年4月までに全ての 県連・単位会が公益社団法人又は一般社 団法人へ移行した。

(3) 平成27年度の活動状況

全国法人会総連合は、税制改正に関する提言や租税教室、税に関する絵はがきコンクールなど税を中心とした公益活動を展開したほか、社会の要請に応えて、節電行動を呼びかけるなど、社会貢献活動にも取り組んだ。さらに、ホームページや情報誌「ほうじん」を通じて、情報発信に努めたほか、ラジオCMや新聞広告を通じた広報活動を実施した。

なお、平成26年4月から開始した「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」については、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成し、会員以外にも広く一般に配布することで企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨している。この取組は、国税庁の使命である適正・公平な課税の実現に繋がるものであることから、平成27年4月以降、この取組を国税庁の後援事業とした。

全国法人会総連合では、全ての法人会が新たな公益法人等へ移行したことを契機に、平成27年3月に新たな理念を制定し、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、今後も広く社会全体への貢献を目指すことを明確にしている。

5 酒類業組合等

(1) 設立の目的

酒類業組合等は、「酒税の保全及び酒類 業組合等に関する法律」(以下この5において「酒類業組合法」という。)に基づき 設立された法人であり、酒税の保全に対 する協力と酒類業界の安定を主な目的と している。

(2) 組織の状況

イ 酒造関係

平成28年1月1日現在における酒造

関係の組合組織は、清酒業界にあって は単位組合(税務署及び道府県単位) 73、連合会(都府県単位)7及び中央 会(全国単位)1の組織となっており、 蒸留酒業界、ビール業界及び洋酒業界 にあってはそれぞれ全国単位で1組合、 果実酒業界にあっては山梨県及び山形 県にそれぞれ県単位で1組合の組織と なっている。

口 酒販関係

平成28年3月31日現在における酒販 関係の組合組織は、卸売業界にあって は単位組合(税務署、都道県及び複数 府県単位)40、連合会(県単位)1及 び中央会(全国単位)1の組織となっ ている。

また、小売業界にあっては単位組合 (税務署及び都県単位) 414、連合会 (道府県単位) 45及び中央会(全国単 位) 1の組織となっている。

なお、沖縄県における酒販関係の組合組織(卸売業界にあっては単位組合(税務署単位)6、連合会(県単位)1、小売業界にあっては単位組合(税務署単位)6、連合会(県単位)1)は、中央会に加入していない。

(3) 平成27年度の活動状況

酒類業組合等は、酒類業組合法第42条 (連合会及び中央会にあっては第82条) の規定に従い、国が組合員に対して行う 通知の伝達、その他国の行う酒税の保全 に関する措置に協力したほか、組合員の 福利厚生に関する施設の運営、組合員の 事業の経営合理化や技術の改善向上等を 図るための教育、情報提供に関する施設 の運営、組合員が販売する酒類の販売増 進のための広報宣伝等の事業を行った。 さらに、公正な競争を確保するため、 不当景品類及び不当表示防止法に基づき、 消費者庁長官及び公正取引委員会の認定 を受けた酒類の景品類及び表示に関する 公正競争規約の実施業務を行った。

なお、このほか、日本酒造組合中央会は、「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づき、組合員等の金融機関に対する酒造資金等借入債務の保証、経営の改善、その他清酒製造業等の近代化を図るための事業を行った。

○景品類の提供の制限に関する公正競争規約

実施団体	事業の種類	名称	告示日等 (最終改正施行日)
日本酒造組合中 央 会	清酒製造業	清酒製造業における景品類の提供の制限に関 する公正競争規約	昭49. 10. 16第29号 (平21. 9. 1)
	単式蒸留しょう ちゅう製造業	単式蒸留しょうちゅう製造業における景品類 の提供の制限に関する公正競争規約	昭56. 10. 13第25号 (平21. 9. 1)
日本蒸留酒酒 造組合	合成清酒及び連 続式蒸留しょう ちゅうの製造業	業における景品類の提供の制限に関する公正	昭49. 10. 16第31号 (平22. 8. 4)
ビール酒造組合	ビール製造業	ビール製造業における景品類の提供の制限に 関する公正競争規約	昭54.12.18第55号 (平21.9.1)
日本洋酒酒造組合	洋酒製造業	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.19第57号 (平21.9.1)
日本ワイナリー 協 会	果実酒製造業	果実酒製造業における景品類の提供の制限に 関する公正競争規約	昭54.12.25第58号 (平21.9.1)
日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限 に関する公正競争規約	昭54.12.25第59号 (平21.9.1)

○表示に関する公正競争規約

区	分	事業の種類	名称	告示日等
	2)	サポック性類	2147	(最終改正施行日)
全国小売	酒販組合	酒類小売業	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競	昭55.4.3第7号
中 步	会 会	旧 規 小 九 未	争規約	(平23. 2. 10)
ビール湯	五 生 妇 人	ビール制件業	ビールの表示に関する公正競争規約	昭54.12.25第60号
C // /E	ール酒造組合ビーノ		こう1007衣小に関する公正規事規制	(平21.9.1)
口术洋漏	洒进细入	ウィフセー制件業	 ウイスキーの表示に関する公正競争規約	昭55.8.7第22号
日本任佰	伯坦旭日	ツイハイ 表担未	ワイハイ・の衣小に関する公正規手焼が	(平24.10.4)
口卡洋浦	輸入協会	輸入ウイスキー	輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約	昭55.8.7第23号
日本任伯	荆八	販 売 業		(平24.10.4)
口术洋洒	齢1均今	輸入ビール販声業	輸入ビールの表示に関する公正競争規約	昭57.3.12第5号
日本任佰	荆 八 勋 云			(平21.9.1)
日本酒	造組合	泡盛製造業	泡盛の表示に関する公正競争規約	昭58.11.30第29号
中,	会 会	位 筮 茇 垣 耒	他盆の衣小に関する公正規事規制	(平25.10.10)
日本酒	造組合	単式蒸留しょう	単式蒸留しょうちゅうの表示に関する公正競争	昭61.6.18第7号
中	会 会	ちゅう製造業	規約	(平21.9.1)

⁽注) 1 日本ワイナリー協会及び日本洋酒輸入協会は任意団体である。

² この表は平成28年3月末現在による。

6 全国間税会総連合会

(1) 設立の目的

個別消費税は、税目が多く種々の業種に関係するため、従来は、税目ごとに又は業種ごとに納税者団体が結成され、それぞれ独自の活動が行われていたが、昭和48年4月に、これらの団体の全国的組織として、全国間税協力会総連合会(任意団体)が結成された。さらに、消費税の導入を契機として平成元年9月に全国間税会総連合会に改組し、引き続き申告納税制度の下における公平な税制の実現と適正な税務執行に寄与し、協力することを目的としている。

(2) 組織の状況

全国間税会総連合会は、各国税局・沖縄国税事務所ごとに組織された12の連合会で構成されている。連合会の傘下には、税務署単位を最小とする地域別、税目別(又は業種別)の単位会及びこれらの連合会が都道府県別等に組識されている。

全国間税会総連合会は、平成28年4月

1日現在、その傘下に517団体、会員数にして約9万人社を擁している。

(3) 平成27年度の活動状況

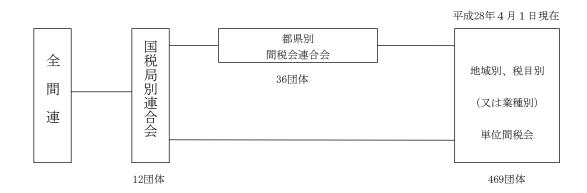
全国間税会総連合会は、消費税等に関する調査研究、啓蒙宣伝、関係納税者に対する指導・相談のほか、税務当局に対する税制及び税の執行に関する意見の具申などを行うこととしている。

平成27年度においては、①消費税完納 運動の更なる推進、②消費税の啓発活動 等の拡充、③これらの活動を積極的に展 開することによる会員増強の3点を最重 要施策として、取組を行っている。

傘下各団体においても、それぞれの地域で、税法説明会、研修会等を開催するとともに、国税庁の「税を考える週間」の期間中、各種の行事等を活発に行った。また、傘下各団体を通じて、各国税局・沖縄国税事務所や税務署と税務執行に関する意見の交換などを行い、税務行政の適正かつ円滑な執行に寄与している。

表22

全国間税会総連合会の組織



7 全国納税貯蓄組合連合会

(1) 設立の目的

全国納税貯蓄組合連合会は、納税貯蓄 組合連合会の相互の連絡協調を図るとと もに、これらの連合会の指導を通じて納 税貯蓄組合の健全な発展に寄与すること を目的として昭和33年10月7日に設立さ れたものである。

(2) 組織の状況

全国納税貯蓄組合連合会は、国税局単位及び都道府県単位の連合会をもって組織している。

平成26年度末の納税貯蓄組合全体の状況は、次のとおりである(平成27年3月末調査)。

イ 納税貯蓄組合連合会

全国単位の連合会 1、国税局単位の連合会 12、都道府県単位の連合会 43、税務署単位の連合会 470、市町村単位の連合会 211、合計737連合会となっている。

口 納税貯蓄組合

全国納税貯蓄組合連合会の傘下にある納税貯蓄組合の総数は約2万7千組

合である。

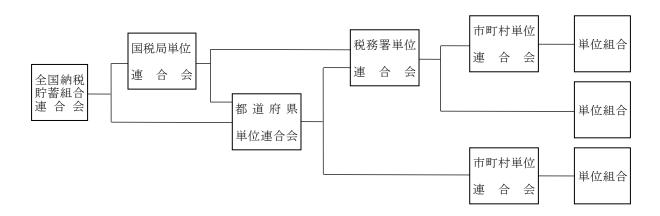
(3) 平成27年度の活動状況

全国納税貯蓄組合連合会の活動状況は 次のとおりであるが、傘下の連合会にお いては、「振替納税推進の街」及び「消費 税完納推進の街」宣言に積極的に取り組 む等、租税の期限内完納の推進を図ると ともに、会報紙の発行、各種説明会・研 修会の開催などにより、税に対する理解 者・協力者の拡大に努めるなど、納税道 義の高揚に寄与している。

- イ 総会を1回、全国役員会を1回開催 し、納税貯蓄組合の活動の活発化につ いて協議するとともに、会員相互の連 絡協調に努めた。
- ロ 消費税をはじめとした各税の期限内 納付の推進を図るとともにe-Taxの普及 活動にも取り組んだ。
- ハ 中学生の「税についての作文」を募 集し(応募総数約62万編)、優秀作品の 顕彰を行うとともに、上位入選作品を ホームページに掲載した。

表23

全国納税貯蓄組合連合会の組織



8 納税協会連合会

(1) 設立の目的

納税協会連合会は、昭和21年に設立され、「大阪国税局及び管下税務署等と連携協調の下に、すべての納税協会が本会を中軸として、税知識の普及に努め、適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、併せて、企業経営の健全な発展と明るい地域社会の発展に寄与する」ことを目的としている。

なお、納税協会連合会は、昭和49年6 月26日財団法人として設立が許可された。

(2) 組織の状況

納税協会連合会の役員(常任副会長を除く。)及び評議員には、大阪国税局管内の各税務署の管轄区域ごとに組織されている83の納税協会の会長が就任している。

納税協会へは、個人・法人を問わず、 全ての事業者が加入でき、個人部会、法 人部会などの各部会だけでなく、その下 に地域別、業種別の支部等を置いている。

なお、平成23年4月に、83全ての納税 協会の公益社団法人化を達成し、平成24 年4月には納税協会連合会の公益財団法 人化を達成している。

また、平成28年3月31日現在の会員数 は約16万人社である。

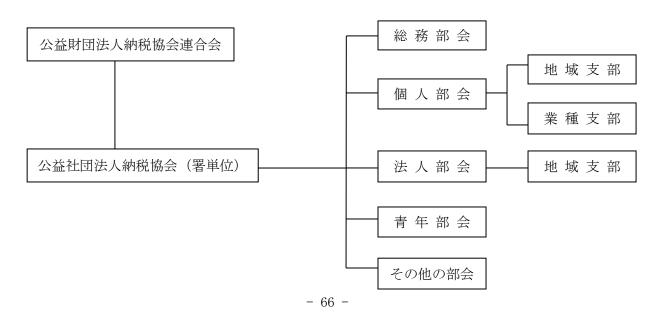
(3) 平成27年度の活動状況

納税協会連合会は、各納税協会の事業活動の活性化と基盤強化を図るため、「税に関する広報・講習会」、「簿記教室」、「パソコン会計教室」、「社会保障・税番号制度に関する説明会」及び「e-Tax研修会」の開催を支援するとともに、月刊誌「納税月報」の発行、税制改正に関する要望書の関係官庁への提出、中小企業の事務担当者を対象とした総務管理者養成講座の充実強化、インターネットによる納税協会のPRなどの事業活動を実施した。

また、租税等に関する研究の奨励及び研究内容の向上並びに学術研究の助成に寄与することを目的とした「税に関する論文」の募集や、全青年部会員が交流できる場を提供し参加者の納税協会活動への参画意識を高め事業活動の活性化を図ることを目的として「青年の集い」を開催した。

表24

納税協会連合会と納税協会の組織関係図 (例示)



第2節 表彰

1 叙勲及び褒章

(1) 叙勲

国家又は公共に対し功労のあった者に 授与される春秋叙勲は、昭和38年7月12 日の閣議により再開が決定され、現在は 平成15年5月20日に閣議決定された叙勲 基準に基づき、毎年、春の叙勲は4月29 日(昭和の日)に、秋の叙勲は11月3日 (文化の日)に発令されている。

平成27年の国税庁関係の叙勲者は、春の叙勲で45人、秋の叙勲で47人であった。 また、国税庁関係で死亡により叙位及 び叙勲を受けた者は219人であった。

(2) 褒章

褒章条例(明治14年12月太政官布告第63号)に基づく褒章は、11月3日(文化の日)に発令されている。

平成27年の国税庁関係の褒章受章者は、 藍綬褒章8人、黄綬褒章14人であった。

2 納税表彰

納税表彰は、国税の申告と納税及び租税 教育等に関して、功績顕著な者を顕彰する ことにより、広く納税思想の高揚等に資す ることを目的として、昭和25年以降毎年実 施してきている。

平成27年度の受彰者数は、財務大臣表彰 50人、国税庁長官表彰85人、国税局長表彰 341人、税務署長表彰1,773人である。

なお、財務大臣及び国税庁長官の納税表 彰式は、平成27年10月21日に行われた。

また、国税局長表彰式及び税務署長表彰 式は、それぞれの国税局及び税務署におい て行われた。

3 感謝状の贈呈

昭和48年度以降、国税の調査・取締りの

実施に関し各種協力のあった個人又は団体 のうち、特に功績が顕著な者に対して、国 税庁長官又は国税局長・沖縄国税事務所長 から感謝状を贈呈し、その労に報いること としている。

平成27年度においては、国税庁長官感謝 状を各国税局長から推薦のあった30団体に 対して贈呈し、また、各国税局長・沖縄国 税事務所長感謝状を116団体に対して贈呈し た。

第9章 権利救済

第1節 不服申立て

1 概要

国税に関して納税者から権利利益を侵害 されたとして不服の申立てがあったときに、 これを審査し救済する制度として、不服申 立制度と訴訟がある。

不服申立てと訴訟との関係は、原則として、不服申立てに対する行政庁の決定又は 裁決を経た後でなければ訴訟を提起することができないという「不服申立前置主義」 が採られている。

不服申立制度は、課税処分や滞納処分等がなされた場合に、その処分に不服のある者が、その処分の取消しや変更を求めて行政庁に対して申し立てる制度で、国税に関する処分についての不服申立ては、「再調査の請求(旧:異議申立て)」と「審査請求」の選択制となっている。

2 再調査の請求(旧:異議申立て)

再調査の請求は、争いの対象となった処分をした行政庁(通常は税務署長)に対して行うものである。再調査の請求がなされると、行政庁はその事案の調査・審理を行い、請求に理由があるかどうかを審査し、決定する。

なお、平成26年6月に行政不服審査法の 抜本的な見直しが行われるとともに、国税 通則法の改正により、国税不服申立制度に ついても改正が行われ、「異議申立て」は 「再調査の請求」へ名称変更され、平成28 年4月1日以後に行われる処分に係る不服 申立てから適用されている。

(1) 異議申立ての状況

平成27年度における異議申立ての件数

は、3,191件で、前年度(2,755件)に比べて436件(15.8%)増加している。

申立件数を税目別にみると、消費税 (地方消費税を含む。)が1,155件(対前 年度比41.5%増)、申告所得税が873件 (対前年度比0.8%増)、法人税が373件 (対前年度比5.8%減)、相続税・贈与税 が284件(対前年比3.3%増)、徴収関係が 324件(対前年度比3.2%増)となってい る。

(2) 異議申立ての処理状況

平成27年度において処理した件数は、 3,200件で、前年度(2,745件)に比べて 455件(16.6%)増加した。この処理件数 は、平成27年度の申立件数に前年度から の繰越件数を加えた要処理件数3,841件の 83.3%に当たる。

なお、平成27年度末における処理未済 件数は641件で、前年度末(650件)に比 べて9件(1.4%)減少している。

次に、処理件数を処理態様別の構成割合でみると、却下(異議申立てが法定期間経過後にされたものであるとき等、申立てが適法性を欠くもの)が全体の11.7%(前年度9.6%)、棄却(納税者の主張が認められなかったもの)が全体の67.2%(前年度65.6%)である。一方、全部認容(納税者の主張が全部認められたもの)は全体の1.8%(前年度2.4%)、一部認容(納税者の主張の一部が認められたもの)は6.6%(前年度6.9%)であり、納税者が取下げなどしたものは12.7%(前年度15.4%)となっている。

3 審査請求

審査請求は、一般的には、処分をした行政 庁の最上級行政庁に対し行うものであるが、 国税の場合には、特にそのための第三者的 機関として設置された国税不服審判所の長 である国税不服審判所長に対して審査請求 をすることとされている。

表25

異議申立事案の税目別申立て及び処理状況

(平成27年度)

									(1 //	(217/2)
				要	処 理 件	数	処理	処 理	申立件数	申立件数
区			分	繰越件数	申立件数	計		未 済		対前年度比
				深越什致	中立什剱	ΠI	件数	件 数	構成割合	八百八人
課	税	関	係	件	件	件	件	件	%	%
	申台	告所往	导税	104	873	977	838	139	27. 4	100.8
	源見	良所律	导税	23	91	114	95	19	2.9	105.8
	法	人	税	239	373	612	428	184	11. 7	94. 2
	相	続	税	37	225	262	205	57	7. 1	95. 7
	贈	与	税	6	59	65	55	10	1.8	147.5
	消	費	税	192	1, 155	1, 347	1, 151	196	36. 2	141.5
	そ	\mathcal{O}	他	_	91	91	87	4	2.9	4500.0
徴	収	関	係	49	324	373	341	32	10. 2	103. 2
<u>{</u>	<u></u>	<u></u>	+	650	3, 191	3, 841	3, 200	641	100.0	115.8

- (注) 1 申告所得税には、譲渡・山林所得及び復興特別所得税が含まれる (表26同じ)。
 - 2 源泉所得税には、復興特別所得税が含まれる(表26同じ)。
 - 3 法人税には、復興特別法人税が含まれる(表26同じ)。
 - 4 消費税には、地方消費税が含まれる(表26同じ)。
 - 5 その他には、登録免許税及び酒税などが含まれる (表26同じ)。
 - 6 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある(表26同じ)。
 - 7 件数は、平成26年の改正国税通則法の施行日(平成28年4月1日)前の状況である(表26同じ)。

(平成27年度)

																				• •		
区			分	みな取	な す げ	取	下け	劫	下	棄	却	全認	部容	一認	部容	み審	な	す査	変そ		更他	計
課	税	関	係		件		件		件		件		件		件			件		,	件	件
	申台	告所?	得税		1		60		55		631		20		69		2	2		_		838
	源县	泉所	得税		6		14		13		48		3		6		5	5		_		95
	法	人	税		13		74		32		262		4		39		4	ł		_		428
	相	続	税		4		15		16		127		6		29		8	3		_		205
	贈	与	税		_		6		2		38		6		2		1	L		_		55
	消	費	税		28		54		94		831		14		66		64	Į.		_		1, 151
	そ	\mathcal{O}	他		_		_		_		87		_		_		_			_		87
徴	収	関	係		_		45		163		126		5		1		_	•		1		341
É	j	計	+		52	2	268		375	2,	150		58		212		84	Į.		1		3, 200
					%		%	,	%		%		%		%			%		(%	%
槓	 成	割合	ì	1	1.6	8	3. 4	1	1.7	6	7. 2		1.8	(6.6		2.6	5		0.0		100.0

第2節 訴訟

1 課税関係訴訟

(1) 概況

税務当局が行った課税処分の適否又はこれに伴う損害賠償等を争う訴訟は、平成27年度当初において218件係属していたが、平成27年度中に187件提起され、218件終結した結果、平成27年度末における係属件数は187件となり、年度当初に比べて31件の減少となっている。

平成27年度末における係属件数の内訳は、所得税77件、法人税55件、相続税等32件、消費税5件、その他(損害賠償等)18件となっている。

(2) 訴訟の発生状況

平成27年度における訴訟の発生件数は 187件で、前年度(177件)に比べて10件 (5.6%)増加している。 発生件数の内訳は、所得税85件(前年度78件)、法人税38件(前年度49件)、相続税等36件(前年度27件)、消費税6件(前年度4件)、その他22件(前年度19件)となっている。

また、これを審級別にみると、第一審 78件、控訴審67件、上告審42件である。

控訴及び上告された109件のうち、国側 から上訴したものは10件である。

(3) 訴訟の終結状況

平成27年度における訴訟の終結件数は 218件(前年度216件)で、その内訳は、 所得税108件(前年度83件)、法人税46件 (前年度74件)、相続税等43件(前年度33 件)、消費税5件(前年度9件)、その他 16件(前年度17件)である。

また、これを終結の態様別にみると、 国側勝訴は174件(79.8%)、国側一部敗 訴は3件(1.4%)、国側敗訴は18件 (8.2%)、取下げは6件(2.8%)、却下等は17件(7.8%)である。

表27

課税関係訴訟の発生・終結・係属の状況

(平成27年度)

			前年度末	発	生			終	結 件	数			年 度 末
区		分	係属件数	件	数	取下げ	却下	国側勝訴	国側一部 敗 訴	国側敗訴	その他	計	係属件数
			件		件	件	件	件	件	件	件	件	件
所	得	税	100	85		4	8	77	2	15	2	108	77
法	人	税	63	38		2	1	39	_	3	1	46	55
相	続 税	等	39	36		_	4	38	1	_	_	43	32
消	費	税	4	6		_	_	5	_	_	_	5	5
酒		税	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_
その	他の間	接税	1	1		_	_	1	_	_	_	1	1
そ	の	他	11	21		_	1	14	_	_	_	15	17
	計		218	187		6	14	174	3	18	3	218	187

(4) 判決の内容

平成27年度中の判決のうち、注目すべきものには、次のようなものがある。

〔組織再編成を行った納税者が、法人税 法第57条2項により未処理欠損金額を納 税者の欠損金とみなして損金の額に算入 したことについて、課税庁が法人税法132 条の2(組織再編成に係る行為又は計算 の否認)の規定を適用して行った更正処 分が適法とされた事例〕

イ 概要

X社の代表取締役であるCは、X社の筆頭株主会社であるA社の代表取締役社長であるDの依頼により、A社の完全子会社であるB社の副社長に就任した(以下「本件副社長就任」という。)。その後、X社は、B社の発行済み株式の全部を譲り受け(以下「本件買収」という。)、さらにその後、B社

を被合併法人とする合併(以下「本件合併」という。)を行い、法人税法(平成22年法律第6号改正前のもの。以下「法」という。)2条12号の8の適格合併に適用される法57条2項によりB社の未処理欠損金額をX社の欠損金額とみなしたうえで法人税の確定申告をした。

課税庁は、本件副社長就任を含む X 社の一連の行為は、施行令112条 7 項 5 号に規定する特定役員引継要件を形式 的に満たし、上記未処理欠損金額を X 社の欠損金額とみなすこと等を目的と した異常ないし変則的なものであり、 これを容認した場合には、法人税の負 担を不当に減少させる結果となると認 められるとして、法132条の 2 に基づき、 上記未処理欠損金を X 社の欠損金額と みなすことなく所得金額を計算し、更 正処分を行った。

口 判決要旨

法132条の2にいう「法人税の負担を 不当に減少させる結果となると認めら れるもの」とは、法人の行為又は計算 が組織再編成に関する税制(以下「組 織再編税制」という。) に係る各規定を 租税回避の手段として濫用することに より法人税の負担を減少させるもので あることをいうと解すべきであり、そ の濫用の有無の判断に当たっては、① 当該法人の行為又は計算が、通常は想 定されない組織再編成の手順や方法に 基づいたり、実態とはかい離した形式 を作出したりするなど、不自然なもの であるかどうか、 ②税負担の減少以外 にそのような行為又は計算を行うこと の合理的な理由となる事業目的その他 の事由が存在するかどうか等の事情を 考慮した上で、当該行為又は計算が、 組織再編成を利用して税負担を減少さ せることを意図したものであって、組 織再編税制に係る各規定の本来の趣旨 及び目的から逸脱する態様でその適用 を受けるもの又は免れるものと認めら れるか否かという観点から判断するの が相当である。

Cは、B社において、経営の中枢を継続的かつ実質的に担ってきた者という施行令 112 条7項5号の特定役員引継要件において想定されている特定役員の実質を備えていたということはできず、本件副社長就任は、本件合併後にCがX社の代表取締役社長の地位にとどまってさえいれば上記要件が満たされることとなるよう企図されたものであって、実態とはかい離した上記要

件の形式を作出する明らかに不自然な ものというべきである。

また、B社及びX社において事前に 本件副社長就任の事業上の目的や必要 性が認識されていたとは考え難い上、 CのB社における業務内容もおおむね 本件合併等に向けた準備やその後の事 業計画に関するものにとどまり、Cの 取締役副社長としての在籍期間や権限 等にも鑑みると、本件副社長就任につ き、税負担の減少以外にその合理的な 理由といえるような事業目的等があっ たとはいい難い。

本件副社長就任は、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、適格合併における未処理欠損金額の引継ぎを定める法57条2項、みなし共同事業要件に該当しない適格合併につき同項の例外を定める同条3項及び特定役員引継要件を定める施行令112条7項5号の本来の趣旨及び目的を逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるというべきである。

そうすると、本件副社長就任は、組織再編税制に係る上記各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものとして、法 132 条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に当たると解するのが相当である。

(東京地裁平成26年3月18日判決(国側勝訴)、〔控訴審〕東京高裁平成26年11月5日判決(国側勝訴)、最高裁平成28年2月29日第一小法廷判決(国側勝訴))

2 徴収関係訴訟

(1) 概況

徴収関係訴訟には、滞納処分等の取消 し又は無効確認を求める抗告訴訟に加え て、滞納処分に関連して国を被告として 提起される損害賠償請求訴訟等の民事訴 訟及び滞納処分の一環として国が提起す る差押債権取立訴訟、詐害行為取消請求 訴訟、不動産の名義変更訴訟等の民事訴 訟があり、その内容は複雑多岐にわたっ ている。

(2) 訴訟の発生状況

平成27年度における訴訟の発生件数は 195件で、前年度(230件)に比べて35件 の減少となった。

その内訳は、国側被告事件39件、国側原告事件156件で、前年度発生件数(国側被告事件59件、国側原告事件171件)に比べて、国側被告事件は20件の減少、国側原告事件は15件の減少となっている。

また、この発生件数に前年度末の係属件数を加えた平成27年度中の要処理件数は268件で、前年度(307件)と比べて39件減少している。

その内訳は、国側被告事件76件、国側原告事件192件で前年度中の要処理件数(国側被告事件99件、国側原告事件208件)に比べて、国側被告事件は23件の減少、国側原告事件は16件の減少となっている。

(3) 訴訟の終結状況

平成27年度における訴訟の終結件数は、 国側被告事件40件(前年度62件)、国側原 告事件148件(前年度172件)となってい る。

これを終結の態様別にみると、国側被 告事件では、国側勝訴が32件(80.0%) と最も多く、取下げ7件(17.5%)がこ れに次ぎ、国側原告事件では、国側勝訴 21件(14.2%)が最も多く、取下げ8件 (5.4%)がこれに次いでいる。

(4) 判決の内容

平成27年度の判決のうち、注目すべき ものとして、次のものがある。

〔売却決定後であっても、公売公告の取 消しを求める訴えの利益があるとされた 事例〕

イ 概要

本件は、滞納者の不動産を差し押さ えて公売に付し、公売公告、売却決定 を経て換価代金の配当を実施したとこ ろ、滞納者が、その見積価額が適正で ないなどと主張して、公売公告の取消 し等を求めた事例である。

口 判決要旨

公売公告は、差押不動産の売買契約の申込みの誘引としての性質を有するものである以上、遅くともその承諾の意思表示の性質を有する売却決定がされた段階では、その目的を達成してその法的効果を失っているものと解される。

しかし、売却決定がされるに至った 揚合でも、差押不動産又は担保不動産 の所有者及び滞納者には、公売公告を 取り消すことによって「回復すべき法 律上の利益」(行政事件訴訟法第9条第 1項参照)があると解される。

公売公告の取消しを求める訴えのみが提起され、公売公告に違法があるとの理由によりそれを取り消す旨の判決が確定した場合には、仮に既に売却決定や配当がされるに至っていたとしても、当該公売公告を前提としてされたこれらの処分は同判決と整合しないも

のとなるから、税務署長は同判決の拘束力に従い、職権でこれらの処分を取り消さなければならないと解される (行政事件訴訟法第33条1項参照)。

上記のとおり、公売公告を取り消す 旨の確定判決の拘束力に従い、公売公 告に後行する処分が取り消された場合 には、当該不動産の差押え自体が取り 消されない限りは、当該差押えに基づ き、改めて、当該不動産についての公 売公告を行うことになると解される (国税徴収法第89条第1項、第94条第 1項、第95条第1項)。そうすれば、滞 納者等としては、適法な公売公告の下 に、売却決定に至る一連の手続が行わ れることを期待し得る法的地位を回復 するということができるから、この点 において、公売公告の取消しによって 「回復すべき法律上の利益」を有する と解すべきである。

(東京高裁平成28年1月14日判決(控 訴棄却、確定))

第10章 税理士制度

1 概要

税理士は、税務に関する専門家として、 独立した公正な立場において、申告納税制 度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応 え、租税に関する法令に規定された納税義 務の適正な実現を図ることを使命としてい る。

税理士制度は、このような公共的使命を 負っている税理士が納税義務者を援助する ことによって、納税義務を適正に実現し、 これによって、申告納税制度の適正かつ円 滑な運営に資することを目的として設けら れたものである。

昭和26年に税理士法が施行されて以来、 税理士制度は時代の推移とともに変化する 社会の要請に応えて、申告納税制度の定着 と発展に寄与するとともに、納税義務の適 正な実現、納税者に対する税知識の普及、 国家財政の確保に大きな役割を果たしてい る。

なお、最近では平成26年度税制改正において、納税環境整備の一環として申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士法が改正され、平成26年4月1日以降、順次施行されている。

2 税理士の登録等

税理士となる資格を有する者は、税理士 試験合格者のほか、税理士法に定める一定 の要件に該当する者として税理士試験を免 除された者、弁護士(弁護士資格保有者を 含む。)及び公認会計士(公認会計士資格保 有者を含む。)である。

これらの者が税理士となるには、日本税 理士会連合会に備える税理士名簿に登録を 受けなければならない。また、税理士は、 税理士法人を設立することができ、税理士 法人を設立した場合には、日本税理士会連 合会に届け出なければならない。

税理士及び税理士法人でない者は、税理 士業務を行うことはできず、これに違反す ると罰則が適用される。ただし、国税局 長・沖縄国税事務所長に対して通知を行っ た弁護士及び弁護士法人については、一定 の条件の下で税理士業務を行うことができ る。

税理士登録者数は、平成28年3月31日現在75,643人であり、このほか、国税局長・沖縄国税事務所長に通知することにより税理士業務を行っている弁護士は2,783人となっている。

なお、平成26年改正税理士法により、税 理士となる資格を有する公認会計士は、公 認会計士法に規定する実務補習団体等が実 施する研修のうち、税理士試験の税法科目 の合格者と同程度の学識を習得することが できるものとして国税審議会が指定する研 修を修了した公認会計士とすることとされ た。国税審議会から現状の研修に対する充 実策が示され、その後、公認会計士協会等 において規程の整備等が行われたことか ら、平成28年6月に研修を指定した(平成 29年4月1日以後に公認会計士試験に合格 した者について適用)。

表28 税理士登録者数等の状況

	平成26年度末	平成27年度末
	人	人
税理士登録者数	75, 146	75, 643
通知弁護士数	2, 545	2, 783

(注) 税理士登録者数は、日本税理士会連合会調べによる。

3 書面添付制度の普及に向けた取組

書面添付制度は、税理士等が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に、税務代理権限証書を提出している税理士等に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものである。

意見聴取した結果、調査の必要がないと認められた場合には、その旨を原則として文書により税理士等に通知することになっている。

他方、調査の必要があると認められた場合においても、納税者への事前通知を行う前に、税理士等に意見聴取の結果と「調査へ移行する」旨の口頭(電話)連絡を行うことになっている。

当該制度は税理士の立場を尊重し、税務執行の円滑化・簡素化に寄与し、納税者全体のコンプライアンスの維持・向上に資するものであるとの観点から、税理士会等との協議を積極的に行うなどして、その普及・定着に努めている。

なお、平成27年度の税目別の当該書面の 添付割合(税理士の関与がある申告件数の うち、当該書面の添付のある割合)は、所 得税が1.2%、相続税が13.6%、法人税が 8.6%となっている。

表29 税理士法第33条の2に規定する書面の 添付割合 (所得税・相続税・法人税)

	平成26年度	平成27年度
	%	%
所得税	1. 1	1.2
相続税	11.8	13. 6
法人税	8. 4	8.6

4 税理士業務の適正な運営の確保

国税庁は、税理士業務の適正な運営の確保を図るため、税理士制度の運営に関する事務を所掌している。

このため国税庁は、税理士監理官、税理 士専門官及び国税局・税務署の総務課を中 心として税理士等に対する指導監督を行っ ている。また、税理士の団体である税理士 会及び日本税理士会連合会は、税理士の義 務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資す るため、税理士に対する指導、連絡及び監 督に関する事務等を行っている。さらに、 国税庁は、これらの団体に対する指導監督 も行っている。

なお、平成27年度における税理士等に対する税理士法に基づく調査等件数は2,863件、 平成27年度における税理士等に対する懲戒 処分件数は41件となっている。

第 3 部

税務行政の組織等

第1章 組織及び管理

第1節 機構及び定員

1 機構

(1) 概要

国税庁は、内国税(国税のうち関税、 とん税及び特別とん税を除いたもの。)の 賦課徴収のために、財務省の外局として 設けられているものである。その組織と しては、中央に国税庁本庁が置かれ、地 方支分部局として全国に11の国税局及び 沖縄国税事務所並びに524の税務署が設置 されている。

国税庁本庁は、長官官房並びに課税部、 徴収部及び調査査察部の3部からなり、 税務行政を執行するための企画・立案を 行い、これを各国税局・沖縄国税事務所 に指示し、各国税局・沖縄国税事務所や 税務署の事務の指導監督に当たるととも に税務行政の中央官庁として、各省庁そ の他関係機関との総合調整を行っている。

国税局は、原則として総務部、課税部、 徴収部及び調査査察部の4部からなり、 税務署の賦課徴収事務の指導監督に当た るとともに、自らも大規模法人、大口滞 納者、大口脱税者等の賦課徴収事務を行 っている。

なお、沖縄国税事務所の機構及び事務 は、国税局とほぼ同様である。

税務署は、税務行政の執行の第一線として、それぞれの管轄区域において内国税の賦課徴収事務を行っている。税務署の機構は、その規模により異なるが、総務課、管理運営部門、徴収部門、個人課税部門、資産課税部門及び法人課税部門の1課5部門制が一般的である。

また、国税庁の施設等機関として税務 職員の教育機関である税務大学校が設置 されているほか、特別の機関として納税 者の審査請求に対して裁決を行う国税不 服審判所が設置されている。

さらに、審議会等として、国税庁に国 税審議会があり、国税審議会には、国税 不服審判所長が国税庁長官通達と異なる 法令解釈により裁決を行うなどの場合に おいて、国税庁長官と国税不服審判所長 が意見を求めた事項の審議を行う国税審 査分科会、税理士試験の執行及び税理士 の懲戒処分についての審議を行う税理士 分科会並びに酒類の表示基準の判定など の審議を行う酒類分科会を置いている。

また、各国税局・沖縄国税事務所には、 相続税等に係る土地の価格に関し調査審 議する土地評価審議会がある。

(2) 平成27年度における主な機構改正

イ 国際化への対応

国際的な租税回避事案については、 租税回避行為の全体像を把握し、課税 上の問題点を抽出させる極めて専門的 かつ高度な知識を要することから、仙 台国税局課税第一部課税総括課に国際 税務専門官を増設し、国際課税事案に 係る効果的・効率的に税務調査を実施 する体制の充実・強化を図った。

ロ調査・徴収体制の強化

課税上の問題点が伏在する事案を的確に選定するためには、あらゆる資料情報を基に、税目横断的な観点から分析・検討を行う必要があることから、名古屋国税局課税第一部に統括国税実査官を増設し、情報の多角的な分析・検討から調査企画までを一貫して指示・管理する体制の充実・強化を図っ

た。

また、大口・悪質事案や処理困難事 案に係る滞納処分の執行について処分 の適法性を担保する必要があること及 び平成26年度税制改正により公売事案 について税務署から国税局へ滞納処分 の引継ぎを行うことが可能となり、評 価・換価事務の増加が見込まれること から、関東信越国税局徴収部に特別整 理総括第二課を増設し、審理事務や評 価・換価事務の体制の充実・強化を図 った。

脱税の手段・方法が複雑・巧妙化している査察事案については、収集した資料情報を総合的、多角的に分析・検討することが必要不可欠であることから、東京及び大阪国税局査察部査察総括第一課に査察情報管理専門官を新設し、査察情報事務の充実・強化を図った。

ハ 社会保障・税番号制度への対応

平成27年10月に法人番号の交付開始、 平成28年1月以降に法人番号が利用開始されることに伴い、国税庁長官官房 企画課に法人番号管理室を新設し、法 人等に対する番号の指定・通知及び公 表に対応する体制の充実・強化を図っ た。

2 定員

(1) 概要

平成27年度における国税庁職員の定員 は、5万5,703人である。組織別では、各 国税局・沖縄国税事務所及び税務署に全 体の97.0%に当たる5万4,026人が配置さ れ、国税庁本庁879人(構成比1.6%)、税 務大学校326人(同0.6%)、国税不服審判 所472人(同0.8%)となっている。

職員の事務別配置状況については、全職員の63.2%が所得税、法人税、消費税等の賦課事務に、21.1%が国税債権の管理・徴収事務に従事し、残り15.7%は総務事務等に従事している。

(2) 平成27年度における定員の増減

平成27年度予算においては、税制改正 に伴う執行体制の整備等のため、992人の 定員増が認められた。一方で「国の行政 機関の機構・定員管理に関する方針」(平 成26年7月25日閣議決定)等に基づく定 員合理化数が△1,057人であることから、 国税庁の定員は、65人の純減となった。

表30

機構改正主要事項一覧表

(平成27年7月改正分)

		/			機	構	名			設置数	備考
国	税	庁	法	人	番号	ļ ²	新 玛	里室	*	1	長官官房企画課
			統	括	玉	税	実	査	官	1	課税第一部(名古屋)
	托	旦	国	際	税	務	専	門	官	1	課税第一部課税総括課(仙台)
玉	税	局	特	別	整 理	総	括	第 二	課	1	徴収部 (関東信越)
			查	察	情 報	管	理	専 門	官	2	査察部査察総括第一課(東京1・大阪1)
税	務	署	特	別	玉	税	徴	収	官	7	
化化	7万	有	特	別	玉	税	調	查	官	7	

※ 併任用機構 (平成27年10月改正)

第2節 任用及び採用試験

1 任用

- (1) 平成27年度の定期異動は、平成27年7 月10日付で行った。異動に当たっては適 材を適所に配置し、行政組織の効率を最 大限に発揮させるという基本方針の下で、 職員個々の身上等にも配意の上実施した。
- (2) 平成27年度の定期異動数は、次のとおりである。

指定官職 2,767人 その他の職員 18,240人

なお、その他の職員の各国税局・沖縄 国税事務所の異動数は、次のとおりであ る。

> 札幌国税局 707人 仙台国税局 1,071人 関東信越国税局 2,085人 東京国税局 5,548人 金沢国税局 546人 名古屋国税局 2,018人 大阪国税局 2,934人 広島国税局 1,024人 高松国税局 535人 福岡国税局 888人 能本国税局 709人 沖縄国税事務所 175人 合 計 18,240人

2 採用試験

(1) 総合職試験等

平成27年度国家公務員採用総合職試験 合格者等に対して面接を実施し、平成28 年4月1日付で10人を採用した。

なお、試験区分別採用者数は、次のと おりである。

大卒 (法律) 4人 院卒 (行政) 2人 大卒(経済)2人大卒(化学・生物・薬学)1人院卒(農業科学・水産)1人合計10人

(2) 国税専門官試験

平成27年度国税専門官採用試験は、第 1次試験が平成27年6月7日に、第2次 試験が7月14日から7月22日のうち第1 次試験合格通知書で指定する日にそれぞ れ実施され、その最終合格者及び前年度 合格者の中から平成28年4月1日付で 1,154人(内女性416人)を採用した。

なお、試験の実施状況等は、次のとお りである。

受験申込者数 13, 197人 1 次合格者数 5,923人 最終合格者数 3,291人 採用者数 1. 154人 国税局採用者数(局別内訳) 札幌国税局 39人 仙台国税局 79人 関東信越国税局 122人 東京国税局 357人 金沢国税局 36人 名古屋国税局 123人 大阪国税局 162人 広島国税局 62人 高松国税局 31人 福岡国税局 73人 熊本国税局 59人 沖縄国税事務所 11人

(3) 税務職員採用試験

平成27年度税務職員採用試験は、第1 次試験が平成27年9月6日に、第2次試 験が平成27年10月14日から10月23日のう ち第1次試験合格通知書で指定する日に それぞれ実施され、その最終合格者の中 から平成28年4月1日付で703人(内女性 245人)を採用した。

なお、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数8,371人1次合格者数2,555人最終合格者数1,447人採用者数703人

(4) 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)

職員の年齢構成の変化への対応策の一つとして、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者を対象にした平成27年度国税庁経験者採用試験(国税調査官級)を仙台国税局、関東信越国税局及び東京国税局において実施した。

国税庁経験者採用試験(国税調査官級)は、第1次試験が平成27年9月27日に、第2次試験が平成27年11月8日に、第3次試験が平成27年11月30日、12月1日のうち第2次試験合格通知書で指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から平成28年4月1日付で24人(内女性5人)を採用した。

第3節 給与及び福利厚生

1 給与

(1) 人事院勧告及び給与法改正

人事院は、平成27年8月6日、国会及 び内閣に対し、一般職職員の給与の改定 に関する勧告を行った。本年の勧告では、 民間給与との均衡を図る観点から、若年 層に重点を置いた俸給表の水準の引上げ 及び期末・勤勉手当の引上げ等が勧告さ れるとともに、地域間・世代間の適正な 給与配分等の実現を図る観点から、給与 制度の総合的見直しが進められ、地域手 当及び単身赴任手当の引上げ等が勧告さ れた。

その後、平成27年12月4日の閣議で、 勧告どおり給与改定を行うことを決定し、 平成28年1月20日に給与法が改正された。

(2) 級別定数

職員構成及び職務の実態を踏まえ、関係当局に対し給与等の改善を要望するなど、職員の処遇の維持・改善に努めた。

なお、平成27年度における級別定数(税務職)は表31のとおりである。

表31 級別定数(税務職)

(単位:人)

10級	3
9級	122
8級	575
7級	1, 688
6級	12, 172
5級	13, 789
4級	9, 605
3級	4, 862
2級	5, 424
1級	5, 898
計	54, 138

2 福利厚生

明るく健康で能率的な職場づくりを目指して、職員の健康を保持増進するための福利厚生施策を推進し、共済組合事業を適切に運営した。

(1) 福利厚生施策

イ 職員の健康の保持増進を図るため、 各種健康診断及びその結果に基づく保 健指導を実施し、生活習慣病対策の充 実を図った。

- ロ 心の健康づくりについては、専門医等による相談体制や職場復帰支援体制を整備するとともに、知識の普及と正しい理解のための健康教育等を計画的に実施し、その充実に努めた。また、平成27年12月の人事院規則改正により、全省庁にストレスチェック制度が導入されたことから、同制度の円滑な実施に向け、「国税庁職員健康管理規程」(昭和49年国税庁訓令特第19号)の改正等を行った。
- ハ 職員の在職中から退職後にわたる人 生をより充実したものとするため、必 要な情報提供を行い、職員自らが生活 設計を行うことを支援した。

(2) 共済組合事業

共済組合では、組合員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の向上のため、短期給付事業のほか、医療、貸付、各種保険の取扱い等の福祉事業を行った。

3 公務員宿舎

職員の職務の能率的な遂行を確保するため、必要な宿舎について、適正な貸与を行った。

第4節 国税庁特定事業主行動計画

1 概要

(1) 安心子育て応援プラン

平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」の基本理念の趣旨に基づき、子育てと仕事の両立の推進という視点に立った職場環境を整備するため、「国税庁特定事業主行動計画」を策定し、平成17年4月1日から実施した。

また、平成20年4月には計画の見直し を行うとともに、「安心子育て応援プラン」 という愛称を付与した。

(2) 第Ⅲ期安心子育て応援プラン

平成22年3月31日で当初の5年の計画期間の満了を迎え、これまでの各種取組の実施状況、職員の意見、両立支援を巡る環境の変化などを踏まえ、平成22年4月1日から平成27年3月31日までを計画期間とする「第II期安心子育て応援プラン」を策定・公表し、実施した。

(3) 第Ⅲ期安心子育て応援プラン

平成27年3月、これまで10年間の取組 状況のほか「財務省女性職員活躍とワー クライフバランス推進のための取組計画」 を踏まえ、平成27年4月1日から平成33 年3月31日までを対象期間とする「第Ⅲ 期安心子育て応援プラン」を策定・公表 し、実施している。

2 具体的な両立支援に対する主な取組

両立支援に対する取組(①両立支援制度 の周知徹底、働き方等の意識改革、②ワー クライフバランス推進強化月間、③各種相 談体制の充実、④人事上の配慮等、⑤男性 職員の家庭生活への関わり推進、⑥事務計 画・事務分担の見直し等、⑦休暇制度等に 関する関係機関への働きかけ、⑧研修参加 の際の配慮、⑨超過勤務の縮減、⑩年次休 暇の取得促進、⑪保育施設等に関する情報 提供等、⑫テレワークの拡大・推進、⑬人 事評価への反映、 4 ワークライフバランス 推進に資する取組等の表彰)を実施し、男 女を問わず全ての職員がワークライフバラ ンスを確保し、職員が気兼ねなく必要な両 立支援制度を利用できる職場環境の醸成に 努めた。

第5節 規律

1 服務

職員の服務に関しては、服務規律に対する職員の自覚を高め、綱紀の保持に努めるとともに、非行者に対しては厳正に対処している。

また、非行を行った職員はもとより、指導監督が不十分であったため非行を未然に防止できなかった監督者に対しても厳正に対処しており、平成27年中42人(前年55人)に対して懲戒処分を行った。

2 監察

職員の非行の未然防止、早期発見及び的確な処理により、綱紀を厳正に保持し、もって公正な税務行政の運営に資するため、次の事項に重点を置いて監察官事務を実施した。

(1) 組織的な非行予防体制の確立

監察官及び国税局・税務署の幹部が講師となって重畳的に予防講話を実施したほか、監察官の巡察に際して、幹部職員に部下職員に対する指導監督の重要性を認識させ、身上把握や業務の進行管理の徹底について指導するとともに、幅広く職員動向の把握に努め、国税庁及び国税局・税務署が一体となった組織的な非行予防体制の確立に努めた。

(2) 非行早期発見のための資料情報収集 資料情報の収集は、非行の早期発見の みならず、非行の防止策としても重要で あることから、効果的な資料情報の収集 を行うとともに、目的に応じた戦略的な 資料情報の収集に努めた。

(3) 非行事案の厳正・迅速な処理 非行事案の真相解明に当たっては、厳 正かつ迅速な事務処理に努めた。

1 事務処理の情報システム化

税務行政を取り巻く環境は、経済取引の 複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度 情報化の急速な進展に伴い、事務が複雑・ 困難化するなど、大きく変化しており、引 き続き国税庁の使命を果たしていくために は、納税者サービスの充実、適正かつ公平 な課税及び徴収の実現に向けて、ICT及びデ ータの一層の活用が重要となっている。

こうした状況の下、国税庁においては、「電子政府構築計画」(平成15年7月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月閣議決定)等を踏まえ、国税関係システムについて、平成33年度を目途に運用コストの3割削減に向けた取組を着実に進めるとともに、より付加価値の高いシステムへの再構築するための戦略的な取組を推進することとしている。

(1) 国税総合管理(KSK)システム

KSKシステムは、地域や税目を超えた情報の一元的な管理により税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムである。

平成27年度においては、国境を越えた 役務の提供に対する消費税課税制度の見 直しといった税制改正等に伴うシステム 開発を行った。

(2) システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接にかかわっており、そのシステムに障害が発生した場合、国民に多大な影響を与えるとともに、税務行政に対する信頼

を損なうことになりかねないことから、 機器を定期的に更新する等、システムの 安定的な運用を図っている。

また、情報セキュリティの観点からは、 国税庁が保有・蓄積する大量の納税者情報の漏えい等を防止するため、業務用パソコンをインターネットから物理的に分離しているほか、情報セキュリティに関する監査や研修を定期的に実施するなどの取組を進めている。

2 電子申告等の運用

国税電子申告・納税システム (e-Tax) は、政府全体として進めている電子政府の構築に向けた取組の一環として、納税者の利便性の向上及び事務の効率化を図る観点から、所得税、法人税、消費税などの申告、全税目の納税(手数料の納付を含む。)、申請・届出等(電子納税証明書の請求及び発行を含む。)の手続について、インターネット等を利用して電子的に行うことを可能としたシステムであり、平成16年6月から全国での運用を開始した。

平成27事務年度においては、平成28年4月以降、添付書類について、書面による提出を可能とするとともに、法人税申告の財務諸表等について、e-Taxで受付可能なデータ形式に変換するプログラムを税務・会計ソフト開発業者へ提供したほか、平成28年5月以降、e-Taxの受付日について、5月、8月及び11月の最後の土曜日及び日曜日も受け付けるよう拡大するなど、利便性向上に向けたシステム改善を実施した。

このような取組の結果、表32のとおり、 国税申告4手続(②)及び申請・届出等9 手続(③)の平成27年度の利用率について は、前年度を上回ったが、公的個人認証の 普及割合等に左右される国税申告2手続の利用率(①)については、前年度を下回る結果となった。要因については、マイナンバーカードの交付遅延や一部のICカードリーダライタがWindows10では利用できないことなどの影響により、個人の自宅等からの利用が減少したと考えられる。

表32 e-Taxの利用状況

① 公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続

(単位:千件)

年 度	平成26年度	平成27年度
利用件数	10, 167	10, 166
利用率	53.0%	52.5%

② 上記以外の国税申告4手続

(単位:千件)

年 度	平成26年度	平成27年度
利用件数	3, 339	3, 524
利用率	71.0%	74.3%

③ 申請・届出等9手続

(単位:千件)

年 度	平成26年度	平成27年度
利用件数	4, 588	4, 639
利 用 率	58.4%	61.7%

3 事務の監察

国税庁の所掌事務について、事務運営の 現状を把握するとともに、その問題点及び 改善策を検討し、税務行政の効率的かつ円 滑な運営に資することを目的として事務の 監察を実施している。

(1) 長官特命特別監督

長官特命特別監督は、国税庁長官の命を受け、特定の事項に限定して、国税庁の事務運営等を機動的に検討することを目的として実施している。

平成27事務年度は、「署の統括国税調査官・審理専門官(審理担当者を含む)による調査審理の現状と課題」をテーマに「更なる調査事務の充実」に貢献することを目的として事務監察を実施した。

(2) 長官特命特別監督以外の事務の監察 国税庁の事務運営等を客観的見地から 検討するため、一般監督を実施している。 平成27事務年度は、行政文書等の管理 の徹底に向けた提言を行うことを目的に 「行政文書等の管理状況等」などをテー マとして一般監督を実施した。

(3) 行政文書等の事務監察

国税庁における行政文書等の管理・取扱いの状況について、訓令等に従って適切に実施されているかを確認し、「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)に定める総括文書管理者等に行政文書等の管理状況の事務監察の結果を報告した。

4 提案制度

(1) 概要

提案制度は、職員それぞれによる日常の職務及び職場の改善を通じて、税務行政に対する国民の理解と信頼が得られるよう、行政文書、電子データ、個人情報等の厳正な管理及び職務を遂行するに当たっての法令遵守の徹底など適正な事務の管理を図るほか、職員の職務への積極的な参加意識の醸成、職員の能力向上及び事務の効率化を図り、より効率的な税務行政を推進するとともに、納税者利便の向上及び職員の働きやすい職場環境の整備を図ることを目的として設けられている。

本制度は、昭和25年に「献策制度」として発足し、昭和38年には、「提案制度」

と改称するとともに、提案方法、審査方 法及び報賞規定を改定している。その後 数次の改正を経ながら、税務行政の効率 的運営を図る施策の一つとして定着して いるところである。

(2) 提案の応募・入賞の状況

平成27年度に各国税局・沖縄国税事務 所が受理した提案件数は、5,279件であった。

また、応募された提案のうち、132件が 国税庁に進達され、国税庁長官の諮問に より、提案審査委員会(委員長 国税庁 次長)が審査を行い、20件の入賞提案を 決定した(優秀1件、佳作19件)。

なお、提案審査委員会は、提案を実施 した場合に期待できる効果、努力・研究 の程度などを総合的に審査し、入賞提案 を決定している。

(注)付表第47表「提案受理件数及び国税 庁入賞件数」参照。

第7節 会計

1 予算

(1) 概要

「平成27年度予算編成の基本方針」(平成26年12月27日閣議決定)において、「平成27年度予算においては、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し」、「『当面の財政健全化に向けた取組等について一中期財政計画ー』(平成25年8月8日閣議了解)に基づき、国の一般会計の基礎的財政収支をできる限り改善させる」こと等が示された。この基本方針に基づき、国税庁関係予算については、税務行政の円滑かつ効率的な事務運営の確保、納税者利便

向上、納税者及び職員の安全確保、税制 改正に対応するための経費など必要な予 算が措置された。

特に、KSKシステム、e-Tax、電話相談 センター及び国税庁情報ネットワークの 運用経費、国境を越えた役務の提供に対 する消費税の課税の見直し等税制改正に 伴う経費並びに社会保障・税番号制度関 係経費が措置された。

なお、行政事業レビュー公開プロセス の対象となったe-Taxについては、評価結 果に基づく見直しを行った。

予算の執行に当たっては、次の事項に 重点を置いた事務の運営を行い経費の効 率的な使用に努めた。

イ 事務の合理化・効率化の推進

厳しい定員事情の下で、税務行政の 適正な執行を確保するため、事務処理 の情報化を一層推進するとともに電子 政府の実現に向けて、KSKシステム、e-Tax、国税庁情報ネットワークの整備等 を行った。

また、税務署における内部事務の効率化による調査事務の充実を図るため アルバイトの積極的な活用に努めた。

さらに、電話による税務相談事務の 効率化・合理化を図るため、前年度に 引き続き、各国税局・沖縄国税事務所 で電話相談を集中的に処理する電話相 談センターの運用を行った。

ロ 調査・指導事務の充実

適正・公平な課税を期するため、局署における調査等旅費については、効率的な使用に努めるとともに、取引の広域化に対応できるよう配慮した。また、申告納税制度の充実を図るため、納税者に対する継続記帳指導等を前年

に引き続き実施するとともに、税理士 に依頼して実施する記帳指導及び納税 相談等も行った。

ハ 国際化への対応

最近における経済取引の国際化に対応するため、本邦企業の海外支店等調査の推進及び国際課税問題等について各国税務当局との協議を行った。

また、前年度に引き続き、外資系企業の財務情報等の収集、海外取引研修等を実施した。

ニ 職場環境の改善

職員の健康管理の充実を図るため、 総合健康診断の充実、診療所備品の整 備等を行ったほか、庁舎・宿舎の補修 に必要な経費を確保する等、職場環境 の改善を図った。

ホ 社会保障・税番号制度への対応

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い必要となる、法人番号の付番システムの開発等を行った。

(2) 予算の執行状況

イ 予算

国税庁関係の平成27年度一般会計当 初予算の総額は、7,073億5,051万円で あったが前年度からの繰越額が6億 9,625万円あり、その後、人件費、行政 経費の減額等を内容とする36億1,683万 円の減額補正が行われたため、補正後 の予算現額は、7,044億2,994万円となった。

また、平成27年度特別会計予算として、復興庁から移替えを受けた「環境保全復興政策費」の前年度からの繰越額が1,028万円ある。

表33

【一般会計】

区 分項	当 初 歳 出 予 算 額	対 額 増 △ 減 額	流 用 等 増 △ 減 額		歳 出 予 算 現 額			不用額
		万円 百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
(組織) 国 税 庁								
(項) 国 税 庁 共 通 費	577, 794	0 △3,060	$(\pm 1, 166)$	0	574, 735	561, 911	0	12, 824
(項)税 務 業 務 費	121, 172	0 △512	0	0	120, 660	116, 637	0	4, 023
(項) 国 税 庁 施 設 費	2,470	696 △1	0	0	3, 166	1, 916	1, 204	45
(項) 国 税 不 服 審 判 所	4,960	0 △44	0	0	4, 916	4, 706	0	210
(項) 独立行政法人酒類総合研究所運営費	954	0 0	0	0	954	954	0	0
計	707, 351	696 △3, 617	$(\pm 1, 166)$	0	704, 430	686, 123	1, 204	17, 103

(注) 各々の計数において百万円未満を四捨五入したため、計とは一致しないものがある。

【特別会計】

区 分	当 初 歳 出 予 算 額	補 正流 . 類増 △ 減 額増 △	用等予備費 △減額使用額	歳 出 予 算 支 現 額歳	出 済翌 年 出 額繰 越	度 不 用 額
	百万円 百万円	百万円 百	百万円 百万円	百万円	百万円 百万円	百万円
(組織)国 税 庁						
(項) 環境保全復興政策費	0 10	0	0 0	10	9 0	1
計	0 10	0	0 0	10	9 0	1

- (注) 1 「(項) 環境保全復興政策費」は、復興庁所管から、予算の移替えを受けて執行したものである。
 - 2 各々の計数において百万円未満を四捨五入したため、計とは一致しないものがある。

口 決算

平成27年度の執行状況は、表33のとおりである。

ハ 徴税コスト

国税庁扱いの租税及び印紙収入100円 当たりの徴税コストは、表34のとおり である。

表34

徴税コスト

区	分	平成26年度	平成27年度
決	算	円	円
1/	JT	1.39	1.30

2 営繕

(1) 庁舎等建替関係

平成27年度には、東京国税局庁舎及び前 橋税務署が入居する合同庁舎が整備され た。

(2) 施設整備関係

庁舎については、耐震改修を実施した ほか、老朽化に伴う受変電設備の更新や 外壁改修等を実施し安全対策を行ったほ か、空調設備改修等を実施した。

宿舎については、屋上防水等の改修を 実施し、安全対策を行ったほか、台所や 浴室、トイレ等の改修を実施し、職員の 生活環境の改善を図った。

第2章 特別の機関等

第1節 国税不服審判所

1 概要

(1) 組織と機構

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対して裁決を行う機関であり、昭和45年5月に国税の賦課徴収に当たる処分庁(国税局、税務署等)から分離された国税庁の附属機関(現在は「特別の機関」)として設置された。

本部は東京に置かれ、全国の主要都市に12の支部と7の支所が置かれている。

審査請求事件の調査・審理の中心となる国税審判官には、弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授若しくは准教授、裁判官又は検察官の職にあった者、税務に従事した経験豊富で適性を有する職員等を任用している。これは、国税審判官には、税務に関する専門的な知識及び事実関係の調査能力とともに法律的な素養が必要であることを考慮したものである。

(2) 審査請求の手続

審査請求書が提出された後、審査請求 事件の調査・審理を行う担当審判官(1 名)及び参加審判官(2名以上)で構成 される合議体が編成される。合議体は、 審査請求人の正当な権利利益救済の観点 から、当事者の主張を十分聴取するなど、 充実した合議の下、適正・迅速に調査・ 審理を行った上で議決し、この議決に基 づいて国税不服審判所長が裁決を行う。

(3) 事務運営

国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正・

迅速な事件処理を通じて納税者の正当な 権利利益の救済を図るとともに、税務行 政の適正な運営の確保に資することを使 命とし、それを達成するため、次に掲げ る事項を事務運営の基本方針としている。

イ 争点主義的運営

ロ 合議の充実

ハ 納得の得られる裁決書の作成

2 審査請求の状況

平成27年度における審査請求事件の請求 件数は2,098件で、前年度(2,030件)に比 べて68件(3.3%)増加している(表35参 照)。

その税目別の構成割合をみると、申告所得税等(復興特別所得税を含む。)事件が24.5%、源泉所得税等(復興特別所得税を含む。)事件が1.7%、法人税等(復興特別法人税を含む。)事件が15.9%、相続税・贈与税事件が8.6%、消費税等(地方消費税を含む。)事件が34.4%、徴収関係事件が9.3%、その他の税目の事件が5.6%となっている。

審査請求の状況

区分	平成2	6年度	平成27年度		
L 73	請求件数構成割合		請求件数	構成割合	
申 告 所得税等	件 499	% 24. 6	件 514	% 24. 5	
源 泉 所 得 税 等	56	2.8	36	1.7	
法人税等	314	15. 5	334	15. 9	
相 続 税 · 贈 与 税	172	8. 5	180	8.6	
消費税等	754	37. 1	721	34. 4	
徴 収関 係	161	7. 9	196	9. 3	
その他	74	3.6	117	5. 6	
合 計	2,030	100.0	2, 098	100.0	

- (注) 1 国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法 に基づく審査請求が含まれている。
- (注) 2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と 一致しないことがある。

3 審査請求の処理状況

平成27年度において処理した件数は、 2,311件で、前年度(2,980件)に比べて669 件(22.4%)減少している(表36参照)。

その処理態様別の構成割合をみると、却下(審査請求期間の徒過等、審査請求の形式的な要件が適法でないもの)が12.5%(前年度5.5%)、棄却(納税者の主張が認められなかったもの)が69.9%(前年度80.1%)である。一方、全部認容及び一部認容(納税者の主張が全部認められたもの及び一部認められたもの)は8.0%(前年度8.0%)であり、また、審査請求人が請求を取り下げたものが9.6%(前年度6.3%)となっている。

また、平成27年度末の未済件数は1,407件であり、前年度末の未済件数(1,620件)に 比べて213件(13.1%)減少している。

表36 審査請求の処理状況

E V	平成2	6年度	平成27年度		
区分	処理件数 構成割合 処理係		処理件数	構成割合	
取下げ	件 188	% 6. 3	件 223	9. 6	
却下	165	5. 5	289	12. 5	
棄却	2, 388	80. 1	1,615	69. 9	
全部認容及 び一部認容	239	8.0	184	8. 0	
変更	_	_	_	_	
合 計	2, 980	100.0	2, 311	100. 0	

(注) 国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

4 国税不服審判所長を行政庁とする訴訟

裁決の取消しのみを求める訴訟は、平成27年度当初の係属件数が1件であったところ、当年度中に新たに5件が提起され、うち4件が終結(全て国側勝訴)したため、年度末において2件が係属している。

また、課税処分等の取消し等を求める訴訟は、 訟に併せて裁決の取消しを求める訴訟は、 平成27年度当初の係属件数が4件であった ところ、当年度中に新たに7件が提訴され、 うち6件が終結(国側勝訴4件、取下げ2 件)したため、年度末において5件が係属 している。

なお、損害賠償を求めるものなど、裁決の取消しを求める訴訟以外の訴訟は、平成27年度当初は係属件数がなかったが、当年度中に新たに2件提起され、いずれも終結(全て国側勝訴)したため、年度末における係属中の事件はない。

第2節 税務大学校

1 概要

税務大学校は、国税庁の所掌事務に従事するために必要な研修を行う機関であり、

本校のほか、全国12か所に地方研修所が置 かれている。

税務大学校における研修は、高等学校あるいは大学等を卒業した新規採用者を納税者から信頼される税務職員として育成するとともに、現に第一線で働いている職員に対し、税務行政を取り巻く環境の変化に即応し得るよう、必要な研修を長期研修、短期研修、通信研修等に区分し実施している。

2 長期研修

長期研修は、職員の資質、能力の向上に 重点を置いて、長期間にわたり実施する研 修である。

(1) 新規採用者を対象とする研修

イ 普通科

普通科は、税務職員採用試験による 新規採用者に対して実施する研修であ り、採用直後の4月から1年間、全寮 制により3か所の地方研修所において 行っている。

普通科の研修目的は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させることにある。

普通科の教育課程は、①基礎的な税 法知識・会計知識の習得のための税法 科目及び会計科目、職場配置後の実務 に必要となる実務的・実践的な知識及 び技能の習得のための実務科目等を中 心とした専門科目と、②基礎的な法 律・経済知識の習得のための法律・経 済科目等の一般科目に重点を置いて編 成している。

平成27年度においては、普通科第75 期生680人が修了した。

口 専門官基礎研修

専門官基礎研修は、国税専門官採用 試験による新規採用者等に対して実施 する研修であり、4月から3か月間、 本校において行っている。

専門官基礎研修の研修目的は、社会 人としての良識及び公務員としての自 覚を身に付けさせるとともに、税務職 員として必要な知識、技能等の基礎的 事項を習得させることにある。

専門官基礎研修の教育課程は、所得 税法、法人税法等の税法科目及び会計 科目に重点を置いて編成している。

平成27年度においては、専門官基礎 研修第45期生1,040人が修了した。

(2) その他の研修

イ 中等科

中等科は、普通科修了後4年の実務 経験を経た者に対して実施する研修で あり、5月から2か月間、4か所の地 方研修所において行っている。

中等科の研修目的は、調査・徴収事 務に必要な知識、技能を習得させるこ とにある。

中等科の教育課程は、税法科目に重 点を置いて編成している。

平成27年度においては、中等科第2 期生513人が修了した。

口 専攻税法研修

専攻税法研修は、専門官基礎研修修 了後1年間の実務経験を経た者等に対 して実施する研修であり、8月から2 か月間、8か所の地方研修所において 行っている。

専攻税法研修の研修目的は、調査、 徴収事務に関する基本的知識及び技能 を習得させることにある。

専攻税法研修の教育課程は、税法科

目及び実務科目により編成している。

平成27年度においては、専攻税法研 修第6期生1,065人が修了した。

ハ本科

本科は、原則として税務職員に採用 されてから7年以上を経過した者のう ち、部内の選抜試験に合格した者に対 して実施する研修であり、7月から1 年間、本校において行っている。

本科の研修目的は、真に専門官職に ふさわしい知識、技能を習得させると ともに、税務の中核として活躍できる よう広い視野、高い識見、的確な判断 力等を身に付けさせることにあり、個 人課税班、資産課税班、法人課税班、 管理運営班及び徴収班の各専攻班に分 かれて実施している。

本科の教育課程は、討議を主体とした税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

平成27年度においては、個人課税班 51人、資産課税班21人、法人課税班85 人、管理運営班20人、徴収班20人、計 197人が本科第52期生として修了した。

二 専科

専科は、専門官基礎研修修了後3年間の実務経験を経た者に対して実施する研修であり、8月から7か月間、本校において行っている。

専科の研修目的は、専門官職として 必要な知識、技能を習得させるととも に、それにふさわしい広い視野、高い 識見、的確な判断力等を身に付けさせ ることにあり、個人課税班、資産課税 班、法人課税班及び徴収班の各専攻班 に分かれて実施している。

専科の教育課程は、討議を主体とし

た税法科目及び会計科目に重点を置い て編成している。

平成27年度においては、個人課税班 214人、資産課税班77人、法人課税班 330人、徴収班83人、計704人が専科第 42期生として修了した。

ホ 国際科

国際科(旧国際租税セミナー実務コース)は、国際租税セミナー基礎コース(平成24年度に廃止)修了後の経験年数が2年以上の者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、8月から5か月間、本校において行っている。

国際科の研修目的は、国際課税の重要かつ高度な職務に必要な知識を習得させることにある。

国際科の教育課程は、国際課税制度、 海外取引調査法、国際課税の執行及び 国際取引実務に関する高度な専門的知 識の習得に重点を置いて編成している。

平成27年度においては、国際科第37 期生100人が修了した。

へ 専攻科

専攻科は、原則として部内経験年数 が12年以上(国税専門官試験採用者は 8年以上)の者のうち、部内の選抜試 験に合格した者に対して実施する研修 であり、9月から4か月間、本校にお いて行っている。

専攻科の研修目的は、審理等の重要 かつ高度な職務に必要な知識等を習得 させることにある。

専攻科の教育課程は、①実践的な税 法解釈・適用能力及び審理の局面にお ける諸課題への対応策や施策等の企画 立案能力の養成並びに審理機能・争訟 対応機能に関する実務能力の向上、② 先端的経済取引等の税法周辺の実務知 識の習得に重点を置いて編成している。

平成27年度においては、専攻科第9 期生100人が修了した。

ト 研究科

研究科は、本科又は専科の修了者等の中から研究員として選定された者に対して実施する研修であり、4月から1年3か月間、本校において行っている。

研究科の研修目的は、研究活動を通 じ、税務に関する高度な専門的理論を 習得させることにある。

研究科の教育課程は、研究員にそれ ぞれ税務に関する理論又は税務行政上 の諸問題の中から選定した課題を研究 させ、大学教授、本校教授等の指導の 下に、その研究成果を論文にまとめて 発表させることにより、高度な専門的 理論を習得させるよう編成している。

また、その研究活動に資するため、 研究員を東京大学、一橋大学、京都大 学大学院及び神戸大学大学院に聴講生 として、並びに一橋大学大学院、早稲 田大学大学院及び大阪大学大学院に博 士前期(修士)課程受講者として派遣 した。

平成27年度においては、研究科第51 期生23人が修了した。

チ 評価特別研修

評価特別研修は、資産課税事務又は 徴収事務を担当する者のうち、部内経 験年数が11年以上(国税専門官試験採 用者は7年以上)の者の中から選定さ れた者に対して実施する研修であり、 8月から5か月間、本校において行っ ている。

評価特別研修の目的は、不動産その 他財産の評価の高度な職務に必要な 知識等を習得させることにある。評価 特別研修の教育課程は、不動産その他 財産の評価手法に関する専門的知識及 び評価に必要な法令等の習得に重点を 置いて編成している。

平成27年度は、評価特別研修第3期 生20人が修了した。

リ 酒税行政研修

酒税行政研修は、酒税行政事務を担当する者のうち、部内経験年数が6年以上、かつ、酒税行政事務の経験年数が2年以上の者の中から選定された者に対して実施する研修であり、1月から5か月間、本校において行っている。

酒税行政研修の目的は、酒税行政事務の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

酒税行政研修の教育課程は、①酒税 行政事務に関する専門的知識及び技能 等の習得並びに②酒税行政が直面する 諸課題について適切な対応策を企画立 案できるような実践力の養成に重点を 置いて編成している。

平成27年度は、酒税行政研修第3期生17人が修了した。

ヌ 税務理論研修

税務理論研修は、国家公務員採用総合職試験(旧国家公務員採用 I 種試験等)により採用されて約3年の実務経験を経た者に対して実施する研修であり、4月から3か月間、本校において行っている。

税務理論研修の研修目的は、税法等 について、幅広くかつ高度な知識を習 得させ、税務行政の企画・立案能力の 向上を図ることにある。

税務理論研修の教育課程は、①租税 法の基礎理論等の習得並びに高度な税 法解釈及び適用能力の養成、②危機管 理、税法マネジメント論等に関する基 本的知識の習得に重点を置いて編成し ている。

平成27年度においては、税務理論研 修第34回生6人が修了した。

3 短期研修

短期研修は、職場研修と併せた総合的視野に立ち、実務面からの研修ニーズを踏まえ、それぞれの職務の遂行に必要な知識、技能等を効率的に習得させることを目的として、本校及び地方研修所において実施している。

(1) 本校短期研修

本校における短期研修は、主として国 税局の職員に対して、専門事務を円滑か つ効率的に遂行し、又は税務署の職員を 指導していく上で要請される高度な知識 及び技能を習得させることを目的として 実施している。

平成27年度においては、27コースで 2,206人が受講した。

(2) 地方短期研修

地方研修所における短期研修は、原則 として統一された実施方針により、主と して税務署の職員の能力、資質の向上を 図ることを目的として、審理(特別)研 修を実施している。

平成27年度においては、539人が受講し た。

4 通信研修

通信研修は、職員の自学自習を助け、自 らの研さんによって税務の執行に必要な知 識を習得させることを目的として、会計学、 税務会計、国際課税Ⅰ・Ⅱ、審理Ⅰ・Ⅱ、 窓口英語Ⅰ・Ⅱ、韓国語Ⅰ及び中国語Ⅰを 実施している。

平成27年度においては、2,727人が修了した。

表37 税務大学校の研修人員

(単位:人)

研	修の種	類	平成26年度	平成27年度
普	通	科	372	680
専門'	官基礎	研修	1,065	1,040
中	等	科	642	513
専攻	税法	研修	553	1,065
本		科	197	197
専		科	717	704
国	際	科	100	100
専	攻	科	100	100
研	究	科	23	23
評価	特別	研修	20	20
酒税	行政	研修	16	17
税務	理論	研修	5	6
本校	短期	研修	2, 150	2, 206
地方	短期	研修	695	539
通	信 研	修	2, 288	2,727

(注)研修人員は修了者を示す。

5 その他

税務大学校では、税務に関する学術的な研究等を行っているほか、ODAの一環として、国際協力機構(JICA)等の枠組みの下、アジアを中心とした開発途上国の税務職員等を対象とした研修において、講義等も実施している。

また、税務大学校が保有する税に関する 専門的な研究・教育機能を利用して、平成 6年度から、納税者のみならず国民各層を 対象とした公開講座を実施している。

第3節 国税審議会

1 概要

平成13年1月6日の中央省庁等改革に伴い、従来の国税審査会、税理士審査会及び中央酒類審議会が統合され、財務省設置法第21条の規定に基づき国税審議会が設置された。

国税審議会は、20人以内の委員で組織され、国税審査分科会、税理士分科会及び酒類分科会が置かれている。また、税理士分 科会に試験委員及び懲戒審査委員が置かれている。

なお、国税審議会の庶務は、国税庁長官 官房総務課及び人事課並びに課税部酒税課 で行っている。

2 所掌事務

国税審議会の所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 国税不服審判所長が国税庁長官通達と 異なる法令解釈により裁決を行う場合等 で、国税庁長官が国税不服審判所長の意 見を相当と認めない場合等における審議 (国税通則法第99条)
- (2) 税理士試験の執行及び税理士の懲戒処 分等の審議(税理士法第12条、第47条)
- (3) 酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合、酒類の製法・品質等の表示の基準又は重要基準の審議(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第85条、第86条の8)
- (4) 酒類業者における酒類の製造(又は輸送)に係るエネルギーの使用の合理化の 状況が著しく不十分である場合における 指示(又は勧告)後の命令に当たり意見 を述べること、酒類業者が酒類容器の分 別回収に関する表示事項を表示しない等

の場合及び酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令に当たり意見を述べること(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第16条第3項、資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項)。

なお、国税審査分科会は(1)、税理士分 科会は(2)、酒類分科会は(3)及び(4)の事務 を所掌している。

3 委員

委員及び臨時委員は、学識経験のある者 のうちから、財務大臣が任命する。

試験委員は税理士試験の問題の作成及び 採点を行うについて必要な実務経験のある 者及び学識経験のある者のうちから、また、 懲戒審査委員は税理士に対する懲戒処分の 審査を行うについて必要な実務経験のある 者及び学識経験のある者のうちから、審議 会の推薦に基づき、財務大臣が任命する。

平成28年6月30日現在の審議会委員は、 次のとおりである(敬称略)。

会 長 岩﨑 政明 会長代理 田近 栄治

委員 石井 幸夫 角田 光代 神津 信一 河村小百合 佐藤 和夫 篠原 成行 須磨佳津江 辻山 栄子 手島麻記子 中村 豊明 橋本 佳与 林 菜つみ 広重 美希 福田 進 三村優美子 洋 山田 吉村 典久 渡辺 哲 臨時委員 奥田 徹 鹿取みゆき

後藤 奈美 髙橋 梯二 松本 信彦 小西 彦衞

4 国税審議会の開催状況

平成27年7月1日から平成28年6月30日 までの国税審議会の開催状況は次のとおり。

本会

平成28年3月22日開催(第17回)

税理士分科会

平成27年12月11日開催 (第70回)

平成27年12月24日開催 (第71回)

平成28年5月19日開催(第72回)

平成28年5月27日開催(第73回)

平成28年6月3日開催(第74回)

5 税理士試験

平成27年度(第65回)税理士試験 平成27年8月18日から8月20日まで実施 し、同年12月18日に合格者を発表した。

その結果は、次のとおりである。

受験申込者数 47,145人

受験者数 38,175人

合格者数 835人

一部科目合格者数 6,067人

第4節 土地評価審議会

1 概要

土地評価審議会は、相続税法第26条の2 の規定に基づき各国税局・沖縄国税事務所 に設置されている。

土地評価審議会は、関係行政機関の職員、 地方公共団体の職員及び土地評価に関する 学識経験者を委員として構成され、相続税、 贈与税及び地価税の土地等の評価に関して 国税局長・沖縄国税事務所長が意見を求め た事項について調査審議することとされて いる。

また、国税局長・沖縄国税事務所長は、

農業投資価格を決定する場合も、土地評価 審議会の意見を聴くこととされている。

2 審議の状況

平成28年分の都道府県における土地の用 途別の主要な標準地の路線価等について、 各国税局・沖縄国税事務所において、平成 28年5月に審議された。

〔 付録 〕

1 用語の解説

用語の解説

【青色申告制度】

申告納税制度が適正に機能するためには、納税者の継続的かつ正しい記帳がその基盤になければならない。青色申告制度は、このような基盤を築いていくため、昭和25年(1950年)に、シャウプ勧告に基づく税制の全面的な改革の一環として創設された制度である。

青色申告制度は、事業等を行っている個人 又は法人があらかじめ税務署長の承認を受け て、青色申告を行うことができることとし、 このような納税者には、帳簿書類を備え付け、 一定水準の記帳を継続的に行うとともにこれ を保存することが義務付けられる一方、青色 申告者及び青色法人以外の納税者に比し税制 上有利な所得金額の計算や取扱いが認められ ることを骨子とするもので、我が国の申告納 税制度において中心的役割を担っている。

【移転価格税制】

移転価格税制は、企業活動の国際化の進展 に伴い、法人と海外に所在するその親会社・ 子会社等との取引を通じた所得の海外移転に 適切に対処し、適正な課税の実現を図ること を目的として設けられたものである。

移転価格税制の執行に当たっては、次の点に留意している。

- ① 法人と海外に所在するその親会社・子会 社等との取引に付された価格が、第三者間 の取引においても通常付された価格かどう か十分に検討し、問題があると認められる 取引については、移転価格の観点から幅広 い事実の把握に努め、的確な調査を実施す る。
- ② 独立企業間価格の算定方法及び具体的内容に関し、法人の申出を受け、国税当局がこれに確認を与えるという事前確認を行う

- ことにより、当該法人の予測可能性を確保 し、移転価格税制の適正・円滑な執行を図 る。
- ③ 移転価格税制に基づく課税により生じる 国際的な二重課税の解決には、移転価格に 関する各国税務当局による共通の認識が重 要であることから、必要に応じOECD移転価 格ガイドラインを参考とし、適切な執行に 努める。

【間接税の犯則取締制度】

間接税の犯則者に対する取締制度は、直接 税における査察制度よりも古い歴史を持って いる。明治16年(1883年)に酒造税及びたば こ税のほか2税目の間接国税について、犯則 があれば税務官吏が特別に取り調べることを 定めて以来、他の間接税の犯則者についても 同じ扱いをする慣例となり、明治23年(1890 年)には間接税全般の犯則者について特別の 処分手続を定めた間接国税犯則者処分法が制 定された。以後数回の改正を経て、昭和23年 (1948年)には、この法律に直接税について の犯則者の取締手続も含め、法律名も国税犯 則取締法と改められ今日に至っている。法律 制定当時は、間接税の犯則処分件数が多く、 これを効果的に処理するため、間接国税には 通告処分制度が設けられている。

この通告処分とは、犯則事件の調査によって犯則の心証を得たときに、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長が罰金に相当する金額等及び没収品に該当する物品等を納付すべきことを犯則者に通知する処分をいい、これを履行するかどうかは犯則者の任意であるが、通告を履行しない場合には、告発され刑事訴追を受けることになる。

なお、犯則内容が特に悪質であるなどの場合には、通告処分を経ずに、直接、告発が行われる。

また、消費税については、輸入取引に係る もの(申告納税方式により関税額が確定する 課税貨物に課される消費税を除く。)に限り、 通告処分制度を採用している。

【技術協力】

技術協力とは、我が国の税制・税務行政に 関する専門的な知識・技術の移転を目的とし て、職員の開発途上国への派遣、開発途上国 の税務職員を日本に受け入れて行う研修の実 施をいう。

【記帳制度等】

昭和59年(1984年)度の税制改正において、 申告納税制度の定着と課税の公平の一層の推 進を図るため、白色申告者に対しても記帳制 度等が設けられた。その内容は、事業等を行 う個人の白色申告者については、①取引に関 して作成し、又は受領した帳簿及び書類を保 存する(記録保存制度)、②事業等の所得金額 が一定額(300万円)を超える者については、 取引に関し簡易な記帳をしなければならない (記帳制度)、③確定申告書を提出する場合に は、事業等の総収入金額及び必要経費の内容 を記載した書類を申告書に添付しなければな らない(収支内訳書添付制度)というもので あった。そして、平成23年(2011年)度の税 制改正により、平成26年1月からは、記帳制 度及び記録保存制度の対象が事業等を行う全 ての個人の白色申告者に拡大された。

また、いわゆる白色申告法人については、 帳簿を備え付けてこれにその取引を簡易な方 法により記帳するとともに、当該帳簿並びに 当該取引に関して作成し、又は受領した書類 及び決算に関して作成した書類を保存しなけ ればならないというものである。

【行政争訟】

行政争訟制度については、一般法として行 政不服審査法及び行政事件訴訟法があるが、 国税に関する争訟については、処分が大量かつ反復してなされること、また、専門的であることなどの特殊性を考慮し、国税通則法に特例規定が定められている。

国税通則法においては、処分に対して不服 がある者は、処分を行った行政庁に対して再 調査の請求(旧:異議申立て)を行うこと、 又は再調査の請求を行わず、国税不服審判所 長に対して審査請求を行うこととされている。

また、行政事件訴訟法では不服申立てを経ずに訴訟を提起することができるとされているのに対し、国税通則法では国税に関する法律に基づく処分の取消しを求める訴えについては、原則として、不服申立てに対する行政庁の決定又は裁決を経た後でなければ、訴訟を提起することができないという不服申立前置主義が採用されている。これは、課税処分等が大量かつ反復してなされるものであることから、再調査審理庁・国税不服審判所の段階で専門知識、経験を生かして解決を図ることから、裁判所に大量の取消訴訟が提起されることを回避するとともに、税務行政の統一的運用に資すること等を意図したものである。

【源泉徴収制度】

所得税は、納税義務者(所得者)自身が、 課税期間の所得金額とこれに対応する税額を 計算し、これを自主的に申告して納税する、 いわゆる「申告納税制度」を建前としている が、これと併せて特定の所得については、そ の所得の支払の際に支払者が所得税を徴収し て納付する源泉徴収制度を採用している。

この源泉徴収制度は、給与や利子、配当、 税理士報酬などの所得を支払う者(源泉徴収 義務者)が、その所得を支払う際に所定の方 法により所得税額を計算し、その所得の支払 金額からその所得税額を差し引いて国に納付 するという制度であり、これは、主として徴 税の確実性と納税義務者の煩雑な納税手続を 省くために設けられているものである。

また、復興特別所得税においても、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付することになっている。

この源泉徴収制度により徴収された所得税 及び復興特別所得税の額は、源泉分離課税と される利子所得などを除き、例えば、報酬・ 料金等に対する源泉徴収税額については、確 定申告により、また、給与に対する源泉徴収 税額については、通常は年末調整という手続 を通じて、精算される仕組みとなっている。

源泉徴収制度が我が国に初めて採用されたのは明治32年(1899年)の公社債の利子所得についてであり、また、給与所得に適用されたのは昭和15年(1940年)であるが、それが今日のように整備されたのは、第二次世界大戦後である。源泉徴収の対象となる所得は、給与所得、退職所得をはじめとして、利子所得、配当所得、原稿料・作曲・レコード吹き込みの報酬その他各種の人的役務の報酬(例えば、弁護士、公認会計士等の自由職業者の報酬、医師が社会保険の基金から支払を受ける報酬、さらに、芸能人やプロ野球、プロサッカーの選手、外交員、集金人、バーのホステスの報酬等)など広範なものとなっている。

源泉徴収のメカニズムは非常に精緻なものである。例えば、給与所得に対する源泉徴収は、個々の給与所得者の人的控除と所得の大小に応じ、これらを織り込んで作成された各種の税額表に基づいて行われる。これらの税額表は、定期的に支払を受ける給与に適用さ

れるもの、賞与に対して適用されるものなど からなっており、それぞれの給与の性格に即 して一定の前提の下に複雑な方法でその税額 が計算されている。これらの税額表によって 徴収された税額の年間合計額は、概算的には その給与所得について納付しなければならな い年税額に近い金額となっている。

しかし、種々の要因により、その徴収額のトータルは、年間に納付しなければならない年税額とは一致しないので、源泉徴収義務者において、その年最後の給与の支払をする際に、この年税額と比較して、その過不足が精算される仕組みとなっている(年末調整)。

この年末調整を行った給与所得については、 源泉徴収の方法を通じて完全に正確な税金が 徴収されるので、給与以外に一定額以上の所 得を有する場合など特別な場合を除いては、 税務署に確定申告書を提出する必要がないこ とから、給与所得者の負担をかなり軽減する ものとなっている。現在、給与所得者の大部 分は、専ら源泉徴収制度を通じてその納税を 行っている。

【権利救済制度】

国税に関して納税者から正当な権利利益を 侵害されたとして不服の申立てがあったとき に、これを審理し救済する制度として、「不服 申立て」と「訴訟」がある。

不服申立ては、更正・決定や差押えなどの 処分がなされた場合に、その処分に不服があ る者が行政庁に対してその処分の取消しや変 更を求める制度であり、処分を行った行政庁 に対して再調査の請求(旧:異議申立て)を 行うこと、又は再調査の請求を行わず、国税 不服審判所長に対して審査請求を行うことが できる。

なお、再調査の請求に対する行政庁の決定 を経た後の処分になお不服があるときは、国 税不服審判所長に対して審査請求を行うことができる。

次に、国税不服審判所長の裁決を経た後の 処分になお不服があるときは、裁判所に対し て訴訟を提起することができる。

【国外財産調書制度】

その年の12月31日において有する国外財産の価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する居住者(非永住者を除く。)は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年の3月15日までに、税務署長に提出しなければならないとする制度をいう。

【国税総合管理(KSK)システム】

KSKシステムは、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムである。

KSKシステムは、①入力した申告・納税の事績等をシステム内に蓄積し、国税債権等の一元的な管理が可能、②決算事績や資料情報などの蓄積した情報を基に、多角的な分析を行うことで、税務調査対象の選定や滞納整理対象者の抽出の支援等各種施策の充実が図られる、③納税証明書をシステムで作成することにより、発行の迅速化が図られる、④随時の情報参照が可能となることにより、納税者からの問合せに対して、より的確かつ迅速に対応できるなど、税務行政の高度化・効率化や適正・公平な課税の実現及び納税者利便の向上に大きく寄与している。

なお、KSKシステムは、政府が進めている電子政府の実現の一環である電子申告や電子納税等の税務行政のICT化に不可欠な情報通信基盤でもある。

【国税電子申告・納税システム (e-Tax)】

e-Taxは、政府全体として進めている電子政

府の実現の一環として、国税庁が構築したシステムであり、平成16年2月に名古屋国税局で運用を開始し、同年6月から全国に運用を拡大した。

e-Taxでは、国税関係法令に基づき書面で行われている申告、納税及び申請・届出等手続について、インターネット等を利用して電子的に手続を行うことが可能であり、納税者等はe-Taxを利用することにより、税務署や金融機関の窓口に赴くことなく申告や納税などの手続を行うことが可能となるなど、利便性の向上等を図ることができる。

また、国税当局においては、申告書データ を紙に打ち出すことなく電子的な処理を行う ことが可能となるなど、事務の簡素化・効率 化を図ることができる。

なお、納税者等への情報提供やパソコン操作等の問合せに対応するため、e-Taxホームページやヘルプデスクを設けている。

【国税のコンビニ納付】

納税者利便の向上を図るための納付手段の多様化の一つとして、金融機関や税務署の窓口が開いていない休日、早朝や夜間にも利用できるコンビニ店舗において、国税の納付を可能とするコンビニ納付を平成20年1月に導入した。

これにより、納付額が30万円以下で、コンビニ納付用のバーコード付納付書の送付又は交付を受けた納税者であれば、従来の金融機関のほか、5万か所を超えるコンビニ店舗において、曜日や時間帯を問わず国税の納付が可能となっている。

【国税不服審判所の審理及び裁決】

審査請求事件の調査・審理に当たっては、 審査請求人の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求人の審理手続上の諸権利を十分 尊重するとともに、審査請求人と原処分庁の 主張の相違点(「争点」という。)を主たる審理事項とする争点主義的運営を行っている。

また、審査請求書が提出された後、事件の 調査及び審理を行わせるため、担当審判官 (1名)及び参加審判官(2名以上)で構成 される合議体が編成される。合議体は、審査 請求人及び原処分庁の主張等を的確に把握し、 当事者の主張を十分聴取するなど、充実した 合議の下、適正・迅速に調査・審理を進める こととしている。

国税不服審判所長は、この合議体の議決に基づいて、審査請求に理由がない場合にはこれを棄却し、理由がある場合にはその請求の全部若しくは一部を認容し、又は変更する裁決を行う。ただし、審査請求人の不利益になるように処分を変更することはできない。審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法である場合には、これを却下する裁決を行う。また、国税不服審判所長の裁決は、行政部内における最終判断であり、原処分庁は、仮にこれに不服があっても訴えを提起することはできない。

なお、国税不服審判所長は、国税庁長官が 発した通達に示されている法令の解釈と異な る解釈により裁決をすることや、法令の解釈 の重要な先例となるような裁決をすることが できる。ただし、同一の法令について、税務 の執行機関と審査請求の裁決機関とが異なっ た解釈をすることは、税務行政の統一ある運 用が阻害されることとなりかねない。そこで 国税不服審判所長は、このような裁決を行う ときは、あらかじめその意見を国税庁長官に 通知することとされている。

国税庁長官は、国税不服審判所長から意見 の通知があった場合において、国税不服審判 所長の意見が審査請求人の主張を認容するも のであり、かつ、国税庁長官がその意見を相 当と認めるときを除いて、国税不服審判所長と共同して当該意見について民間の学識経験者によって構成される国税審議会に諮らなければならず、この場合、国税不服審判所長は、国税審議会の議決に基づいて裁決をしなければならないこととされている。

【財産債務調書制度】

所得税等の確定申告書を提出しなければならない者で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の有価証券等を有する者は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額等を記載した「財産債務調書」を、その年の翌年の3月15日までに、税務署長に提出しなければならないとする制度をいう。

【財産の評価】

相続税及び贈与税の課税の基となる財産の価額は、相続税法第22条の規定により相続、遺贈又は贈与により財産を取得した時における時価により評価することとされている。

これを受けて国税庁では、財産評価基本通 達において各財産の評価に共通する原則や評 価方法を具体的に定め、その内部的な取扱い を統一している。

また、各国税局・沖縄国税事務所では、路 線価等や立木の標準価額などの財産評価基準 を定めている。

なお、財産評価基準は、国税庁のホームページで公開するとともに、全国の国税局・沖縄国税事務所及び税務署に閲覧用パソコンを設置して、納税者の便に供している。

【再調査の請求 (旧: 異議申立て)】

再調査の請求(旧:異議申立て)は、処分 を行った行政庁(通常は税務署長)に対して 行われる。これは、争いの当事者である行政 庁自らが処理することによって、簡易・迅速 かつ公正な手続により国民の権利利益の救済 を図るとともに、行政の適正な運営を確保す ることを目的としている。

再調査の請求は、処分の通知を受けた日の 翌日から起算して3か月以内にしなければな らない。再調査の請求がされると、行政庁 (通常は税務署長) はその事案の調査、審理 を行い、請求に理由がない場合には、その請 求を棄却する決定をし、また、請求に理由が ある場合には、その請求の全部又は一部を認 容し、それに係る処分を取り消す等の決定を する。

なお、再調査の請求に係る事案の調査、審理に当たっては、公正で客観的な判断がなされるよう更正・決定や差押えなどの処分を担当した者以外の職員が担当者に指定される。

再調査の請求がされた場合でも、その請求 の対象となっている処分の効力は、その請求 を認容し、その処分を取り消す決定がなされ るまでは失われない(執行不停止の原則)。

【查察制度】

我が国では、納税者が自ら正しい申告を行って税金を納付する申告納税制度を採っており、この制度を円滑に運営していくため税務調査を行っている。一般の税務調査において、納税者の申告に誤りがあれば、申告額を更正することとしているが、その調査は、原則として、納税者の同意を基としたいわゆる任意調査によっている。

しかし、不正の手段を使って故意に税を免れた者には、社会的責任を追及するため、正当な税を課すほかに刑罰を科すことが税法に定められている。こうした者に対しては、任意調査だけではその実態が把握できないので、強制的権限をもって犯罪捜査に準ずる方法で調査し、その結果に基づいて検察官に告発し、

公訴提起を求める制度(査察制度)がある。

査察制度は、この意味において申告納税制 度を基本的に支え、納税秩序を維持するため に必要な制度である。

査察制度の具体的な手続は、国税犯則取締 法に定められており、その執行には、各国税 局・沖縄国税事務所に配置された国税査察官 が当たっている。

【酒類の製造免許】

酒類製造者は酒税の納税義務者となる者であるが、酒税は特に高率であり、その税額においても、国家財政上重要な地位にあることから、この酒税収入を安定的に確保する必要がある。

このため、酒類製造者として適格性を有しないと認められる者を排除し、また、濫立を防止して、消費税としての酒税の転嫁を容易にし、課税上の検査取締りを十分に行うことができるよう措置する必要があることから免許制度を採用している。更には酒類の品質についても、高率な課税に適する品質を保持し、あるいは、国民の保健衛生上も不安のない品質を維持する役目も免許制度は持っているといえる。

【酒類の地理的表示制度】

酒類の地理的表示(GI:Geographical Indication)制度とは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第86条の6を根拠とする「酒類の地理的表示に関する表示基準」(平成27年10月国税庁告示第19号)に基づき、ある特定の産地に特徴的な原料や製法などによって作られた商品だけが、その産地(地域ブランド)を独占的に名乗ることができる制度である。

【酒類の販売業免許】

酒類の販売業免許は、納税義務者である酒 類製造者に酒類の販売代金を確実に回収させ、 最終的な担税者である消費者に対する税負担の円滑な転嫁を目的とし、これを阻害するおそれのある不適格者の酒類の流通過程への参入を抑制し、取引の混乱を防ぎ、酒税の徴収について、不安のないようにするため採用されている。

【酒類の免許制度】

酒類の製造又は販売業を行おうとする者は、 製造場又は販売場ごとに税務署長に申請し免 許を受けなければならない。税務署長は、申 請内容が酒税法第10条各号に列挙する拒否要 件のいずれかに該当するときには免許を拒否 することができるが、これらの要件は以下の 5つに大別できる。

- ① 人的要件:例えば、申請者が免許を取り 消されたことがある者であること、申請者 に一定の犯罪歴があること、等である。
- ② 場所的要件:例えば、申請販売場が料飲店と同一の場所にあること、等である。
- ③ 経営基礎要件:経営の基礎が薄弱であること、等である。
- ④ 需給調整要件:新たに免許を付与することで、需給の均衡を破り、酒税の保全に悪影響を及ぼすことである。
- ⑤ 技術・設備要件(製造免許のみ):製造設備が不十分であること、等である。

【情報交換】

情報交換とは、租税条約等の情報交換規定に基づき、海外取引や資産の保有・運用状況に関する情報など、税務当局の職務の遂行に資すると認められる情報を条約等締結国の税務当局が相互に提供することである。

【申告納税制度】

申告納税制度は、納税者自身が行う申告により第一次的に税額が確定するという効果を 認める制度であり、それが適正に機能するためには、納税者の自発的な納税意欲と、納税 者が継続的かつ正しい記帳を行い、客観的な 係数に基づいて所得を計算するということが 基本的な前提となっているといえる。

この制度は、昭和22年(1947年)に、アメ リカ税制の強い影響の下に採用されたもので、 それまでは、税務官庁の行政処分によって納 付すべき税額が決定される賦課課税制度を採 っていた。この新しい制度を日本に定着させ るには、特に個人所得税の分野においてかな り困難があったが、申告納税制度が導入され てから半世紀を経た現在ではかなりの定着を しているといえる。その背景には、①申告納 税制度の基盤を築くために、昭和25年(1950 年) に青色申告制度が創設されたこと、②昭 和59年(1984年)には申告納税制度の一層の 定着を図るため、白色申告者に対する記録保 存制度、記帳制度、収支内訳書添付制度が設 けられたこと、③これら制度の定着を図るた め、税理士会、青色申告会等関係民間団体等 の協力を得ながら、記帳方法等の指導を必要 とする納税者に対して適切な指導に努めてき たこと、さらに、申告漏れが多額であると認 められる者等を対象として徹底した税務調査 を行ってきたことなど、制度・執行両面から この制度の定着に努めてきたことがあるとい える。

【審査請求】

審査請求とは、更正・決定や差押えなどの 処分に不服がある場合に、その処分の取消し や変更を求めて国税不服審判所長に対して不 服を申し立てる制度であり、処分の通知を受 けた日の翌日から起算して3か月以内にしな ければならない。

また、不服申立ては、処分を行った行政庁 に対する再調査の請求(旧:異議申立て)に よることも可能であり、再調査の請求に対す る決定を経た後の処分になお不服がある場合 には、再調査決定書謄本の送達があった日の 翌日から起算して1か月以内に、国税不服審 判所長に審査請求をしなければならない。

なお、再調査の請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても再調査の請求についての決定がないときは、その決定を経ないで国税不服審判所長に審査請求をすることができる。

【税理士制度】

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的使命を有しており、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たしている。

税理士の業務、資格、権利及び義務等は、 税理士法(昭26年法律第237号)に規定されて おり、税理士業務は、印紙税、登録免許税な どを除く租税に関し、税務代理、税務書類の 作成及び税務相談を行うこととされている。

税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者のほか、税理士法に定める一定の要件に該当する者として税理士試験を免除された者、弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)及び公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む。)である。これらの者が税理士となるには、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録を受けなければならない。また、税理士は、税理士法人を設立することができ、税理士法人を設立した場合には、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

税理士又は税理士法人でない者は、税理士 業務を行うことはできないこととなっており、 これに違反すると罰則が適用される。ただし、 国税局長・沖縄国税事務所長に対して通知を 行った弁護士及び弁護士法人については、一 定の条件の下で税理士業務を行うことができ る。

また、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員等に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的として、税理士は地域ごとに税理士会を設立しており、全国に15の税理士会がある。

これらの税理士会により、全国で一の税理 士の自治的団体として、日本税理士会連合会 が設立されている。

国税庁は、税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とし、税理士制度の運営に関する事務を行っており、国税庁に設置された国税審議会は、税理士試験の実施及び税理士に対する懲戒処分の審議を行っている。

なお、昭和26年に税理士法が制定されて以降、昭和31年、昭和36年、昭和55年、平成13年、平成26年と改正が行われてきている。

【相互協議】

相互協議とは、納税者が租税条約等の規定 に適合しない課税を受け、又は受けるに至る と認められる場合において、その条約等に適 合しない課税を排除するため、条約等締結国 の税務当局間で解決を図るための協議手続で ある。

我が国が締結している租税条約等のうち60 の租税条約等(適用対象国・地域は71か国・ 地域/平成28年6月末現在)において、相互協 議に関する規定が置かれている。

移転価格課税により国際的な二重課税が生じた場合、納税者が二国間の事前確認を求める場合等には、外国税務当局との相互協議を実施して問題の解決を図っている。

【相続税及び贈与税の延納制度】

相続税及び贈与税については、一定要件に該当した場合に年賦延納が認められている。

相続税及び贈与税の延納が認められるためには、①その税額が10万円を超えていること、②納期限までに又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由があること、③納期限までに又は納付すべき日に申請書及び担保提供関係書類を提出していること、④延納税額に相当する担保を提供すること、といういずれの要件にも該当することを要し、その納付を困難とする金額の範囲内で認められる。

また、延納期間中は利子税が課される。

【相続税の物納制度】

相続税については、一定の要件に該当した場合に相続財産による物納が認められている。

物納が認められるためには、①延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があること、②申請財産が定められた種類の財産であり、かつ、定められた順位によっていること、③納期限までに又は納付すべき日に申請書及び物納手続関係書類を提出していること、④物納適格財産であること、といういずれの要件にも該当することを要し、その納付を困難とする金額の範囲内で認められる。

なお、物納が許可された場合には、物納申 請者において書類の整備を行っていた期間等 について利子税が課される。

【タックスアンサー】

タックスアンサーは、よくある税の質問に 対する一般的な回答をインターネット (携帯 電話サイトを含む。)を通じて情報提供を行っ ているシステムである。

このシステムは、年々増加する税務相談需要に対応するため、国税庁が推進している税務行政全般の事務機械化の一環として、昭和62年(1987年)1月に電話音声によるタックスアンサーを導入し、平成4年(1992年)6月からは、ファクシミリ・サービスを開始し

ている。また、平成9年(1997年)1月からは、インターネットで情報の提供を開始し、 平成12年(2000年)7月からは、携帯電話からも情報の閲覧が可能となっている。

なお、電話音声・ファクシミリによるサービスの利用件数は著しい減少傾向にあったことから、平成21年(2009年)11月末をもって終了している。

【地方税当局との協力】

国と地方団体との税務執行上の協力関係については、納税者利便の向上や国税及び地方税を通じた税務行政の効率化を図る観点から、各種税法の規定等に基づき、①所得税確定申告書の市町村における収受、②所得税確定申告書の共同発送や申告相談での協力、③資料情報の収集・交換、④納税に関する広報の協力など、現行制度の下において可能な限り協力を図っているところである。

なお、平成9年4月から導入された地方消費税の賦課徴収等については、当分の間、国が消費税と併せて行うこととされているところ、地方消費税を円滑かつ適正に執行する観点から、税務署長は、その賦課徴収を行うため必要があるときは、都道府県知事及び市町村長に対し、資料又は情報の提供等を求めることができることとなっている。

また、平成 23 年1月からは、地方団体に対し、所得税申告書等のデータ提供を開始しており、平成 25 年5月からは、資料情報等の相互データ提供を開始している。

【徴収共助】

徴収共助とは、租税債権の徴収において自 国の領域外で公権力を行使することができな いという制約がある中で、租税条約に基づき、 各国の税務当局が協力して、互いの租税を徴 収する制度である。

【徴収手続】

国税債権を確保するための措置として、実体的な面で国税の優先権、手続的な面で自力執行権がある。

すなわち、国税は全ての公課(雇用保険料等)及び私債権に優先して徴収することが国税徴収法において規定されている。ただし、私法秩序との調整の観点から、国税の優先権が制限される場合(法定納期限等以前に設定された抵当権の優先等)がある。

また、納期限までに納付されない国税、いわゆる滞納国税は、原則として納付の督促をした上で納税者の財産を滞納処分により差し押さえ、換価して、それによって得た金銭をもって国税に充てる手続により徴収する。しかし、納期限まで待ってい租税の徴収措置を採ることがあるようなときにおいる。他方、納税者の実情ながあるによい場合もあり、このような場合にとど適当でない場合もあり、このような場合におきない場合もあり、このような場合に認めるなど、納税者の実情に即しつつ、処理を行っている。

① 原則的な徴収の手続

滞納となった国税については、通常はその納期限後50日以内に督促状により納付の督促を行うが、この督促がされてもなお国税が完納されない場合には滞納処分を開始する。滞納処分とは、差押えに始まり、換価・配当といった滞納国税を強制的に徴収するための一連の手続をいい、税務当局が裁判所の関与なしに自力で行うことができるものである。差押えは、督促後10日を経過してもなお国税が完納されない場合に、納税者の財産を換価することを目的として、その財産の処分を禁止するために行うもの

である。差押えを行ってもなお国税が完納 されない場合は、差押財産の強制的な売却 である「換価」を行い、その換価代金を滞 納国税その他一定の債権に「配当」する。

ただし、納税者の財産について既に強制 換価手続が開始されている場合には、上記 の差押え、換価に代わる手続として、先行 の強制換価手続の執行機関に対して交付要 求を行うことにより配当を受けることがで きる。

② 納期限前の強制徴収措置

国税の納付は、通常は納期限までに行え ばよいが、納税者が偽りその他不正の行為 により国税を免れようとしたり、破産する など特別の事情が生じ、国税の徴収ができ なくなるおそれがある場合には、一定の要 件の下に特別の保全のための手続(繰上請 求、保全差押え、繰上保全差押え、保全担 保)が認められている。

③ 納税の緩和の措置

国税の徴収については、その確保の措置が必要な反面、納税者の事業や生活についての配慮も必要であることから納税の緩和の措置が設けられている。納税者が災害、病気、休廃業などにより納付困難となっている場合や差押財産が換価されると事業の継続や生活の維持が困難となる場合には、法令に基づく納税の猶予により分割納付を認めるなど、納税者の実情に即しつつ、処理を行っている。

なお、滞納処分の対象となる財産がない 場合や滞納処分を執行することによって納 税者の生活を著しく窮迫させるおそれがあ る場合には、滞納処分の執行を停止し、そ の執行の停止が3年間継続すると、国税の 納税義務は消滅する。

【電子帳簿保存制度】

税法上、保存が義務付けられている帳簿及 び書類については、原則、書面での保存が必 要とされているが、申請により承認を受けた 場合に、一定の要件の下、その書面の代わり に電磁的記録による保存を行うことを認める 制度をいう。

同制度の適用により、具体的には、自己が電子計算機を使用して作成した国税関係帳簿及び国税関係書類について電磁的記録での保存を行うことや、領収書等の国税関係書類についてスキャナを用いて読み取った電磁的記録による保存を行うことなどが認められる。

【内部事務一元化】

内部事務一元化は、これまで税務署内の複数の部署で行っていた内部事務を可能な限り一つの部署(管理運営部門)で一体的に処理することにより事務の効率化を目指すとともに、納税者に対する受付窓口を一本化することにより納税者の利便性向上を目的とする施策であり、平成21年7月から全国の税務署で実施している。

【振替納税制度】

税金を納付する便利な方法として振替納税制度がある。これは、税務署から納税者名義の納付書をその納税者が預貯金口座を有する金融機関に送付し、金融機関がその納税者の口座から納税者に代わって税金を納付するという仕組みである。

この制度は、納税者にとっては、納税額に 見合う預貯金を準備しておくだけで、金融機 関や税務署に出向かなくても自動的に納付で きる大変便利な制度であり、また、税務署に とっても事務処理の効率化が図られるなどの 効果がある。そこで、国税庁では、最も効果 が大きいと認められる申告所得税及び復興特 別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業 者)の納税者を対象として、確定申告の申告相談の際に利用を勧めたり、地方公共団体、金融機関、納税貯蓄組合等関係民間団体の協力を得ることなどにより、この制度の普及を図っている。

2 付表

(単位 金額:百万円、割合:%)

									识:	日刀円	、割台	: %)		
区分		予 算 額		決算額		対予算均			対予算		区分	分		
税目	当 初	補 正	補正後			対当初	文	補正後	対当初	対補正後				税目
源泉所得税	13, 701, 000	1,005,000	14, 706, 000	14, 773, 154	1	, 072, 154		67,154	107.8			泉	所 得	
申 告 所 得 税	2, 741, 000	143, 000	2, 884, 000	3, 033, 983		292, 983		149, 983	110. 7	105. 2		告	所 得	
法人税	10, 990, 000	751, 000	11, 741, 000	10, 827, 403	\triangle	162, 597	\triangle	913, 597	98. 5	92. 2	法		人	税
相続税	1, 761, 000	-	1, 761, 000	1, 968, 440		207, 440		207, 440	111.8	111.8	相		続	税
地 価 税	-	_	-	4		4		4	-	-	地		価	税
消费税	17, 112, 000	_	17, 112, 000	17, 426, 292		314, 292		314, 292	101.8	101.8	消		費	税
酒税	1, 308, 000	-	1, 308, 000	1, 338, 006		30,006		30,006	102. 3	102. 3	酒			税
た ば こ 税	906, 000	_	906, 000	953, 553		47,553		47,553	105. 2	105. 2		ば	$\tilde{\mathcal{L}}$	税
揮 発 油 税	2, 466, 000	_	2, 466, 000	2, 464, 555	\triangle	1, 445	\triangle	1,445	99. 9	99. 9	揮	発	油	税
石油ガス税	10,000	-	10,000	9, 201	\triangle	799	\triangle	799	92.0	92.0	石	油	ガス	税
航空機燃料税	51,000	-	51,000	51, 312		312		312	100.6	100.6	航	空機	& 燃 #	斗 税
石油 石炭税	628, 000	_	628, 000	630, 446		2, 446		2, 446	100. 4	100. 4	石	油	石 炭	税
電源開発促進税	323, 000	_	323, 000	315, 908	\triangle	7, 092	\triangle	7,092	97.8	97.8	電	源 開	発促	進 税
自動車重量税	374, 000	_	374, 000	384, 930		10,930		10,930	102. 9	102. 9	自	動車	重量	a 税
関親	1, 117, 000	_	1, 117, 000	1, 048, 742	\triangle	68, 258	\triangle	68,258	93. 9	93. 9	関			税
とん税	10,000	_	10,000	9, 914	\triangle	86	\triangle	86	99. 1	99. 1	と		λ	税
そ の 他	-	-	-	13		13		13	_	-	そ		\mathcal{O}	他
収入印紙	746, 000	_	746, 000	737, 126	\triangle	8,874	\triangle	8,874	98.8	98.8			収入	、印紙
印紙収入 現金収入	281,000	_	281, 000	312, 421		31, 421		31, 421	111. 2	111. 2	印剂	紙収入	現金	ὲ収入
計	1,027,000	_	1,027,000	1, 049, 547		22,547		22,547	102. 2	102. 2				計
一般会計分計	54, 525, 000	1, 899, 000	56, 424, 000	56, 285, 403	1	, 760, 403	Δ	138, 597	103. 2	99.8	_	般 会	計 乡	分 計
地方法人税	477, 000	45, 500	522, 500	516, 125		39, 125	\triangle	6, 375	108. 2	98.8	地	方	法 人	税
地方道路税	-	-	-	0		0		0	_	-	地	方	道路	税
地方揮発油税	263, 800	_	263, 800	263, 697	\triangle	103	\triangle	103	100.0	100.0		方 揖		
石油ガス税(譲与分)	10,000	-	10,000	9, 201		799	\triangle	799	92.0	92.0			ス税(譲	
航空機燃料税(譲与分)	14, 600	-	14,600	14, 660		60		60	100. 4	100. 4			斗税(譲-	
自動車重量税(譲与分)	256, 700	-	256, 700	264, 193		7, 493		7, 493	102. 9	102. 9			量税(譲	
特別とん税	12, 500	-	12, 500	12, 393		107		107	99. 1	99. 1	特	別	とん	
地方法人特別税	2, 102, 200	73, 100	2, 175, 300	2, 080, 608		21, 592	\triangle	94, 692	99. 0	95.6	_	方 法	人特力	
たばこ特別税	140, 100	-	140, 100	147, 530		7, 430		7, 430	105. 3	105. 3		ばこ		
復興特別所得税	343, 600	24, 100	367, 700	370, 690		27, 090		2,990	107. 9	100.8		興 特		得 税
復興特別法人税	-	-	-	4,872		4,872		4,872	-	_		興 特	別法	
総計	58, 145, 500	2, 041, 700	60, 187, 200	59, 969, 372	1	, 823, 872	Δ	217, 828	103. 1	99. 6	総			計

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第2表

申告所得税の課税状況

	区 分		平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年度
人員	事 { 営 業 農 そ の 計	等業他	千人 1, 383 158 4, 530 6, 071	千人 1,418 172 4,498 6,088	千人 1,448 157 4,613 6,218	千人 1,493 133 4,494 6,120	千人 1,527 173 4,624 6,324
所得金額	事 { 営 業 と の 計	等業他	億円 54,004 5,470 277,316 336,790	億円 55, 937 6, 248 284, 118 346, 304	億円 57,621 5,587 321,630 384,838	億円 60, 095 4, 759 306, 201 371, 054	億円 62, 149 6, 820 324, 760 393, 729
申告納税額	事 { 営 業 農 そ の 計	等 業 他	億円 4,874 278 17,941 23,093	億円 5,043 349 18,627 24,019	億円 5, 268 302 21, 524 27, 093	億円 5,433 263 21,392 27,087	億円 5, 765 451 23, 485 29, 701

⁽注) 各年分とも翌年3月31日現在である。

第3表

譲渡所得の課税状況

区 分 平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分
大 員 450 (210) (210) 譲渡所得金額 億円 39,010	千人	千人	千人	千人
	489	954	762	783
	(229)	(661)	(461)	(462)
	億円	億円	億円	億円
	44,869	82,531	57,930	68,001

⁽注) 1 各年分とも翌年3月31日現在である。

² かっこ書は、株式等の譲渡について確定申告をした者の数である。

第4表

青色申告の承認申請状況

区分	平成24年	分	平成25年	F分	平成26年	年分	平成27	年分	平成284	年分
	千人	%								
営業等 新規申請者数	119	107	138	116	168	122	162	96	168	104
所 得 者 】 青色申告者数	3, 419	101	3, 474	102	3, 559	102	3, 679	103	3, 798	103
農 業 新規申請者数	10	100	14	140	15	111	13	88	13	96
所 得 者 【 青色申告者数	408	101	410	101	415	101	421	101	424	101
不 動 産 · 「 新規申請者数	63	109	71	113	83	117	81	98	79	98
山林所得者 【 青色申告者数	1,776	102	1,816	102	1,865	103	1, 923	103	1, 983	103
新規申請者数	192	108	223	116	266	120	256	96	260	102
合 計 青色申告者数	5, 603	101	5, 701	102	5, 839	102	6, 023	103	6, 206	103

⁽注) 1 パーセントは、対前年比である。

第5表

小企業者に対する記帳指導の状況

	1				抖	事 導	送	剧	りす	旨 導 /	人員	<u></u>			
	継続記	2		3		4		5		6		7		8	
区分	極続記 帳指導 対象人員	税務署	② / ①	商工会 議所・ 商工会	③ / ①	税 相談所	4) / (1)	日本税 務協会	⑤ / ①	青 色 申告会	6 / ①	税理士会	⑦ / ①	その他	8 / ①
	千人	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
平成20年度	449	25	6	171	38	23	5	-	-	202	45	0. 5	0	28	4
平成21年度	447	22	5	163	37	22	5	_	_	209	47	0.2	0	29	7
平成22年度	451	23	5	160	36	22	5	_	_	222	49	0.2	0	23	5
平成23年度	474	24	5	164	35	21	4	_	_	233	49	0.1	0	33	7
平成24年度	508	23	5	178	35	23	5	-	_	257	51	0.1	0	27	5
平成25年度	503	24	5	179	36	23	5	_	_	252	50	0.1	0	24	5
平成26年度	514	24	5	184	36	20	4	_	_	259	50	0.1	0	26	5
平成27年度	524	21	4	187	36	19	4	_	-	271	52	0. 1	0	25	5

⁽注) 1 各年度とも翌年3月31日現在である。

² 新規申請者数は各年の3月15日現在、青色申告者数は各年3月15日現在である。

² 平成22年度には、仙台局の宮古署、大船渡署、気仙沼署及び須賀川署の件数は含まれていない。

第6表

源泉徴収義務者の状況

区分	平成23事務年度	平成24事務年度	平成25事務年度	平成26事務年度	平成27事務年度
	件	件	件	件	件
給 与 所 得	3, 584, 212	3, 561, 317	3, 542, 779	3, 542, 898	3, 540, 122
利 子 所 得 等	41, 337	40, 531	40, 220	39, 930	39, 862
配当所得	126, 520	128, 993	131, 453	134, 847	138, 064
特定口座内保管上場 株式等の譲渡所得等	10, 842	10, 877	10,870	10, 569	10, 904
報酬・料金等所得	2, 848, 648	2, 826, 861	2, 819, 056	2, 824, 758	2, 837, 798
非居住者等所得	24, 486	28, 051	30, 980	29, 984	32, 684

⁽注) 各事務年度末(翌年6月30日) 現在の数による。

第7表

源泉所得税の課税状況

区	分	平成23事務年度	平成24事務年度	平成25事務年度	平成26事務年度	平成27事務年度
		億円	億円	億円	億円	億円
	給 与 所 得	90, 251	90, 613	94, 812	99, 233	102, 770
	退 職 所 得	2, 301	2, 400	2, 239	2, 197	2, 277
	利子所得等	4, 553	4, 367	4, 607	4, 557	3, 967
本	配 当 所 得	16, 769	21, 389	26, 225	39, 408	46, 196
税	特定口座内保管 上場株式等の 譲渡所得等	390	449	5, 160	4, 356	5, 754
	報酬・料金等所得	11, 527	11, 631	11,710	11, 749	11, 974
	非居住者等所得	2, 623	2, 687	3, 491	5, 370	6, 480
	計	128, 414	133, 536	148, 243	166, 870	179, 417
	加算税	114	98	100	99	115
	合 計	128, 527	133, 634	148, 343	166, 969	179, 532

法人数の状況

区		分	平成23事務年度	平成24事務年度	平成25事務年度	平成26事務年度	平成27事務年度
			件	件	件	件	件
法	人	数	2, 976, 513	2, 985, 176	3, 007, 011	3, 019, 425	3, 048, 074
青色	申告法力	人数	2, 636, 369	2, 639, 633	2, 649, 737	2, 668, 309	2, 691, 770
			%	%	%	%	%
青色	申告法人	割合	88.6	88.4	88. 1	88. 4	88.3

- (注) 1 各事務年度末(翌年6月30日)現在の数である。
 - 2 清算中法人は除く。

第9表

資本階級別普通法人数

区 分	平成22年度分	平成23年度分	平成24年度分	平成25年度分	平成26年度分
	件	件	件	件	件
100万円以下	89, 273	187, 314	214, 569	242, 748	274, 610
100万円超	1, 111, 912	1, 250, 107	1, 240, 258	1, 233, 180	1, 229, 448
5 0 0 万 円 超	342, 399	774, 477	764, 250	755, 817	748, 932
1,000万円超	961, 512	314, 824	311, 103	307, 821	305, 685
5,000万円超	61, 005	46, 975	47, 403	47, 886	48, 465
1 億 円 超	28, 291	18, 484	17, 404	16, 506	16, 040
1 0 億 円 超	6, 444	5, 896	5, 619	5, 410	5, 296
連結法人	897	1, 090	1, 260	1, 404	1, 506
計	2, 601, 733	2, 599, 167	2, 601, 866	2, 610, 772	2, 629, 982

- (注) 1 その年の4月1日から翌年3月31日までの間に事業年度が終了し、申告を行った内国普通法人数を集計している。
 - 2 普通法人とは、株式会社等の会社、企業組合などである。
 - 3 連結法人については、1グループを1件として資本金階級区分を「連結法人」として分類した。
 - 4 平成22年度分における各資本金階級については「以上、未満」で区分しているため、各階級の法人数について、平成23年度 分以降との連続性はない。

第10表

法人税の申告状況

区				分	平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分
					件	件	件	件	件
申	告	件	数	1	2, 763, 258	2, 761, 003	2, 770, 939	2, 794, 450	2, 824, 554
					%	%	%	%	%
申	告	割	合	2	89.6	89.7	89.9	90.1	90.5
有原	近得 F	申告害	自合	3	25.9	27.4	29. 1	30.6	32. 1
					億円	億円	億円	億円	億円
申	告所	得金	額	4	372, 883	451,874	532, 780	584, 433	615, 361
申台	告 欠	損金	額	5	217, 343	168, 226	127, 744	144, 553	137, 118
申	告	税	額	6	95, 352	100, 105	109, 403	111, 694	113, 844

⁽注) 1 その年の4月1日から翌年3月31日までに終了した事業年度に係る申告について、翌年7月末までに申告があったものを集計している。

第11表

法人税実地調査の状況

区	分	平成23事務年度	平成24事務年度	平成25事務年度	平成26事務年度	平成27事務年度
		件	件	件	件	件
実 地 調 査 件 数	1	128, 558	93, 273	90, 688	95, 111	93, 561
同上のうち更正・ 決 定 等 件 数	2	91,679	67, 839	65, 659	69, 676	69, 078
同上のうち不正申告 が あ っ た 件 数	3	25, 179	17, 107	16, 825	18, 548	18, 478
更正決定等による		億円	億円	億円	億円	億円
増加所得金額	4	11, 749	9, 992	7, 515	8, 232	8, 312
同 上 の う ち 不 正 所 得 金 額	5	3, 052	2, 758	2, 184	2, 547	2, 374
不正発見割合(3)		%	%	%	%	%
不正先兄司石(一) 1	6	19.6	18.3	18.6	19.5	19. 7
不正申告1件当たり		万円	万円	万円	万円	万円
不正所得金額	7	1, 212	1,613	1, 298	1, 373	1, 285

^{2 「}有所得申告割合」 = 有所得申告件数 申告件数

第12表

相続財産の種類別価額表

区			分	平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分
				百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
土			地	5, 378, 109	5, 369, 862	5, 207, 269	5, 146, 902	5, 939, 957
家			屋	671, 573	623, 186	649, 373	673, 237	834, 336
事	業	用財	産	48, 783	54, 593	52, 450	53, 460	62, 681
有	価	証	券	1, 520, 924	1, 435, 076	2, 067, 580	1, 896, 550	2, 336, 792
現	金 · 孙	頁 貯 金	等	2, 853, 120	2, 998, 825	3, 254, 798	3, 305, 423	4, 799, 552
家	庭	用 財	産	16, 181	15, 815	16, 635	17, 426	23, 118
そ	の他	の財	産	1, 215, 659	1, 227, 413	1, 284, 535	1, 315, 607	1, 639, 805
合			計	11, 704, 349	11, 724, 770	12, 532, 640	12, 408, 607	15, 636, 241
相約	時精算課	税適用財産値	西額	143, 557	138, 580	143, 391	147, 497	186, 377

⁽注) 各年分とも、その年中の相続税でその年の翌年10月までに提出された相続税額 (差引税額) のある申告書 (修正申告を除く。) に係る計数を示す。

第13表

相続税の課税状況

区					分	平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分
						人	人	人	人	人
相	続	人	(の	数	146, 366	148, 024	152, 724	156,000	272, 902
						億円	億円	億円	億円	億円
									外 11,998	外 15,669
課	税		価		格	107, 397	107, 827	116, 253	114, 766	145, 554
納	付		税		額	12, 520	12, 514	15, 367	13,908	18, 116
						人	人	人	人	人
									外 16,895	外 30,027
被	相級	Ē.	人	の	数	51, 559	52, 572	54, 421	56, 239	103, 043

⁽注) 1 各年分とも、その年中の相続税でその年の翌年10月までに提出された相続税額(差引税額)のある申告書(修正申告を除く。)に係る計数を示す。

² 平成26年分及び平成27年分の外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

平成28年分都道府県庁所在都市の最高路線価

(1 ㎡当たり)

					(1 mi	当たり)
局名	都市名	最高路線価の所在地	最高路			変動率
			平成28年分	平成27年分	平成28年分	平成27年分
			千円	千円	%	%
札幌	札幌	中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り	3, 120	2,790	11.8	4.9
	青 森	新町1丁目 新町通り	155	160	▲ 3.1	0.0
仙	盛岡	大通2丁目 大通り	235	235	0.0	0.0
I I	仙台	青葉区中央1丁目 青葉通り	1, 980	1,760	12.5	4.8
	秋 田	中通2丁目 秋田駅前通り	125	130	▲ 3.8	▲ 3.7
台	山形	香澄町1丁目 山形駅前大通り	165	165	0.0	▲ 2.9
	福島	栄町 福島駅前通り	160	155	3.2	3.3
関	水 戸	宮町1丁目 水戸駅北口ロータリー	240	245	▲ 2.0	▲ 5.8
	宇都宮	馬場通り2丁目 大通り	280	280	0.0	▲ 3.4
東	前 橋	本町2丁目 本町通り	130	130	0.0	0.0
信	さいたま	大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前ロータリー	2, 760	2,580	1	7.1
	新潟	中央区東大通1丁目 新潟駅前通り	440		▲ 2.2	▲ 2.2
越		大字南長野 長野駅前通り	285	285	0.0	0.0
	千 葉	中央区富士見2丁目 千葉駅側通り	1, 120	1,090	<u> </u>	▲ 1.8
東	8	中央区銀座5丁目 銀座中央通り	32, 000	26, 960		14. 2
京		西区南幸1丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り	7,810	7, 130	9.5	7. 1
从		丸の内1丁目 甲府駅前通り	250	245	2.0	0.0
Δ.		桜町1丁目 駅前広場通り	460	440	4.5	4.8
金	8	堀川新町 金沢駅東広場通り	670	590	13. 6	9. 3
沢	8	中央1丁目 駅前電車通り	265	265	0.0	0.0
	岐阜	吉野町5丁目 岐阜停車場線通り	430	420	2.4	2.4
名	8	葵区紺屋町 紺屋町名店街呉服町通り	1, 140	1, 120	1.8	0. 9
古	8	中村区名駅 1 丁目 名駅通り	8, 400	7, 360	14. 1	11.5
屋		羽所町 津停車場線通り	195	195	0.0	0.0
	-	春日町 JR大津駅前通り	250	245	2.0	4. 3
	8	下京区四条通寺町東入2丁目御旅町 四条通	3, 250	2, 780	16.9	5. 3
大	8	北区角田町 御堂筋	10, 160	8, 320	22. 1	10. 1
		中央区三宮町1丁目 三宮センター街	2, 800	2, 480	12. 9	3. 3
阪	8	東向中町 大宮通り	540	530	1.9	1. 9
	8	友田町5丁目 JR和歌山駅前	360	360	0.0	0.0
			110	115	▲ 4.3	4. 2
広	8	朝日町 駅通り	135	135	0.0	0.0
144	3	北区本町 市役所筋	1, 110	1,030	7.8	9.6
島	8	中区胡町 相生通り	2, 300	2, 050	12. 2	10. 2
四	8	中区の町 相生通り 小郡黄金町 山口阿知須宇部線通り	2, 300 145	2, 050 145	0.0	1 0. 2 ▲ 3. 3
***************************************	徳島	一番町3丁目 徳島駅前広場通り	295	295	0.0	▲ 4.8
高	8	独門31日 応島駅前広場通り	295 310	310	0.0	0.0
	8	大街道2丁目 大街道商店街	610	590	3. 4	1.7
松	8	大街垣2 J 日 大街垣間店街 本町1丁目 電車通り	205	205	0.0	1. <i>t</i> △ 2. 4
		平町1丁日 电単畑り 中央区天神2丁目 渡辺通り		***************************************	12.0	5. 3
福	8	中央区大神2」日 仮辺通り 駅前中央1丁目 駅前中央通り	5,600	5,000	0.0	0.0
畄	8	駅前中央1၂日 駅前中央通り 浜町 浜市アーケード	160 720	160 720	1	
		供可 供用 アークート 中央区手取本町 下通り	730	730	0.0	0.0
熊		中央区手取卒可 下通り 府内町1丁目 中央通り	1, 190	1, 150	3.5 5.6	0.0
	9		380	360	5.6	▲ 2.7
本		橘通西3丁目 橘通り	230	230	0.0	▲ 4.2
次十 ◇田		東千石町 天文館電車通り	810	810	0.0	0.0
沖縄	那覇	久茂地3丁目 国際通り	630	600	5.0	3.4

⁽注) 路線価は、毎年<u>1月1日を評価時点</u>として、地価公示価格等を基として算定した価格の80%により評価しています。

第15表

土地の評価に係る標準地数

	会計年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(年分)		(24年分)	(24年分) (25年分) (26年分)		(27年分)	(28年分)
		千地点	千地点	千地点	千地点	千地点
基	幹標準地	73	72	69	68	71
	地価公示地等	47	47	44	42	45
	鑑定標準地	26	26	26	26	26
そ	の他標準地	348	344	329	318	317
標	準地数計	421	417	398	385	388

⁽注) 基幹標準地のうち、地価公示地等は、国土交通省の地価公示地と都道府県の地価調査の基準地であり、鑑定標準地は、国税局長が不動産鑑定士に鑑定評価を依頼する地点である。また、その他標準地は、基幹標準地の価格等を基として評価する標準地である。

第16表

贈与税の課税状況

	平成25年分 平成26年分 平成2						平成27年分	以 27年分	
	申告人員	納 税 人 員	申 告 納 税 額	申告人員	納税人員	申 告納税額	申告人員	納税人員	申 告納税額
相続時精算課税	千人 52	千人 3	億円 205	千人 50	千人 3	億円 218	千人 49	千人 4	億円 241
暦 年 課 税	439	327	1, 513	470	363	2, 584	489	380	2, 161
計	491	330	1, 718	519	366	2, 803	539	383	2, 402

⁽注) 各年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

第17表

酒税の課税状況

	課	税数	量	課	税	額
区 分	27年度	26年度	対前年度比	27年度	26年度	対前年度比
	(A)	(B)	(A/B)	(C)	(D)	(C∕D)
	kℓ	kℓ	%	百万円	百万円	%
清 酒	554, 029	554, 857	99. 9	63, 489	63, 646	99.8
合 成 清 酒	34, 147	35, 107	97. 3	3, 392	3, 491	97. 2
連続式蒸留しょうちゅう	399, 691	404, 969	98. 7	94, 613	95, 915	98.6
単式蒸留しょうちゅう	485, 539	476, 967	101.8	116, 093	114, 189	101.7
み り ん	107, 956	104, 141	103.7	2, 159	2, 082	103.7
ビ ー ル	2, 764, 195	2, 713, 719	101.9	606, 792	595, 739	101.9
果 実 酒	378, 979	369, 326	102.6	30, 089	29, 256	102.8
甘 味 果 実 酒	8, 526	9, 996	85.3	1, 052	1, 187	88.6
ウイスキー	142, 154	121, 522	117.0	49, 049	42, 144	116. 4
ブ ラ ン デ ー	6, 194	6, 267	98.8	2, 387	2, 411	99. 0
原料用アルコール	131	164	79. 9	57	102	55. 5
発 泡 酒	767, 184	782, 642	98.0	103, 441	105, 477	98. 1
その他の醸造酒	520, 309	548, 573	94. 8	42, 040	44, 337	94. 8
スピリッツ	500, 190	444, 034	112.6	44, 553	40, 033	111.3
リ キ ュ ー ル	2, 165, 698	2, 123, 897	102. 0	178, 582	187, 321	95. 3
粉 末 酒 雑 酒	1 , 497	1, 594	93. 9	62	70	89. 3
合 計	8, 836, 409	8, 697, 779	101.6	1, 337, 849	1, 327, 401	100.8

⁽注) 1 各年度の4月1日から翌3月31日までの間の課税数量及び課税額である。

² 税関分を含む。

酒類の生産状況

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	∓kℓ	∓kℓ	∓kℓ	∓kℓ	∓kℓ
清酒	440	439	444	447	444
合 成 清 酒	41	39	37	35	35
連続式蒸留しょうちゅう	410	399	399	373	367
単式蒸留しょうちゅう	471	498	513	507	481
みりん	97	90	92	91	96
ビ ー ル	2, 895	2, 803	2, 862	2, 733	2, 794
果 実 酒	80	87	93	95	107
甘 味 果 実 酒	4	4	5	7	5
ウ イ ス キ ー	80	84	89	101	111
ブランデー	5	5	5	5	5
発 泡 酒	773	626	527	560	536
その他の醸造酒	697	659	607	536	505
原料用アルコール	202	206	250	4.4.4	E20
スピリッツ	303	326	359	444	532
リ キ ュ ー ル	1, 838	1, 891	1, 996	1,871	1, 920
粉 末 酒		1	1	1	1
雑 酒	2	1	1	1	1
合計	8, 137	7, 949	8,030	7, 805	7, 938

⁽注)各年度の4月1日から翌3月31日までの間の製成数量である。

第19表

酒類の製造及び販売業の免許場数

区	分	7	元成23年度	1	元成24年度	7	元成25年度	7	成26年度	華	成27年度
			場		場		場		場		場
	清酒	外	154	外	151	外	154	外	151	外	146
	相 档		1,709		1,684		1,652		1,634		1,627
	合 成 清 酒	外	71	外	73	外	71	外	70	外	68
	合 成 清 酒		2		2		2		2		3
	連続式蒸留	外	77	外	79	外	75	外	76	外	76
	しょうちゅう		35		36		38		37		37
	単 式 蒸 留	外	499	外	500	外	497	外	492	外	494
	しょうちゅう		374		366		363		363		361
	7. 10)	外	81	外	82	外	79	外	79	外	79
製	み り ん		30		32		32		30		30
1	ビール	外	90	外	93	外	92	外	87	外	84
	ビール		181		168		167		173		178
`#-	果実酒	外	179	外	178	外	176	外	179	外	190
造	果 実 酒		262		267		277		286		305
		外	332	外	325	外	318	外	312	外	312
	甘味果実酒		10		13		11		11		10
免	ムノッ よ	外	66	外	65	外	64	外	65	外	67
	ウイスキー		8		9		9		9		10
	ブランデー	外	120	外	122	外	119	外	120	外	120
許	7 7 7 7 -		1		1		1		1		1
	原料用アルコール	外	95	外	96	外	96	外	95	外	95
	原科用ノルュール		10		7		8		9		8
場	7%	外	1,715	外	1,596	外	1,512	外	1, 466	外	1, 430
200	発 泡 酒		46		51		60		72		95
	その他の醸造酒	外	1,635	外	1,529	外	1, 456	外	1, 406	外	1, 373
	ての他の醸垣僧		237		240		246		247		257
数	スピリッツ	外	2, 165	外	2,046	外	1,959	外	1,903	外	1,854
	A L 9 9 7		26		29		30		28		35
	リキュール	外	1,905	外	1,833	外	1,779	外	1, 758	外	1,734
	9 4 9 1		170		171		187		185		185
	粉 末 酒	外	10	外	11	外	11	外	11	外	11
	粉 末 酒		2		2		2		3		3
	雑 酒	外	1,888	外	1,769	外	1,683	外	1,615	外	1, 575
	雅		4		3		4		6		5
	合 計	外	11,082	外	10, 548	外	10, 141	外	9,885	外	9, 708
	合 計		3, 107		3,081		3,089		3, 096		3, 150
販売	販売業免許場数		490	外	515	外	570	外	613	外	619
(期	限付免許場数を	内	191, 032	内	190, 799	内	191, 198	内	190, 851	内	189, 847
含む	,)		192, 466		192, 202		192, 596		192, 255		191, 296

⁽注) 1 各年度末(翌年3月31日)現在の酒類の製造及び販売業の免許場数である。

^{2 「}製造免許場数」欄の外書には、兼業しているもののうち従たるものを掲げた。

^{3 「}販売業免許場数 (期限付免許場数を含む。)」欄の内書には小売ができるものを、外書には販売の媒介業免許場数を掲げた。

第20表

揮発油税及び地方揮発油税の課税状況

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	対前年度比
			(A)	(B)	(B)/(A)
∓kℓ	∓kℓ	于kℓ	∓kℓ	∓kℓ	%
为 567	内 743	内 629	内 675	内 263	
55, 765	55, 095	54, 269	52, 449	52, 002	99. 1
为 559	内 733	内 621	内 666	内 260	
54, 705	54, 016	53, 148	51, 251	50, 702	98. 9
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
为 30,105	内 39,454	内 33,407	内 35,843	内 13,969	
2, 938, 485	2, 901, 434	2, 854, 699	2, 752, 681	2, 723, 052	98. 9
1, 870	219	333	215	309	144. 0
_	_	_	_	_	
H 00 105	H 90 454	± 00 407	+ 25 049	H 10 000	
					00.0
2, 936, 615	2, 901, 215	2, 854, 370	2, 752, 467	2, 722, 745	98. 9
0	19	0	9	0	345. 7
O	12	O	2	0	343.7
59	4	10	4	7	169. 9
	1	10	1	•	100.0
勺 30,105	内 39,454	内 33,407	内 35,844	内 13,969	
					98. 9
J. J.	千k 567 55, 765 55, 765 57 58 59 54, 705 67 67 70 71 71 72 73 74 75 76 76 76 77 77 78 79 79 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70	下k化 下k化		千k	千k년 555,765 内 743 内 629 内 675 内 263 万55,765 万55,095 万4,269 万2,449 52,002 万4,705 54,016 53,148 51,251 50,702 万円 百万円 万万円 万

⁽注) 各欄の内書は、税関分を示す。

現金納付による印紙税の課税状況

区			分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	対前年度比
							(A)	(B)	(B)/(A)
				百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%
税	印担	すな	つ	23	22	14	10	18	175. 2
納	付	計	器	34, 781	36, 157	38, 217	35, 769	37, 524	104. 9
書	式	表	示	80, 436	78, 007	76, 810	58, 333	55, 351	94. 9
_	括	納	付	76, 317	75, 455	74, 063	73, 260	72, 624	99. 1
	Ē	t		191, 557	189, 642	189, 105	167, 371	165, 518	98. 9
充	当	税	額	906	803	786	703	788	112. 1
過少	〉申告	計加 算	税	7	3	8	3	10	295. 2
無目	申告	加算	税	3	4	4	262	13	4.8
重	加	算	税	_	_	_	_	_	_
過	忘	È	税	4, 503	3, 811	3, 945	4, 202	3, 059	72.8
				人	人	人	人	人	
納付	計器	設置者	ó数	11, 005	10, 896	10, 918	10,850	10, 935	100.8
				台	台	台	台	台	
納付	計器	設置台	汝	15, 405	15, 051	15, 052	14, 998	15, 036	100.3

たばこ税の課税状況

(単位:数量=百万本、金額=百万円)

										TILL • 90 =	<u> </u>	1/3/ 11 1	THE 173 17
区			分	平成23年度	平	成24年度	平	成25年度	平月	成26年度	平	成27年度	対前年度比
										(A)		(B)	(B)/(A)
		⇒Ⅲ 4兴 */	, <u>=</u> ,	内 89,575	内	79, 990	内	80, 427	内	70,656	内	74, 173	%
	紙巻たばこ	課税数	人里	192, 631		188, 932		189, 544		173, 778		174, 842	100.6
喫	(本則)	税	額	内 548,514	内	489, 791	内	492, 436	内	432, 631	内	454, 200	
lare*		化	領	1, 179, 425	1	, 156, 734	1,	159, 963	1,	063, 944	1,	, 070, 497	100.6
煙	紙巻たばこ	課税数	量	6, 692		8,004		8, 670		8, 924		9, 080	101.8
用	(暫定)												
		税	額	19, 448		23, 261		25, 196		25, 932		26, 388	101.8
0)		3H 4H ₩	ر. الله	内 67	内	104	内	112	内	239	内	736	
製	パイプ	課税数	人里	92		104		112		239		736	308. 0
殺	たばこ	税	額	内 353	内	644	内	692	内	1, 473	内	4, 517	
造		化	領	567		644		692		1,473		4, 519	306. 9
坦		課税数	ر. الله	内 99	内	91	内	114	内	117	内	111	
タ	英米をはっ	踩 忧 鈖	人里	116		91		114		117		111	94. 5
	葉巻たばこ	税	額	内 518	内	581	内	724	内	741	内	701	
バ		竹儿	領	734		581		724		741		701	94. 6
		課税数	4 具	内 1	内	2	内	2	内	1	内	2	
コ	刻みたばこ	武 忧 刻	人里	3		3		4		3		3	111. 2
	列みにはこ	税	額	内 6	内	10	内	13	内	7	内	9	
		196	钠	18		20		25		17		19	111.5
		課税数	r 昌·	内 1	内	0	内	1	内	0	内	0	
カュ	み用の	林彻数	工里	1		0		1		0		0	102. 5
製	造たばこ	税	額	内 5	内	4	内	5	内	1	内	2	
		106	115	6		4		5		1		2	118. 9
		課税数	分量	内 0	内	1	内	1	内	1	内	1	
カュ	ぎ用の	H/N 17L 39	へ 単	4		2		2		2		1	81.3
製	造たばこ	税	額	内 3	内	5	内	6	内	10	内	9	
		100	HX	25		15		15		13		11	84. 3
税	額		計	内 549,830		491, 034	内	493, 877	内	434, 863	内	459, 438	
				1, 200, 223	1	, 181, 258	1.	186, 620	1,	092, 121	1.	, 102, 136	100. 9
手	持 品 課		額	_		_		_		_		_	
合		脱	額	1, 200, 223	1	, 181, 258	1,	186, 620	1,	092, 121	1,	, 102, 136	100.9
控		脱	額	4, 933		3, 178		2, 910		4, 227		3, 555	84. 1
差	引	脱	額	1, 195, 289	1	, 178, 080	1,	183, 709	1,	087, 894	1,	, 098, 582	101.0
		過少申		X		X		X		X		X	X
加	算 税 額	無申	告	X		X		X		X		Х	X
		計		X		X		X		X		X	X

⁽注) 1 各欄の内書は税関分を示す。

² 表中の「X」は、情報を保護する観点から計数を秘匿したものである。

³ 紙巻たばこ(本則)には携行品課税に係る数量税を含む。

⁴ 平成10年12月1日から、たばこ特別税が課されている。

第23表

石油ガス税の課税状況

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (A)	平成27年度 (B)	対前年度比 (B)/(A)
	手t	千t	千t	千 t	手t	%
移出(引取)重量	1, 295	1, 231	1, 177	1, 110	1, 054	95. 0
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
税額	22, 586	21, 541	20, 610	19, 436	18, 458	95. 0
控 除 税 額	36	36	44	45	47	104. 9
差 引 計	22, 549	21, 507	20, 567	19, 391	18, 411	94. 9
過少申告加算税	0	1	1	1	2	315. 3
無申告加算税	1	1	1	1	0	43. 3
合 計	22, 550	21, 509	20, 569	19, 393	18, 413	94. 9

第24表

航空機燃料税の課税状況

Þ	<u> </u>	分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (A)	平成27年度 (B)	対前年度比 (B)/(A)
				千kℓ	千kℓ	千kℓ	千kℓ	千kℓ	%
積	込	数	量	4, 445	4,700	4, 938	5, 020	4, 892	97.5
				百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
税			額	72, 610	74, 149	77, 660	78, 194	76, 149	97.4
控	除	税	額	11, 328	10,868	10, 930	11, 082	10, 060	90.8
差	弓		計	61, 282	63, 281	66, 818	67, 295	66, 120	98.3
過少	申禮	計加 第	草税	1	1	4	28	0	0.3
無申	告	加算	税	8	0	21	_	0	皆増
重	加	算	税	_	_	_	_	_	_
合			計	61, 292	63, 282	66, 843	67, 323	66, 120	98. 2

第25表

自動車重量税の課税状況

	区分			平成23	年度		平成24年度			平成25	年度	平成26年度		平成27年度		対前年度比		
		上 刀											(A)		(B)		(B)/(A)	
			件	数	税	額	件	数	税 額	件 数	税 額	件 数	税額	件 数	税額	件 数	税額	
				件	百万	i円		件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	%	%	
	((3年もの	2, 64	13, 578	42, 0)49	2, 770,	, 918	36, 301	2, 909, 892	29, 612	2, 582, 280	18, 517	2, 572, 486	31, 796	99. 6	171.7	
	乗用・車	2 年もの	15, 54	15, 933	473, (027	15, 639,	, 753	412, 439	15, 217, 923	392, 512	15, 248, 063	391, 502	15, 027, 001	393, 489	98. 6	100. 5	
検	車	1 年もの	37	75, 752	3,8	884	382,	, 752	3, 411	390, 735	3, 439	386, 886	3, 382	386, 905	3, 491	100.0	103. 2	
検査自動車	/	【小 計	18, 56	55, 263	518,9	960	18, 793,	, 423	452, 151	18, 518, 550	425, 563	18, 217, 229	413, 400	17, 986, 392	428, 776	98. 5	103. 7	
車	,	ベス・トラック	6, 42	29, 395	177, 8	538	6, 298,	, 225	163, 739	6, 323, 612	172, 018	6, 216, 213	164, 193	6, 247, 778	165, 964	100. 5	101.1	
	//	型二輪	51	19, 965	2,	155	576,	, 147	2, 515	558, 323	2, 448	576, 189	2, 519	567, 815	2, 504	98. 5	99. 4	
		計	25, 51	4, 623	698,	954	25, 667,	, 795	618, 404	25, 400, 485	600, 029	25, 009, 631	580, 112	24, 801, 985	597, 244	99. 2	103. 0	
届	出	軽 自 動 車	12, 92	28, 002	92,	184	13, 252,	, 309	82, 988	13, 867, 100	81, 967	13, 623, 596	78, 814	13, 863, 016	83, 332	101.8	105. 7	
合		計	38, 44	12, 625	791,	138	38, 920,	, 104	701, 392	39, 267, 585	681, 996	38, 633, 227	658, 926	38, 665, 001	680, 576	100. 1	103. 3	

第26表

電源開発促進税の課税状況

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (A)	平成27年度 (B)	対前年度比 (B)/(A)
	千kw時	千kw時	千kw時	千kw時	千kw時	%
供給販売電気の電力量	884, 302, 305	877, 296, 639	870, 826, 545	855, 720, 009	839, 259, 915	98. 1
自家使用販売電気の電力量	2, 707, 737	2, 663, 545	2, 640, 713	2, 584, 981	2, 636, 587	102. 0
合 計	887, 010, 041	879, 960, 184	873, 467, 258	858, 304, 989	841, 896, 502	98. 1
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
税額	332, 629	329, 985	327, 550	321, 864	315, 711	98. 1
過少申告加算税	_	_	_	_	_	_
無 申 告 加 算 税	_	_	_	_	_	_
重 加 算 税	_	_	_	_	_	_
合 計	332, 629	329, 985	327, 550	321, 864	315, 711	98. 1

石油石炭税の課税状況

		平月	成23年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平月	戈27年度	対前年度比
									(A)		(B)	(B)/(A)
			百万円		百万円		百万円		百万円		百万円	%
 税	佰	内	573, 819	内	616, 958	内	665, 341	内	688, 361	内	706, 191	
17几 往	识		580, 282		624, 151		672, 797		697, 064		714, 862	102. 6
 控 除 税 額	須	内	0	内	0	内	0	内	_	内	_	
	识		1,518		2,032		2, 216		2, 942		2, 994	101.8
差 引	佰	内	573, 819	内	616, 958	内	665, 341	内	688, 361	内	706, 191	
	识		578, 764		622, 119		670, 580		694, 122		711, 867	102. 6
過少申告加算和	兑		_		0		_		_		16	皆増
無申告加算和	兑		_		_		0		_		0	皆増
合言	<u>.</u>	内	573, 819	内	616, 958	内	665, 341	内	688, 361	内	706, 191	
	I		578, 764		622, 120		670, 580		694, 122		711, 883	102. 6

⁽注) 各欄の内書は、税関分を示す。

第28表

査察事件の処理事績

項	目		_	_	年	度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
							件	件	件	件	件
着		手		件		数	195	190	185	194	189
処	理	件	数	(Α)	189	191	185	180	181
告	発	件	数	(В)	117	129	118	112	115
							%	%	%	%	%
告	発	率	(E	3 /	Α)	61. 9	67. 5	63.8	62. 2	63.5
							百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
脱	Ĺ	総				額	19, 221	20, 479	14, 458	14, 975	13, 841
税	į	同	上 1	件	当た	<u>-</u> 9	102	107	78	83	76
額	į	告		発		分	15, 686	17, 466	11,731	12, 346	11, 204
		同	上 1	件	当た	こり	134	135	99	110	97

⁽注) 1 処理件数とは、査察事件としての処理を了したものをいう。

第29表

間接国税犯則事件の処理事績

区				分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
					件	件	件	件	件
繰	越		件	数	2	1	1	1	0
検	挙		件	数	75	61	73	48	39
要	処	理	件	数	77	62	74	49	39
処	理	済	件	数	76	61	72	49	39
処	通	告	処	分	(100.0)	(96.7)	(95.8)	(100.0)	(100.0)
理					76	59	69	49	39
済									
件	直	7	<u></u>	発	_	_	(1.4)	_	_
数							1		
の									
内	そ	C	ク	他	_	(3.3)	(2.8)	_	_
訳						2	2		
	•				千円	千円	千円	千円	千円
ほ	脱	i.	税	額	12,724	77, 631	99, 688	14, 359	25, 171

⁽注) 1 「処理済件数の内訳」欄のかっこ内の数字は、それぞれの構成比(パーセント)を示す。

² 脱税額には、加算税額を含む。

² ほ脱犯には、酒税法第54条犯を含む。

第30表

物納(物納の撤回)の処理状況

	平成2	3年度	平成24	4年度	平成	25年度	平成	26年度	平成2	7年度
分	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
(物納の状況)	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
本 年 度 申 請 (1)	650	53,429	417	29,890	279	13,676	200	34,802	199	11,597
(前年度処理未済を含む。)										
(取 下 げ 等	125	8,959	100	5,773	67	2,028	43	3,653	42	2,033
処										
許可				外 66						
理	317	23,239	205	18,283	132	5,421	88	26,476	69	2,559
計 (2)	442	32,199	305	24,123	199	7,449	131	30,129	111	4,592
処 理 未 済	208	21,321	112	5,768	80	6,227	69	4,673	88	7,005
処 理 割 合 (2)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
\sim	68.0	60.3	73.1	80.7	71.3	54.5	65.5	86.6	55.6	39.4
(物納撤回の状況)	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
本 年 度 申 請 (3)	0	0	0	0	0	0	1	21,902	1	21,902
(前年度承認未済を含む。)										
反取 下 げ 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処										
₹ 認	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21,902
理										
計 (4)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21,902
処 理 未 済	0	0	0	0	0	0	1	21,902	0	0
処 理 割 合 (4)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
延 连 韵 	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0

⁽注)「許可」欄の外書は、許可した年度内に更正減又は許可取消し等により控除した件数及び金額である。

第31表

延納の処理状況

区				/\	平成	23年度	平成	24年度	平成	25年度	平成	26年度	平成2	7年度
IX.				分	件数	金額								
					件	百万円								
本	年	度	申請	(1)	2, 755	83, 897	2, 446	68, 901	2, 082	56, 651	1,805	61, 029	2,027	56, 210
(前	「年度気	0.理未》	斉を含む	r.)										
	(取	下	げ	等	401	12, 468	405	12, 396	390	9, 499	308	14, 353	354	10, 851
処 理	許			可	1, 623	47, 075	1, 503	44, 329	1, 236	33, 637	1, 064	34, 687	1, 160	31, 224
		計		(2)	2,024	59, 543	1,908	56, 726	1,626	43, 136	1, 372	49, 040	1,514	42, 075
処	Đ	里	未	済	731	25, 354	539	12, 180	456	13, 516	433	11, 989	513	14, 135
処	理	割	合	<u>(2)</u> (1)	% 73. 5	% 71. 0	% 78. 0	% 82. 3	% 78. 1	% 76. 1	% 76. 0	% 80. 4	% 74. 7	% 74. 9

第32表

平成27年度徴収決定等の状況

区分	本年度分	前年度決算額 との増減差額	繰越分	前年度決算額 との増減差額	総計	前年度決算額 との増減差額
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
徴収決定済額(A)	62, 663, 891	5, 310, 664	1, 656, 063	△ 28, 409	64, 319, 954	5, 282, 255
収納済額(B)	61, 913, 695	5, 298, 118	687, 859	67, 311	62, 601, 554	5, 365, 430
不納欠損額(C)	2, 443	927	125, 512	△ 5,948	127, 955	△ 5,021
収納未済翌年度 繰 越 額	747, 754	11, 619	842, 692	△ 89,772	1, 590, 446	△ 78, 153
(D)のうち滞納 処分停止額 (E)	869	314	135, 558	△ 22,062	136, 427	\triangle 21,747
(B)	%		%		%	
$\frac{(B)}{(A)}$	98.8	_	41.5	_	97.3	_
$\overline{(B)+(C)}$	%		%		%	
(A)	98. 8	_	49. 1	_	97.5	_
<u>(E)</u>	%		%		%	
(D)	0. 1	_	16. 1	_	8.6	_

⁽注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第33表 平成27年度還付金等の支払決定の状況

区	分	支	払	決	定	済	額
							百万円
源泉所得税及復興特別所	得税				2	2, 811	, 074
申告所得税及復興特別所					160	, 092	
法人	税				1	, 406	, 210
消費税及地方消費	費 税				5	5, 432	, 233
そのの	他					173	, 376
計					9	, 982	, 985

- (注) 1 国税収納金整理資金支払命令済額報告書最終月分により作成した。
 - 2 還付金等とは、還付金及び過誤納金並びにこれらに係る還付加算金をいう。
 - 3 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない。

平成27年度税目別徴収決定等の状況

E //		17 44 74 45 (D)	了处与担据(C)	収納未済翌	年度へ繰越	{(B)+(C)}
区 分	徴収決定済額(A)	収納済額(B)	不納欠損額(C)	金額	内滞納処分の停止額	/(A)
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%
源泉所得税	276, 739	118, 413	26, 497	131, 829	16, 607	52.4
源泉所得税及復興特別所得税	17, 833, 143	17, 792, 736	1, 407	39, 001	455	99.8
申 告 所 得 税	322, 515	63, 152	22, 960	236, 404	58, 556	26.7
申告所得税及復興特別所得税	3, 269, 325	3, 201, 019	75	68, 231	1, 330	97.9
法 人 税	12, 393, 772	12, 233, 614	22, 549	137, 609	10, 511	98.9
地 方 法 人 税	518, 129	516, 878	3	1, 248	0	99.8
復 興 特 別 法 人 税	13, 794	12, 231	160	1, 403	62	89.8
相続税	2, 208, 969	2, 014, 361	5, 667	188, 940	15, 251	91.4
地 価 税	836	4	279	554	72	33.8
消費稅	9, 894	543	1, 691	7,660	1, 253	22.6
消費税及地方消費税	21, 891, 728	21, 296, 399	46, 559	548, 770	32, 316	97.5
酒税	1, 261, 200	1, 260, 932	4	264	0	100.0
た ば こ 税	9	2	4	2	0	73.4
たばこ税及たばこ特別税	646, 825	646, 825	_	0	_	100.0
石 油 石 炭 税	6,770	6, 570	_	200	_	97.0
旧税	127	13	31	83	0	34.6
電源開発促進税	315, 909	315, 909	_	_	_	100.0
揮発油税及地方道路税	27	0	0	27	0	0.4
揮発油税及地方揮発油税	2, 940, 364	2, 712, 588	_	227, 776	_	92.3
石油 ガス税	18, 560	18, 411	43	106	_	99.4
自動車重量税	9, 129	9, 129	0	0	0	100.0
航空機燃料税	66, 012	65, 973	1	39	_	99.9
印 紙 収 入	316, 179	315, 854	25	301	12	99.9
合 計	64, 319, 954	62, 601, 554	127, 955	1, 590, 446	136, 427	97. 5

⁽注) 1 この表は、平成27年度国税収納金整理資金徴収済額報告書3月分、最終月分及び平成27年度国税収納金整理資金収納未済額繰越計算書により作成したものである。

² 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第35表

振替納税利用状況

1 申告所得税及び復興特別所得税

(単位:千人、%)

	区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
-	納税人員(A)	1, 056	1, 110	1, 157	1, 118	1, 217
1 期	振替納税利用者(B)	877	916	949	968	983
朔	利用状況((B)/(A))	83. 0	82. 5	82. 1	81.5	80.8
2	納税人員(A)	1, 089	1, 120	1, 169	1, 198	1, 227
期	振替納税利用者(B)	909	927	963	979	990
朔	利用状況((B)/(A))	83. 4	82.8	82.3	81.7	80.6
確	納税人員(A)	5, 750	5, 770	5, 890	5, 779	5, 972
定	振替納税利用者(B)	3, 504	3, 489	3, 491	3, 413	3, 510
足	利用状況((B)/(A))	60.9	60.5	59.3	59. 1	58.8

2 消費税及び地方消費税 (個人事業者)

(単位:千人、%)

	区	分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
T2/-	納税人員	(A)	1, 102	1,073	1, 059	1, 064	1,056
確定	振替納税	利用者(B)	853	829	816	817	809
		((B)/(A))	77. 4	77. 2	77. 1	76.8	76. 6

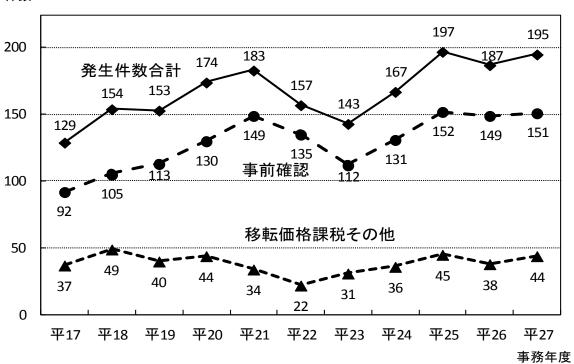
第36表

滞納の発生及び整理状況

	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		千件	千件	千件	千件	千件
	(件数	4, 034		3, 857	3, 594	3, 313
	期首滞納	億円 外 1,015				
		億円	億円	億円	億円	億円
要		外 1,015	外 1,000	外 954	外 860	外 862
	税額(A)	14, 201	13, 617	12, 702	11, 414	10, 646
整						
_		千件	千件	千件	千件	千件
理	件数	1, 509	1, 440	1, 331	1, 327	1, 344
	年間新規発生滞納〈	/ * [2]	/ *	/ * []	/ *	/* III
		億円	億円	億円	億円	億円
	彩苑(D)	外 804	外 794	外 703	外 865	外 1,181
	税額(B)	6, 073	5,935 千件	5, 477 千件	5,914 千件	6,871 千件
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	千件 1,521		十 1, 594	1, 607	1, 599
整	整理済滞納	1, 521	1,004	1, 594	1, 007	1, 599
歪	正 在 仍 师 州	億円	億円	億円	億円	億円
理		外 818	外 840	外 796	外 863	外 1,201
	税額(С)	6, 657	6, 850	6, 765	6, 681	7, 744
済		ŕ	•	,	•	,
	 整 理 割 合 <u>(C)</u>	%	%	%	%	%
	整 连 刮 石 (A)+(B)	32.8	35. 0	37.2	38. 6	44. 2
		千件	千件	千件	千件	千件
	(件数	4, 021	3, 857	3, 594	3, 313	3, 058
整	理 中 の も の { 件 数 税 額					
		億円	億円	億円	億円	億円
		外 1,000		外 860	外 862	外 842
	税額	13, 617	12, 702	11, 414	10, 646	9, 774

⁽注) 1 地方消費税を除いた計数である。ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、各年度欄の外書きとして地方消費税の滞納状況を示している。 2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。





第38表

納税者支援調整官の派遣先税務署等の状況

	局 (所)		派遣先 税務署数	派遣先税務署名
札			幌	_	
仙			小	6	青森、盛岡、仙台北、秋田南、山形、福島
関	東	信	越	7	水戸、宇都宮、前橋、浦和、大宮、新潟、長野
東			京	10	千葉東、松戸、麹町、芝、新宿、東京上野、渋谷、立川、横浜中、藤沢
金			沢	2	富山、福井
名	1	i	屋	7	岐阜北、静岡、浜松西、熱田、豊橋、小牧、津
大			阪	8	大津、下京、堺、豊能、枚方、東大阪、姫路、西宮
広			島	4	松江、岡山東、福山、下関
高			松	2	松山、高知
福			岡	2	小倉、長崎
熊			本	3	大分、宮崎、鹿児島
沖			縄	_	_
合				計	12局(所)51署

第39表 電話相談センターにおける税務相談の受理件数及びタックスアンサーの利用件数

区							分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
								件	件	件	件	件
税	所			得			税	2, 738, 464	2, 649, 898	2, 563, 856	2, 596, 801	2, 653, 750
務	法			人			税	263, 093	258, 249	272, 437	284, 385	273, 655
相談	資			産			税	842, 485	873, 951	950, 679	997, 107	1, 052, 094
0)	消			費			税	121, 954	133, 770	277, 388	212, 321	167, 066
受理	そ	Ø	他	の	間	接	税	179, 987	163, 513	187, 335	236, 222	180, 741
件	徴						収	264, 489	252, 300	249, 971	270, 897	291, 363
数	そ			の			他	891, 261	673, 863	688, 281	689, 951	736, 798
				計				5, 301, 733	5, 005, 544	5, 189, 947	5, 287, 684	5, 355, 467
B	タックスアンサーの利用件数			汝	48, 034, 758	53, 338, 045	65, 274, 661	72, 898, 589	69, 944, 487			

第40表

叙勲及び褒章の状況

	区 分			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
				件	件	件	件	件
春	Ø	叙	勲	56	57	54	48	45
秋	Ø	叙	勲	57	48	50	40	47
藍	綬	褒	章	10	9	3	10	8
黄	綬	褒	章	6	5	7	10	14

第41表

納税表彰の実施状況

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	団体	_	_	_	_	_
財務大臣表彰	個 人	50	50	50	50	50
	計	50	50	50	50	50
	団体	_	_	_	_	_
国税庁長官表彰	個 人	85	85	84	85	85
	計	85	85	84	85	85
	団 体	_		_		_
国税局長表彰	個 人	343	341	339	341	341
	計	343	341	339	341	341
	団 体	_	_	_	_	_
税務署長表彰	個 人	1,857	1,840	1,809	1, 784	1,773
	計	1,857	1,840	1,809	1, 784	1,773

第42表

国税の調査取締功労者に対する感謝状贈呈の状況

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	者	者	者	者	者
国税庁長官感謝状	25	31	23	31	30
国税局長感謝状	107	110	118	115	116

第43表

異議申立ての処理状況

	×			分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
						件	件	件	件	件
要	前	年 度	未決	繰	越し	1, 386	678	816	640	650
要処理件数	新	規	申	<u> </u>	て	3, 803	3, 424	2, 358	2, 755	3, 191
件数			計		(A)	5, 189	4, 102	3, 174	3, 395	3, 841
	取		下		げ	568	559	328	378	320
	却				下	413	396	272	263	375
/ =	棄				却	3, 082	1, 989	1,654	1,802	2, 150
処理済件数	全	剖	ζ	認	容	44	65	74	67	58
済 件	_	剖	ζ	認	容	331	260	179	189	212
数	審了	 查請求	とみな	こした	件数	73	17	27	46	84
	変	更	そ	\mathcal{O}	他	0	0	0	0	1
			計		(B)	4, 511	3, 286	2, 534	2, 745	3, 200
本4	年度	未決任	牛数(A) –	(B)	678	816	640	650	641

⁽注) 取下げには、みなす取下げが含まれる。

第44表

審査請求の処理状況

	区		分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
					件	件	件	件	件
	前 年	度未	き 決 繰	越し	2, 194	2, 808	2, 788	2, 570	1,620
安 処	新	規	請	求	3, 508	3, 583	2, 828	1, 984	2, 014
要処理件数	審査請	情求と	みなして	た件数	73	15	27	46	84
数			計	(A)	5, 775	6, 406	5, 643	4,600	3, 718
	(取		下	げ	284	304	159	188	223
	却			下	285	381	197	165	289
処	棄			却	1, 994	2, 482	2, 481	2, 388	1, 615
処理済件数	全	部	認	容	119	150	73	117	37
件数	_	部	認	容	285	301	163	122	147
	変			更	_	_	_	_	_
			計	(B)	2, 967	3, 618	3, 073	2, 980	2, 311
本生	年度未	決件	数(A)-	-(B)	2,808	2, 788	2, 570	1,620	1, 407

⁽注) 国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

第45表

訴訟事件の終結状況

1 国側被告事件

	区		5	÷	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
					件	件	件	件	件
前:	年度	からの	係属	件数	369	380	337	299	256
本	年	度 提	起	件 数	391	340	290	237	231
		計		(A)	760	720	627	536	487
	取	下	.	げ	23	20	17	22	13
本	却			下	15	29	21	17	16
本年度終結件数	国	側	勝	訴	287	304	259	221	208
終結	国	側	敗	訴	51	24	24	19	22
件数	そ	T))	他	4	6	7	1	3
30		計		(B)	380	383	328	280	262
本生	F度末	係属件数	(A)	-(B)	380	337	299	256	225

⁽注) 国側敗訴には、国側一部敗訴を含む。

2 国側原告事件

	区		分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
				件	件	件	件	件
前:	年 度	からの仕	系属件数	80	69	45	37	36
本	年	度提	起 件 数	170	155	146	171	156
		計	(A)	250	224	191	208	192
	取	下	げ	13	15	8	9	8
	却		下	_	_	_	_	_
本年度終結件数	国	側	勝訴	38	35	33	27	21
度終	玉	側 一青	部 勝 訴	_	1	1	1	2
結件	国	側	敗 訴	_	_	3	_	1
数	そ	Ø	他	130	128	109	135	116
		計	(B)	181	179	154	172	148
本年	下度末	に 係属件数 ((A) - (B)	69	45	37	36	44

国税庁職員定員表

(平成28年3月31日現在)

区	分	定員
内 部 部 局	長 官 官 房 課 税 部 徴 収 部 調 査 察 部 計	人 568 200 51 60 879
施 設 等 機 関 特 別 の 機 関	税 務 大 学 校 国 税 不 服 審 判 所 計	326 472 798
地方支分部局	国税局及び税務署	54, 026
合	計	55, 703

⁽注) 国税局には、沖縄国税事務所を含む。

第47表

提案受理件数及び国税庁入賞件数

豆八		国税点准本件料	王	和 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	数
区分	国税局等受理件数	国税庁進達件数	優秀	佳作	計
	件	件	件	件	件
平成23年度	3, 521	91	1	12	13
平成24年度	3, 888	104	1	18	19
平成25年度	4, 488	127	1	16	17
平成26年度	5, 099	145	1	23	24
平成27年度	5, 279	132	1	19	20

⁽注) 各年度は前年の12月1日からその年の11月30日までである。

第48表

平成27年度予算の事項別内訳

【一般会計】

項	事 項	平成 26 年度	平成 27 年度	対前年度増△減額
		百万円	百万円	百万円
国税庁共通費	国税庁一般行政に必要な経費	575, 646	577, 646	2, 001
	審議会に必要な経費	248	148	△ 100
国税庁施設費	国税庁施設整備に必要な経費	2, 755	2, 470	△ 285
税務業務費	内国税等の賦課及び徴収に必要な経費	113, 732	109, 932	△ 3,801
	税務大学校に必要な経費	2, 246	2, 107	△ 139
	国税電子申告・納税システム の運用等に必要な経費	7, 720	8, 455	735
	酒類業の健全な発達の促進に 必要な経費	468	678	210
国税不服審判所	国税不服審判所の運用に必要 な経費	4, 702	4, 816	114
	審査請求の調査及び審理に必要な経費	146	144	\triangle 2
独立行政法人酒類 総合研究所運営費	独立行政法人酒類総合研究所 運営費交付金に必要な経費	956	954	△ 3
国 利	说 庁 計	708, 619	707, 351	△ 1,268

【特別会計】

		項		事	項	平成26年度	平成27年度	対前年度増△減額
						百万円	百万円	百万円
環復	境 興	保 政 策	全費	放射性物質に への対処に必	よる環境の汚染 要な経費	12	-	皆減
		玉	1	说 庁	計	12	-	皆減

- (注) 1 各年度とも当初予算額である。
 - 2 「(項) 環境保全復興政策費」は、復興庁所管から予算の移替えを受けたものである。
 - 3 各々の計数において百万円未満を四捨五入したため、計とは一致しないものがある。

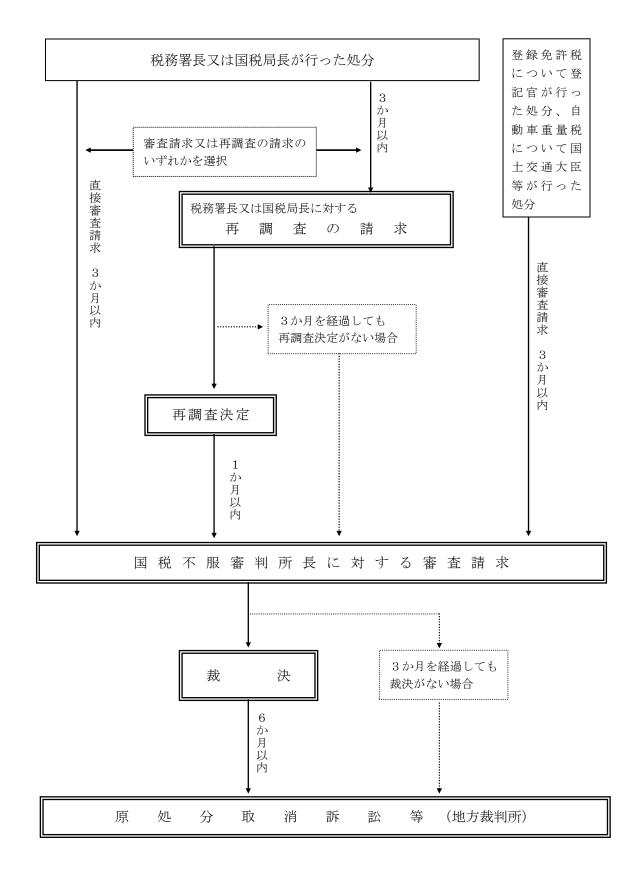
徴税費及びその使途別構成のすう勢

X	人	旅	物	施	そ		租収国	税り
	件		件	設	Ø	計	税 及 び 印 扱	収 百 円 当
分	費	費	費	費	他		紙入い	た費
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	円
実 額								
平成23年度	568, 320	7, 718	114, 395	3, 021	740	694, 194	39, 012, 386	1. 78
平成24年度	529, 094	7, 652	112, 741	2, 295	606	652, 389	40, 737, 803	1.60
平成25年度	521, 815	6, 906	111, 507	3, 301	847	644, 376	43, 969, 006	1. 47
平成26年度	550, 569	7, 056	125, 697	2, 741	543	686, 596	49, 498, 220	1. 39
平成27年度	552, 457	7, 097	122, 697	1, 916	552	684, 719	52, 618, 569	1. 30
	%	%	%	%	%	%		
構 成 比 率								
平成23年度	81.9	1. 1	16.5	0.4	0. 1	100.0	_	_
平成24年度	81. 1	1.2	17.3	0.3	0. 1	100.0	_	_
平成25年度	81.0	1. 1	17.3	0.5	0. 1	100.0	_	_
平成26年度	80. 2	1.0	18.3	0.4	0. 1	100.0	_	_
平成27年度	80. 7	1.0	17.9	0.3	0. 1	100.0	_	_
指数								
平成23年度	99.8	79.8	99. 2	123. 6	13.0	98.8	79. 1	_
平成24年度	92. 9	79. 1	97.8	93. 9	10.7	92. 9	82.6	_
平成25年度	91.6	71.4	96. 7	135. 1	14. 9	91.7	89.2	_
平成26年度	96. 7	73.0	109. 0	112. 2	9. 5	97. 7	100.4	_
平成27年度	97.0	73. 4	106. 4	78. 4	9. 7	97.5	106. 7	_

(注) 1 使途別区分は、次による。

- (1) 人 件 費 職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、委員手当、常勤職員給与、非常勤職員手当、 休職者給与、短時間勤務職員給与、公務災害補償費、退職手当、児童手当、こども手当、 国家公務員共済組合負担金、基礎年金国家公務員共済組合負担金、育児休業手当国家公 務員共済組合負担金
- (2) 旅 費 職員旅費、政府開発援助職員旅費、税務調査旅費、不服審査旅費、滞納処分旅費、研修 旅費、赴任旅費、外国税務調査旅費、委員等旅費、外国人招へい旅費
- (3) 物 件 費 庁費、政府開発援助庁費、情報処理業務庁費、校費、税務特別庁費、証紙製造費、通信 専用料、電子計算機等借料、土地建物借料、招へい外国人滞在費、各所修繕、捜査費、 自動車重量税、成果重視事業国税電子申告・納税システム開発運用費、公共施設等維持 管理運営費
- (4) 施 設 費 施設施工旅費、施設施工庁費、施設整備費、不動産購入費
- (5) そ の 他 諸謝金、政府開発援助諸謝金、報償費、褒賞品費、国有資産所在市町村交付金、交際費、 賠償償還及払戻金、保証金、国有特許発明補償費、換地清算金、移転等補償金、経済協 力開発機構拠出金
- 2 「税収百円当たり徴税費」は、各年度とも決算額である。
- 3 各々の計数において四捨五入したため、計とは一致しないものがある。

国税に関する不服申立制度及び訴訟の概要



3 参考資料

国税庁長官

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令を次のように定める。

平成13年1月6日

財務大臣 宮 澤 喜 一

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

(訓令の目的)

第1条 この訓令は、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)第16条第6項第2号の規定 に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

(国税庁の所掌事務)

第2条 国税庁は、財務省設置法(平成11年法律第95号)第20条に定める事務を所掌し、別表に掲 げる法律を執行する。

(事務の実施基準)

第3条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ 円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内 国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業 務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

(準則)

- 第4条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配 意しつつ事務を行うものとする。
 - 一 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。 イ 納税環境の整備
 - (イ) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすく的確に周知すること。
 - (1) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。
 - (ハ) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各

層からの幅広い協力及び参加の確保に努めていくこと。

- ロ 適正かつ公平な税務行政の推進
 - (イ) 関係法令を適正に適用すること。
 - (p) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確 な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。
 - (ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を 執行するなどにより確実に徴収すること。
 - (二) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。
- 二 酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。
 - イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。
 - ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。
- 三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

附則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

(別表省略)

国 税 庁 の 使 命

使命納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

務

- ・上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性に配意しつつ、遂行する。
 - 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
 - (1)納税環境の整備
 - ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報 を行う。
 - ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。

任

- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。
- (2) 適正・公平な税務行政の推進
 - ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ 関係法令を適正に適用する。
 - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては 的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
 - ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。
- 2 酒類業の健全な発達
 - ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
 - ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。
- 3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行 動 規 範

- ・上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。
 - (1) 任務遂行に当たっての行動規範
 - ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、 税務行政の透明性の確保に努める。
 - ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
 - ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
 - ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
 - ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。
 - (2) 職員の行動規範
 - ① 納税者に対して誠実に対応する。
 - ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
 - ③ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

今後の取組

・高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、 税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

税務運営方針(昭和51年4月1日)

第一総論

1 税務運営の基本的考え方

租税は、国民が生活を営んでいく上で必要な公共的経費に充てるため、各自が負担するものである。

税務行政の使命は、税法を適正に執行し、 租税収入を円滑に確保することにあるが、申 告納税制度の下における税務行政運営の課題 は、納税者のすべてがこのような租税の意義 を認識し、適正な申告と納税を行うことによ り、自主的に納税義務を遂行するようにする ことである。税務運営においては、この課題 の達成を究極の目標として、その基盤を着実 に築き上げていくことを、その基本としなけ ればならない。

このような理念に立って、税務運営の基本 的考え方を示すと、次のとおりである。

(1) 納税者が自ら進んで適正な申告と納税を行うような態勢にすること

……近づきやすい税務署にすること……

納税者が自ら進んで適正な申告と納税を 行うようになるには、納税者が租税の意義 を理解し、その義務を自覚するとともに、 税法を理解し、正しい計算のために記帳方 法などの知識を持つことが必要である。こ のため、広報、説明会、税務相談などを通 じて、納税についての理解を深め、税法等 の知識を普及するとともに、記帳慣習を育 成することに努める。特に課税標準の調 をといては、事実関係を的確にはないこと はもちろんであるが、単にそれにとどまら ないで、それを契機に、納税者が税務知識 を深め、更に進んで納税意識をも高めるよ うに努めなければならない。

このように、申告納税制度の下では、納税者自らが積極的に納税義務を遂行することが必要であるが、そのためには、税務当

局が納税者を援助し、指導することが必要であり、我々は、常に納税者と一体となって税務を運営していく心掛けを持たなければならない。

また、納税者と一体となって税務を運営していくには、税務官庁を納税者にとって近づきやすいところにしなければならない。そのためには、納税者に対して親切な態度で接し、不便を掛けないように努めるとともに、納税者の苦情あるいは不満は積極的に解決するよう努めなければならない。また、納税者の主張に十分耳を傾け、いやしくも一方的であるという批判を受けることがないよう、細心の注意を払わなければならない。

(2) 適正な課税の実現に努力すること

国民の納税道義を高め、適正な自主申告と納税を期待するには、同じような立場にある納税者はすべて同じように適正に納税義務を果すということの保証が必要である。このため、申告が適正でない納税者については、的確な調査を行って確実にその誤りを是正することに努め、特に悪質な脱税に対しては、厳正な措置をとるものとする。

なお、このようにして適正な課税を実現することが、また、法の期待する負担の公平を図り、円滑に租税収入を確保するゆえんのものであることを忘れてはならない。

(3) 綱紀を正し、明るく、能率的な職場をつくること

国民の納税道義を高め、税務に対する納税者の信頼と協力をかち得るため、税務における職務の執行は、最も公正でなければならないし、職場における執務態勢は、規律正しく、明るくかつ能率的でなければならない。職員は、各自が国家財政を担っているということを自覚し、職場に誇りを持ち、厳正な態度で自らを律しなければなら

ない。そのことがまた、納税者にとって近づきやすい税務官庁にするゆえんでもある。

また、すべての職員が自発的かつ積極的に、それぞれの能力を十分に発揮しながら、打ち解けて明るい気持で勤務できる職場をつくるよう、管理者はもちろん、職員の一人一人が努力しなければならない。

2 事務運営に当っての共通の重要事項

(1) 調査と指導の一体化

イ 申告納税制度の下における税務調査の 目的は、すべての納税者が自主的に適正 な申告と納税を行うようにするための担 保としての役割を果すことにある。すな わち、適正でないと認められる申告につ いては、充実した調査を行ってその誤り を確実に是正し、誠実な納税者との課税 の公平を図らなければならない。

更に、調査は、その調査によってその 後は調査をしないでも自主的に適正な申 告と納税が期待できるような指導的効果 を持つものでなければならない。このた めには、事実関係を正しくは握し、申告 の誤りを是正することに努めるのはもち ろんであるが、それにとどまることな く、調査内容を納税者が納得するように 説明し、これを契機に納税者が税務知識 を深め、更に進んで将来にわたり適正な 申告と納税を続けるように指導していく ことに努めなければならない。調査が非 違事項の摘出に終始し、このような指導 の理念を欠く場合には、納税者の税務に 対する姿勢を正すことも、また、将来に わたって適正な自主申告を期待すること も困難となり、納税者の不適正な申告、 税務調査の必要という悪循環に陥る結果 となるであろう。

ロ 他方、現状においては、記帳に習熟していないことなどから、自らの力では正しい申告を行うことが困難な納税者が多く、また、問題点を指摘し、又は助言することによって適正な申告が期待できる納税者も少なくない。このような納税者

について、何らの指導もしないでその申告を待つことは、自主的に適正な申告ができる納税者を育成していくためにも、また、調査事務を重点的、効率的に運営していく見地からも適当でない。従って、このような納税者については、必要に応じて、記帳、決算、課税標準の計算などについて、個別的又は集団的に指導を行う。

この場合においても、その納税者の実態を的確には握していないと、効果的な指導をすることは難しい。また、同業者など類似の納税者の経営諸指標との対比で説明しなければ説得力を欠く場合が多い。従って、このような指導を行うに当っても、その納税者の実態をは握し、あるいは、業種別の経営の実態を知るために、必要な調査を的確に行っておくことが肝要である。

(2) 広報活動の積極化

イ 広報は、申告納税制度の基盤を築き上 げていく上で、調査及び指導と並んで重 要な意義を持つものである。

広報のねらいは、このような目的との 関連で、①納税道義の高揚を図ること ②税法、簿記会計等税務に関する知識の 普及と向上を図ること ③申告期限、納 期限等について、納税者の注意を喚起す ること ④納税者と税務当局との相互の 理解を深め、両者の関係の改善を図るこ と、に大別される。

広報活動の展開に当っては、そのねらいを明確にし、ねらいに即して対象、テーマ、時機及び媒体などを適切に選ぶことが肝要である。

(イ) 納税道義の高揚をねらいとする広報は、国民一般を対象とし、租税が国の財政にとってどのような意義を持っているか、租税が国民生活にどのように還元されているか、国民の各階層がどのように税を負担しているか、また、これらが諸外国でどうなっているか、などをテーマとし、現代民主主義国家

における租税の意義、福祉国家における租税の重要性などに対する国民一般 の理解を深めることによって、国民の 納税義務に対する自覚を高めることに 資する。

このような広報活動は、庁局署がそれぞれの分野で行うものとするが、特に庁は、各種の資料を局署に提供するほか、テレビ、ラジオ、新聞等の広域的な広報媒体を通じて、全国的な広報活動を行う。

なお、小学校の児童や中学校・高校の生徒に対して、租税に関する正しい知識を広めることは、納税道義の高揚に寄与するところが大きいので、各種の学校に対し租税教育用教材を提供することに努めるほか、教師の租税及び財政に関する研究の便を図ることにも配意する。

(ロ) 税務に関する知識の普及と向上をねらいとする広報は、納税者の所得などの規模、税務についての知識の程度などに応じて、税法、記帳、税額の計算方法など、実務上必要な知識を平易な表現で提供し、自主的に正しい申告と納税を行える納税者を多くすることに努める。

このような広報活動は、庁局署がそれぞれ担当するものとし、庁局は、主として、テレビ、ラジオ等を利用する広域的な広報を担当するほか、局署に対し、パンフレットなどの資料を提供する。署は、主として、各種の講習会や説明会を開催し、地域的な広報を行う。

なお、税務大学校における租税の理 論的研究の成果を積極的に発表し、税 制の理念、租税の理論についての国民 の理解を深めることに努める。

- (ハ) 申告期限、納期限等については、庁 局署がそれぞれ効果的な時機と効率的な 媒体を選び、その周知の徹底を図る。
- (二) 納税者と税務当局との関係の改善を図 る広報としては、納税者にとって近づき

やすく、また、納税者に信頼される税務 署というイメージをつくることが特に必 要である。このため、納税者に税務行政 の現状等を紹介して、税務に対する理解 を得ることに努めるとともに、特に税務 に携わる職員のすべてが自ら広報担当者 であるという心掛けを持って、納税者に 接するようにしなければならない。

- ロ 税務の広報は、実施に当って様々な制 約が多く、ともすれば消極的な姿勢に陥 る傾向がある。従って、庁局署の幹部 は、広報のテーマ、発表内容、時機など について、自ら責任を持って適切な判断 を下し、積極的かつ効果的な広報を行う ことに努める。
- ハ 広報活動を行うに当っては、税理士会、日本税務協会、青色申告会、法人会、間税協力会、納税貯蓄組合、商工会議所、商工会等の関係民間団体の協力を得るように努める。

(3) 税務相談活動の充実

納税者が自ら積極的に納税義務を遂行するためには、納税者が気軽に相談できるような税務相談体制を整備することによって、納税者を援助することが大切である。このため、テレホンサービスの拡充、地区派遣相談官制度の増設等国税局税務相談室の機能を一層充実し、併せて税の相談日による面接相談の活用を図るとともに、税理士会等関係民間団体が行う税務相談との緊密な連携に配意する。

- イ 税務相談に当っては、正確で適切な回答をするとともに、納税者の有利となる点を進んで説明し、納税者に信頼感と親近感を持たれるように努める。また、苦情事案については、納税者が苦情を申立てざるを得ないこととなった事情を考え、迅速、適切に処理する。
- ロ 税務相談室においては、それぞれの実情に応じて最も効果的な方法で相談事務の一層の充実を図るとともに、苦情事案については、特に優先的に処理するよう配慮する。

ハ 税務署における税務相談については、 「税の相談日」のあり方に更に一段と工 夫を凝らし、納税者の利用の便に配慮す る。

また、苦情事案については、幹部職員 がこれに当り、積極的に解決に努める。

(4) 納税者に対する応接

イ 税務という仕事の性質上、納税者は、 税務官庁をともすれば敷居の高いところ と考えがちであるから、税務に従事する 者としては、納税者のこのような心理を よく理解して、納税者に接することが必 要である。

このため、税務署の案内や面接の施設 の改善に努め、納税者が気楽に税務相談 に来ることができるよう配慮するととも に、窓口事務については、納税者を迎え るという気持になって、一層の改善に努 める。また、国税局の税務相談室及び税 の相談日がより一層利用されるようにす る。。

なお、納税者に来署を求めたり、資料 の提出を求めたりする場合においても、 できるだけ納税者に迷惑を掛けないよう に注意する。

- ロ 納税者の主張には十分耳を傾けるとと もに、法令や通達の内容等は分かりやす く説明し、また、納税者の利益となる事 項を進んで知らせる心構えが大切であ る。
- ハ 税務行政に対する苦情あるいは批判に ついては、職員のすべてが常に注意を払 い、改めるべきものは速やかに改めると ともに、説明や回答を必要とする場合に は、直ちに適切な説明や回答を行うよう 配慮する。

(5) 不服申立事案の適正かつ迅速な処理

イ 不服申立ての処理に当っては、原処分にとらわれることなく、謙虚に納税者の主張に耳を傾け、公正な立場で適切な調査を行い、事実関係の正しいは握、法令の正しい解釈適用に努めるとともに、事案の早期処理を図り、納税者の正当な権

利、利益の保護に欠けることのないように配慮する。

特に、国税不服審判所においては、それが税務行政部内における第三者的機関として設けられている制度的趣旨に顧み、その運用に当っては、総額主義に偏することなく、争点主義の精神を生かしながら、充実した合議を行い、権利救済の十全を期する。

ロ 不服申立事案の適正、円滑な処理を通 じて反省を行い、税務行政の改善に努め る。

また、広報活動を活発に行って、納税 者のための権利救済制度の周知に努め る。

(6) 部内相互の連絡の緊密化

経済取引の多様化、広域化等につれ、税務部内における横の連絡を緊密にすることがますます必要となっている。横の連絡が十分でないと、仕事にそごを来し、事務処理の遅延、課税漏れ、徴収漏れ等を来す原因となり、また、納税者に迷惑を掛け、税務の信用を失うことにもなる。

従って、事務計画の作成に当っては、関係部門と十分な連携をとるとともに、個々の事務処理に当って、各自が常に関係部門との連絡に配意することが必要である。また、幹部会、賦課徴収連絡会議等の会議を効果的に運営し、関係部門間の緊密な連絡に努める。特に、資料及び情報の収集活用、関連調査などについて、関係部門間の積極的な連携を図る。

(7) 地方公共団体及び関係民間団体との協調

- イ 地方公共団体とは、相互に資料・情報 の交換を行うなど連絡を密にし、適正な 課税の実現に協力するとともに、それぞ れの事務が一層効率的に運営されるよう に努める。
- ロ 税理士会、日本税務協会、青色申告会、法人会、間税協力会、納税貯蓄組合、商工会議所、商工会等の関係民間団体との協調を図るとともに、これらの団体相互の協力態勢にも十分に配意して、

納税者特に小企業者の記帳指導等を積極 的に推進する。

- ハ 税務の公正円滑な運営を期するためには、税務当局と納税者との間において税理士が果す役割は極めて重要である。関係部課は相互に連絡を密にし、税理士業務が適正に運営され、その機能が健全に発揮されるように努めなければならない。
- (8) 電子計算組織の利用と事務合理化の推進 事務量の増大と取引態様の複雑化等事務 内容の高度化に対応して、事務運営の効率 化を図るため、電子計算組織の利用と事務 の簡素合理化を進める。
 - イ 手作業を機械によって代替し省力効果 を生み出すための申告所得税及び法人税 の内部事務並びにこれら両税の債権管理 事務の電子計算処理等既に実施中の各種 システムについては、更に改善合理化に 努め、着実に拡大していくこととする。
 - ロ 最近における電子計算組織利用技術の発展にかんがみ、①調査、滞納処分等の外部事務を支援するシステム ②各段階の管理者ごとに適時適切な情報を提供し、その意思決定を改善するためのシステム ③税務行政の長期的な計画の立案を可能ならしめるシステム等電子計算組織を高度に利用するシステムの開発を進めるよう努力する。
 - ハ 庁局の通達を平易で明解なものにする とともに、必要最小限度のものにとどめ るほか、既存の通達の整理統合を図る。
 - ニ 事務の簡素、合理化を一層強力に推進 するため、引続き事務提要、帳簿様式等 に検討を加え、その改善を図るほか、庁 局に対する報告、上申事項等の整理統合 に努める。また、事務の管理方式、実施 の手順等についても、更に検討を加え る。

3 組織管理と職場のあり方

(1) 庁局署の関係

イ 庁局署は、それぞれの立場に応じてそ の役割を遂行し、相互に信頼し、一体と なって税務の運営に当らなければならない。

(イ) 税務行政は、社会経済の発展、変化に適応していかなければならない。税務 行政を取巻く諸条件の現状及び将来の的 確な見通しの上に立って、予想される税 務行政上の諸問題に対処していくため、 定員及び機構、職員の採用及び養成、人 事、事務の機械化、施設などについて長 期の計画を立案し、着実な遂行に努める ことは、庁の重要な任務である。

局は、管内の社会経済の見通しと庁のこの長期計画の下で、その局において予想される諸問題に対処するため、必要な事項について長期の対策を立て、実施していかなければならない。

なお、庁局は、税務行政のより一層 円滑な運営に資するため、税務行政上 の制度、慣行についてその改善に努め ることとする。

(ロ) 庁は、税務運営の基本方向を示すと ともに、事務運営の重要事項を指示し、 局は、これに基づき、その事務の現状及 び社会経済の実態に即して、署に対し事 務運営の具体的施策を指示する。

庁局が事務運営について局署に指示する場合には、その基本的な考え方を明確に、かつ、分かりやすく指示し、実施の方法などについては大綱だけを示し、局署が創意と自主性を持って、それぞれの実情に即し最も効率的に事務を遂行できるようにしなければならない。

(ハ) 法令の解釈及び適用を統一することは、税務にとって基本的なことであり、 庁あるいは局の重要な任務である。また、税務の行政水準について地域間あるいは事務間の均衡を図ることも、税務にとって重要な課題である。庁及び局は、 事務視閲及び調査事績検討会などを通じて、局署及び各事務の行政水準をは握することに努めなければならない。なお、税務の行政水準をより適切には握する方 法についても、検討を進めることが必要 である。

地域間及び事務間で税務の行政水準 の均衡を図るために重要なことは、定 員の配置及び人事などを適切にするこ とである。庁局は、定員、機構及び人 事が、局署及び各事務の実態並びに社 会経済の発展、変化に即して常に適切 なものとなるようにしなければならな い。

ロ 庁局が局署を指導するに当っては、計 数に表れた事績だけでその事務運営を評 価することをしないで、例えば、①事務 運営が全体として税務運営の基本方向に のっているかどうか ②事務計画が局署 の実態からみて適切であるかどうか ③ 事務運営に当って管理者の処置が適切か どうか ④定員の配置及び人事、予算措 置などが適切かどうか ⑤職員各自が積 極的意欲を持って仕事に取組んでいるか どうかなど、庁局署が一体となって事務 改善の方策を見出すという観点から指導 することに努める。

なお、事務運営における総合性を確保 し、責任体制を明確にするため、庁局の 局署に対する重要な指示は、局長又は署 長を通ずることを原則とする。

ハ 庁局は、会議その他の機会において局 署の実情や法令通達などについて局署の 意見や進言が自由に表明されるよう配慮 するとともに、適切な意見は積極的に採 り入れ、その実現を図る。

また、会議等の開催に当っては、マンネリ化した会議等はないか常に見直しを図り、真に必要と認められる会議等に限り開催するように努め、可能な限り会議等の整理縮少を図る。

(2) 適正な事務管理と職員の心構え

イ 管理者は、職員のすべてがそれぞれの 適性を生かしてその能力を十分発揮でき るようにするとともに、すべての職員が 互いに打ち解け、互いに助合い、明るい ふんい気で仕事ができるような職場をつ くることに努めなければならない。

このため、事務運営の方針、計画を決定するのはもとより管理者の職務と責任であるが、管理者は、努めて職員と対話の場を持ち、職員の建設的な意見を事務運営面に採り入れるように努め、職員が参加意識を持って職務に当ることができるよう心掛けなければならない。また、そのような接触を通じて職員の実情をよく理解することに努め、親身になって部下の指導に当ることが大切である。

なお、管理者は、常に研さんを積み、 識見を広め、管理能力を高め、部下職員 の範となるよう努めなければならない。

ロ 各職員は、税務運営の基本的な考え方 をよく認識し、各自の一つ一つの事務処 理が税務運営全体に持つ意義を自覚し て、積極的にそれぞれの創意工夫を凝ら して職務の遂行に当るようにしなければ ならない。

また、税務は高度な専門的知識と経験とを必要とする仕事である。従って、このような事務に従事する職員は、税法の知識及び税務に関する技術的能力の向上に努め、おう盛な責任感を持って、事務処理に当らなければならない。特に、専門官は、このような専門的知識と経験を兼ね備えた職員として、税務の中核的存在であることを認識し、その責任を十分自覚して、その職務の遂行に当らなければならない。

なお、納税者の税務に対する信頼と協力を得るためには、日々納税者に接する職員が、ただ単に税務の専門家であるだけでなく、人間的にも信頼されることが要請される。従って、職員は、常に常識を豊かにし、品性を高めるよう心掛けなければならない。

- ハ 特に、署にあっては次の点に留意する 必要がある。
 - (イ) 署長は、管内の納税者の状況、その 署の職員の実態等を的確には握すると ともに、専門官制度を柱とする署の機

構が全体として有機的かつ効率的にその所期の機能を発揮するように努める。更に、その事務運営が税務運営の基本方向に沿って着実に行われるよう、署務の全般を方向付けし、調整し、推進するとともに、その結果を的確に見極めていかなければならない。

- (ロ) 特別国税調査(徴収)官はその豊富な知識と経験を生かして、自ら積極的に調査、滞納整理等に当ることとし、その執務を通じて専門官全体の模範となることが必要である。
- (ハ) 課長及び統括官は、各部門の事務遂 行の責任者として署長の意図を体し、適 切な計画の下に、部下職員を指揮して、 的確な事務運営に努めなければならない。このため、事務の管理に当っては、 重複した管理や不必要に細かい管理を行 うことによって、管理事務が増大し、職 員の自主性が減殺されて、効率的な事務 運営が損われることがないように配意し なければならない。また、課長及び統括 官は、部下職員の個々の案件の処理が適 正に行われるよう、必要な指導と指示を 行う。

(3) 職員の教育訓練

イ 職員の資質の向上を図ることは、税務 運営を円滑適正に行うための基礎となる ものである。管理者は、日常の事務を通 じて職員を指導するとともに、職場研修 等を計画的に実施して、職員の職務遂行 能力の向上を図るよう努める。

なお、経験年数の少ない職員に対して は、個別指導を適切に行うよう特に配意 する。

ロ 税務大学校においては、教育内容の一層の改善合理化を図り、税務行政における諸情勢の推移に即応した各種研修等を計画的に実施して、職員の資質の向上に寄与するよう格別の配慮を行う。管理者に対する監督者研修についても、これを充実して管理者の管理能力の向上を期する。

なお、税務大学校における租税理論及び税法の運用に関する研究体制を整備強化することにより、租税理論の研究水準の向上と職員の教育訓練の充実に資する。

(4) 綱紀の粛正

一部の職員の間に起きた不正事件であっても、それは、税務行政全般の信用を傷つけるものである。

税務行政に携わる職員は、一人一人が公務員としての責任と税務職員としての職務の重要性について、常に自覚を新たにするとともに、誘惑の多い職場であることに顧み、平素から細心の注意を払い、いやしくも不正事件を引起すようなことがあってはならない。

また、管理者は、部下職員の範として自 らを律しなければならないことはもちろ ん、部下職員に対しては、単に職場におけ る業務上の監督指導を行うだけでなく、職 員の身上を常には握するとともに、職場に 正しい倫理観を確立して非行の未然防止に 努め、万一事件が発生した場合には、機を 失することなく所要の措置を講ずるととも に、速やかに実情を調査した上、厳正に処 置する。

(5) 職場秩序の維持

職員は、税務職員としての職責を自覚し、国家公務員法等に定める服務規律を遵守して良識ある行動をとるとともに、それぞれの職務に専念し、職場秩序が整然と維持されるよう努めなければならない。

管理者は、平素から部下職員の指導訓練を通じて、職員の自覚を高め、職場秩序の確立に努めるとともに、職場の秩序を乱す行為に対しては、厳正な態度をもって臨まなければならない。

(6) 職場環境の整備

イ 納税者にとって近づきやすい税務署と するためにも、また、職員が明るい気持 で能率よく仕事を行うためにも、職場環 境の整備が必要である。このため、庁舎 の施設、備品等の整備改善に一層の努力 を払うとともに、整理整とん、火災盗難 の防止その他適正な管理に十分配意す る。

ロ 住宅事情が職員の勤務意欲に重大な影響を及ぼすことに顧み、宿舎の増設及び質的向上に努め、職員の住居の安定を図る。

(7) 職員の健康管理

イ 明るく、能率的な職場をつくるには、 職員が健康であることが重要である。こ のため、診療所の医療施設等を充実する とともに、健康管理を適正に実施し、疾 病の早期発見と疾患者に対する健康指導 の徹底を図り、また、休暇等職員の休養 について適切な配意をし、職員の健康の 保持増進に万全を期する。

殊に40歳以上の職員が全職員の約半数を占め、高齢化する傾向にある現在、いわゆる成人病といわれる疾病の早期発見のため、健康診断の充実を期する。

ロ 職員の元気を回復し、職員相互の連帯 感を高めるため、職員の意向及び事務の 繁閑に配意しながら職場におけるレクリ エーション活動を活発に実施する。な お、レクリエーション指導者の養成にも 一層の努力を払う。

また、明るく健康な職場とするための 福利厚生施設の拡充に努める。

第二各論

1 直税関係

(1) 直税事務運営の目標と共通の重点施策

直税事務は、社会の各層にわたる極めて 多数の納税者を対象とし、加えて、納税者 の生活や業務に直接影響するところが大き い所得又は資産などを課税の対象としてい ることから、その運営の適否は、単に直税 事務にとどまらず、広く税務行政全般に対 する信頼感、ひいては国民一般の納税道義 に影響を持つものである。

従って、直税事務を適正に運営し、もって納税者間の負担の公平を図ることは、税 務行政全体にとって極めて重要なことであ る。

申告納税制度の下における直税事務の目標は、すべての納税者が自ら正しい申告を行うようにすることにある。

このため、事務の運営に当っては、納税 者の税歴、所得又は資産の規模、税額など に応じて、それぞれの納税者に即した調査 と指導を一体的に行うことが必要である。

このような見地から、直税事務の運営に 当っては、次の諸点に施策の重点を置く。

イ 青色申告者の育成

自主的に正しい申告のできる納税者を 育成するについて、その中核をなすもの は青色申告であるから、青色申告者の増 加と育成に一層努力する。

このため税理士会との協調を図りつつ、商工会議所、商工会、青色申告会、法人会等の関係民間団体との連携強化を更に進め、これらの団体の指導を通じて、納税者の記帳慣行の醸成と自主的な申告納税の向上が行われるようにする。

ロ調査の重点化

限られたか働量で最も効率的な事務運営を行うため、調査は納税者の質的要素を加味した上、高額な者から優先的に、また、悪質な脱漏所得を有すると認められる者及び好況業種等重点業種に属する者から優先的に行うこととする。

このため、調査の件数、増差割合等に とらわれることなく、納税者の実態に応 じた調査日数を配分するなど、機動的、 弾力的業務管理を行うよう留意する。

ハ 調査方法等の改善

税務調査は、その公益的必要性と納税者の私的利益の保護との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることに照らし、一般の調査においては、事前通知の励行に努め、また、現況調査は必要最小限度にとどめ、反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められる場合に限って行うこととする。

なお、納税者との接触に当っては、納

税者に当局の考え方を的確に伝達し、無 用の心理的負担を掛けないようにするた め、納税者に送付する文書の形式、文章 等をできるだけ平易、親切なものとす る。

また、納税者に対する来署依頼は、納税者に経済的、心理的な負担を掛けることになるので、みだりに来署を依頼しないよう留意する。

二 有効な資料・情報の収集とその活用

資料・情報は、調査対象の選定、調査ポイントの抽出などに役立つことにより、調査事務を効率化するとともに、各税事務を有機的に結び付け、調査の内容を充実するものであるので、その収集に当っては、活用効果が特に大きいと認められるものに重点を置き、調査に当っては、収集した資料・情報を十分活用することに努める。また、この趣旨を生かすよう、その事績についても的確な管理を行う。

ホ 納税秩序の維持

税務調査は、納税者相互間の負担の公平を図るため、国民からの信託を受けてこれを実施するものであり、すべての納税者は、本来その申告の適否について調査を受ける立場にある。従って、各種の妨害行為をもって税務調査を阻む者に対しては、納税秩序を維持し、かつ、課税の適正を期するため、これらの妨害行為に屈することなく、的確な調査を行い、一般納税者との間に、不均衡が生ずることのないよう特段の配意をする。

へ 各事務系統の連携の強化

直税各税の事務は、経済活動の高度化とともに、ますます密接な関連を持ってきていることに加え、部門制の採用による事務の専門化と統括官の増加により、直税事務を一体的に運営することの必要性がますます高くなってきている。従って、事務の運営に当っては、資料の効率的収集及び活用、同時調査、同行調査、連鎖調査の効果的な実施などにより、所

得税、法人税及び資産税の各税事務が、 有機的連携の下に行われるよう配意す る。

なお、必要に応じ局署間、事務系統間 の応援を積極的に行う。また、直税職員 は、納税者の転出入に伴う処理その他徴 収部門に対する所要の連絡を迅速確実に 行うことはもちろん、徴収部門から賦課 交渉があった場合などには、速やかに見 直しなど所要の処理を行い、あるいは調 査等で知り得た徴収上参考となる事項を 確実に徴収部門に連絡するなど、徴収事 務との連絡協調に努める。

ト 事務管理のあり方

事務の管理に当っては、重複した管理 を行うことにより管理事務の増大を来す ことのないよう、効率的な事務管理に努 めるほか、次の諸点に配意する。

- (イ) 事務計画の策定に当っては、職員、 特に上席調査官等経験豊富な者の意見 を聴取し、職員の建設的な意見を事務 計画に採り入れるよう配意する。
- (ロ) 事務の分担の付与に当っては、職員 の経験、適性、事案の難易等を総合勘 案し、適切な分担付与を行うことに努 める。特に上席調査官には重要かつ困 難な事案を付与する。
- (ハ) 事務の進行管理に当っては、職員の 創意工夫を生かすよう、職員の経験、能 力、事案の内容等に応じて、それぞれ適 切な管理を行うことに努める。

(2) 各事務の重点事項

イ 資料関係

(イ) 資料の収集については、調査事務との関連において、収集すべき資料の種類及びその収集先に工夫を凝らし、いたずらに収集枚数にとらわれることなく、調査に直結する有効な資料の収集に努める。特に、調査の過程でなければ得られない資料について、収集の徹底を図る。

また、管理者は、重点調査対象業種 の選定に役立つ資料・情報の収集につ いても、特段の配意をする。

- (ロ) 資料の活用については、一枚の資料であっても関連する税目の調査にそれぞれ使用するなど、その多角的な活用に努めるものとする。また、調査は資料を十分に活用することによって深められるものであるから、管理者は、資料が確実に活用されているかどうかについて、徹底した管理を行う。
- (ハ) 資料源の開発については、担当者が 当るほか、一般の調査、法定資料の監査 等の機会を通じて、積極的に有効資料源 の開発に努める。
- (二) 個々の資料・情報が関連して相互に その内容を補完し合い、納税者の実態 は握に十分その効果を発揮するよう、 資料・情報を長期にわたって蓄積し、 継続して管理することに努める。
- (ホ) 資料事務の運営に当っては、収集された資料の活用結果をは握し、どのような資料が有効か、また、どのような収集方法が効率的かについて分析を行い、じ後における資料収集事務の改善を図る。

口 所得税関係

申告納税制度の趣旨に沿った事務運営 を行うため、次の点に配意しつつ事後調 査体系の一層の定着に努める。

(イ) 納税者が、自ら課税標準について正 しい計算を行い、また、その経営を合 理化していくためには、日々の取引を 正確に記録する慣習がその前提とな る-

この記帳慣習を育成していくため、 青色申告制度はその中核をなすもので あるから、今後も引続き、青色申告者 の増加に積極的に努力するとともに、 適切な指導又は調査を通じて、青色申 告者の質的水準の向上を図る。

なお、その普及及び指導については、地方公共団体及び関係民間団体の協力を積極的に求め、また、これらの団体の指導の対象となった事案につい

ては、それぞれの実情に応じ、その指導の効果が生かされるよう配意する。

- (n) 確定申告期における納税相談は、そのための来署依頼を原則として行わず、申告書の作成に必要な事項について相談を行うこととし、納税者自身による自発的な申告の慣行を定着させるよう努める。
- (ハ) 調査は、事後調査を主体として実施するが、調査対象選定のための申告審理事務は、細かいものを省略して効率的な処理を図るなど合理的運営に努める。

また、事後処理についても高額中心 に行うとともに、適正申告を行う納税 者を長期的に育成していく見地から運 営する。

- (二) 営庶業所得者については、白色申告者と青色申告者の別及び所得者層の別に応じて適切な指導及び調査を行うこととし、白色申告者に対しては青色申告者より高い調査割合を確保するとともに、高額所得者を中心として調査内容の充実に努める。
- (ホ) その他所得者については、所得のは 握が困難であるので、その管理及び調 査について相当の努力をする必要があ る。従って、調査技法の開発に努める とともに、都会署におけるその他所得 の調査事務量を増加し、適切な調査対 象を選定し、充実した調査を行う。
- (へ) 一般農家に対する標準課税の事務及 び農外所得のは握については、地方公共 団体及び農業団体の積極的協力を求める こととし、特殊経営農家については、個 別調査・指導方式による。

ハ 法人税関係

(イ) 申告納税制度の下での法人税事務 は、自主的に適正な申告を行う法人を 着実に育成することを目標としなけれ ばならない。

このため、個々の法人の申告内容を 的確には握し、その内容に応じて質的 な区分を行い、指導によって適正な申 告が期待できる法人に対しては、きめ 細かな指導を根気よく行うとともに、 他方、大口、悪質な不正を行っている 法人又は不正計算を繰返している法人 に対しては、常に徹底した調査を行い、調査を通じてその是正を図るな ど、その実態に即した指導又は調査を 行う。

- (ロ) 法人の質的区分に応じた事務運営の体制は、年々の法人税事務の着実な積重ねの上にはじめて可能となるものであるから、法人に対する指導又は調査の際には握したその人的構成、帳票組織、内部けん制の状況等の情報は、申告内容の検討結果とともに、その都度確実に記録保存し、法人の長期的管理に資することに努める。
- (ハ) 法人数が年々増加し、取引が大型化かつ複雑化している現状において、法人の実態を的確には握するためには、職員一人一人の創意工夫によって、事務処理の効率化を図る必要がある。

このため、事務分担の方式については、あらかじめ業種又は地域等により分担を定め、同一の職員に調査・指導対象の選定から調査・指導及びその事後措置に至る一連の事務を担当させることを原則とし、個々の職員の責任を明確にし、その能力を最大限に発揮できる体制を確立することに努める。

二 源泉所得税関係

源泉徴収制度の運営の適否は、源泉徴収義務者のこの制度に対する理解と認識のいかんによって影響されるところが大きいことに顧み、指導をその事務運営の基本として、優良な源泉徴収義務者の育成に努める。また、管理が多元化している現状に対処し、源泉所得税事務に関する責任体制を明確にして、その事務処理の的確化が図られる管理体制を確立する

このため、源泉所得税事務における施策の重点を次の諸点に置く。

- (イ) 源泉徴収義務者のは握は、源泉所得税事務の基盤となるものであるから、あらゆる機会を通じて源泉徴収義務者を確実には握することに努める。また、その業種、業態、規模等に応じて適切な指導を行い、関係法令、通達等その制度の周知徹底を図り、優良な源泉徴収義務者の育成に努める。
- (ロ) 法源同時調査及び所源同時調査の体制は、調査事務の効率的な運営、納税者感情などの見地から設けられたことに顧み、一層これを推進する。源泉単独調査をはじめとするその他の事務については、専担制による事務運営の体制を確立し、これを中軸として源泉所得税事務に従事する職員の源泉徴収制度に対する認識を高め、事務処理の的確化に資する。
- (ハ) 源泉所得税に関する事務を所掌する 所得税及び法人税に関する部門並びに管 理・徴収部門の各職員は、他の事務系統 で所掌している事務との関連性を十分認 識し、それぞれの事務が一体として運営 されるよう、各事務系統間の連絡協調に ついて特段の努力を払う。

木 資産税関係

国民の生活水準の向上、資産の蓄積の 増大等に伴い、資産税の課税の適正化に 対する社会的要請がますます大きくなっ ている。

従って、資産税事務の運営に当っては、次の諸点に配意して適正な課税の実現に努める。

(イ) 資産税事務について、限られた人員 で適正かつ効率的な運営を行うため、 事務又は事案の重要度に応じてか働量 の重点的配分を行い、合理的な運営の 徹底に努める。

この場合、例えば譲渡多発署にあっては譲渡所得事務に重点を置くなど、 各署の実情に応じて各事務への適切な 事務量の配分を行うほか、必要に応じ 局員又は他署職員による応援を適切に 実施し、局署を通ずる機動的な事務運 営に努める。

(ロ) 資産税関係の納税者は、関係法令などになじみが薄い場合が多いので、地方公共団体及び税理士会、農業協同組合等の関係民間団体を通じて積極的な広報活動を行い、関係法令等の周知を図る。

また、税の相談日、譲渡所得の集合 説明会等の機会を活用して、自主的に 適正な申告がなされるよう適切な指導 を行うとともに、納付方法についても 必要な説明をする。

なお、来署依頼による納税相談を実施する場合、その対象の選定に当っては、少額事案を極力省略して高額重点の考え方を徹底するとともに、その後の事務処理が効率的にできるように十分配意する。

(ハ) 調査事務量を確実に確保するため、 納税相談事務の合理化、内部事務の簡素 化など事務処理の一層の効率化に努め る。

実地調査は、資産税の各税目を通じて脱漏税額の大きいと認められるものに重点を置き、各事案の内容に応じ必要かつ十分な調査日数を投下してこれを処理する。

特に譲渡所得事案については、事務 年度内の処理の完結にこだわることな く、他事務系統との連携調査等又は同 行調査を積極的に展開するよう配意す る。

(二) 財産評価の適否は、相続税、贈与税の適正・公平な課税に極めて大きな影響を及ぼすものであるから、評価基準の作成に当っては、その精度の向上に努め、評価基準の適用に当っては、評価財産の個別事情に即応した的確な運用に配意する。

2 調査査察関係

(1) 調査課事務運営の目標と重点事項 調査課所管法人及びその役職員は、我が

国経済界を主導する重要な役割を果しており、その社会的、経済的影響力は極めて大きく、それらの納税義務履行の動向が全納税者の納税道義に心理的効果を及ぼすという面からも、また、取引全体の公正明朗化を左右するという面からも、全納税者に与える影響は、極めて大きいといわなければならない。

従って、所管法人の実態を的確には握し、その法人に対し適正な課税を行い、また、必要に応じ役職員の当該法人と関連のある所得についても実態を明らかにし、その正しい課税の実現に資することは、全納税者の納税道義を高めるという税務行政の究極の目標を達成するために不可欠の課題である。

このような見地から、調査課の事務運営においては、所管法人の申告水準の向上を通じて、所管法人を含めた全納税者が自主的にその納税義務を履行する基盤を形成することをその究極の目的とし、次の事項を基本とする。

イ 不正所得等のは握

調査の基本目的は、取引の内容を解明 してその実態をは握することにある。従って、調査に当っては、単なる期間損益 の修正に意を用いすぎることなく、この 目的に従って取引の実態をは握し、特 に、大口、悪質な不正所得の発見に重点 を置くこととする。

ロ 申告水準向上策の積極化

所管法人に対する充実した調査を基として、申告に対する姿勢の改善を図るよう十分な指導を行い、申告が優良な法人の育成に努める。

また、この指導の効果をその法人の所 属業界、系列企業等に浸透させていくた めの施策を計画的かつ積極的に実施す る。

ハ 不正取引に係る資料源開発

不正取引の多くが取引当事者相互間の 通謀によっている現状に顧み、こうした 不正取引を徹底的に解明し、その一連の 資料を収集することは、調査の充実のため不可欠の要件である。所管法人は、取引系列の中枢をなしており、また、取引範囲も広いので、全税務的見地から、これを資料源として積極的に開発するよう努める。

(2) 査察事務運営の目標と重点事項

査察事務は、税務行政の一環として、悪質な脱税に対する刑事責任を追及して納税道義の高揚を図ることにより、申告納税制度の維持とその健全な発展に資することを目標としており、査察に期待される役割は今後ますます増大するものと考えられる。

このため、査察事務の運営に当っては、 次の点を基本とする。

イ 悪質、大口な脱税の摘発

査察事務の目的にかんがみ、真に社会的非難に値する悪質かつ大口な脱税の摘発に努めることとし、このため情報活動を一層充実し、情報源の新規開拓、情報技術の改善等を図って、査察対象の的確な選定を期する。

ロ 申告水準向上への十分な寄与

査察事務は、一般の税務運営の動向に 即し、全税務的基盤に立って運営される べきものであり、このため課税部門との 密接な連携の下に査察の効果が申告水準 の向上に十分寄与するよう配意する。

ハ 組織的、効率的な事務の推進

最近における脱税の広域化、手口の巧妙化に顧み、広域調査態勢の確立、調査技術の開発、向上等を図り組織的、効率的な事務運営に努める。

3 間税関係

(1) 間税事務運営の目標と共通の重点施策

間税事務運営においても、その目標は、 もとより正しい自主的な申告と納税が行わ れるような態勢を確立することにある。こ のため、納税者に対して適切な指導を行う とともに、調査及び犯則取締りについて は、納税者の実態に応じて一層の重点化を 図る。

今後の社会経済の発展に伴い、経済取引

の複雑化と広域化が進み、また、消費税関係を中心に課税対象が増加し、多様化するものと考えられる。これに伴い、間税行政の一層の多様化と高度化が要請されるが、税務行政全体の中における間税事務のあり方に配意しながら、この要請にこたえていくためには、間税事務全般にわたって、その刷新改善を進めることが必要である。

このような見地から、今後における間税 事務の運営に当っては、次の諸点に施策の 重点を置く。

イ 調査及び犯則取締りの重点化

調査事務については、網羅的又は画一的な運営に流れることのないよう、経営内容、取引形態、過去の諸事績などからみて必要度が高いと認められる調査対象を選定し、また、調査に当って重点を置くべき項目を抽出し、効率的かつ深度のある調査を行う。

また、犯則取締りは、大口かつ悪質な事案に対象をしぼって実施する。なお、 小口又は軽微な事案については、調査と 指導に重点を置いて処理し、じ後におけ る適正な申告と納税が得られるよう配意 する。

ロ調査事務の簡素化

調査事務の簡素化を図るため、的確な質的管理の下に重点的に調査対象を選定し、少額事案については極力調査省略を図るなど合理的な調査事務の運営に配意する。

ハ 広域運営の推進

間税関係の納税者の数、種類及び規模は、署によってかなり異なっており、このような傾向は今後とも大きくなるものと考えられる。従って、納税者に対する調査を各署単位で処理する事務方式では、大口又は重要な事案に対し徹底した調査及び犯則取締りを行うことが困難となる事態が生じ、また、間税職員の調査技能の向上の機会も十分に得られなくなるおそれがある。

このような事態に対処するため、調査

及び犯則取締りの広域的運営を進めていくものとし、局間税部監視部門による犯則取締りに加えて、局間税部調査部門において、大口又は複雑困難な事案に対する調査を行い、また、署段階における調査及び犯則取締りについても、署間の広域運営を積極的に推進する。

ニ 間税事務の一体的運営

間税関係の税目は多岐にわたっているので、事務計画の策定に当っては、各税目を通じて事務の重要度を総合的に判断し、重点的な計画を策定するよう配意する。また、間税事務にあっては、限られた職員が多くの税目を分担しているので、その執行に当っては、酒税、消費税を通ずる事務の一体的運営に努める。

ホ 直税間税統合統括官制署の犯則調査権 限の適切な行使

直税間税統合統括官制度の下においては、職員が常時又は随時、直税及び間税の両者について調査権限を有することになるので、間税の犯則取締りのための収税官吏の権限の付与及び行使に特に慎重を期する。

(2) 各事務の重点事項

イ 酒税関係

(イ) 酒税調査は、酒類製造者に重点を置く。調査事務の運営に当っては、調査対象を十分検討して選定するとともに、それぞれの実態に応じて調査項目を抽出し、重点的、効率的かつ深度のある調査を実施する。

なお、酒類の販売業者等に対する調査は、酒類製造者に対する調査を補完する観点から実施する。

また、有効な資料・情報を組織的かつ計画的に収集し、その活用を図ることとし、対象の選定を的確に行うよう配慮する。

(ロ) 犯則取締りは、大口かつ悪質な事案 に重点を置いて行うものとし、取締り に当っては、早期に事案の全ぼうをは 握して、適切な処理を図る。 なお、酒類の密造及び密輸入の防止 のため、啓発宣伝と効果的な取締りを 行う。

- (ハ) 酒類販売業免許については、免許制度を必要とする行政目的に配意するほか、酒類流通の効率化及び消費者の利便を十分考慮し、適正かつ弾力的な運用に努める。
- (二) 酒類業界を取巻く環境は極めて厳しく、今後は従来のような量的な拡大を期待することは困難であると認められる。

このような情勢に対処するため、業 者及び業界は自主的な合理化努力を一 層進めるとともに、節度ある生産と過 当な販売競争の是正に努め、企業基盤 の強化を図ることが要請される。

この考え方に基づき、業者及び業界団体に対し、適時適切な指導を行うこととする。

(ホ) 酒税保全担保の提供については、酒 類業者の経営状況等を常に的確には握 し、個々の実情に応じ、必要な限度に おいて担保を徴求するようその運営に 配意する。

口 消費税関係

(イ) 消費税は価格に織込まれて消費者へ 転嫁される建前のものであるから、納 税者に対し課否判定、課税標準の算定 などについて適切な事前指導を行わな ければ、じ後において事務執行上困難 な問題が生ずるおそれがある。及び 税者の実態のは握に努め、新製品の常 発、生産取引の形態の変化な指導を 極的に行う。この場合、新規又は定 極的に行う。この場合、新規又は を を を を を を のなど先例により難い事案に で な し、 行局署の連絡を密にして、 の 取扱いの統一と迅速な処理を図る。

なお、業種に共通な事項について は、業者団体、間税協力会業種別部会 等を通じ効果的な指導を行う。 (ロ) 調査は、大口又は重要な事案を対象に重点的に実施する。このため、納税者の実態を十分には握し、資料・情報を積極的に活用して、適切に調査対象を選定するとともに、それぞれの実態に応じて調査項目を抽出し、効率的な調査を行う。この場合、全国的規模の事案については、庁の指導の下に局間の連携を密にして企業単位の調査を行う。

また、少額納税者については、調査 を簡略化し、指導に重点を置いて処理 する。

なお、適正な申告を行わず、税務調査を妨害する者に対しては、き然たる態度でこれに臨み、課税の適正と納税秩序の維持に努める。

(ハ) 犯則取締りについては、資料・情報 活動を充実して的確に対象を選定すると ともに、徹底した調査により早期にその 全ぼうをは握し、適切な見通しの下に効 率的に処理する。

なお、軽微な非違事項については、 指導によりその誤りを是正させるよう に配意する。

(二) 資料・情報事務については、直税関係部門との連携を保ちつつ、組織的かつ計画的に有効な資料・情報の収集に努め、一元的な管理の下にその効果的な活用を図る。

ハ 鑑定関係

- (イ) 酒類、揮発油等の分析、鑑定に当っては、これが間接税の適正かつ公平な課税を実現するための基礎であることを深く認識し、正確かつ迅速に行うとともに、関係部課等と緊密な連携を保ち、その適正な運営に努める。
- (ロ) 酒類製造者に対する技術指導に当っては、酒類行政全般の動向をは握し、企業の合理化と業界の近代化を技術面から推進して、良質な酒類の安定的供給に資するよう努める。また、公害防止に関しては、主務官庁と連携を保ち

つつ適切な指導を行う。

(ハ) 近年、分析法は顕著な発展を遂げ、 また、技術革新に伴い石油工業をはじめとする関係業界の技術水準が急速に 進歩しているので、常に新知識の吸収 に努め、分析、鑑定能力の向上を図る とともに、調査手法の開発に努める。

4 徴収関係

(1) 徴収事務運営の目標と共通の重点施策

税務行政は、賦課事務とともに徴収事務が適正に行われることによって、はじめてその目的を達成することができる。徴収事務の遂行に当っては、このことを十分に認識し、租税債権の確実な管理と、その的確な徴収に努めることが必要である。

徴収事務の運営については、従来から確 実な債権管理を図るとともに、事務の合理 化、効率化について格段の努力を払ってき た結果、事務能率の向上には著しいものが あるが、更に今後の社会経済の進展に即応 するため、事務の合理的、効率的運営を図 ることが一層要請される情勢にある。

このような見地から、今後における徴収 事務運営の施策の重点を次の諸点に置く。

イ 自主納付意識の高揚

徴収事務の終極的な課題は、自主納付 態勢を確立することにある。

そのためには、的確な滞納整理の実施とあいまって、平素の事務を通じて、あらゆる機会を生かし、納税者の自主納付意識の高揚を図ることが肝要である。このため、賦課部門と一体となった納付指導、広報活動等による納税道義の高揚を図るとともに納税貯蓄組合、青色申告会、法人会等の関係民間団体の協力を得て納税思想の水準を高めるよう努める。

ロ 確実な事務処理と事務の合理化

徴収事務の基本は、租税債権を確実に 管理することにある。

今後においても、この基本にのっとり、事務の簡素化の要請と事務処理の確実性の保持との調整を図りつつ、一層の合理化に努める。

特に、電子計算組織による事務処理は、今後における事務合理化の基幹となるものであるので、徴収事務においてもその対象範囲の拡大を図るとともに、この組織の採用に伴って派生する諸問題についても、技術上の要請と行政上、事務上の要請との調和を図りつつ解決に努め、事務処理体制を整備する。

ハ 機動的事務運営と重点的な滞納整理

- (イ) 限られた人員で事務を能率的かつ円 滑に遂行するため、事務の重要度、時 宜に応じた合理的な事務計画を策定す るとともに、管理・徴収両事務の特質 と差異に着目しつつ管理事務の平準化 を図るため、時期的な繁閑に応じて、 両事務を通ずる機動的運営を図る。
- (ロ) 滞納整理に当っては、情報管理を的確にし、滞納者個々の実情に即した整理の進展を図るとともに、整理対象事案の増大に対処するため、その質的管理に十分配意し、重点的、効率的な滞納整理を行う。

(2) 各事務の重点事項

イ 管理関係

- (イ) 租税債権を確実に管理するには、賦 課部門との連絡を円滑に行うことが肝 要であり、このため、申告書、更正決 定決議書等の回付、納税者の異動に伴 う処理、事故原符の調査等につき、連 携の強化、協力体制の確立に努める。
- (ロ) 管理事務の現状に顧み、繁忙期における事務処理を円滑に行うことは、運営上特に留意を要することであり、今後における事務量の増加に対処するためにも、その事務の実態を十分には握し、分析した上、実情に応じて、非常勤職員の活用、各種事務の処理時期の調整、納付相談事務の合理化及びその際における賦課部門との協調等について検討し、総合的、重点的な事務運営を図る。
- (ハ) 物納延納の許可事務については、常 に進行管理を的確にするとともに、許否

- の方向を速やかに決定し、迅速、適正な 事務処理を行うことに努める。このた め、賦課部門との連絡協調、財務局等の 関係機関との協議、納税者の指導等を積 極的に行うよう配意する。
- (二) 振替納税制度については、引続きその普及を図ることとし、勧奨に当っては、納税貯蓄組合、青色申告会、金融機関等の協力を得るよう特に配意する。
- (ホ)納税貯蓄組合の指導に当っては、税 務行政全般に対するよき理解者、よき 協力者層の拡大に資する見地から、納 税資金の貯蓄、期限内納付の指導等の ほか税務に関する広報を中心とした諸 施策を推進するとともに、青色申告 会、法人会等の関係民間団体との連携 等を通じて活発な活動を行えるよう配 意する。

口 滞納整理関係

(イ) 租税負担の公平の理念は、適正に課された租税を確実に徴収することによってはじめて達成されるものであり、滞納整理に当っては、この点を十分に認識し、国税徴収法その他関係諸法の定めるところに従い、適正に処分を執行しなければならないものである。

また、常に、賦課部門との連携に心掛け、納税者から課税についての疑問が出された場合には、早急に賦課部門へ連絡してその解決を図るなど適切な措置を講ずる。

なお、租税の徴収に当っては、第三 者の権利と競合する場合が少なくない ので、その権利の尊重に留意するとと もに、法律に定められた諸制度の運用 については、いやしくも拡張解釈によ る不当な処分や不十分な調査による安 易な処分を行うことのないよう配意す る。

(ロ) 滞納整理に当っては、大口滞納者、 悪質滞納者、その他の早期に保全を要 する滞納者に対する処理の充実を図

- り、必要に応じて訴えを提起するな ど、継続的な質的整理を促進する。こ れらの滞納者以外のものについては、 通信による催告を主体とした滞納整理 方式の活用を図る。
- (ハ) 管理者は、効率的な滞納整理を推進するため、大局的見地からの諸施策の決定、重点整理対象の選定、整理の進ちよく状況のは握などに十分留意し、進行管理の徹底に努める。
- (二) 滞納整理事務を効果的に運営するため、局署の実情に応じて、職員の重点的配置を行い署間の広域運営による滞納整理の推進を図る。また、滞納の都市集中化に対処して署の滞納整理を促進するため、局国税徴収官による機動的な応援体制の強化を考慮する。

5 不服申立て関係

- (1) 異議申立て関係
 - イ 異議申立事案の調査に当っては、その 異議の申立てが原処分に対する不満から 生じたものであることに顧み、その申立 てがなされた事情等について、その異議 のあるところを十分くみ取り、公正妥当 な処理に努めることはもちろんである が、他面、安易な妥協を排除して、正し い課税標準のは握に努める。
 - ロ 異議申立事案の早期処理については、 改善の跡が認められるが、更に一層処理 の促進に努め、いやしくも事務の進行管 理が不十分なためにいたずらに日時を経 過することのないよう、また、処理の内 容については、審理が不十分であるため 異議申立段階で処理することができる問 題についてまで、その解決を審査請求段 階に持越したりすることのないよう、管 理の充実を図る。

(2) 審査請求関係

国税不服審判所における裁決は、賦課徴収に当る処分庁から独立した立場において、かつ、行政部内として最終的に行う判断であるから、事案の処理に関係のあるすべての者は、それぞれ次の諸点に十分配意

するとともに簡易迅速な手続による国民の 権利救済が行政不服審査制度の主要な目的 となっていることにかんがみ、審査請求事 案の効率的な処理に努める。

イ 総額主義に偏することなく、争点主義 の精神を生かして審理するのであるか ら、審査を申立てられた事項、答弁書に 記載された事項、更に審査請求人の反論 内容を基礎として審理を行う。

このため、必要がある場合には、審査 請求の趣旨、理由が明らかになるよう補 正を求めるなどの措置を講ずるととも に、他方、原処分庁においても、当該趣 旨、理由に対し具体的に答弁することに よって、争点の明確化に努める。

- ロ 合議体の構成員は、議決につきそれぞれ独立した権能を与えられている趣旨に顧み、合議に当っては、各人が十分に意見を開陳し、公正妥当な結論に到達するよう議を尽す。
- ハ 調査、審理に当っては、不服申立手続 上の諸権利を尊重するとともに、質問検 査権の行使に当っても、審査請求人の正 当な権利利益の救済の趣旨に反しないよ う留意する。

なお、審査請求人の主張に相当の理由 があると認めるときは、支障のない限り、 徴収の猶予、滞納処分の続行停止等の措 置を講ずるよう、徴収の所轄庁に求める。

平成 27 年度税制改正の大綱の概要

(平成 27 年 1 月 14 日 閣議決定)

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、成長志向に重点を置いた法人税改革、高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化等のための税制上の措置を講ずる。地方創生に取り組むため、企業の地方拠点強化、結婚・子育ての支援等のための税制上の措置を講ずる。さらに、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率の10%への引上げ時期の変更等のための税制上の措置を講ずる。BEPSプロジェクト等の国際的取組を踏まえ、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和に向けた税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置その他所要の税制上の措置を講ずる。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

個人所得課税

O NISAの拡充

- ・ジュニアNISAを創設(20歳未満の者の口座開設を可能に。年間投資上限額80万円)。
- ・投資上限額を引上げ(年間100万円⇒120万円)。

○ 住宅ローン減税等の適用期限の変更

・住宅ローン減税の拡充等の措置について、その適用期限を1年半延長(平成29年 12月31日まで⇒平成31年6月30日まで)。

○ 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設

・時価1億円以上の有価証券等を有する等一定の要件に該当する者が国外に転出する際に、その有価証券等の譲渡等をしたものとみなして課税する特例を創設。

〇 ふるさと納税の拡充

- ・特例控除額の拡充(上限:個人住民税所得割額の1割⇒2割)。
- ・返礼品送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請。
- ・申告手続の簡素化(確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、 ワンストップで控除を受けられる仕組みを導入)。

資産課税

○ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

・適用期限を延長した上で拡充(非課税枠:1,000万円⇒最大3,000万円)。

○ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

・子や孫の結婚・出産・育児に要する資金の一括贈与に係る非課税措置を創設 (非課税枠:1,000万円)。

〇 成長志向に重点を置いた法人税改革

・ 法人税率の引下げ等

	現行
法人税率	25.5%
法人事業税所得割(標準税率)	7.2%
(参考) 国・地方の法人実効税率	34.62%

27年度	28年度
23.9%	23.9%
6.0%	4.8%
32.11%	31.33%
(△ 2.51%)	(▲3.29%)

- ・課税ベースの拡大等
 - 欠損金繰越控除の見直し

(大法人の控除限度 現行:所得の80%⇒27年度:65%⇒29年度:50%)

-受取配当等益金不算入の見直し

(現行:持株比率25%未満は50%、25%以上は100%益金不算入

⇒5%以下は20%、5%超1/3以下は50%、1/3超は100%益金不算入)

- 一法人事業税の外形標準課税の拡大(現行:1/4→27年度:3/8→28年度:1/2)
- -租税特別措置の見直し(後掲)
- ・所得拡大促進税制等の見直し
 - 給与等支給増加割合の要件の見直し

(現行:基準年度比27年度+3%→28年度+5%→29年度+5%

⇒27年度+3%→28年度+4% (中小+3%) →29年度+5% (中小+3%))

-法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合に、法人事業税(外形標準課税)において、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度を導入

〇 地方拠点強化税制の創設

・地域再生法の改正を前提に、地方拠点建物等を取得した場合の投資減税の創設 や雇用促進税制の拡充を行う。

〇 和税特別措置の見直し

- ・研究開発税制の見直し(控除限度額の総枠は「法人税額の30%」を維持しつ つ、特別試験研究費の控除限度を別枠化(5%)。限度超過額の繰越制度を廃 止)
- 生産等設備投資促進税制の廃止
- ・太陽光発電設備の即時償却の廃止 等

消費課税

- 消費税率(国・地方)10%への引上げ時期の変更等
 - ・平成27年10月1日から平成29年4月1日へと変更。
 - ・景気判断条項(国税に係る税制抜本改革法附則18条3項及び地方税に係る税制抜

本改革法附則19条3項)を削除。

○ 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

・国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引を 消費税の課税対象とする。

〇 たばこ税(旧3級品)の見直し

・旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率を段階的に縮減・廃止。

〇 車体課税の見直し

- ・エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税)について、減免税車の対象範囲を 見直した上で、適用期限を2年延長。
- ・軽自動車税について、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を導入。二輪車に係る税率の引上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期。

〇 狩猟税の見直し

・対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録を非課税(現行:1/2)とする措置等を、平成 30年度(平成31年3月31日)まで実施。

国際課税

〇 外国子会社配当益金不算入制度の適正化

・外国子会社において損金に算入される配当を外国子会社配当益金不算入制度の 適用対象から除外。

〇 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換制度の整備

・非居住者の金融口座情報の自動的交換のため、金融機関に対し非居住者の金融 口座情報の報告を求める制度を整備。

納税環境整備

〇 財産債務明細書の見直し

・提出基準、記載事項等を見直し。

○ マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置

・銀行等に対し預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することを義務づけ。

関税

〇 指定薬物の水際における取締り強化

・指定薬物を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加。

暫定税率等の適用期限の延長

平成27事務年度国税庁関係主要日誌

年 月	日	国	税	庁		玉	会	•	税	制	改	正	等
平成27.7	7	国税庁幹部異動											
		官職	新	旧									
		国税庁長官	中原 広 林 信光 星野 次彦 佐川 宣寿 川嶋 真 藤田 博一 大久保 修身 小口 一彦 演田 敏彰 松村 武人 川上 尚貴 藤田 博一 村中 健一 志村 仁 大四 淳也 垣水 純一 中尾 睦 新 旧 集崎 澄哉 上羅 豪 (7月7日発令済) 中中 光史 大久保 修身 (7月7日発令済) 鳴島 安雄 吉田 寿彦 渡邉 定義 岡本 忍 谷口 裕之 橘 光伸 土屋 雅一 池田 健康 地田 健康 伊藤 義之 野田 敏幸 名賀石 衛 伊藤 義之 野田 敏幸										
		国税庁次長	星野 次彦	佐川 宣寿									
		国税庁課税部長	川嶋	藤田 博一									
		国税庁徴収部長	大久保 修身	古賀明									
		税務大学校長	小口 一彦	濵田 敏彰									
		関東信越国税局長	松村 武人	川上 尚貴									
		名古屋国税局長	藤田 博一	村中 健一									
		広島国税局長											
		福岡国税局長	垣水 純一	中尾 睦									
	10	国税庁幹部異動											
		官職	新	旧									
		国税庁長官官房審議官	柴﨑 澄哉										
		札幌国税局長	田中 光史										
		高松国税局長	鳴島 安雄	吉田 寿彦									
		熊本国税局長	渡邉 定義	岡本 忍									
		沖縄国税事務所長	谷口 裕之	橘 光伸									
		札幌国税不服審判所長	土屋 雅一	池田 健康									
		仙台国税不服審判所長	池田 健康	伊藤 義之									
		名古屋国税不服審判所長		名賀石 衛									
		広島国税不服審判所長	伊藤 義之	野田 敏幸									
	11	関東信越国税不服審判所長異動											
		(新)玉川 雅之 (旧)平沼	貞次(3月31日発令	`済)									
	14	国税専門官採用試験第2次試験	実施(~22日)										
	21	仙台国税局長異動 (新)小原 昇 (旧)川嶋	真(7月7日発令	済)									
	22	税務大学校本科第52期生200人研	肝修開始(~28年 6	6 月23日)									
平成27.8	18	第 65 回税理士試験(~8月 20	小原 昇 (旧)川嶋 真(7月7日発令済) 大学校本科第52期生200人研修開始(~28年6月23日) i 回税理士試験(~8月20日)										
	19	税務大学校専科第42期生706人研	肝修開始(~28年: 	2月25日)									
		税務大学校地方研修所(札幌・仙台・関東信越・東京・名古屋・大阪・広島・熊本)において専攻税法研修第6期生1,065人研修開始 (~9月17日)											
		税務大学校国際科第37期生100人研修開始(~12月24日)											
		税務大学校評価特別研修第3期生20人研修開始(~12月3日)											
平成27.9	6	税務職員採用試験第1次試験実施			-								
	8	税務大学校専攻科第9期生100月	務大学校専攻科第9期生100人研修開始(~12月24日)										

	年 月	日	国 税 庁	国 会 ・ 税 制 改 正 等						
	平成27. 9		阪・広島・熊本)において専攻税法研修第6期生1,065人研修修了							
(元) 海田 温彦 (田) 海田 村舎 (田) 海田 村舎 (田) 海田 村舎 (田) 海田 八年 (田) 本田 田田	# No= 10									
14 ・ ・	平成27.10	1								
16 国民庁本年勤務者表彰式(氏官表彰1,052人、審判所長表彰13人) 18 課務者組用試験者 2 次試験主題 13 状の療・ 実験に違いにおいて国民庁間係者の人(衡率47人、実業22人)(受える13 日全) 14 2 2 2 2 2 2 2 2 2		14								
平成27.11 8 経験者須用政験者 2次試験支施 13 次の費率、表等在達定に231Vで區投行関係者69人(競率47人、表字22人)全定(31日名) 24 第450分子包括支管会合関艦(~2m1) (20) 24 第450分子包括支管会合関艦(~2m1) (20) (20) 「平成28年度規劃交生大綱」関議決定(24日) 30 経路子報用試験第3次就快業施(~12月1日) 「平成28年度規劃交生大綱」関議決定(24日) 「平成28年度規劃交生大綱」関議決定(24日) (21日) 「平成28年度月業院議決定(24日) 中成28年度子業院議決定(24日) 中成28年度子業院議決定(24日) 中成28年度子業院議決定(24日) 中成28年度子校院議決定(24日) 中成28年度子校院議決定(24日) 中成28年度子校院委任業計画、2000年度 第190回通常医会召集(4日) 中域28年度子業院議決定(24日) 中域28年度子院院職決定(24日) 第190回通常医会召集(4日) 第190回通常医会召集(4日) 中域28年度子院院職決定(24日) 第190回通常医会召集(4日) 第190回通常医会召集(4日) 第190回通常医会召集(4日) 第190回通常医会召集(4日) 第190回通常医会召集(4日) 第190回通常医会召集(4日) 第190回通常医会召集(4日) 第190回通常医会召集(4日) 第190回通常医会召集 (4日) 第190回通常医会召集(4日) 第190回通常会召集(4日) 第190回通常会召集(4日) 第190回通常医会召集(4日) 第190回通常医会召集(4日) 第190回通常医会召集(4日) 第190回通常医会召集(4日) 第190回通常会召集(4日) 第190回通常会召集(4日) 第190回通流会工会公集工会公集工会公集工会公集工会公集工会公集工会公集工会公集工会公集工会公		16	国趋庁永任勤務考表彰式(長官表彰1,052人 案判所長表彰13人)							
13 秋の熟産・豪産伝達大において回程庁関係者9人(熟年47人、後年22 人)交替(3日発作) 30 起腺者採用試験等 3 次試験実施(一12月1日) 30 起腺者採用試験等 3 次試験実施(一12月1日) 1 第70回回放资源金段理士分科会開催	平成27.11									
24										
平成27.12 3 税 大学校評価特別所修第 3 期生20人研修修丁 「平成28年度免罰改正大利」開議決定(24日) 11 第70回回稅審議会稅理土分科会開營 「平成28年度予算業開議決定(24日) 24 第71回回稅審議会稅理土分科会開營 (股務大学校回股特務3 期生100人研修修丁 (股務大学校回股特務3 期生100人研修修丁 25 東京 (旧) 地野 隆二 第19回通常国会召集(4日) 平成28.2 25 稅務大学校専科等記期生70人研修修丁 第19回通常国会召集(4日) 平成28.3 22 稅務大学校申募稅犯期生70人研修修丁 「所得稅法等の一部を改正する法律案」成立の計算を設定している場合を設定している場合を設定している場合を表している。またまではいる場合を表している場合を表している。またまではいる場合を表している場合を表している。またまではいる場合を表している。またまではいる場合を表している場合を表している。またまではいる場合を表している。またまではいる。またまではいる場合を表している。またまではいる。またま		24								
1	_	30	経験者採用試験第3次試験実施(~12月1日)							
1	平成27.12	3	税務大学校評価特別研修第3期生20人研修修了							
24 第71回順係書議会税理士分科会開催 税務大学校国際料第37期生100人研修修了 税務大学校国際科第37期生100人研修修了 税務大学校画稅行政研修第3期生17人研修開始(~5月31日) 第190回通常国会召集(4日) 第190回通常国会召集(4日) 第190回通常国会召集(4日) 第190回通常国会召集(4日) 第17回回税 審議会本会開催 第17回回税 事務会本会開催 第17回回税 事務会本会開催 第17回回税 事務会本会開催 第17回回税 事務中所長 坂元・弘一 伊藤 義之 高松回税不服審判所長 坂元・弘一 伊藤 義之 高松回税不服審判所長 東京・大阪 中華 義之 高松回税不服審判所長 東京・大阪 中華 義之 高松回税不服審判所長 東京・大阪 中華 義之 高松回税 所属 (旧) 島山 後 国税 明管税 同談会格者 1.151人採用 現稅 明空税 月試験合格者 1.151人採用 現稅 明空税 日本 (日) 長田 税務大学校開力研修所 (関東信護・東京・大阪) において普通科第 76 期生 703人研修開始(~29年3月28日) 日本		11	第70回国税審議会税理士分科会開催							
税務大学校国際科第37期生100人研修修下 税務大学校国際科第37期生100人研修修下 税務大学校直及科第3期生100人研修修下 税務大学校直投行政研修第3期生17人研修開始(~5月31日) 第190回通常国会召集(4日) 第17回国税需据会不会開催		18	第65回税理士試験合格者835人発表							
一		24	第71回国税審議会税理士分科会開催							
平成28. 1 14 税務大学校港税行政研修第3期生17人研修開始(~5月31日) 第190回通常国会召集(4日) 25 東京国稅不服審判所長異動 (新)山西 宏紀 (旧)畑野 隆二			税務大学校国際科第37期生100人研修修了							
1	_		税務大学校専攻科第9期生100人研修修了							
(新)山西 宏紀 (旧)畑野 隆二	平成28. 1	14	税務大学校酒税行政研修第3期生17人研修開始(~5月31日)	第190回通常国会召集(4日)						
平成28. 2 25 税務大学校専科第42期生704人研修修了 平成28. 3 22 第17回国稅審議会本会開催 (29日) 28 稅務大学校地方研修所(関東信越・東京・大阪)において普通科第75 期生680人研修修了 (29日) 31 国稅庁幹部異動 旧 広島国稅不服審判所長 坂元 弘一 伊藤 義之高松国稅不服審判所長異動(所)增用 除 (1日)島山 除 国家公務員総合職試験等合格者 10人採用 国稅専門官採用試験合格者 1,154人採用 (液)增用 除 (1日)島山 除 国家公務員総合職試験等合格者 1,154人採用 税務職員採用試験合格者 73人採用 経験者採用試験合格者 24人採用 経験者採用試験合格者 24人採用 5 稅務大学校研究科第 52 期生 24人研修開始 (~29年6月15日) 稅務大学校校地力研修所(関東信越・東京・大阪)において普通科第 76 期生 703人研修開始 (~29年3月28日) 6 第 25 回日韓稅務長官会合開催 稅務大学校時門官基礎研修第 46 期生 1,177人研修開始 (~6月24日) 12 日中稅務長官会合開催 稅務大学校地方研修所(関東信越・東京・名古屋・大阪)において中等科第 3 期生 646 人研修開始 (~6月23日)		25	東京国税不服審判所長異動							
平成28.3 22 第17回国税審議会本会開催 「所得稅法等の一部を改正する法律案」成立 (29日) 28 稅務大学校地方研修所 (関東信越・東京・大阪) において普通科第75 期生680人研修修所 (関東信越・東京・大阪) において普通科第75 期生680人研修所 (関東信越・東京・大阪) において普通科第75 東京・名声量・大阪) において普通科第76 東京・名声量・大阪) において普通科第76 東京・名声量・大阪) において普通科第76 期生703 人研修開始 (平29 年6月15日) 税務大学校地方研修所 (関東信越・東京・大阪) において普通科第76 期生703 人研修開始 (~29 年3月28日) 6 第25 回日韓稅務長官会合開催 税務大学校専門官基礎研修第46 期生1,177人研修開始 (~6月24日) 12 日中稅務長官会合開催 税務大学校地方研修所 (関東信越・東京・名声量・大阪) において中等科第3期生646人研修開始 (~6月23日)			(新)山西 宏紀 (旧)畑野 隆二							
28	平成28. 2	25	税務大学校専科第42期生704人研修修了							
28	平成28. 3	22								
官職 新 旧 広島国税不服審判所長 坂元 弘一 伊藤 義之 高松国税不服審判所長 森若 代志雄 深井 剛良 平成28. 4 1 国税不服審判所長異動 (新)増田 稔 (旧) 畠山 稔 国家公務員総合職試験等合格者 10 人採用 国税専門官採用試験合格者 703 人採用 税務職員採用試験合格者 703 人採用 2 経験者採用試験合格者 703 人採用 経験者採用試験合格者 24 人採用 5 税務大学校地方研修所(関東信越・東京・大阪)において普通科第76 期生 703 人研修開始(~29 年 6 月 15 日) 税務大学校地方研修所(関東信越・東京・大阪)において普通科第76 期生 703 人研修開始(~29 年 3 月 28 日) 6 第 25 回日韓稅務長官会合開催 稅務大学校専門官基礎研修第 46 期生 1,177 人研修開始(~6 月 24 日) 12 日中稅務長官会合開催 稅務大学校地方研修所(関東信越・東京・名古屋・大阪)において中 等科第 3 期生 646 人研修開始(~6 月 23 日)		28								
広島国税不服審判所長 坂元 弘一 伊藤 義之 高松国税不服審判所長 高松国税不服審判所長 森若 代志雄 深井 剛良 平成28.4 1 国税不服審判所長異動 (第)増田 稔 (旧)島山 稔 国家公務員総合職試験等合格者 10人採用 国税専門官採用試験合格者 703人採用 接験者採用試験合格者 703人採用 経験者採用試験合格者 24人採用 5 税務大学校研究科第 52 期生 24人研修開始(~29年6月15日) 税務大学校地方研修所(関東信越・東京・大阪)において普通科第76 期生 703人研修開始(~29年3月28日) 6 第 25 回日韓稅務長官会合開催 税務大学校専門官基礎研修第 46 期生 1,177人研修開始(~6月24日) 12 日中稅務長官会合開催 税務大学校地方研修所(関東信越・東京・名古屋・大阪)において中等科第 3 期生 646人研修開始(~6月23日)		31	国税庁幹部異動							
再校国税不服審判所長 森若 代志雄 深井 剛良 平成28.4 1 国税不服審判所長異動 (新)増田 稔 (旧)島山 稔 国家公務員総合職試験等合格者 10 人採用 国税専門官採用試験合格者 1, 154 人採用 税務職員採用試験合格者 703 人採用 経験者採用試験合格者 24 人採用 5 税務大学校研究科第 52 期生 24 人研修開始 (~29 年 6 月 15 日) 税務大学校地方研修所 (関東信越・東京・大阪) において普通科第 76 期生 703 人研修開始 (~29 年 3 月 28 日) 6 第 25 回日韓税務長官会合開催 税務大学校専門官基礎研修第 46 期生 1, 177 人研修開始 (~6 月 24 日) 12 日中税務長官会合開催 税務大学校地方研修所 (関東信越・東京・名古屋・大阪) において中等科第 3 期生 646 人研修開始 (~6 月 23 日)			官 職 新 旧							
(新)増田 稔 (旧) 畠山 稔 国家公務員総合職試験等合格者 10 人採用 国税専門官採用試験合格者 1, 154 人採用 税務職員採用試験合格者 703 人採用 経験者採用試験合格者 24 人採用 5 税務大学校研究科第 52 期生 24 人研修開始 (~29 年 6 月 15 日) 税務大学校地方研修所 (関東信越・東京・大阪) において普通科第 76 期生 703 人研修開始 (~29 年 3 月 28 日) 6 第 25 回日韓税務長官会合開催 税務大学校専門官基礎研修第 46 期生 1, 177 人研修開始 (~6 月 24 日) 12 日中税務長官会合開催 税務大学校地方研修所 (関東信越・東京・名古屋・大阪) において中等科第 3 期生 646 人研修開始 (~6 月 23 日)										
国家公務員総合職試験等合格者 10 人採用 国税専門官採用試験合格者 1, 154 人採用 税務職員採用試験合格者 703 人採用 経験者採用試験合格者 24 人採用 5 税務大学校研究科第 52 期生 24 人研修開始 (~29 年 6 月 15 日) 税務大学校地方研修所(関東信越・東京・大阪)において普通科第76 期生 703 人研修開始 (~29 年 3 月 28 日) 6 第 25 回日韓税務長官会合開催 税務大学校専門官基礎研修第 46 期生 1, 177 人研修開始 (~6 月 24 日) 12 日中税務長官会合開催 税務大学校地方研修所(関東信越・東京・名古屋・大阪)において中等科第 3 期生 646 人研修開始 (~6 月 23 日)	平成28. 4	1	国税不服審判所長異動							
国税専門官採用試験合格者 1, 154 人採用 税務職員採用試験合格者 703 人採用 経験者採用試験合格者 24 人採用 5 税務大学校研究科第 52 期生 24 人研修開始 (~29 年 6 月 15 日) 税務大学校地方研修所 (関東信越・東京・大阪) において普通科第 76 期生 703 人研修開始 (~29 年 3 月 28 日) 6 第 25 回日韓税務長官会合開催 税務大学校専門官基礎研修第 46 期生 1, 177 人研修開始 (~6 月 24 日) 12 日中税務長官会合開催 税務大学校地方研修所 (関東信越・東京・名古屋・大阪) において中 等科第 3 期生 646 人研修開始 (~6 月 23 日)			(新)増田 稔 (旧) 畠山 稔							
 税務職員採用試験合格者 703 人採用 経験者採用試験合格者 24 人採用 5 税務大学校研究科第 52 期生 24 人研修開始 (~29 年 6 月 15 日) 税務大学校地方研修所(関東信越・東京・大阪)において普通科第76 期生 703 人研修開始 (~29 年 3 月 28 日) 6 第 25 回日韓税務長官会合開催 税務大学校専門官基礎研修第 46 期生 1,177 人研修開始 (~6 月 24 日) 12 日中税務長官会合開催 税務大学校地方研修所(関東信越・東京・名古屋・大阪)において中等科第 3 期生 646 人研修開始 (~6 月 23 日) 			国家公務員総合職試験等合格者 10 人採用							
経験者採用試験合格者 24 人採用 5 税務大学校研究科第 52 期生 24 人研修開始 (~29 年 6 月 15 日) 税務大学校地方研修所 (関東信越・東京・大阪) において普通科第 76 期生 703 人研修開始 (~29 年 3 月 28 日) 6 第 25 回日韓税務長官会合開催 税務大学校専門官基礎研修第 46 期生 1,177 人研修開始 (~6月 24 日) 12 日中税務長官会合開催 税務大学校地方研修所 (関東信越・東京・名古屋・大阪) において中等科第 3 期生 646 人研修開始 (~6月 23 日)			国税専門官採用試験合格者 1, 154 人採用							
 税務大学校研究科第 52 期生 24 人研修開始 (~29 年 6 月 15 日) 税務大学校地方研修所 (関東信越・東京・大阪) において普通科第 76 期生 703 人研修開始 (~29 年 3 月 28 日) 第 25 回日韓税務長官会合開催 税務大学校専門官基礎研修第 46 期生 1,177 人研修開始 (~6 月 24 日) 日中税務長官会合開催 税務大学校地方研修所 (関東信越・東京・名古屋・大阪) において中等科第 3 期生 646 人研修開始 (~6 月 23 日) 			税務職員採用試験合格者 703 人採用							
税務大学校地方研修所(関東信越・東京・大阪)において普通科第76 期生703人研修開始(~29年3月28日) 6 第25回日韓税務長官会合開催 税務大学校専門官基礎研修第46期生1,177人研修開始(~6月24日) 12 日中税務長官会合開催 税務大学校地方研修所(関東信越・東京・名古屋・大阪)において中等科第3期生646人研修開始(~6月23日)			経験者採用試験合格者 24 人採用							
 税務大学校専門官基礎研修第 46 期生 1,177 人研修開始 (~6月 24日) 12 日中税務長官会合開催 税務大学校地方研修所(関東信越・東京・名古屋・大阪)において中等科第 3 期生 646 人研修開始 (~6月 23日) 		5	税務大学校地方研修所(関東信越・東京・大阪)において普通科第							
12 日中税務長官会合開催 税務大学校地方研修所(関東信越・東京・名古屋・大阪)において中 等科第3期生646人研修開始(~6月23日)		6	第 25 回日韓税務長官会合開催							
税務大学校地方研修所(関東信越・東京・名古屋・大阪)において中 等科第3期生646人研修開始(~6月23日)		<u> </u>	税務大学校専門官基礎研修第 46 期生 1,177 人研修開始(~ 6 月 24 日)							
		12	税務大学校地方研修所(関東信越・東京・名古屋・大阪)において中							
		13								

年 月	目	国	 税	庁	玉	会 •	税	制改	正	等
平成28.5	11	第10回0ECD税務長官会議開催								
7,7,20. 0	·									
	13	中原長官が人事院事務総長を訪ね、人事院総裁宛の給与等改善要望								
	17	中原長官が人事院事務総長を訪 書を手渡し、税務職員の給与等								
				主りる。						
	19	第72回国税審議会税理士分科会	開催							
	27	第73回国税審議会税理士分科会	開催							
	29	国税専門官採用試験第1次試験実施								
	31	税務大学校酒税行政研修第3期生17人研修修了								
平成28.6	3	第74回国税審議会税理士分科会開催								
	13	国税庁実務研修第20期生15人研修修了								
	15	税務大学校研究科第51期生23人	研修修了							
	17	国税庁幹部異動								
		官職	新	旧						
		国税庁長官	迫田 英典	中原 広						
		国税庁次長	飯塚 厚	星野 次彦						
		国税庁長官官房審議官	栗原 毅	貝塚 正彰 (6月7日発令済)						
		国税庁長官官房審議官	山名 規雄	柴﨑 澄哉						
		国税庁徴収部長	田中 光史	大久保 修身						
		国税庁調査査察部長	柴﨑 澄哉	中村 信行						
		税務大学校長	田中 修	小口 一彦						
		国税不服審判所次長	小鞠 昭彦	棚橋 裕之						
		札幌国税局長	山崎 浩二	田中 光史						
		仙台国税局長	中山 峰孝	小原 昇						
		東京国税局長	岡田 則之	池田 篤彦						
		金沢国税局長	橘光伸	伊藤 雅規						
		名古屋国税局長	垣水 純一	藤田博一						
		大阪国税局長 広島国税局長	藤田 博一 鑓水 洋	岡田 則之						
	18	関東信越国税局長異動	到E/八 十		-					
			\ _h _h _	15 D 3% A 141						
		(新)橋本 元秀 (旧								
	23	税務大学校本科第52期生197人研究大学校本科第52期生197人研究								
		一税務大学校地方研修所(関東信 中等利等2期生645人研修修了	i越・果泉・名古	座・天阪)において						
	24	中等科第 3 期生645人研修修了 税務大学校専門官基礎研修第46期生1,173人研修修了								
		†		li≥ 1						
	29	税務大学校税務理論研修第35回	生8人研修修了							
	30	関東信越国税不服審判所長異動								
		(新)片山 一夫 (旧)玉川	雅之							